

沈于衆、若火之燎于原、不可嚮  
邇、其猶可撲滅、則惟汝衆自作  
弗靖、非予有咎、

【古註本】 汝曷弗告朕、而胥動以浮言、恐沈于衆、曷何也、責其不以情告上、而相恐動、以浮言不徒、恐汝沈溺於衆、有禍害、若火之燎于原、不可嚮邇、其猶可撲滅、火炎不可嚮近、尙可撲滅、浮言不可信用、尙可刑戮絕之、則惟汝衆自作弗靖、非予有咎、我刑戮汝、非我咎也、靖謀也、是汝自爲非謀所致、

若汝等真切ならば、都がへのことは、宜しくござらぬと、幾度か諫むべきに、それをばせず、汝等は黙して、百姓に難澁を言立させ、かく騒動さすは何事ぞや、胥動以浮言するとは、流言と同じく、根なし言を言て、百姓をさばつさせるなり、恐沈于衆、恐くは汝等がすること、百姓の爲にはならぬ、彼等をして災害に沈溺させると云ふものじやと仰せらるゝなり、若火之燎云々して浮言によりて、百姓のわたと云て、さわ

ぎ立つは、譬は火の原を燎が如く、其勢ひ猛に、すさまじく、向ひ近づくべからず、其れ猶うちけすべけんやと云は、今百姓の理解を以て辨すべからざるを云なり、不可嚮近は、辨すべからざることを云ふ、古注はかく騒ぎ立つをも其猶可撲滅と、刑罰を以て靜にすべきを云、左傳などの文章にとりて書るときには、己が勝手に書きたるものなり、本文の意はちがふなり、古人も斷章取義と云て、詩などは格別なり、此をつかひたるにも、此になき字を加へて用たるものなり、隱公六年に、君子曰商書云、惡之易也如火之云云、又莊公十四年、君子曰商書所謂惡之易也云云、可撲滅者、其如蔡哀侯乎、又昭公二十二年に康誥子弗祗服厥父事、大傷厥考、心于父、不能字厥子、乃疾厥子、子弟弗念天顯、乃弗克恭、厥兄、兄亦不念鞠子哀、大不友于弟、惟弗思、不于我、政人得罪、と云を、在康誥曰父子兄弟罪不相及、と書たり、これにて文人の自由なるを知るべきなり、則惟汝衆云々諸役人より萬民に至るまで、われよりなすにあらず、自ら靖とやすからざることをなす、おれが方に仕おちは無、あやまちはない、皆汝がなす所也と仰せらるゝなり、靖を謀

と云注は、わるい、剛るべし、

遲任有言曰、人惟求舊器、非求  
舊、惟新、古我先王、暨乃祖乃父、  
胥及逸勤、予敢動用非罰、

【古註本】 遲任有言曰、人惟求舊器、非求舊、惟新、遲任古賢、言人貴舊器、貴新、汝不徒、是不貴舊、古我先王、暨乃祖乃父、胥及逸勤、予敢動用非罰、言古之君臣、相與同勞、逸、予孫所宜法之、我豈敢動用非常之罰、(魯、汝乎、)

遲任は、古の賢人なり、人惟求舊云々それ人は、ふるいがよい、舊とは才徳ある人は、老いばますます鍛練して、よくなる、軍も老将でなければ、勝はとられぬ、唯の人でさへ年よれば、物毎見聞の功積るにより、よきものなり、いはんや才徳ある人をやと云ふ、これは主にて、器は舊きより新きがよいと、客のあしらひに出したるものなり、しかるを、今茶湯と云ものは、皆新しきより、古器を玩ぶに至るは、聖言にも背に似たり、さて古我先王云々古への我先王方は、汝等

が先祖達と相與に、殷の天下を草創したるにより、苦勞すべきときには苦勞し、安逸すべきときには安逸したと仰せらるゝ、これを御當家に譬へば、三州勃興以來の御譜代にて、本多大久保榊原等の如きものなり、さるにより、かくしかりたりとて、予敢て汝等に非法の刑罰を加へんやと仰せらるゝなり、人惟求舊は、古我先王亦惟任舊人共政と暗應するなり、汝不徒是不貴舊の注は、よくない、けづるべし、此に非罰と云、次に非徳と云、前の予制乃短長之命と云、非予有咎と應するなり、これは罰不荷也と云ことなり、制するとして妄りには加へぬことを云なり、

世選爾勞、予不掩爾善、茲予大  
享于先王、爾祖其從與享之、作  
福作災、予亦不敢動用非徳、

【古註本】 世選爾勞、予不掩爾善、選數也、言我世世數汝功勤、不掩蔽汝善、是我忠於汝、茲予大享于先王、爾祖其從與享之、古者天子錄功臣、配食於廟、大享、蒸嘗也、所以不掩汝善、作福



作災予亦不敢動用非德善自作福惡自作災我不敢動用非罰加汝非德賞汝乎從汝善惡而報之

注に蒸嘗とあるは、蒸は霜月の祭りなり、嘗は八月の祭りなり、享と云は、十一月のまつりなり、世選爾勞云々先祖でも其方でも、手柄があれば選用たるからに、善をも、おほひかくしはいたさぬ、先王湯王太甲の伊尹を配せ祭る、

周禮の司勳凡有功者銘書於王之太常祭於大烝司勳詔之詩の大雅に、師尙父、時維鷹揚、涼彼武王、肆伐大商とあるも、武王に配せ祭る詩なればなり、せひ一代に一人人はあるものなり、おはせまつるの鬼神あり、作福作災、禍福は鬼神の所業なり、文言傳に大人與鬼神合其吉凶とあり、さらば、かくするからとうてするかとすると、非徳と非法の賞美を興るかとする、それもあたへはせぬと、非徳を非罰に對して賞不荷也と云ことを示し玉ふなり、善自作福は下につけて讀むの注にてあやまりなり、剛るべし、

予告汝于難若射之有志汝無

各長于厥居勉出乃力聽予一人之作猷

【古註本】各長于厥居勉出乃力聽予一人之作猷(盤庚勅臣下各思長於其居勉盡心出力聽從遷徙之謀)

長は、永久をはかるがよい、久しく始終のすまいにするなり、それじやから、苦勞なりとも、乃が力を出して、つとめはげめ、予がはかるは、良策じやから用ひよと、仰せられたるなり、

無有遠邇用罪伐厥死用德彰厥善邦之賊惟汝衆邦之不臧惟予一人有佚罰

【古註本】無有遠邇用罪伐厥死用德彰厥善(言遠近待之如一、罪以懲之、使勿犯、伐去其死道、德以明之、使勸慕、競爲善、邦之賊、惟汝衆、有善則衆臣之功、邦之不臧、惟予一人有佚罰、佚失也、是己失政之罰、罰己之義)

侮老成人無弱孤有幼

【古註本】予告汝于難若射之有志(告汝行事之難、當如射之有所準、志必中、所志乃善、汝無侮老成人、無弱孤、有幼、不用老成人之言、是侮老之、不徒則孤幼受害、是弱易之)

難は、國替することは、安からざるの難義じや、中篇には嗚呼今予告汝不易とあり、やすくない大事じや、志はあたる所に志すと云こと、しかし志はしらすと云ことにて、的の黒星のこと、目印と云ことであらん、うつらんとする正鵠を云ことにちかひない、鄭玄曰我告汝於我心至難矣、夫射者張弓屬矢而志在所射必中然後發之、爲政之道、亦如是也、以己心度之、可施於彼然後出之、汝無侮云々老成人は、上の思召も従ふがよいと云こと、それをば、老ぼれじやと云てあなどる、又遷ることは難きにより、目前の安きにつきて、うつらぬと、子孫の後害をおもはぬ、我一代よければよい、子共や孫には、かまはぬと云ふを、孤幼を弱しとすることなかれと云、有の字はつけ字なり、

無有遠邇は、親疎の差別なし、これも前の非罰非徳を承てかいた、伐は罰、彰は賞なり、罪を以ては、伐てそれしなしめん、徳あらば、彰はして其善をあらはさん、注の伐去其死道と云は、早く惡をせめて、死に至んとするの道を伐さらんとよむ、これは對句に讀しなり、然れども對に書ても、對によまずともよきなり、註は對によみしなり、邦之賊云々さて遷て繁昌に及べば、惟汝もろくのよきなり、又遷て萬々一あしくは、予一人罪を蒙るで有うと仰らるゝなり、周語には邦之賊則惟汝衆、邦之不臧、則惟予一人、是有佚罰、と則字二、是字一多くあるなり、是もと闕たるなり、

凡爾衆其惟致告自今至于後日各恭爾事齊乃位度乃口罰及爾身弗可悔



弗可悔、不從我謀、罰及汝身、雖悔可及乎、己が誠心實心を、凡爾の衆のもしもろにいたしつぐ、これから以後は、爾の職事をつとめよ、乃位を齊と敬肅せよ、度乃口とは、くだらぬことを言ひふらした逸言のことなどなく、前の吉言にとらむ、孝經、非先王之法言、不敢道と云にひとしく、浮言などせぬを云、言有則と云若恭齊度の三事をつし、まずんば罰及、爾身、其とき弗可悔と仰せきかされたりと、前の汝悔身何及と照して見るべし、

盤庚中第十

盤庚作惟涉河以民遷

【古註本】盤庚作惟涉河以民遷、爲此南渡河之法用民徙、

中篇は、民を引つれ玉ひ、河をわたり玉ふ半途にて、仰せわたされるなり、うつれる民、都がへのことを、いやじやくくと、兎角思ふるにより、丁寧告玉ふ、乃話民之弗率、誕告用亶、

【古註本】乃話民之弗率、誕告用亶、其有衆、咸造勿藝、在王庭、盤庚乃登進厥民、升進命使前、善言、民不循教、發善言、大告用誠於衆、咸造勿藝、在王庭、造至也、衆皆至王庭、無藝、慢、盤庚乃登進厥民、升進命使前、亶は、枕語と通じて、其にまことなり、民の上の思召にしたがはざるにより、誕とおほいに告るに、盤庚のまことを用てし玉ふなり、

其有衆咸造勿藝在王庭盤庚乃登進厥民

其有衆咸造勿藝、在王庭、盤庚乃登進厥民、其有衆咸云々さて半途にて、民の患ひなげくものに、真切につげ玉はんとて、盤庚途中の行宮に呼び出し玉ふなり、召に應じて其有衆ことくくなれけがれることなく、きつとして王庭にあり、盤庚乃登云云盤庚も端近く出玉ひて、近くよれと登進せしめ玉ふなり、王庭と云は、王のやどり玉ふ所は、いづくにても、朝位を設くる故、王庭と云なり、左傳襄十四年、向之會將執戎子駒支、范宣子親數諸朝杜注、行之所在、亦設朝位と云これなり、

日、明聽朕言、無荒失朕命、嗚呼、古我前后罔不惟民之承、保后、胥感、鮮不浮于天時、

【古註本】日明聽朕言、無荒失朕命、荒廢嗚呼古我前后罔不惟民之承、言我先世賢君無不承安民而恤之、保后胥感、鮮以不浮于天時、民亦安君之政、相與愛行君令、浮行也、少以不行於天時者、皆行天時、

さて召呼して、仰せきけらるゝには、明に余が言を聞け、余が言付を荒と廢し、失とうしなひ、おとすなかれと仰せらる、蔡仲之命には、無荒棄朕命とあるも、これと同じ、嗚呼と嘆じて、古我前後の御前代方、ことの外に、承と民をさづけやすんせざることもなく、大切じやと思召た、それから民亦君をやすんせんと相いたした、これ孟子に所謂愛民之愛者、民亦愛其愛とあるの意味也、鮮不浮云々、浮を注に行とよむは、誤りなり、浮行也以下刪るべし、坊記、君子與其使食浮於人也、寧使人浮於食、表記、唯欲行之浮於名也、

殷降大虐先王不懷厥攸作視民利用遷汝曷弗念我古后之聞

【古註本】殷降大虐先王不懷、我殷家於天降大災則先王不思故居而行徙、厥攸作視民利用遷、其所爲視民有利、則用徙、汝曷弗念我古

又表記先王諡以尊名、節以壹惠、耻名之浮於行也とあり、浮は物の水の上に在るの形、水よりたかきにて、すくろなり、蘇東坡が以浮爲勝は、すぐるにて、君民一致にて、天の時にかたざることなしとよむ、これ人多勝、天と云ものなり、京の皆川淇園は、浮を孚として、君民一致たるにより、天時に、まことにせざるは、すくなしとよむ、これは陰陽寒暑の違はぬを云ふ、これも浮孚通じて、面白きことなり、勝と云は水早にかつなり、ひでりあるときには、用水を前にたくはへ、洪水たらんには、土手普請をするの類なり、孚とすれば、中心のまことにて、しるしありと云ことなり、



后之聞(古君先王之聞謂遷事)

般に大虐を降して、或河水の爲にやぶられ、或不繁昌に至れば、先王其土をおもひしたひ玉はず、地を選びてうつり玉ふ、これ其なし玉ふ所を考れば、唯民の利あらんことをのみ視て、用て遷り玉ふにて、先王の利にはあらず、汝等なんぞ我前代の、都がへをなされた舊聞遺聞をおもはざるや、うつり玉ふは、古實のあることじやに、其方其事をば、一向におもはぬ、

承汝俾汝惟喜康共非汝有咎比于罰予若籲懷茲新邑亦惟汝故以丕從厥志

【古註本】承汝俾汝惟喜康共非汝有咎比于罰(今我法先王惟民之承故承汝使汝徒惟與汝共喜安非謂汝有惡徒汝令比近於殃罰)予若籲懷茲新邑亦惟汝故以丕從厥志(言我順和懷此新邑欲利汝衆故大從其志而徒之)承汝俾汝云々承汝の承は、前の聞不惟民之承の承をうけたるなり、其意、今われも亦汝を大切にさうけ

うけて、汝等をして惟我と喜康を共にせんことを思ふのみなり、汝等何が咎ありて、刑罰に比近せんとはあらざるなり、予若籲云々予如此汝等をしたがへ呼ぶは、いかんとなれば、今までの都にありては、不繁昌の基至るにより、思ひしたふこともなく、今新にうつる新邑を思ひ慕ふも、亦惟汝等を思ふが故なり、汝等は當座は難義であらんなれども、うつれば始終の利となる、始終の利を思はぬものもない、其始終の利を思ふは、汝等が思ふ志に従ふなりと仰きかされるなり、懷はおもひしたふにて、論語に小人懷土、又士而懷居、不足爲士とあるの懷なり、僖公廿三年の左傳にも、懷與安、實敗名とあると同きなり、厥志を、盤庚の志と云は、よくない、集注に民のうつるはよくないと云は、一旦のまよひなり、遷るは害を去て利につく也、害を知らざる故に、うつらぬ、うつれば利があると云ことを知ればうつる、利を欲するは、人情じやから、其人情に従んと云てうつるなり、故に從厥志とは云ひたるなり、

今予將試以汝遷安定厥邦汝

不憂朕心之所困乃威大不宣乃心欽念以忱動予一人爾惟自鞠自苦

【古註本】今予將試以汝遷安定厥邦(試用汝不憂朕心之攸因(所困不順上命)乃威大不宣乃心欽念以忱動予一人(汝皆大不布腹心敬念以誠感動我)是汝不盡忠爾惟自鞠自苦(鞠窮也)言汝爲臣不忠自取窮苦)

此から以下、今の字が多い、以汝以はひきつれてなり、左傳軍左右曰以とあり、試はこころみるではなく、用なり、こころみにゆくと云ことにはあらざるなり、今われまさに用て、汝をひきつれて、般の邦を安じ定めやうとすると仰せらるゝなり、しかるに、わが心の都がへをせんと心つかひして、困とこまりて居るを、下のものが、それをば不憂して、都がへはいやじや、難義じやと云ふ、若真に難義ならば、汝等ことごとく乃の中心のまことの心を、宣とのべしきて、欽とつゝし、念とおもひ考へて、かくの如きことと、忱とまことを述て、我一人を感動することあたはず、

唯口さきばかりで、中心より考へたことではなく、目前のやすきを思ふて、永久の利を思はぬ、邪説を言ひふらし、流言をなして、人の心をそののかす、然るときは、すておきにはならぬ、刑罰をもなさねばならぬ、又格式爵祿をも、とりはなさねばならぬ、若さあると、汝等惟其とき、人がするではなく、自鞠と困窮し、自ら苦と苦勞もせねばならぬ、不心得のものどもじやと仰せらるゝなり、忱謹言、通するなり、

若乘舟汝弗濟臭厥載爾忱不屬惟晉以沈不其或稽自怒曷瘳

【古註本】若乘舟汝弗濟臭厥載(言不徒之害如舟在水中流不渡臭敗其所載物)爾忱不屬惟晉以沈不其或稽(汝忠誠不屬連古苟不欲徒相與沈溺不考之先王禍至自怒何瘳差乎)これは、譬喩を以て、仰せきけらるゝなり、さて、かく都がへをしやうと、かくふれまて致しかうりしは、た



とへば、舟に乗て帆をあげ、思ふ湊へつかんとするやうなものや、それに半途にて、いや難儀じや、いや迷惑じやと云は、向へもつかず、またあとへももどらず、ひまどるときは、中に積し荷物がくされる、事をなさぬ中は格別、今なしか、りて止めになるものか、汝等中心のまことを以て、上でかく思しめす、我等其御下知にしたかはねばならぬと云ふ、赤心が不慮と連続せねば、我ばかりでない、汝等も覆溺して、海へはまりこみて死ぬるやうなものじや、我ばかりではない、先王がたも民を大切に思召て、皆都がへをなされた、其事なども考へず、唯いろ／＼のことを云は、淺いた簡じや、底にをれば、わざはひがある、其わざはひが來るとき、いろ／＼に自らいかるとも、其わざはひを、いやしやうがない、臭をやぶれるとよむは、物がくされると、やぶれると云ふことなり、載は舟に荷物をするなり、詩の小雅正月の詩に不輸爾載終踰絶險と云は車に物をのせることを云なり、爾載終云は、上の欽念をうけたるなり、屬は連續なり、これは今日枕ありて、明日もあるがかはらぬなり、連續なり、いかにと云と、上へ向て、不斷まことをつくさぬ

なり、まこと連續せず間斷あるなり、それでは、事は成就せぬなり、胥以の以は、ともにて、與及と同じ、あひともにと云ふことなり、小雅には、胥及に作り、周頌には胥與に作る、同意なり、注に、不考之先王と云、前の汝易弗念、我古后之聞に、てらして云たるなり、稽は古をかんがへるか、古にかんがへること、それで、かく云たるなり、不其或稽の上に、爾の字を略したるなり、なんぢそれ考ることあらずんばとよむなり、

**汝不謀長以思乃災汝誕勸憂**  
【古註本】 汝不謀長以思乃災汝誕勸憂(汝不謀長久之計思汝不徒之災荷不欲徒是大勸憂之道)

今都をかへるは大義じや、苦勞じや、しかし汝等永久をはかりてみよ、此に居れば、水がつくとか不繁昌とかの、わざはひがある、しからは子孫の爲にならぬ、それを一向料簡なしに、いやがるは、どうしたものじやと云ふことを、汝長をはかりてよい、しかるを乃の後の災をおもはず、これは汝等大に子孫に憂をすゝむると云ものじやと仰せらるゝなり、それ上篇の奉其

惘と云と同じことにて、かれにひく孟子の意にひとしきなり、

**今其有今罔後汝何生在上今予命汝一無起穢以自臭**

【古註本】 今其有今罔後汝何生在上(言不徒無後計汝何得久生在人上禍將及汝)今予命汝一無起穢以自臭(我一心命汝違我是自臭敗)

今其有今云云、今それ眼前の利は遷らねばあるが、後のわざはひなからんや、子孫の亡る程のことがある、汝何生云云汝今何ぞ生て上にあるとも、此にをれば永く居ることも出来ぬであらうと、上を位と見て汝何得久生在人上と註は書てある、しかし、よく考て見ると、しかあらず、上は天なり、汝何の生命天にあるんや、うつらねば、天命の脈はきれてをると云こと、下の我逆續乃命于天と云ふ句を照して見るべし、今予命云云今我汝等に都がへのことを、きつと一途に言つける、汝等邪穢の惡料簡をおこして、以自破ることなかれと仰せらるゝなり、穢と云より、臭の字

を生じて書たるは、文章なり、

**恐人倚乃身迂乃心我逆續乃命于天子豈汝威用奉畜汝衆**

【古註本】 恐人倚乃身迂乃心(言汝既不欲徒又爲他人所誤倚曲迂僻)我逆續乃命于天子(予豈汝威用奉畜汝衆)逆迎也言我徒欲逆續汝命于天豈以威脅汝乎用奉畜養汝衆)

人とは、わるい發頭人がありて、種々の姦計をめぐらし、人の心をそゝのかし、かく云へば都がへは止むなと云を、汝等それを可なりと心得る故、乃が身を倚と偏倚不正になし、乃が心を迂と迂曲不直になさしむ、若それを是とすると、終身をあやまたんことを恐れると仰せらる、倚曲迂僻の注は、可なららず、不正不直と云ふことなり、我今都がへをするは、汝等が庇に居れば、天命の脈は切れてあるを、都がへをするのは、これ汝等が命を天より、むかへ續でやるなり、又予上にたちて、下のいやがるものを、無理に威權を以て、うつすと云にはあらず、其もとはと云へば、汝等もろ／＼を、奉と大切にさゝげやしなはん爲じやと、



前の嗚呼古我前后罔不惟民之承と云を承て、承奉とてらし、疎略に思はぬと云ことを示し玉ふなり、上篇の斷命承命と同一、此に居れば、かくの如し、うつれば如此と、利害を仰せらるゝなり、

予念我先神后之勞爾先予丕克羞爾用懷爾然失于政陳于茲高后丕乃崇降罪戾曰曷虐朕民汝萬民乃不生暨予一人猷同心先后丕降與汝罪戾曰曷不暨朕幼孫有比故有爽德自上其罰汝汝罔能迪

【古註本】予念我先神后之勞爾先予丕克羞爾用懷爾然言我亦法湯大能進勞汝以義懷汝心而汝違我是汝反先人失于政陳于茲高后丕乃崇降罪戾曰曷虐朕民崇重也今既失政而陳久於此而不徙湯必大重下罪戾於我

玉はん、汝の萬民等も、生生の生産生活のすぎはひが、大切じや、子孫の後榮とあるは、かたじけないと、予一人とともに、都がへのかことをはかり、我がうつらんとせば、ともにうつらんと、心を同くすることをせずんば、又先后方より、丕に汝等にも、いろ／＼の罪戾を下しての玉はん、なんぞ朕が子孫たる盤庚と、比と親輔して、うつらんとはい、うつるべきに、上はうつるとあるに下はうつるは難義じやと比することあらず、故にかくの如き爽徳と失徳あらんには、天よりそれ汝等を罰せんに、汝等その時、かくの如き申わけありと云申分はあるまい、迪は道なり、道と云ふ字故云なり、云は言分なり、迪道意同じ、これ曰言云ともにごつなり、又予はゆくなり、如もゆくなり慎終于始と、予も如も、同く如きなるを、予をおいてすよむと同じあやまりなり、汝無能道言無辭はよき注なり、又爽徳を、湯有明德と註したるは、愚謬なり、先後の文勢をしらざるなり、生生はせいをせいとするにて、すぎはひを大切にすること、君君臣臣父父子子の例と同じ、進進の二字けづるべし、

古我先后既勞乃祖乃父汝共

曰何爲虐我民而不徙乎汝萬民乃不生暨予一人猷同心不進進謀同心徙先后丕降與汝罪疾曰曷不暨朕幼孫有比言非但罪我亦將罪汝汝罔能迪湯有明德在天見汝情下罰汝汝無能道言無辭

予念我先云々今われ我先神後の神徳ありし湯王や、太甲の、爾の先祖と共に、此殷の天下を興し、それを、其功を賞して、子孫も世祿するやうに、勞といははりしを思ふて、又此に居れば不繁昌、うつれば、よいとあるトかたを信するにより、いやと云ふものを、丕とおほいに、よく丁寧反撥に、汝等をすゝめ、かくすれば用て汝等を我先神後の汝等が祖先を思ひし如く、大切じやと思ふ故、しかくするなりと云、然と云は都がへをすることを云なり、註の言我より反先人まで悪し、剛るべし、失于政、うつるべきに遷らぬを云、若し此に陳とひさしく居るならば、先君の高徳ありし高后かたが、丕に乃不繁昌ききん凶年強盜蜂起などの罪戾を崇とかさねく降して曰、汝なんぞ、うつるべきにうつらず、朕民を虐するぞと、われをとがめ

作我畜民汝有戕則在乃心我先后綏乃祖乃父乃祖乃父乃斷弃汝不救乃死

【古註本】古我先后既勞乃祖乃父勞之共治人汝共作我畜民汝有戕則在乃心我殘也汝共我治民有殘人之心而不欲徙是反父祖之行我先后綏乃祖乃父乃祖乃父乃斷弃汝不救乃死言我先王安汝父祖之忠今汝不忠汝祖父必斷絕弃汝命不救汝死  
古我が御先代方は、すでに汝等が祖、汝等が父を勞といたはり玉ふ、われも亦汝とともに、國家を治ることをつちまかすれば、我が畜民の役たるなり、しかるを其心をばともにせず、百姓をそゝのかしたるは、汝戕賊したること、其罪われに非ず、乃の心にあり、我先后方、乃祖乃父を綏とやすんせしなれども、乃祖乃父は、子孫の不忠を、其まゝにさしおくべきや、汝が命を斷とたち、弃とすて、我が刑罰に逢ふて死すべきをあはれと思ひて、すくふこともあるべからず、見



殺にするであらう、  
茲予有亂政同位具乃貝玉乃祖乃父丕乃告我高后曰作丕刑于朕孫丕乃崇降弗祥

【古註本】 茲予有亂政同位具乃貝玉亂治也此我有治政之臣同位於父祖不念盡忠但念貝玉而已言其貪乃祖乃父丕乃告我高后曰作丕刑于朕孫言汝父祖見汝貪而不忠必大乃告湯曰作大刑於我子孫求討不忠之罪迪高后丕乃崇降弗祥言汝父祖開道湯大重下不善以罰汝陳忠孝之義以督之  
茲予有云々これ今われに亂政と失政の臣下有て同位と同職の者共注は同位を先祖と位を同うすると見たこれは同職の者共と云こと具乃貝玉とは民より賄賂をとりたりと見えたりそこでかく仰せらるると見えたり若かやうのことなどあると乃祖乃父の鬼神がよく知て我先君の高后がたへつけて曰

彼等不届千萬の者共なり、きつと大なる刑罰を、朕が子孫に御あたへなされよと、高后をみちびきて、かさねの弗祥の不吉を下し玉ふほどに、さやうのことありてはすまぬと陰に賄賂をとりたるをば、天地先祖の鬼神が、天刑をあたへて、其わざはひは免れぬことを示し玉ふなり、賄賂のこと、殷湯の大旱のとき、桑林に雨をいのるの辭に、苞苴其行乎とあり、又左傳桓二年夏四月取部大鼎于宋、戊申納于大廟非禮也の所に、臧哀伯諫曰云云、今滅德立違而實其賂器於大廟以明示百官百官象之、其又何誅焉、國家之敗、由官邪也、官之失德、寵賂章也、部鼎在廟章孰甚焉とある所に、詳に辨じたり、  
嗚呼、今予告汝不易、永敬大恤、無胥絕遠、汝分猷念以相從、各設中于乃心、乃有不吉不迪、顛越不恭、暫遇姦宄、我乃劓殄滅之、無遺育、無俾易種于茲新邑

往哉生、生、今予將試以汝遷、永建乃家

【古註本】 嗚呼、今予告汝不易、凡所言皆不易之事、永敬大恤、無胥絕遠、長敬我言、大憂行之、無相與絕遠棄廢之、汝分猷念以相從、各設中于乃心、羣臣當分明相與謀念和以相從、各設中正於汝心、乃有不吉不迪、不善不道、謂凶人、顛越不恭、暫遇姦宄、顛隕越墜也、不恭、不奉上命、暫遇人而却奪之、爲姦於外、爲宄於內、我乃劓殄滅之、無遺育、無俾易種于茲新邑、劓、割、育、長也、言不吉之人、當割絕滅之、無遺長、其類、無使易種於此新邑、往哉、生、生、今予將試以汝遷、永建乃家、自今已往、進進於善、我用以汝徙、長立汝家、卿大夫稱家、  
盤庚嗚呼と嘆じ玉ひて、今われ汝等に都がへのやすからざることをつぐ、いかんとなれば、うつるは、これ長く君を敬するなり、大に君の憂を恤れるなり、君は民の爲にうつり、民は我が爲にうつると、君と民と合體して、君民ともに安榮をはかるを、我が思ふ所に

あしく心得ると、君民相絶遠すると云ものなり、さやうのことのないやうに意がけよ、汝分猷念とは、上にてはかり玉ふことを、下にてはかりて、上下一致にあるが、君の思ふ所をわかつなり、かくわかちて以て汝等我下知に相したがひ、各不正不直の邪心を去て、正直の心を、乃の心中に設けなして、いだきて、をれとある、中心は正心なり、思無邪なり、若しからず、不吉不善をなして、顛とくつがへり、越と事をやぶりおとし、不恭と恭敬の道を知らず、暫く遇ては姦宄するは、追剽強盜する等のことあれば、すておきにならぬ、劓と、鼻きり、殄と、きたたち、滅と、ほろぼさねばならぬ、さやうの悪人どもをば、のこらず、刑戮して、今うつる此の新邑の新都には、其種をば、うつさぬなり、かく事の理解を申聞るほどに、往や新都へ、往て汝等各其なすべきなりはひを、なりはひとせよ、今予まさに以て汝等をひきつれて、うつらんする故、永くかしこに住むべき居住すべき所に、汝等が家室をおけよと仰せらるゝなり、注は家を卿大夫の家と見た、さばかりに非ず、萬民とよび玉ふをみれば、衆の家なりと知るべきなり、分明の二字あしきなり、不吉



不迪は、不孝不弟にて劇すべし、顛越不恭は、常法やぶりの博奕うちの類にて、殄にあたり、姦宄は追おとし強盜にて、滅にあたる、易は周易の易にあらず、傷寒論の陰陽易の易にて、うつると云ふことにて、わら者どもの種をば、今度の都へうつさぬやうにしやうと云ふこと、自今已往の注進進於善の注は剛るべきなり、分猷心と云は、左傳成二年の吾以分誘也と云、分思と、僖元年にも云、蕭何世家分過と云も、同じ心なり、

盤庚下第十一

盤庚既遷、奠厥攸居、乃正厥位、綏爰有衆。

【古註本】盤庚既遷、奠厥攸居、乃正厥位、定其所居、正郊廟社之位、綏爰有衆、曰無戲怠、懋建大命、安於有衆、戒無戲怠、勉立大教、今予其敷心腹腎腸、歷告爾百姓于朕志、布心腹、言輪

誠於百官以告志、罔罪爾衆、爾無共怒、協比讒言、予一人、羣臣前有此過、故禁其後、今我不罪汝、汝勿其怒我、合比凶人、而妄言、

此は都へ盤庚の既にうつりて後、新たに衆民へ號令なし玉ふ辭也、さて盤庚既に都をうつされ、其をり所の宮殿樓閣もそれの居り所も定まり、百官其職に任せられて、事をなすに至るが、奠るなり、其位を正すとは、周禮の小宗伯と匠人とにある如く、社稷を右にし、宗廟を左にし、面は朝庭、後は市井を設くが如きを云なり、注はよきなり、郊とは、南郊を云、天をまつるの所なり、爰を助辭と見れば、於手に同じ、曰越も皆同意なり、されども、此は助辭に見ず、顛倒して爰を此のよみて爰の有衆を綏とやすんずとよむが、よきやう也、

曰無戲怠、懋建大命、今予其敷心腹腎腸、歷告爾百姓于朕心、罔罪爾衆、爾無共怒、協比讒言、予一人、

さて集りたるを綏じて、仰せきけらるゝには、集て戲樂したり豫怠したりしてはすまぬぞ、つとめはげみて、われが大命の大號令を建るから、よくきけよとあるなり、大命は非常の大號令なり、注の勉立大教とは、今度は格別の大號令を云ひきかす故、守てわするゝな、それを、疎略に聞ては、すまぬぞと仰せらるゝなり、又大命を、いのちとみるもよし、汝等もとの都に居れば、不繁昌して、我が殷の命も、斷絶に及ぶ、今我此にうつるは、大命を此に建るにて、これ皆汝等が爲にすることじや、それから戲樂豫怠しては、すまぬぞと仰せらるゝ、此は中篇の我遊績、乃命于天と、てらして見る、せつなり、立とは廢するのうらなり、中庸の事豫、則立不豫、則廢と對待するにて、知るべきなり、さて我今中心に思ふ所を伏藏することなく、普く、汝等に、しき知らせるなりと仰せらるゝなり、此は文章じやから、心腹にて事足れりさうなものが、腎腸と四つ云ひたるを思ふべし、又今の文法にすると、朕志の二字が、歷告于百姓の上になければ、きこえぬ也、されども、そこが古文にて、これにてすめるなり、今どきかゝる法を、かいてはすまぬ、さてすま

には、予を以てすると云字を以てよめばよめるなり、普く爾百姓等に告るに、朕が心を以てすと云味によめば、何のさゝわりもなく、よめるなり、これ又妙なる處なり、百姓を百官と注した、これはあやまり、舜典の百姓を、百官とするとは、此は違ふと思ふがよい、さて汝等と呼つけるは、汝等もろもろを罪することではなく、爾等も一同に、今度の都うつりは、いらざることじや、此不景氣に物入りをするは、つまらぬことじやと共に、怒とはらたち、一同に協と合し、比と徒黨して、口口に我が取はからひの、行届かぬ、わるい仕かたじやと、余をそしりにくみて、あしさまに讒言することなかれと、我が真切を、彼等が知らずして、わるく云ふを、知召てかく仰せらるゝなり、

古我先王將多前功、適于山、用降我凶德、嘉績于朕邦、今我民用蕩析離居、罔有定極、爾謂朕曷震動萬民、以遷、肆上帝將復



我高祖之德、亂越我家、朕及篤敬、恭承民命、用永地于新邑、肆予冲人、非廢厥謀、弔由靈、各非敢違、卜用宏茲賁。

【古註本】古我先王、將多于前功、言以遷徙、多大前人之功、美適于山、用降我凶德、嘉績于朕、邦、徙必依山之險、無城郭之勞、下去凶惡之德、立嘉功於我國、今我民用蕩析離居、罔有定極、(水泉沈溺、故蕩析離居、無安定之極、今徙以爲之極)爾謂朕、曷震動萬民、以遷(言皆不明己本心)肆上帝、將復我高祖之德、亂越我家、以徙故、天將復湯德、治理於我家、朕及篤敬、恭承民命、用永地于新邑、(言我當與厚敬之臣、奉承民命、用長居新邑)肆予冲人、非廢厥謀、弔由靈、冲童、童人、謙也、弔至靈善也、非廢、謂動謀於衆、至用其善、各非敢違、卜用宏茲賁、宏賁、皆大也、君臣用謀、不敢違、卜用大、此遷都大業、古我先王云々、さて我が都を遷と云は、かうじや、古の

我先王がた、皆都をうつし玉ふは、前の先王がたの功徳をさかんにせんが爲じや、うつらすをこに居れば、不繁昌する、うつりてよければ、うつる、これ盛んにする爲じや、多をさかんにするの意によむ、少くせず多くするは、多にあらずして何ぞや、それから、祖乙は歌に居れば、河水にやぶられるから、山の手にゆきて都を建玉ふ、すむ分、黄河のはたにをれば、舟の運途がよく、物の便じはよいが、河水のやぶれこむには、こまり玉ふ、又山にうつれば、險阻によりてたてる故、要害堅固になる、險によることは、先王の御意じや、易の習坎にも天險不可昇也、地險山川丘陵也、王公設險、以守其國、險之時用大矣哉とあると同じ意なり、さて歌より庇にゆき玉ふは、山により玉ふなり、それから、今まで我國に、天より、いろくの河水をあふらせ、民も居をたもちがたき程の凶徳をくだし玉ふを、山にうつり玉ふ故、それらの惡徳を降と下し去りてしまひ玉ふ、朕が邦に嘉績とよい御手柄をなし玉ふのじや、凶徳を、左傳の文の十八年に、盜賊藏姦爲凶徳とあり、河水あふれこめば、民難義する、必身をたてんとて、盜賊もする、前の不吉地顛越

不恭暫遇姦宄するなどの凶徳あるを思ふべきなり、前王方は、そこを思召て、歌より庇にうつり玉ふ也、然る處が今また段々とおごりて困窮する故、都にもすまぬなりにくく、て、蕩と、震盪播越し、析と、わかれ、離と、はなれて居るから、民はどこへ行きて住居しやうと、定まり極りが無い、これは論語の季氏に、邦分崩離析と云ひ、孟子梁惠王の篇に、父子不相見、兄弟妻子離散すと云ふと同じきなり、さて此次に肆(肆上帝云々肆予冲人)と二つ書たで此と次とで、うけん爲めなり、先づ解しやすいやうに、よみてよし、そこで上帝が、かくの如く都の衰へたるをあはれませ玉ひて、我高祖の高徳ありたる祖先方の舊徳を復させて、亂れたる我家を再びをさめさせんと思召から、朕もありがたいことと存じ、篤敬の臣下ととも、民命を、恭と、つゝしみうやまひ、承と、さへげて、今度都がへをしたのは、此地にて、斷命せんとする天命を、永くせん爲であるぞと、其主意を仰せきければ、さてうちかへして、汝等口々にいはんには、いらざる朕が何の心ありて、かく萬民を、震動と、一統に騒動させて、不得心なるものを、無理におしつけて、

うつるぞと云はん、肆に予冲人と謙退して仰せらるゝ、冲は童人と云が如し、さて我も百姓の言ふのも、一一尤もじやと、汝等がはかる所を、廢と、うちすてゝ、一向に聞分けぬではない、さらば、うつるがよいか、うつらぬが能いかと、手前料簡に及ばぬから、龜をやきて、卜して見たるところが、うつるがよいとある注に靈を善と注したは、大なる誤り、龜のことじや、禮運(禮記篇名)には、麟鳳龜龍をば四靈と云ふ、莊子の逍遙遊には、冥靈と龜のことを云ふ、周易履の卦の初九舍衛靈龜、觀我朵頤とあり、龜にちがひはない、下文に直に各と、君も臣下も、敢て卜に違ふてはわるいと思ひて、卜を用ひて、此に遷たるは、茲の賁と、大なる都うつりのことを、宏とおほいになしたるなりと承たる也、上に二事を云かけて、肆の字を以て、二と承たる所が、これ古文の妙なる所なり、すべて、都がへを、するやうなる大事になると、卜するなり、周禮の大卜、國大遷、匡龜とあり、衛風詩經の定之方中(篇名)に卜云其吉と、都をたつるに卜を用ふ、大雅縣の詩にも、爰契我龜、曰止曰時、築室于茲とあるを見るべきなり、恭承民命と云ことは、中篇に



も、罔不惟民之承とも、又承、汝俾汝惟喜康共とありて、照らし見るべき也、各非敢違トとは、上篇云ト稽曰其如台と云ふに同じく、トに従へば吉、たがへば凶と云ふことなり、越の字も、亂の上に置て、こゝにとよむがよい、亂は反訓にて治なり、亂臣十人の例と知るべきなり、

嗚呼邦伯師長百執事之人尙皆隱哉

【古註本】嗚呼邦伯師長百執事之人尙皆隱哉、國伯、二伯及州牧也、衆長公卿也、言當庶幾相隱、栝共爲善政、  
嗚呼と嗟嘆して、邦伯は大名頭、師長は公卿大夫の頭にて、諸奉行なり、其外もろくの諸役人方よと、御呼なされ、こひねがはくは、すべての事をなすに、下たるものを、とりあつかひ、政事をなすには、隠と、孟子に所謂惻隱を主にして、殘忍の心を抱くことなかれと仰せらるゝなり、隠は惻隱にて、いたみあはれめと仰せらるゝ也、注の相隱栝共爲善政と云は、あやまりなり、ためなをして、善政をなせと云こと、いたみ

あはれめにすむことなり、隱栝は、ためると云ことなり、然るを孔穎達が正義を書くときに、其出所を知らず、隱栝は舊語、不知本出何書とかいた、唐の十八學士たちが、荀子の法行にも、大略にも、大戴禮の衛將軍文子にも出たるを、此時分には知らぬことと見えて、何休が公羊傳の序の疏に、隱謂隱審栝謂檢栝と云たり、法行に良醫之門多病人、隱栝之側多枉木とある、ためなをして、すぐにした木のそばに、枉と、まがりし木が多いと云ことなり、むかしの者は博學なりと思へども、さにも非ることを知るべきなり、詩人などは猶さらなり、李白が明妃曲に、玉關を出るとつかひたり、玉關は西域に通ずる所なり、胡地に赴く者何ぞ玉關に出んや、  
予其懋簡相爾、念敬我衆、朕不肩好貨、敢恭生、鞠人謀人之保居、敘欽、今我既羞告爾于朕志、若否、罔有弗欽、  
【古註本】予其懋簡相爾、念敬我衆、朕不肩好貨、敢恭生、鞠人謀人之保居、敘欽、今我既羞告爾于朕志、若否、罔有弗欽、

也、勉大助、汝念敬我衆、民、朕不肩好貨、敢恭生、生、鞠人謀人之保居、叙欽、肩任也、我不任、貪貨之人、敢奉用、進進於善者、人之寤、困能謀安其居者、則我式序而敬之、今我既羞告爾于朕志、若否、罔有弗欽、已進告汝之後、順於汝心與否、當以情告我、無敢有不敬、  
予もそれと、つとめて人をあらみて、汝等をたすけみちびく、簡は擇なり、詩に簡在帝之心とあるの簡なり、これは汝等を念ひ、汝らを、うやまひ、大切にすることは、汝等が、ゆきたぬを、すくうて、やらねばならぬ、然るを民百姓のことをば思はず、聚斂する者、又賄賂をとると云ふ、好貨の者には、事をば任せざるなりと仰せらるゝなり、肩は人の肩にて、肩には物を負ふもの、そこで任とうちまかせることにつかふなり、めづらしき字にて、詩經にも唯一ヶ所あり、周頌の敬之、佛時仔肩、示我顯德行と云ふに、つかひたり、これ前の具乃貝玉とある所にて、役人たるもの潔白にできぬ、是非賄賂をとる理窟なり、汝等、恭と、事をつゝしみて、疎略にせず、生、生と、下たるもの、生産が、できるやうになし、人をよく鞠とやしなひそ

だて、人のよく安心して居を、保と、たもつやうに、謀と、はかれ、左もあらば、叙と、其序を追ふて、立身出世させ、官位爵祿をあたへて、疎遠にはせぬ、事を、きつと欽と、つゝしみて、たがひはせぬ程に、今我すでに爾等に我が志のほどを、羞と、すゝめつけるほどに、汝等我が言を、もつともなることじやとして、若と、したのがうが、否と、いやゝに思はうが、きつと守らねばならぬと云ことにて、罔有弗欽と、一統に、きつと承知いたせと仰せらるゝなり、簡大相助也、勉大助、汝の注は削るべし、已進より有不敬の注をも、削るべし、あやまれるなり、敢奉用より能謀と云までの注は、削るべし、式序の二字は、詩の序の式序在位と云を書たるなり、  
無總于貨寶、生生自庸、式敷民德、永肩一心、  
【古註本】無總于貨寶、生生自庸、無總貨寶以來位、當進進皆自用功德、式敷民德、永肩一心、(用布示民、以德義長任一心、以事君、)  
總は、すべ領することにて、聚斂賄賂を取て、貨寶を



すべ領することなかれ、さあると、下たるもの行たぬほどに、唯民百姓の生を生とする、すぎはひ生活のできるやうにして、やれよと仰せられて、生々自庸との玉ふなり、庸をば民功曰庸とあるにて、知るべきなり、注はわろきなり、剛るべし、これは臣下に仰せらるゝなり、さて汝等よく意得て、式と、もつて民に恩徳をしきて、下をわはれむ取計ひをなせよ、然らば我も亦永く汝等が、一心不亂に、つとめるものに、打まかせて、事を任せんと仰せらるゝなり、これは、上文朕不肩の肩も、下にうちまかせることにつかふ、此亦上から事をうちまかせて、さするぞと云ふこと、つかふから、つかはねばならぬ、朱注は汝等、永と、ながくひさしく民に恩徳を布くことを、一心に任じて居れと、仰せらるゝなれども、どうか、上も下も、うちまかせると云やうなるなり、一心とは、今年はよく、來年はあしきと云ふことなく、いつまでも、かはらず、つとめよと云ふことなり、善を守りつめてをると云ふことなり、氓の詩(詩經)に士也罔極、二三其徳とある如く、善心をひるがへさぬことなり、註に以德義長任一心以事君とあるはあやまり、無總

于寶貨、式敷民徳にあらすや、是れ晉澤下民と云ものなり、上の恩徳とするがよい、注は、まちがひと知るべきなり、

說命上第十二

高宗夢得說

【古註本】 高宗夢得說(盤庚弟小乙子、名武丁、徳高可尊、故號高宗、夢得賢相、其名曰說)

高宗は、武丁のと、高宗とは徳の高い宗廟と云こと、此に説と、きつと名ざしたは、うけられぬ、唯賢人を得ると夢みたり、説と云名は、あとで知れるなり、注の其名曰説と云は、けづるがよい、

使百工營求諸野得諸傅巖

【古註本】 使百工營求諸野得諸傅巖(使百官以所夢之形象經營求之於外野得之於傅巖之巖)

百工は、百官なり、營求とは、繪姿或は木像などにして、以て求ることなり、これを傅巖と云處にてともめ得たるなり、

作說命三篇

【古註本】 作說命三篇(命說爲相、使攝政)

說命

【古註本】 說命(始求得而命之)

王宅憂亮陰三祀

【古註本】 王宅憂亮陰三祀(陰默也、居憂信默三年不言)

論語にも、子張曰、書云、高宗諒陰三年不言、何謂也、子曰、何必高宗、古之人皆然、君薨、百官總己、以聽於冢宰三年とあり、ちがひないことじや、さて亮陰の字は、いろく(く)に書く、論語諒陰、禮記諒闇、漢書の五行志には涼陰、尙書大傳梁闇、鄭玄禮記の註には梁鷓とかく、共に普通にて書たるものにて、一つことじや、さて其意を解するもの、亮信也、陰默也と云こと

じやと云へども、通せぬことじや、此注は刪らねばならぬ、明の郝京山で、始て明白じや、諒明也、闇暗也猶味爽幽居、愁慮不分明之貌とあり、一體喪に居ると云ものは、倚廬とて、中門の外に、さしかけて、とぢこもりをることなり、外にて、高きうつばり無きいはりなり、さて其中は高く無いから、うすくらい、そこで亮と、あかるいやうでもあり、陰と、うすくらいやうでもあると云ことなり、さてその處に居り玉ふうちは、三年不言と、政事のことをば、一向に云はず、まことにだんまりにて居る、さらばとて、外のことは云ふと知るべきなり、論語の寢而不言と同例なり、

既免喪其惟弗言

【古註本】 既免喪其惟弗言(除喪猶不言政)

免は、其數も、すみしなれども、一向に政事のことをば、いろく(く)と差圖もなされぬを、其惟弗言と云なり、

群臣咸諫于王曰、嗚呼、知之曰



明哲明哲實作則

【古註本】群臣咸諫于王曰嗚呼知之曰明哲明哲實作則知事則爲明智明智則能制作法則

群臣咸諫云云群臣も、政事のことを、さしづし玉はざるにより、其事を諫るなり、其口上に、あゝと嗟嘆して、さて知之の之は、道をさすなり、其意は、よく道を知るものをば、明哲と云なり、明哲なるものは、實とまことに言ふことが、法則規則となる、作は、法規則を立てるを云なり、これは昭公六年の晋叔向が書を引、聖作則と云をとりて、やき直して、こしらへたるなり、

天子惟君萬邦百官承式

【古註本】天子惟君萬邦百官承式天下待命百官仰法

天子たるものは、惟外にしては、萬邦の諸侯に君とし、内にしては、百官たるものに命令するにより、彼れ其法式をうくると云こと、

王言惟作命不言臣下罔攸稟

命

【古註本】王言惟作命不言臣下罔攸稟令受命亦命也

上をうけて、其惟弗言を、むすびたるなり、作則承式の句をてらせば、明明了了なり、

王庸作書以誥曰以台正于四方

方台恐德弗類茲故弗言

【古註本】王庸作書以誥曰以台正于四方台恐德弗類茲故弗言用臣下怪之故作誥類善也我正四方恐德不善此故不言

此以下は、國語の楚語を種にして、それをやきなをして、かいたゆる、主意の所は、おもしろい、此は呂氏春秋の重言(篇名)を種にして書た、重言に云、人主之言不可不慎、高宗天子也、即立諒闇三年不言、卿大夫恐懼患之、高宗乃言曰、以余一人正四方、余唯恐言之不類也、茲故不言、註類善也とあるをとりて、此は書たるなり、これは四方を正す身分じやと云ふこと、正は弓の的の目じるし、天下萬邦の目じるし、目あて

となるから、おれがやうなる不徳で、をりながら、めつたに言はれぬ、いかんと云ふに、古の聖人君子の如き徳がない、其類でないことと云ことと、弗類と書たるなり、

恭默思道夢帝賚予良弼其代予言

【古註本】恭默思道夢帝賚予良弼其代予言(夢天與我輔弼良佐將代我言政教)

むざと、言は發せられぬと、恭と、つゝし、黙と、だまつて、いかいいたさうと、道のことを、思ひはかりて居たれば、夢のうち、天帝が我をたゞしてくれりよ、臣下を得させたりと見た、弼は、我にわるいことは、わるいと異見いふて、其不正を、たゞして呉るよ、臣下じや、それを得たならば、われ言はずとも、われに代りて、言ふであらうと仰せる、なり、

乃審厥象俾以形旁求于天下

【古註本】乃審厥象俾以形旁求于天下(審所

夢之人刻其形象以四方旁求之於民間說築傳巖之野惟肖傳氏之巖在虞虢之界通道所經有澗水壞道常使胥靡刑人築護此道說賢而隱代胥靡築之以供食肖似以所夢之形

そこで其夢に見玉ふものを、繪姿にして、明細に審と、つまびらかにして、四方八方求めた所が、傳巖の野でそれに肖と、似た人を得たる也、築と云は、道普請をすること、道普請するには、兩方より版と、板をあて、其間に土をいれて、つきかためることなり、これは罪人を使ふて道普請をさせる、今の八左衛門島の人足の如く、水玉の看板をきせてつかふが如し、孟子にきつと證據がある、傳説舉於板築之間とある、それを揚升庵は卜築の築として、家をきつきてをるとした、大なるあやまりなり、註の通道は、東海東山の兩道の如きを云なり、胥靡と云こと、漢書にては、胥相也、靡隨也にて、相從ふ義とする、晋灼顏師古晉顔共に漢書を註せし人皆共通なり、靡は、つなぐと云字にて、靡と通ず、胥績とこれも通じて、つなぐつなぐと云ことなり、宋の劉原父が説にて明白にわかる、易の風澤中孚の卦に、鳴鶴在陰、其子和之、我



有<sup>リ</sup>好<sup>シ</sup>爵<sup>ヲ</sup>吾<sup>レ</sup>與<sup>ニ</sup>爾<sup>ト</sup>靡<sup>シ</sup>之<sup>ノ</sup>靡<sup>モ</sup>、靡<sup>ト</sup>同<sup>ジク</sup>、つながるなり、羈<sup>シ</sup>靡<sup>シ</sup>してたへぬなり、幾<sup>人</sup>となく繩<sup>ヲ</sup>をつけて引つれゆき、役<sup>ヲ</sup>をつとめさせて、又<sup>ツ</sup>つれかへるなり、註代<sup>ノ</sup>胥<sup>ノ</sup>靡<sup>ノ</sup>の代<sup>ノ</sup>の字<sup>モ</sup>、わるい、これは最<sup>負</sup>の引<sup>ヲ</sup>たをしなり、以供<sup>食</sup>、これもわるいなり、隱<sup>ト</sup>と云<sup>フ</sup>字<sup>代</sup>と云<sup>フ</sup>も、わるきなり、唯<sup>此</sup>にをりたるなりとするがよい、肖<sup>ノ</sup>の字は、人<sup>相</sup>書<sup>ニ</sup>似<sup>タリ</sup>と云<sup>フ</sup>こと、

爰立作相王置諸其左右

【古註本】 爰立作相王置諸其左右(於是禮命立以爲相便在左右)

此の左右は、左右の大臣なり、孟子の左右皆曰賢未可也と云の左右は、近習のもの、ことなりと知るべきなり、爰立は、命<sup>ヲ</sup>をうけて爰<sup>ニ</sup>に立<sup>ス</sup>也、後世は丞相になることを、爰立とつかふこと、唐以後の文章にあるなり、する分、雅<sup>ニ</sup>て面<sup>白</sup>い、

命之曰朝夕納誨以輔台德

【古註本】 命之曰朝夕納誨以輔台德(言當納諫誨直辭以輔我德)若金用汝作礪(鐵須礪以成利器)

これは、説へ命せらるゝなり、朝夕我が不賢をあなたからず、足らぬ所をば、をしへをいれて、輔佐してくれよと仰せらるゝなり、是はあとの三若の冒頭なり、後世なれば、此は綱なり、三若は、目なり、何事の誨を、いれるぞと云と、次にてわかるなり、

若金用汝作礪若濟巨川用汝作舟楫若歲大旱用汝作霖雨

【古註本】 若濟巨川用汝作舟楫(渡大水待舟楫)若歲大旱用汝作霖雨(霖三日雨霖以救旱)

作礪と云は、徳器を成就することを云ふ、若われが金の鐵ならば、汝礪の砥石となりて、刃をつけて、利しでもらふべし、なまくらものを、きれ味を、よくしてもらひたい、作舟楫とは、經濟などの大難をなしとぐること、其ときは舟や汝をろかいにも頼むほどに、民ををさむる大經濟や大艱難をば、其方を頼みて力とする故、我が及ばざる所を、介添してくれよ、楫をかちとよむ、今の舟のかちと呼ぶものは、柁なり、これは舟の行を正すもの、楫は、かいはの類なり、作霖雨とは、民へ恩澤を與へること、民ををさむること、

わるくして萬民困窮難義して憔悴するならば、其方かくすれば、其難を救ふに足ると、政事のしかたを、心おきなく差圖してくれよと仰せらるゝなり、三日以上を霖雨と云なり、

啓乃心沃朕心

【古註本】 啓乃心沃朕心

此亦上と同じく冒頭に於て、下の二若を云はんため綱なり、汝常に心に、これはよいと思ふことは、腹藏なく遠慮せず、これはよい、これはわるいと、赤心をひらきて、我が心にそゝぎ入れてくれよと、水を以て仰せらるゝなり、此の瓶の水を、彼の瓶へ、うつし、そゝぎ入れるなり、沃は灌入なり、

若藥弗瞑眩厥疾弗瘳若跣弗視地厥足用傷

【古註本】 若藥弗瞑眩厥疾弗瘳(開汝心以沃我心)若服藥必瞑眩極其病乃除欲其出切言以自警若跣弗視地厥足用傷(跣必視地足乃無害)言欲使爲己視聽

【古註本】 若藥弗瞑眩、厥疾弗瘳(開汝心以沃我心)若服藥必瞑眩極其病乃除欲其出切言以自警若跣弗視地、厥足用傷(跣必視地足乃無害)言欲使爲己視聽

瞑は、くらくなること云ふこと、眩は、目くるめくと云ふ、揚雄方言、凡飲藥而毒、東濟海岱間、或謂之瞑或謂之眩とあり、烏頭附子などを服して、麻痺したり、瞑眩するが如きを云なり、これは忠言にたとふ、これは坐なりのよいことを云てはすまぬ、ひどく、ものを云て、くれよと云ふこと、さもないと、我心はなをらぬ、切言親切なること、商君傳の貌言華也、至言實也、苦言樂也と云、苦言也、はいはいと云ふ甘言は、疾なりと云、又跣と、すあしにて、そら目づかひをして、ありくと、物にけつまづくなどして、傷をつける、それと同じく、己は不明じやに依て、萬事世話して、ひらき導きてくれよと仰せらるゝなり、若手前道びきてくれぬと、大に我れは怪我あやまちをする、すべてのことに、しそこなひをする、徳行に、きすがつくと云ことを、たとへを以て仰せらるゝなり、此は國語が種じやから、妙に面白く書き取つた、

惟暨乃僚罔不同心以匡乃辟

【古註本】 惟暨乃僚罔不同心以匡乃辟(與汝並官皆當倡率無不同心以匡正汝君)



僚は、同役なり、惟汝が同役のものと同心して、乃が群のきみを匡と正さずと云ことなく、正してくれよと、たのみ玉ふなり、

俾率先王、迪我高后、以康兆民、

【古註本】 俾率先王、迪我高后、以康兆民、言匡正汝君、使循先王之道、蹈成湯之蹤、以安天下也。先王と、先代のよい天子がたの、なされた所に従ひ、高后と、成湯のたぐひを云ふなり、其なされた所に従ひて、萬民を康と、安するやうにせよと云ふ、

嗚呼、欽予時命、其惟有終、

【古註本】 嗚呼、欽予時命、其惟有終、敬我命、脩其職、使有終、

あゝと嘆じて、予が時命を、つゝしませて、終りを全うするやうにして、くれよと云ひ玉ふなり、

說復于王曰、惟木從繩、則正、后

從諫、則聖、后克聖、臣不命、其承、

疇敢不祇若王之休命、

【古註本】 說復于王曰、惟木從繩、則正、后從諫、則聖、言木以繩直、君以諫明、后克聖、臣不命、其承、君能受諫、則臣不待命、其承意而諫之、疇敢不祇若王之休命、言王如此、誰敢不敬順王之美命而諫者乎、

惟木從繩のことは、家語、子路初見に出る言をとりて、書たるなり、正を直に作る、木も墨繩をしてけづれば正しくなる、君たるものも、いさめに従へば聖知なり、唐の魏徵が太宗を諫るに、いさめ難きも諫む、魏徵も、すさまじき人なれども、諫めをうくる太宗が、すさまじき人なり、孟子の訕訕之聲音、顔色、距人於千里之外と云、諫を拒む人は、いかにともしがたきなり、聖徳あれば、いさむに足る、君克聖徳あれば、臣命あらずとも、其承と、うけつかへざらんや、疇と、たれか敢て王之休命に、つゝしみて、したがはざらんや、きつと、つゝしみたがふと云ふなり、

說命中第十三

惟說命、總百官、乃進于王曰、嗚呼、

呼明王、奉若天道、建邦設都、樹后王君公、承以大夫師長、不惟逸豫、惟以亂民、

【古註本】 惟說命、總百官、在家宰之任、乃進于王曰、嗚呼、呼明王、奉若天道、建邦設都、天有日月北斗、五星二十八宿、皆有尊卑相正之法、言明王奉順此道、以立國設都、樹后王君公、承以大夫師長、言立君臣上下、將陳爲治之本、故先舉其始、不惟逸豫、惟以亂民、不使有位者、逸豫民上、言立之主使治民、

總百官は、大宰のやくになるなり、家宰大宰同じことじや、奉若は、さへげしたがふなり、建邦設都は、周禮に惟王建國、辨方正位、體國經野、設官分職、以爲民極とあり、註にあるが如く、皆有尊卑相正之法、上に立るは諸侯三公、下に立るは大夫師長のをさかしらなり、墨子に、先王之書、相年之道曰、大建國設都、乃作后王君公、否用泰也、輕大夫師長、否用佚也とあり、此には唯先王の書とあるを、文句をちがへて、こ

しらへたるなり、上たるもの、安逸と、樂をする、豫と、たのしむためにあらず、惟以て天下の人民を、亂とをさめさせやうとして、たてたるものじや、亂は反訓なり、天から、おれは、天下とりじや、大名じやと、逸樂せん爲に建たるものではない、左傳文十三年に、天生民而樹之君、以利之也、民既利矣、孤必與焉とあり、襄公十四年にも、晉師曠對平公曰、天生民而立之君、使之司牧之、勿使之失性、天之愛民甚、豈其使一人肆民上、以行其淫とあり、天下ををさめる爲に立るきみなりと云ことなり、

惟天聰明、惟聖時憲、惟臣欽若、惟民從乂、

【古註本】 惟天聰明、惟聖時憲、惟臣欽若、惟民從乂、憲法也、言聖王法、天以立教、臣敬順而奉之、民以從上爲治、

天道は、聰明なるものじや、善惡邪正をまらひすに、善に福し淫に禍す、天と鬼神とは、一致なるものじや、聖人たるものは、天道にこれ憲とのつとる故、天と鬼神の聰の萬事をきゝしり、明と萬事を明に見



わくると同じことにて、聞はずし見はずしが無い、それから、賞罰をするに、少しもまちがひはない、惟臣たるものは欽若とつゝしみて、君ののつとるに従ふて、民に善をすゝめ悪をこらす、惟民善にすゝみて、悪をいましめるから、上の命に従て、そむくことなく、又とをさまる也、天をば君が奉じ、臣は君を奉じ、民は百官の命を奉じて治まりて行くなり、註臣敬順而奉之、君の民を、臣が大切にさゝげてをさめると云ふことなり、

惟口起羞、惟甲冑起戎、惟衣裳在筓、惟干戈省厥躬。

【古註本】 惟口起羞、惟甲冑起戎、甲冑、兜鍪也、言不可輕教令易用兵、惟衣裳在筓、惟干戈省厥躬、言服不可加非其人、兵不可任非其才、此は禮記の緇衣に、說命曰とありて、一字もたがはずある、それから前後の文と、違ひすめに、くもものじや、惟口起羞云々さて口と云ものは、羞のはぢばかりおこすものでもない、善をもなすものじや、此には、わるい方ばかりを、云ひたるものなり、繁辭に言行君

子之樞機、樞機之發、榮辱之主也とあり、又大禹謨に、惟口出好興戎、朕言不再とあり、左傳僖公二十四年、介之推の言に、言身之文也とあり、君の言語命令がわるいと、事のやぶれを生ずるものなり、甲冑は身の守りなり、わるく用ると、兵亂をなす器になるなり、甲冑はなくてはならぬ器にして用る人によりて、吉凶あり、禮記起兵につくる同じことなり、注の教令は、言語命令にて、安らなるふれなどを出してはならぬと云こと、さて惟衣裳在筓、惟干戈省厥躬と云は、互文に書たるものなり、それを知らざるより、よめに、註もあやまりたり、惟衣裳在筓、惟干戈省厥躬と云ことにて、これは賞なり、衣裳は命服にて、天子より、諸侯士大夫まで、格式を下さるゝとき、下さるゝものなり、上古に於て諸侯、車服不貢とて、下より衣裳を上へ上ることはなきなり、舜典にも、車服以庸と、其人の功德によりて下さるゝものじや、其下さるゝ賞の衣裳は、筓にをさめてある、それを興るは、厥の身の功德をとくと省とかへり見て興ふ、又惟干戈在庫省厥躬と云ことにて、干戈は征伐に用るもの、若王命に背き不仁無道なれば、庫にをさめてある、干戈を以て

討てとる、これを厥躬の行いかんと、とくと省とかへり見てするじやと罰を云たるものなり、罰と云ふは、刑首獄門ばかりと思へども、さにはあらず、國語晋の范文子の言に夫、刑也とあり、又魯語に大刑用甲兵、又大者陳之原野、小者致之市朝とあり、註の兵不可任、非其才と、大將とすると見るは、わるい、服不可加、非其人、刑不可加、非其罪となすがい、任と才との字を、なをして可なり、

王惟戒茲、允茲克明、乃罔不休。

【古註本】 王惟戒茲、允茲克明、乃罔不休、言王戒慎此四惟之事、信能明政、乃無不美、賞罰は、大切なることなる故、これをいましめ、まことに、克明に賞罰をせねばならぬ、さあると萬事のこ、よからざることなしと、をしへるなり、

惟治亂在庶官。

【古註本】 惟治亂在庶官、言所官得人、則治、失人則亂、これから、よいことを、かさねくに云ふなり、治亂

は役人にあることじや、逸周書福在、所密、利害在所、近、存亡在所、用、離合在所、出命、又史記楚元王世家に、安危在所、存亡在所、漢書主父偃傳にも同言あり、よい役人を用れば、をさまる、事を任する一人が、甚大切なることじや、

官不及私昵、惟其能。

【古註本】 官不及私昵、惟其能、不加私昵、惟能是官、これは、己が依怙最負すまじきことを示すなり、私昵とは、われと日頃むつまじきを云、或は縁者又は己がきさきの親類などの者、又は妾の縁類の者などを云ふ、前漢は、官及私昵とて、外戚に政事をまかせて、後

は王莽に奪はるゝに至るなり、小雅の節南山に、瑣瑣無厭、則無厭仕とあり、漢には竇憲梁冀は、外戚の勢に權を振て身を亡す、唐の楊貴妃の兄の楊國忠は、貴妃の寵愛によりて、四十一役を兼たり、さやうなるものを用ひず、唯才能ある者を用ふるがよいと戒るなり、

爵罔及惡德、惟其賢。



【古註本】爵罔及惡德、惟其賢、言非賢不爵、爵は、格式なり、惡德なるものに及ぼしてはわるい、高德なる者に與るがよい、これ賢德のものにあたるなり、此は治亂在、庶官、と云から、官爵の二つのものを云たるなり、孟子莫如貴德而尊士、賢者在位、能者在職の所なり、

**慮善以動、動惟厥時、**

【古註本】慮善以動、動惟厥時、非善非時不可動、

よいことを慮て、事をなすにも、時が大事じや、時は中なり、早くても遅くてもゆかぬ、ことをなすに、物の圖をはかつては、ゆかぬと云ことをいふ也、

**有其善、喪厥善、矜其能、喪厥功、**

【古註本】有其善、喪厥善、矜其能、喪厥功、雖天子亦必讓、以得之、

これは物にはこの害を云、矜其能云々能にはこのが矜なり、功にはこのが伐なり、此は矜功と云字を伐功、矜能を兼て云たるなり、これらは、作者が意を用て書たるものなり、此は互文にて、鉦人打鼓と、詩經に

云と同じ味じや、己によいこと有ても、したり顔をせず、人に譲るが、善を失はぬなり、己がしたりと、人によいことは、人反て惡む故、其善を失ふなり、大禹謨に、汝惟不矜、天下莫與汝爭能、汝惟不伐、天下莫與汝爭功とあり、これらも、老子をたねにして、書たるものなり、

**惟事事、乃其有備、有備無患、**

【古註本】惟事事、乃其有備、有備無患、事事非一事、

事事とは、事を大切にすることを云、長長老老の例と同じ、大戴の四代に、君見之舉也、得之取也、有事、事也、事必與食、食必與位、無相越踰とあり、前びろに用心するがよい、急にことにさしかると、難義があること云、文公六年の左傳に、備豫不虞、古之善教也、又襄十一年に、居安思危、思則有備、有備無患とあり、此意にて見るべきなり、

**無啓寵納侮、**

【古註本】無啓寵納侮、開寵非其人、則納侮之道、

此は妙語なり、これは定公元年の左傳を取て書た、女や小人を寵愛すると、後には、なれしたしみて、其人をなごり、ぞんざいにしてやすくする、大名を庇とも思はぬやうになるものなり、論語に唯女子與、小人爲難養也、近之則不遜、遠之則怨、と云、實に妙語なり、

**無耻過作非、**

【古註本】無耻過作非、耻過誤而文之、遂成大非、

非をかざりて、しとげること、すべて人は人にわるいと云はれると、はいと云て改るものは少く、直に改るは弱いと思ひ、負惜みに非をとげるものなり、下人はさもなければ、高位貴人は、勢ひに任せて軍をもするに至る、小人は常にあやまりつけて居るから、咎めらるゝと、をそれて、やめるものじや、

**惟厥攸居、政事惟醇、**

【古註本】惟厥攸居、政事惟醇、其所居行皆如所言、則王之政事醇粹、

此は心のおき所のよきときは、政事もよいと云こと、孟子の居仁由義の處、論語の居處恭、執事敬の所なり、すべて心をは、よい所に居ておけば、することなすこと、よいことばかり也、政事は、下萬民のなりたつやうに、不便なことに思ふとよい、東照宮の御慈悲は上からと云一言、盡せり、注は上へかける剛るべし、醇粹にゆくと云こと、心は不仁にして仁政のまねをしてはゆかぬなり、

**黷于祭祀、時謂弗欽、禮煩則亂、**

【古註本】黷于祭祀、時謂弗欽、禮煩則亂、事神則難、祭不欲數、數則黷、黷則不敬、事神禮煩、則亂而難行、高宗之祀、特豐數近廟、故說因以戒之、

高宗が、おやの、たまやを、まつること、高宗彫日にあり、祭りと云ふものは、祭るべき時がある、高宗は我父のたまやをば、度々祭りをするそれを云なり、度々祭ると、祭りの禮が亂れる、多く祭りたならば、よささうなものなれども、反てよくない、此は祭義(禮記)



の祭不欲數、數則煩、煩則不敬、祭不欲疏、疏則怠、怠則忘と云を、とりて、やき直して書いた、縞衣(禮記)に免命を引たは、此とは違ふ、免命曰、爵無及惡徳、民立而正、事純而祭祀、是爲不敬、事煩則亂、事神則難とあり、瀆と、かき直したがよい、煩と、本文の通りでは、すめに、近廟とは、おやのたまやのことなり、

王曰、旨哉、說乃言惟服、乃不良、于言、予罔聞于行、

【古註本】王曰、旨哉、說乃言惟服(旨美也、美其所言皆可服行)乃不良于言予罔聞于行(汝若不善於所言、則我無聞於所行之事)旨哉、味のあることじやと云こと、ささまが云てくれねば、行ひに於て行ふことがないと、對語にこしらへた、ささま云ふことがよくないと、予は行ふべきことを、さくことがないと云、

說拜稽首曰、非知之艱、行之惟艱、

【古註本】說拜稽首曰、非知之艱、行之惟艱(言之易、行之難、以勉高宗)此は昭公十年の左傳にある、鄭子皮謂子羽曰、非知之實難、將在行之、夫子知之矣、我則不足の語をとりて書いた、學て事の道理を知るは、むつかしきことにてあれども、行ふことは、なをむつかしい、つとめはげみて行ふが、宜うござると云、王陽明が知行合一と云、知は學問、行は徳行なり、たとへば學問は繪圖なり、諺に見ぬ京物語と云ことなり、京都へ往んとするときは、先づ京都の繪圖を見る、行ても行かすとも、繪圖に違ひはないが、そこへ行かねば、やくに立ぬ、郝京山は世をためて、先行後知と云ことを云ふ、先事を行て後に學ぶと云、先知て後行と云は、一通りのこと云なり、

王忱不艱、允協于先王成徳、

【古註本】王忱不艱、允協于先王成徳(王心誠不以行之爲難、則信合於先王成徳)王行ふことを、かたしとせず、行ひ玉は、先王方の成徳に、かなひまじやう、

惟說不言、有厥咎、

【古註本】惟說不言、有厥咎(王能行善、而說不言、則有其咎罪)王の行ひあそばさるゝに、申上ずんば、私をおとがめあらんと、腹藏無く申上んと云ふことなり、

說命下第十四

王曰、來汝說、台小子、舊學于甘盤、

【古註本】王曰、來汝說、台小子、舊學于甘盤(學先王之道、甘盤、殷賢臣、有道徳者)甘盤は、君爽に出て、武丁のときの賢人なり、君爽云、在武丁時、有若甘盤とあり、來れと王の呼玉ひて、われ、もと事を、甘盤に學びたりと云ひ玉ふなり、台小子とは、謙退の辭なり、

既乃遷于荒野、入宅于河、自河

徂亳、暨厥終、罔顯、

【古註本】既乃遷于荒野、入宅于河(既學而中廢業、遷居田野、河洲也、其父欲使高宗、知民之艱苦、故使居民間、自河徂亳、暨厥終、罔顯、自河往居亳、與今其終、故遂無顯明之徳)東坡が書傳には、既乃遷を、甘盤がことにする、大なる誤りなり、荒野に遷れたるものが、自河徂亳と、殷の都へ來るべきいはれなし、これは武丁のことなり、殷は質朴を尊びたるにより、武丁をば民間に置たるなり、無逸に其在、高宗時、舊勞于外、爰暨小人作、其即位、乃或亮陰三年不言、とあり、これが甘盤に學て、既乃遷于荒野たるなり、又武丁が自河徂亳とは、楚語(國語)に明了なり、白公子張曰、昔殷武丁、能登其徳、至於神明、以入於河、自河徂亳とあり、東坡が疎漏笑ふべきことなり、文章に於ては、いかにぞ企及んや、然れども書を解するは、かゝる紕謬のれば、今の考證に於ては讓ることなし、かくの如く、武丁をば、民百姓の困窮艱難するを見せたるなり、無逸は周公の御辭にして、いつはりにはない、毫は殷の



都たり、若し甘盤ならば、いかにぞ再都へかへり入らんや、河は河内に居るなり、河洲と云註は、あやまりなり、外の註は、よきなり、註は無逸によりて書たるなり、一旦都へかへり玉ふが、學も徳もあきらかでない、謙退し玉ふなり、

爾惟訓于朕志

【古註本】 爾惟訓于朕志、言汝當教訓於我、使我志通達、

若作酒醴、爾惟麴蘖

【古註本】 若作酒醴、爾惟麴蘖、酒醴須麴蘖以成、亦言我須汝以成、

若しわが、さけや醴のあまさけを作るならば、麴のこうじや蘖のもやしに、なつてくれよと云こと、これまたとへなり、麴は甘いもの、蘖は苦いもの、臣たるもの君を諫るとき、唯ひといばかりでも、ゆかぬものじや、甘とやはらかに、苦と手ひどくよいかげんに、はかりて、われを、たすけてくれよと、仰せらるるなり、

り、甘苦は、強弱ほどよくすること也、

若作和羹、爾惟鹽梅

【古註本】 若作和羹、爾惟鹽梅、鹽鹹、梅醋、羹須鹹醋以和之、

和羹は、大羹に對するなり、大羹は水煮にするものなり、和羹は、五味にて調和する故、和羹と云なり、鹽は、しほ、梅は酢のこと、これは徳を成就することにて、其鹽梅は、傳説が異見して、あしきことあらば、改めさせることを云ふ、譬へば水くさくば、鹽を入れ、鹹ならば、水をさすと云ふ如く、程よくあんばいをするにたとへたるなり、是にて剛柔寛猛兼備するなり、  
爾交、修予罔予弃、予惟克邁乃訓、  
【古註本】 爾交修予罔予弃、予惟克邁乃訓、交非一之義、邁行也、言我能行汝教、

事不師古、以克永世、匪說攸聞

【古註本】 事不師古、以克永世、匪說攸聞、事不法古訓、而以能長世、非說所聞、言無是道、

古人のすること、すべて古人のよいことを、見習ふてすべきことじやと云ふこと、これは史記の李斯が傳にあることを、よくきりこみたるなり、淳于越之議於秦庭、曰、事不師古、而能長久者、非所聞也、とあるを、ほどよくなをしたるなり、

惟學遜志、務時敏、厥修乃來

【古註本】 惟學遜志、務時敏、厥修乃來、學以順志、務是敏疾、其德之修乃來、

樂記に免命曰、敬孫、務時敏、厥修乃來、とあるを、味よくきり入れたるなり、遜志と云は、人は己が志に従て、萬般の所業ができるものにて、志しだけになるものなり、聖賢にならうとも、士君子だけにならうとも、其志すほどに、ほかならぬものなり、譬へば此一義を學びたい、又道を一國に行ひたい、天下に行ひたい、皆其志に従ふなり、又一義あり、遜は、遜順卑屈なり、志をへりくだりて學ぶ、以才學不才、以多問

り、これは楚語にある語なり、白公子張曰、若武丁之神明也、其聖之教廣也、其知之不疚也、猶自謂未及、故使朝夕規誨箴諫、曰、必交修余、無余棄也、とあり、予をすてすに、何事も言てくれるならば、予惟よく乃が訓誡の通りを、邁とおこなはんと云ひ玉ふなり、

說曰、王人求多聞、時惟建事、學于古訓、乃有獲

【古註本】 說曰、王人求多聞、時惟建事、學于古訓、乃有獲、王者求多聞、以立事、學於古訓、乃有所得、

王と、一句に、よみ切てよし、二十五篇には賈逵、馬融、鄭玄、王肅の註がある故、註者もそれを手本にするから、餘りのまちがひは無きなり、增多の所は、註の師匠がないから、大に不出來なり、西伯戡黎に、祖伊恐、奔告于王曰、天子と、一句よみきりたる例と、同じきなり、人の多聞は、其博にはこる爲ではない、ことを立ん爲じや、古訓は、堯舜典の類にて、それ心留て學べは、得る所あるなり、古訓、大雅烝民の詩に、古訓是式、威儀是力とあり、



寡と云ふが如く、志を遜すると、よむもあり、敏は疾也、これ敏の字の出處なり、論語我非生而知之者、好古敏以求之者也、夙夜務めはげみて、敏疾なれば自然に厥身に修することが来るなり、大學の物格而後知至の至と、來と同じ、又仁遠乎哉、我欲仁斯仁至矣と云、至るも、來ると同じ、己が志にしたがふて、朝夕罷勉して、つとめはげむときは、身をさまることが悉くきたると云ふことなり、

允懷于茲、道積于厥躬、

【古註本】允懷于茲、道積于厥躬、信懷此學志、則道積於其身、

允と、まことに此の道理を思へば、厥躬に積累して、道がつむなり、天下萬事を、一々しりて、道が我身につむ、すべて天地間のこと學びて、其身に集り積ざることをなし、唯敏以求之と、求ると求めざるの二なり、惟斃學半、念終始典于學、厥德修罔覺、

【古註本】惟斃學半、念終始典于學、厥德修罔

覺斃教也、教然後知所困、是學之半、終始常念學、則其德之修、無能自覺、

念終始典于學の語、學記と文王世子に、死命曰とあり、これを古人二義によむ、噲子才呂伯恭は、人にものを教ふる者は、十分のものならば、五分ををしへる、其五分は、學でから、其人を知る、斃學半のよみかた也、たとへば今日我如此、講釋すればとて、我が學問の有たけ、はなすと云ふことにはあらず、半分ほか言へぬものなり、しからば、これも、おもしろい、然ども學記に引たるとあはぬ、又一義は、人にものををしへるは、學問の半分じや、物を讀物を學びても、其事を人に教へねば、さほどに、のみこめぬものなり、余が如きもの、始めは、かうであらんと、其通りに講説する、後彼に照らし、此と證するときは、先は、まぢがひじやと思ふことあり、然らば人にものを教ふるは、學問の半分じや、其半分は、己人に學びて知るを、十分の全きが出来るなり、念終始典于學とは、己人に學ぶが始り、又人を教ふるが終り、これ孟子の才也、養不才なり、その才養不才といふが、皆學問じや、始學んだも學問終り人に教ふるも學問と云が、學に

典なると云ふものなり、それを、つとむれば、天然自然と、我しらずに、身もをさまり、いつとなく、よくなるなり、これが厥德修罔覺と云ふものなり、註の教、然後知所困と云は、實事じや、己はよいと思ふても、人に教へて見ると、思ひの外、さしつかへができる、そこを工夫するが、これ學問の半じや、

監于先王、成憲其永、無愆、

【古註本】監于先王成憲、其永無愆、愆過也、視先王成法、其長無過、其惟學乎、

般の先王がたの御法則に、あやまりと申すとは、なきことじやから、其通りなざるが、よいと申すとなり、惟說式克欽承、旁招俊乂、列于庶位、

【古註本】惟說式克欽承、旁招俊乂、列于庶位、言王能志學說亦用能敬承王志、廣招俊乂使列衆官、

せませうと申すなり、

王曰、嗚呼、說四海之內咸仰朕、朕德時乃風、

【古註本】王曰嗚呼、說四海之內咸仰朕、德時乃風、風教也、使天下皆仰我德、是汝教、

嗚呼と、嗟嘆して説とよび、四海の内、汝が教によりて、朕が德を、あをきたつとぶやうに、なつたならば、これ汝が教へによることじや、風は教なり、文公六年の左傳に樹之風聲、註因土地風俗爲立聲教之法とあると同じ、

股肱惟人、良臣惟聖、

【古註本】股肱惟人、良臣惟聖、手足具乃成人、有良臣乃成聖、

股肱の四肢あるから、人と云ふものじや、又よき家來がある故、君の聖徳が顯れる、昔先正保衡、作我先王、乃曰、予弗克俾厥后、惟堯舜、其心愧耻、



若撻于市一夫不獲則曰時予之辜佑我烈祖格于皇天

【古註本】昔先正保衡作我先王保衡伊尹也作起正長也言先世長官之臣乃曰予弗克俾厥后惟堯舜其心愧耻若撻于市言伊尹不能使其君如堯舜則耻之若見撻于市故成其能一夫不獲則曰時予之辜伊尹見一夫不得其所則以爲己罪佑我烈祖格于皇天言以此道左右成湯功至大天無能及者先正は先の世の正しき、うはやくの人と云ふこと、正は、うはやくの人なり、又先覺と云ふこともある故、先の世の正しき君子と云ふことにて、正しき君子とするもよい、保衡を、阿衡ともかく、乳母のことを、阿母とも、保母とも書く、阿と云ふは、天子のよりのむ人と云ふこと、保と云は天子をやすんじまると云ふ人、衡は天下の政を平にすること、はかりのさをの如くなると云ふ味なり、中庸に天下國家可均也とあり、衡は均しく平にすることにて、官名ではなく、稱したるものじや、なほ太公望を稱して、師尚父とする

やうなるものじや、註の正長也、言先世長官之臣は剛るべし、先覺などにさしつかゆるなり、先達の善正と云ふことじや、乃曰以下は孟子のやき直しにて、きりつめてこしらへたるなり、孟子は長く書たり、萬章の篇云、伊尹耕於有莘之野而樂堯舜之道焉、非其義也、非其道也、祿之以天下、弗顧也、繫馬千駟、弗視也、非其義也、非其道也、一介不以與人、一介不以取諸人、湯使人以幣聘之、囂々然曰、我何以湯之聘幣爲哉、我豈若處吠畝之中、由是以樂堯舜之道哉、湯三使往聘之、既而幡然改曰、與我處吠畝之中、由是以樂堯舜之道、吾豈若使是君爲堯舜之君哉、吾豈若使是民爲堯舜之民哉、吾豈若於吾身親見之哉、天之生此民、使先知覺後知、使先覺覺後覺也、予天民之先覺者也、予將以斯道覺斯民也、非予覺之而誰也、思天下之民匹夫匹婦有不被堯舜之澤者、若已推而內之溝中、其自任以天下之重如此、此とあると、北宮黝之義勇也不膚撓不自逃思以一毫挫於人、若撻之於市朝とを、きりくみて、こしらへたるなり、昔の伊尹は、其君を堯舜になす如く輔佐せざれば、其心に、はぢはぢて、罪人の市にむちうたる

が如く耻ぢ思ひ、又一人の百姓でも、難義をして居るは、これは政事が、わるい、教へかたが、わるい、のじやと、罪を手前にひきうけた、かくの如くにする故に、湯王の徳がかい、やいたと云ふ、これも君爽公曰君爽、我聞在昔成湯、既受命時、則有若伊尹、格于皇天と云ふを、とりて書たるなり、徳の天に至るとは、陰陽寒暑の氣の、まちはぬなり、堯を光被于四表格子上下、と云に同じ、地にては津波山川、あふれ、かけざるの類を云ふなり、中庸の天地位焉萬物育焉と云も、これなり、天と人とは、近きものなり、人君の行がよければ、天地も和し、又あしく亡んとするときは、天變地妖湧が如くなること、歴史に詳なり、歴史を讀まざれば、天下の治亂興廢のことは知れざるなり、爾尙明保予罔俾阿衡專美有商

【古註本】爾尙明保予罔俾阿衡專美有商、汝庶幾明安我事、則與伊尹同美、汝なほつとめて、明かに予を保と、もりたて、くれよ、湯の天下に、伊尹ひとりじやと、專と、もつばらに、美

と、うるはしき名を、のこさせることは、ないと仰せらるゝなり、

惟后非賢不父、惟賢非后不食

【古註本】惟后非賢不父、惟賢非后不食、言君須賢治、賢須君食、君たるもの、賢人を得ざれば、をさまらぬ、賢人も、賢君がなければ、養はぬ、世は互に相持じやと仰せらるゝなり、

其爾克紹乃辟于先王、永綏民

【古註本】其爾克紹乃辟于先王、永綏民、能繼汝君於先王、長安民、則汝亦有保衡之功、それ汝よく予を保と、もりたて、徳を成就して、乃の君の先王の功徳に、つがしめて、永く萬民を、綏と、やすんずる、やうにせよと仰せらる、

說拜稽首曰、敢對揚天子之休命

【古註本】說拜稽首曰、敢對揚天子之休命、對



答也、答受美命、而稱揚之。  
對は、こたへ應ずるなり、揚は、さげあげて、失はぬ  
なり、御意の通り、さげあげて、おとさぬやうに、仕  
りまじやうと云ふこと、これも大雅の江漢の詩をとり  
て書いた虎拜稽首對揚王休とあるものが、たねじ  
や、其外類語は左傳僖二十八年の重耳敢再拜稽首奉  
揚天子之不顯休命とあり、註に對答也とあるは、わ  
るい、答なれば註に及ばぬ、應になほすが、よきなり、

### 高宗彤日第十五

高宗祭成湯、有飛雉、升鼎耳、  
而雉祖已訓諸王、作高宗彤  
日、高宗之訓。

【古註本】 高宗祭成湯、有飛雉、升鼎耳、而  
雉(耳不聰之異、雉鳴、祖已訓諸王、賢臣也、  
以訓道、諫王作高宗彤日、高宗之訓、所以  
訓也、亡)

明の劉三吾や元の金履祥は、成湯をまつるでは  
なく、父のたまやを祭ると云ふ、後に無豊于昵  
とあるによるなり、  
武丁は明君なり、先祖の成湯を祭る、其ときの鼎  
の耳へ雉がとまりて、ほろをうちて鳴た、そこ  
で祖己が、此訓を作たと云ふことなり、耳不聰之  
異、雉雉と云ふの注はあまり、わるい、胡旦がなじ  
つて云た、孔謂耳不聰使雉在鼎足爲足不良  
乎、或鼎足象三公、小人將居公位亦豎、此せつ  
が、よきなり、漢書五行志に、劉韻が以爲鼎三足、  
三公象也、而以耳行野鳥居鼎耳、是小人將居公  
位、敗宗廟之兆也とあり、雉は野鳥なり、宗廟は  
嚴密なる處なり、そこへ、はいるは、宗廟が遂に  
野にならんとするの兆なり、そこで成湯をまつ  
ると云なり、高宗は父のたまやを數まつる、後の  
典祀あり無豊于昵とあるこれなり、さて雉  
は鳴んとする前には、翼をたきてなかねこと  
はない、大戴禮の夏小正に、雉震雉、震也者鳴也  
雉也者、鼓其翼也とあり、けんけんとなくと、ほ  
ろうつと云なり、詩に雉之朝雉と云あり、その

なくなり、

### 高宗彤日

【古註本】 高宗彤日、祭之明日又祭、殷  
曰彤、周曰繹。

彤は殷の稱、周には繹と云、祭の翌日又祭る  
を云なり、宣公八年六月辛巳、有事於大廟、  
壬午猶繹と、春秋にあり、穀梁傳には、繹者  
祭之且日之享賓也とあり、

高宗彤日、越有雉、雉祖己曰、惟  
先格王、正厥事。

【古註本】 高宗彤日、越有雉、雉(於彤日有雉異)  
祖己曰、惟先格王、正厥事(言至道之王、遭變異、  
正其事而異自消)

高宗の祭りの翌日、雉が、かなへの耳のうへで、鳴い  
た、そこで祖己が、これはよくないことじやと、これ  
先王を格して、其あとで、事をたすと云意は、天子  
がわるいから、かういふことがある、其事をたす  
は、雉のいりたるは、いかした事じやと、其事をた

いすなり、とよむが一義なり、又天子不徳たるによ  
り、かゝる災異ありと、先格王の其事を正すために、  
するならんとするなり、註言至道之王、遭變異、正其  
事、而異自消とするは、わるい、これは先格王は、徳を  
をさめて、其事を正したりとする、今なくもの、如何  
ぞ直に其災異が消せんや、此は後日の訓にはあらざ  
るなり、先格王は、盤庚のやうなよい君をさす、伊尹  
を先正保衡と云ふを見るべし、先祖の神靈が、かやう  
な妖變をあらはして、今王のあやまちを正すなり、  
乃訓于王曰、惟天監下民、典厥  
義。

【古註本】 乃訓于王曰、惟天監下民、典(厥義)祖  
己既言、遂以道訓諫王、言天視下民、以義爲常、  
おやのたまやを、高宗が敷祭り玉ふは、福をいのる爲  
なり、されども、天と鬼神とは、さあるものにはあら  
ず、おもねりへつらひたりとも、福をば、あたへざる  
なりと云ふことを云ふ、凡天と云ものは、下民の義不義  
を、監と、かんがみ見て居る義なれば福をあたへ、不  
義なれば凶をあたふ、さるにより、天道さまは、少し



も如在なく、人の義不義ばかり見て、御出なさる、それ故、禍福吉凶を興へるに、少しもまちがひは無い、義を典と常にして御出なさる故、不義なるものは、決して福は無い、

降年有永有不永、非天夭民、民中絶命、

【古註本】 降年、有永有不永、非天夭民、民中絶命、言天之下年與民、有義者長、無義者不長、非天欲天民、民自不修義、以致絶命、

降年有永云々人の福と云者は、第一が壽命なり、其壽命に永いもあり、また若死するもあり、其若死をさせると、天よりさせるではない、民の方より、命をたつべき、わるいことをする、首をきられたり、はりつけ獄門火あぶりばかりが、命をたつものでも無く、不養生より病を生じて、死するものもあり、人の知らぬ不義をして、天より罰をうけて、たをるものもある、老子に常有司殺者と云は、天の罰して斃し玉ふを云ふなり、すべてわるいことをすると、天より己が壽算を削り玉ふなり、天より好みて天するにはあらず、

民の方にてわるいことをするから、中ごろにして命をたつなり、

民有不若德、不聽罪、天既孚命、正厥德、

【古註本】 民有不若德、不聽罪、天既孚命、正厥德、言無義、不服罪、不改修、天已信命、正道は道徳にて、仁義忠信なり、若と云、聴と云ふは、これまでは、わるいから、是から改めましやうと云こと、聴は、きゝゆるすことなり、それを惡を遂て、徳にしたがふことも無く、罪をきゝゆるして、改むること

もなければ、天より先妖變を下して、其不徳を正すなり、惡徳は、流連荒亡放僻邪侈なり、中庸にも國家將興、必有禎祥、國家將亡、必有妖孽とあり、これを周書には降格と云て、先天より、その君の不徳を、格と正すべきわざはひを降すと云ことなり、董仲舒が對策には、天變を降すは、天より人の惡事に醉たるを呼びおこすなり、天は、ことのほか、人をば最負なされ、身を亡さんとするときには、色々の變をなして、

氣をつかせて改めさせるやうにし玉ふなり、妖不勝徳とあらたむれば、妖孽も消してしまふなり、謂有永有不永と云註は、わるい、けづるべし、

乃曰其如台、

【古註本】 乃曰其如台、祖己恐王未受其言、故乃復曰天道其如我所言、

さて、いろいろ妖變を下しても、われをいかんせんと云て、安んじ居てはすまぬ、天變地妖を見ては、おそれつゝしなねばならぬ、王安石が神宗に奉る書に、天變をそるゝに足らず、民言のつとるに足らず、祖宗の舊法のつとるに足らずと、舊法を廢し新法を建るの利を、一萬言書た、滅法界の極と云ふべし、さるにより、宋の天下を失ふに至るなり、

嗚呼、王司敬民、罔非天胤、典祀無豊于昵、

【古註本】 嗚呼王司敬民、罔非天胤、典祀無豊于昵、胤嗣昵近也、歎以感王、入其言、王者主民、當敬民事、民事無非天所嗣、常也、祭祀有常、不

當時豊於近廟、欲王因異服罪改修、

嗚呼と、嗟嘆して、王たるものは、民をつかさどり、民を大切に敬して、をさめるはずの、ものじや、御先代方いづれと申すことは無く、天胤と天の胤にあらずと云ことはない、皆天の御子じや、祭には、典と、常法のあるものじや、それを依怙ひいきして、父の御たまやばかりを、御祭りなすることはない、穀梁傳に、繼天者、君也とあり、御代々の何れとても、同じことに思召がよいと戒るなり、昵は父のたまや、禰と音通なり、近廟は、父のたまのこと也と知るべきなり、それを昵廟ばかり祭りを、豊と、ゆたかになさるゝものじやから、かやうなる妖變があると、祖己が戒しむるなり、

西伯戡黎第十六

殷始咎周、周人乘黎、祖伊恐、奔告于受、作西伯戡黎、



【古註本】 殷始咎周(咎惡)周人乘黎(乘勝也)所以見惡(祖伊恐(祖己後殷賢臣)奔告于受(受紂也)音相亂帝乙之子嗣立暴虐無道)作西伯既黎(既亦勝也)

咎を惡なりと云ふ註あしきなり、殷始て周に其罪をとがめらるゝなり、乘は軍に勝て黎をしのくなり、黎は殷の都に近き處、註はわるい、祖伊は、祖己の子孫なり、受は紂王なり、古人が受と云は、紂が婦人の言を、真うけにうける故、受と云ふと云へども、これは受と紂と音通なり、音の亂れたるなりと云、これがよきなり、西伯は武王なり、武王も文王につぎて西伯になり玉ふなり、呂氏春秋の貴因に、武王至、鮪水、殷使膠鬲、周師、武王見之、膠鬲曰、西伯將何之、無欺我也、有れば、武王をも西伯と云たること、明白なり、

### 西伯既黎

西伯既戡黎、祖伊恐、奔告于王、曰、天子天既訖我殷命、

【古註本】 西伯既黎、西伯既戡黎、近王圻之諸侯、在上黨東北、祖伊恐、奔告于王曰、天子天既訖我殷命、文王率諸侯、以事紂、內乘王心、紂不能制、今又克有黎國、追近王圻、故知天已畢訖殷之王命、言將化爲周)

黎は、殷の都に近い處、牧野にて紂に勝の前なり、これを古註の如く文王とすると、論語に三分天下有其二以服事殷、周之德其可謂至德也已矣と云ふが、うそになるなり、此の註は、げづるがよい、武王が近く攻よせたるにより、祖伊恐懼して、走りて紂に告げて曰、天子とよびて、事を告るなり、天よりして既に我殷の命をたち亡しなざるゝ、最早たまらぬことじやと云なり、註内、乘、王心の四字にては、天子の至徳と御ほめなされたが、うそいつはりになるなり、武王にせぬとすまぬことじや、呂氏春秋に武王を西伯と稱したるを徵とすべきなり、

### 格人元龜罔敢知吉

【古註本】 格人元龜罔敢知吉(至人以人事觀殷、大龜以神靈考之皆無知吉)

格人は、聖人君子なり、これらが、皆殷の天下は、福は無い、もはや亡ると云也、元龜の大なる龜を焚て占て見ても、吉なりとは云はず、いつでも凶とばかり告る、これは龜をやきて占へば、亡るとばかり出る也、非先王不相我後人、惟王淫戲用自絶、

【古註本】 非先王不相我後人、惟王淫戲用自絶(非先祖不助子孫、以王淫過戲怠、用自絶於先王)

先王は子孫の亡るをばねがひ玉はず、いろ／＼天變をあらはして、たすけやらん、救ふてやらんと思召す所に、惟王は淫戲ばかりして、此方から先祖の神靈と義絶し玉ふなりと云、此淫戲の二字、古今帝王の亡滅のさまを見るに足る、紂が炮烙をつくり、火柱を罪人に抱かせ、くるしむを面白いと云ひ、酒池肉林をつくり、酒のかすにて、土手をつかせるが如きは、皆淫戲にて小兒あそびなり、其外隋の煬帝の船遊山、或は迷樓、或は車中に於て女を犯し、外には車の鈴が鳴るにて知れぬ、晋の武帝がやうに車をひかせて、其羊の止

る女部屋に入り酒宴する、又女は其道の地上に塩を敷きて、羊が其匂ひをかきて止ると、そりや車が止たと云て、王をひき入ると云ふことは、馬鹿づくしにて、皆淫戲ならざるることなし、忠臣のいさめもきかず、異見しても益なく、皆自ら亡るなり、これ我より自絶にてあるなり、故天弃我、不有康食、不虞天性、不迪率典、

【古註本】 故天弃我、不有康食、不虞天性、不迪率典、以紂自絶於先王、故天亦棄之、宗廟不有安食於天下、而王不度知天性命所在、而所行不蹈循常法、言多罪)

先王も天も、神靈なる所は一なり、天より殷を見すて、饑饉がしきりに續くなり、さるにより、故に天我が殷をすて、民に康食あらしめすと云ふなり、烈祖の詩に、自天降康、豊年稷穰、又臣工の詩に、明昭上帝、迄用康年と云ひ、雲漢の詩に、天降喪亂、飢饉薦臻とある如く、國亡びんとする前には、必凶年つゞくものと見ゆるなり、人已が天性をはからず、人をあは



れみ民をあはれむ心がない、これがその天性にはか  
らぬなり、人は性善なるもの惻隱不忍の心あるもの  
也、それが人は、きんにて難義すれども、すくはず、  
又先祖の常法に従ふが子孫のやくじやに、其定法に、  
迪と、ふみ、率と、したがふ氣がない、ふみしたがは  
ず、皆常法やふりじや、註に宗廟不有安食於天下と  
云、宗廟の二字は、つまりぬ出ものじや、剛るがよい、  
又祭沈は、王を民にかけて見たは、わるい、古註がよ  
きなり、民の天性をはらぬと云ふは、民百姓が不有  
安食とあるは、食物なく難義じや、人は食はずには、  
居られぬものじや、此なんぎを、すくふてやらねばな  
らぬ、鄭玄曰、王暴虐於民、使不得安食、逆亂陰陽、不  
度天性、傲很明德、不修教法者とあり、襄四年の左  
傳に、天生民而立之君、使司牧之、勿使失性、天之  
愛民甚矣、豈其使一人肆於民上、以從其淫、而棄天  
地之性、必不然とあり、民百姓の性を、はからぬは、不  
仁じや、

今我民罔弗欲喪、曰天曷不降  
威、大命不摯、今王其如台

【古註本】今我民罔弗欲喪曰天曷不降威、大  
命不摯、今王其如台、摯至也、民無不欲王之亡、  
言天何不罪誅之、有大命宜王者何以不至、  
王之凶害、其如我所言、  
此は民百姓が言ふことを云なり、今我が殷の民が、殷  
の天下の喪ることを、欲しねがはぬものは無い、其口  
上に、天なんぞ紂を刑罰すべき威を下さず、又殷を亡  
すべき大命をたもつ人も至らぬぞ、今如此、苦しむ我  
を、いかんせんとするやとなげくなり、百姓の口上を  
紂に告るなり、

王曰嗚呼我生不有命在天

【古註本】王曰嗚呼我生不有命在天、言我生  
有壽命在天、民之所言、豈能害我、遂惡之辭、  
王の口上に、嗚呼と嗟嘆して、上に天命がある、わる  
いことをしても亡す、又よいことをしても、亡るとき  
は亡るなり、我は天命ありて、天子になる、然らば左  
やうに亡るものではないと云て、祖伊が諫めをきか  
ぬなり、

祖伊反曰嗚呼乃罪多參在上

乃能責命于天

【古註本】祖伊反曰嗚呼乃罪多參在上、乃能  
責命于天、反報紂也、言汝罪惡衆多、參列於上  
天、天誅罰汝、汝能責命于天、拒天誅乎、

反報紂也の註は、わるい、反は立退なり、我家へ立反  
て云なり、嗚呼と嗟嘆して、乃の紂が罪多きなり、其  
罪が天に參在とあらはれて居る、命を天に責ると云  
ものは、すべて人事をつくして、其上にていかんとも  
しがたきとき、命をば天に歸するものなり、それに盡  
すべき人事を棄てしまふて、命を天にはせめられぬ、  
いかんぞ紂が如く惡逆無道で居りながら、天に託し  
ては、すまぬことなり、

殷之即喪、指乃功不無戮于爾  
邦

【古註本】殷之即喪、指乃功不無戮于爾邦、言  
殷之就亡、指汝功事所致、汝不得無死戮於殷  
國、必將滅亡、立可待、  
殷の喪につくことは、天より殷のわるいことを、さし

かぞへて見るに、殷の國には、刑戮を下さねばなら  
ぬ、きつと下すなり、これ天誅を拒むことを得んやと  
よむ、功は事なり、紂の惡事なり、

微子第十七

殷既錯天命、微子作誥、父師  
少師

【古註本】殷既錯天命、錯亂也、微子作誥  
父師少師、告二師而去紂、  
錯亂也の註は、わるい、馬融が廢也の方がよい、  
殷天下をとる、天命を惡逆にして、すておくなり  
と云ふこと、これは微子之語にて、誥の體なり、

微子

【古註本】微子、微圻内國名、子爵、爲紂  
卿士、去無道、  
子。は爵なり、微子は紂の兄なり、されども妾  
腹の子なり、紂の無道を去て身退くなり、左



傳に帝乙之元子とあり、呂氏春秋には、紂之母生微子啓與仲衍、其時猶爲妾、既而爲妻、後生紂、紂之父欲立微子啓爲太子、大史據法而爭曰、有妻之子不可立、故立紂爲後とあり、紂と同居同腹のたねなれども、いやしきときの子也、與さまに成て紂を生しよ、紂を立ると云ふ、

### 微子若曰、父師少師、

【古註本】微子若曰、父師少師、父師、大師、三公、箕子也、少師、孤卿、比干、微子以紂距諫、知其必亡、順其事而言之、

若は、發語の辭にて、したがつて曰と、よむとも、又かくの如くに云たりと、よむもよい、發語の辭によむは、召語に其例はいくらもあるなり、父師は箕子、少師は比干なり、順其事而言之の註はわるい、比干は紂の伯父なり、孟子にきつと證據あり、以紂爲兄之子且以爲君而有微子啓王子比干とあり、紂とは、いとこ同士なり、箕子は紂の親戚にて、しかとしれぬ、馬融鄭玄王肅は其說なり、紂の兄と云ものは、服虔杜

### 殷其弗或亂正四方、

【古註本】殷其弗或亂正四方、或有也、言殷其不有治正四方之事將必亡、

預なり、顧炎武の日知錄や、朱彝尊が經義考には、箕子比干ではない、樂人の大師疵少師強じやと云た、これは以の外の惡說なり、二人は考證學には、頗る至れる人なれども、時によると、かくの如き妄說をなすに至るなり、夫子の三仁(論語微子篇にあり)の說に、第一さしつかゆるなり、又國の大事をはかるに、盲目の樂人にはかるべきや、大體にくらきことなり、もと大師疵少師強のはなしは、論語の大師樂、適、齊の條を讀みあやまりたるなり、此は魯の哀公のとき、其衰への極を見て、樂師の魯を去たを、紂のときとするものじや、大史公が、それを信じて史記に書たるを、皆信じたるなり、もとがつまらぬ訛謬の說なり、それからそれ故、大家でも考證學とて、油斷がならぬ、すべて隨筆もの、考へは、大なるまちがひあること少からず、其書を註するものは、さらばとて、餘りに違ひはなき者也、

殷の惡逆無道なるにより、四方ををさめ正すことも、出來ませぬと嘆するなり、

### 我祖底遂、陳于上、

【古註本】我祖底遂、陳于上、言湯致遂其功、陳列於上世、

御代々の御先祖がたは、功德をいたしとげて、前世に陳列してござると云ふこと、孟子に由湯至於武丁、賢聖之君六七作とありて、殷には賢君方が多くありたるなり、此上の字を、其御先代方の神靈が、天に在してあれども、今亡んとする殷を救ひ玉ふこともならぬと、上を天とするもよい、

### 我用沈酗于酒、用亂厥德于下、

【古註本】我用沈酗于酒、用亂厥德于下、我紂也、沈、酒醜、酗、亂湯德於後世、

我とは微子のことを云にあらす紂王のことを云なり、今此方と云ふ味なり、さて紂はといへば、酒を、沈と、それにはまりこみ、酗と、酒をのむより、いろく

### 殷罔不小大好、艸竊姦宄、

【古註本】殷罔不小大好、艸竊姦宄、艸、野竊盜、又爲姦宄於外内、

上たるもの、亂逆無道なるにより、下たるものも、其風俗に化して、わるいことばかりする、小大は、小家も大家も、おしならして、わるいことをするを云ふ、艸竊は小ぬす人なり、姦宄は、おひおとしなり、盤庚、暫遇姦宄とあれば、おひおとしなり、姦宄を、左傳によりて内外をわくるに及ばぬことじや、康誥に殺越



人子 貨と云に同じきなり、さて古文はむりに書たるものなり、今なれば、小大の字を、殷の字の下に入れねば、人が承知せぬなり、論語にも、君子無終食之間違仁と云も此例と同じむりなり、回也其心三月不違仁と書たる例にてらして見れば、わかるなり、襄三十一年無不祥大焉の書も、この例なり、孟子には不祥莫大焉と書きたり、今書くものは、此等の例にならぬが、よきなり、

卿士師師非度凡有辜罪乃罔恒獲

【古註本】 卿士師師非度凡有辜罪乃罔恒獲 (六卿典士相師效爲非法度皆有辜罪無兼常得中者)

此師師は、わるいこと、阜陶謨百僚師師は、よいこと、此の意は、あの男は、わるいことをするから、我もしてよいと、惡風俗のまねをする、阜陶謨では、よいことを見習ふて、よいことをすることを云ふなり、凡有辜罪を解し得ざるなり、(乾禁編(書名)によく似た、武成に爲天下逋逃主萃淵藪とある、されども武成

は偽書なれども、此は古の書經に有る語じや、左傳昭公七年に、昔武王敷紂之罪以告諸侯曰と引た、又牧誓天下多罪逋逃是尙是長是信是使とあり、他に罪を得たるものも、殷に來り其宮中にかくれるときは、とらへ得ることなきなり、これがよきなり、其他は朱子は、わるいことを、するものも、咎めらるること、が、ないこと云ふ説なり、凡つみあるをも、殷の紂王が、かくまふから、捕へうることなしと云ふなり、無乘常得中者の津は、けづるべし、余も、もとは解せざりしが、昭公七年にて、よくさとりたるなり、

小民方與相爲敵讎

【古註本】 小民方與相爲敵讎(卿士既亂而小人各起一方共爲敵讎言不同)

上たるもの道がない故に、小民が、がたがたおこりて、意趣意恨を、さしはさみて、あだかたきをなす、いかなと云と、親を殺した罪人を、上にて殺し玉へば、恨みも無きなれども、宮中に入て罪をのがるゝ故、この方も親をば殺さず、其子をころすと云やうになるなり、

今殷其淪喪若涉大水其無津涯

【古註本】 今殷其淪喪若涉大水其無津涯(淪沒也言殷將沒亡如涉大水無涯際無所依就) 此は上の無道を、くゝりて、今殷は如此に亂れみだれて、無道にてあれば、とても救ふことはなく、其淪と、沈み、喪と、ほろぶるならん、たとへば大水をわたるに、どこが津のわたし場やら、何處が岸じややら、これと云ふかぎりもないと、嗟嘆するなり、

殷遂喪越至于今

【古註本】 殷遂喪越至于今(言遂喪亡於是至於今到不得久) かくの如くなれば、とても救ふことはなく、殷は遂に喪と、ほろびん、それも五年三年と延ることでは、あるまい、此に其亡るが、今にせまりたと云ふことなり、

曰父師少師我其發出狂吾家

毫遜于荒

【古註本】 曰父師少師我其發出狂吾家毫遜于荒(我念殷亡發疾生狂在家毫亂故欲遜出于荒野言愁悶)

此曰は、微子の曰なり、かくの如くなるにより、我其發出狂、注はわるい、狂は氣ちがひではない、往のあやまり也、史記には、往に作る、鄭玄が註曰、發起也、紂禍敗如此、我其起作出往也とあり、われそれ發して出て往んと云ふは、此は微子が去る處なり、さて吾家毫と、年よりたるものは逃去て、郊野にのがる、毫は老毫とて、おいぼれたると云にはあらず、八十九日、毫とありて、古いよい老成の人なり、荒は荒野なり、註の狂と見たは、わるい、

今爾無指告予顛隕若之何其

【古註本】 今爾無指告予顛隕若之何其(汝無指意告我殷邦顛隕墜如之何其救之) 今さまたち去れとも、又止れとも、さし示して、告をしへてくれぬ、顛と、くつがへり、隕と、おつるは亡るなり、若之何其これをいかにして、可ならんやと、



相談し玉ふなり、其は哉と曰く助辭なり、左傳宣四年に若敖氏之鬼、不其餒、而を語辭とした、詩の庭燎に、夜如何其、夜未央、又衛風の綠衣に、凄其以風、皆語辭なり、居の字も、音きになると、哉となるなり、莊子の齊物論にも、詩經栢舟の日居月諸とつかふ、皆同じ例なり、微子の意は、とても救ふこと所では無い、此身をいかんせんと、身の置處を問ふなり、

父師若曰、王子、天毒降災、荒殷邦、方興沈酗于酒、

【古註本】 父師若曰、王子、比干不見、明心同省、文、微子、帝乙元子、故曰王子、天毒降災、荒殷邦、方興沈酗于酒、天生紂爲亂、是天毒下災四方、化紂、沈酗不可如何、

此に比干を擧げるは、箕子と同意たるによるなり、さて天より毒して、如此に災を降して、殷の邦を、荒とあれはてさせるやうに、饑饉を下すなり、毒は害なり、害は、きんなり、此毒の字を宋の世家では、篤につくる、さあれば、天より、あつく、わさはひを下すと云と、おだやかでよい、毒篤通するなり、古へ今の天

竺を身毒と云ふ、又乾篤と云ふ、後世は印度と云ふなり、此は微子が、はなすと、箕子も、うけて嘶すから、同じことがあるなり、上で我用沈酗于酒と云ふから、下も、それにつれて皆飲なり、其餘風がある故、後に酒誥を書いて戒しめたるものなり、上は紂を云、此は小民の酒をのむことを云ふなり、

乃罔畏、畏、其考長舊有位人、

【古註本】 乃罔畏、畏、其考長舊有位人、言起沈酗、上不畏天災、下不畏賢人、違良者老之長、致仕之賢、不用其教、法紂故、

乃罔畏、康誥に庸庸、庸庸とつかふ例にて、畏、畏と、おきたるなり、上、天命を畏れ、下は王位のおそるべきことを、おそれぬ、論語には、君子有三畏、畏天命、畏大人、畏聖人之言と、おそるべきものあり、考長は、老成人なり、老人長者をさすなり、舊有位人とは、ふるく位にあるものをば、あれは昔し風じや、當世風を知らぬなど、其言をば一向取用ひぬ、そこで用ひられぬ故、前に云ふ、吾家遷于荒とあり、咈は一向よいことを、云てきかせても、用ひぬが、もとるなり、註

はもと位ある人と見た故、致仕之賢と云なり、されども、それはわるい、舊を、もとも、又ひさしく、つとむるをも、いふなり、

今殷民、乃攘竊神祇之犧牲、用、以容將食、無災、

【古註本】 今殷民、乃攘竊神祇之犧牲、用、以容將食、無災、(自來而取曰攘、色純曰犧、體完曰牲、牛羊豕曰牲、器實曰用、盜天地宗廟牲用、相容行食之、無災、罪之者、言政亂、)

これは、前の神竊姦宄より来るなり、今殷の民は、いけにるにすものをも竊むなり、牧誓に、今商王受、惟婦言是用、昏棄厥肆祀、弗答とあり、然らば唯祭に具ふべき犧牲は、陳して用ぬなり、そこで、それをぬすみ食ても、罪せらるゝことはない、罪せらるゝことのないは、いかにと云と、上役人も、ずるぶん、ぬすみて、よいと、容と、ゆるして、我も食ふとて、ともに將食と、ひきあて食ふ、共に食ふやうなる故に、災なきなり、災は、天の災にて神罰なり、これも亡る前じやから、先祖の神靈も、罰をも、あて玉はぬなり、左

傳に、國無道、年穀果熟、不五年而已とあり、亡國の前には、さくんもあり、豐年もあると見ゆるなり、攘と云ひ、孟子に攘鶏と云ふ、見こみて、とるではなく、來るをぬすむなり、怪は、さすの無い者、注の器實曰、用と云は、籩豆簠簋にもるは、黍稷稻粱を云ふなり、降監殷民、用又讎、斂、召敵、讎、不怠、

【古註本】 降監殷民、用又讎、斂、召敵、讎、不怠、(下、視殷民所用治者、皆重賦傷民、斂聚怨讎之道、而又亟行暴虐、自召敵讎、不憚怠、)

監は、三監の監と同く、殷の民を、くだしかんがみるに、民よりひどい取たてをする、讎、斂とは、あだかたきを、とりあつかふ如く、とりたてるをいふ、さるにより讎斂と云なり、國語、社政と云、蝸譖と云字がある、悪い政を、殺のみのらぬしいに譬へ、譖言するを、木食ひ蟲の木を食ふ如くに人を譖する、文章に書て、形容の面白き字なり、さてかくの如くに、ひどくあだかたきの如くに、聚斂する故、其役人を下たる



もの敵の如く、あだかたきの如くに思ふ、それを己に身に、まねくに、少しは氣も、つきさうなものじやに、よいと意得て、其事をつとめ、はげみて、つとめる、此は役人と百姓と方興る事を云ふ也、

罪合于一、多瘠罔詔

【古註本】 罪合于一、多瘠罔詔、言殷民上下有罪、皆合於一法、紂故使民多瘠病、而無詔救之者、

これは、君臣ともに罪一に合するなり、さて下たるものは、きんさんに救はるゝと無く、其上聚斂に逢ふて、やせることはあれども、これを紂に告げて、これを救へばよいと云ふものもない、註殷民の民の字、法紂の二字、剛りさるべし、

商今其有災、我興受其敗

【古註本】 商今其有災、我興受其敗、災滅在近、我起受其敗、言宗室大臣、義不忍去、

如此のいきほひなれば、商は今にそれ災あらん、あらば我もその敗れを、うけぬ事はない、きつとうける、

我殷家宗廟、乃隕墜無主、

我もと子の賢を知るから、帝乙に申して立んとしたを、不心得にて紂が立た、それ故紂が始終子を、刻と害する心がある、邦に居ては御爲にならぬ、他國へ奔るがよい、出て先祖の血脈を、たゞざるがよい、今に我殷も乃顛と、くつがへり隣と、おち亡るなり、

自靖人自獻于先王

【古註本】 自靖人自獻于先王、各自謀行其志、人人自獻達先王、以不失道、我不願行遯、言將與紂俱死、所執各異、皆歸於仁、明君子之道、出處默語、非一途、

靖を、はかるとよむ、すむ分、これにて通するなれども、通せぬ所がある、靖は、やすんずる、又靜なる義なり、馬融は潔白なりとする、それも、きつとすわらず、人々己が心に安んずる所あり、去ると云ふも、いつはりにて狂するも、亦諫て死するも、これがよいと、己がせんとする所に安んずるなり、さて、これは人々其安する所をなして、これを當時の紂主へ盡すにはあらず、御先代方へ其志を献するなりと云ふなり、紂は不

商其淪喪、我罔爲臣僕、詔王子出迪

【古註本】 商今淪喪、我罔爲臣僕、詔王子出迪、(商其沒亡、我二人無所爲臣僕、欲以死諫、紂我教王子、出合於道、)

微子、おまへの仰せらるゝ通り、商はそれ淪喪せんこと、眼前じや、其時他の國の奴とは、なることは、できぬと云ふを、なることなからんと云なり、そこで箕子は周の世となりても、中國の諸侯とならず、遂に遠き朝鮮にゆきたるなり、又微子は家を立るつもりじやから、中國に居て、諸侯になりたり、そこで箕子が微子に告るには、王子は、すむ分、先祖の祭を絶ぬやうに出て去るは、道じや、

我舊云刻子、王子弗出、我乃顛隕

【古註本】 我舊云刻子、王子弗出、我乃顛隕、刻病也、我久知子賢、言於帝乙、欲立子、帝乙不肯、病子不得立、則宜爲殷後者、子今若不出、逃難

明じやから、何をしても其意をしらずに居る、それに頓着することは、ないと云ふなり、

我不願行遯

我は紂が無道を見かぎり、他人の如く遯子荒をもかへりみず、他に行きのがるゝことを願ふ、事無く踏止りて、我所存の通を、行ふなりと云ふことなり、註の出處默語の四字は、繫辭に出て、出て仕るも去るも、各時に宜に従ふことを云なり、

泰誓上第一 周書

惟十有一年、武王伐殷、一月戊午、師渡孟津、作泰誓三篇、

【古註本】 惟十有一年、武王伐殷、周自庚丙質厥成、諸侯並附、以爲受命之年、至九年、而文王卒、武王三年、服畢、觀兵孟津、以卜諸侯伐紂之心、諸侯僉同、乃退以示弱、一月戊午、師渡孟津、十三年正月二十八



日更與諸侯期而共伐紂作泰誓三篇(渡津乃作)

註の意では、孟津の渡場に出て、兵威を示したは、十一年なり、十二年目には、ほんとうに征伐したと云なり、これによりて大議論がある、文王が虞芮の證を平げて、其年諸侯四十餘ヶ國服した、其とき王となりて、九年に死す、武王の喪が三年すみて、十一年に征伐として御出なされたと云註は、卜、諸侯伐紂之心、諸侯皆同、乃退以示弱とある、これが大なるあやまりじや、聖人が紂を討んとして、諸侯が同心するや否やを、ためし見るは、これ權謀詐術者のすることなり、註のあやまりは、もとより此は過の中の大きなあやまりじや、歐陽永叔が泰誓論(歐陽修文集及續唐宋八家文讀本等に見ゆ)に、目ざましく論じたるを、世間のものがはてさうかと始て氣がついた、武王は五十の年に即位なされた、それから數へるなり、親の年を入れると云ふことは無い、註の通りにすると、直にさしつかへになる、十一年の方には、月日なく、一月戊午には年數なし、それ

をいろ／＼に云ふは、沙汰のかぎりじや、一は三のあやまりじや、これはまちがふことと見えて、呂氏春秋の首時には、十二年に作る、十一月を一月と書く、周の正月にて十一月二十八日なり、渡津乃作の註も、あやまりなり、上篇は川をわたらぬ時、中篇は川をわたりしとき、下は其所を立つとき書たものじや、困學記聞に能く辨じてある、さて泰誓と云ふ名と、天地否の卦が、變じて地天泰と成たるやうに、般の無道が、有道の世になつたと云ふ意にて、泰誓と云は、あやまりなり、王肅は大道を以て衆にちかふから云と、胡彪が誓の最大なるものじやと云ひ、大宰春臺は大の極じや、軍にたつとて作る、大なる誓と云ふとなり、大誓と同例じや、大泰音通なり、大會孟津とあるも、大誓も、大は同じとなり、もと偽大誓が有たが、三國のときまで存して、其後は亡る、これは晋の時こしらへたるなり、もとの泰誓は、孟子荀子左傳國語にあるものがないから、一向人が取り用ひぬ、そこでこれを拵へたるものは、古書にあるものを書ぬき、あまき、もらさず、よいあ

んばいに取りあつめて、拵らへたる故、後世うたがふものが無い、もとの泰誓をば、馬融等がうたがひしなり、逸周書の如きものなり、史記にも此序をとりて書た、戰國の時分からあるもの、董仲舒なども用ひた、

泰誓

【古註本】泰誓(大會以誓衆)

惟十有三年、春大會于孟津、

【古註本】惟十有三年、春大會于孟津、三分二諸侯、及諸戎狄、此周之孟春、

武王の在位十二年目なり、孟津は、洛湯の北にある大通路にて、河南より河北へこゆる所じや、注の三分二諸侯は、論語で書た、

王曰、嗟我友邦冢君、越我御事、庶士明聽誓、

【古註本】王曰、嗟我友邦冢君、越我御事、庶士明聽誓、冢大、御治也、友、諸侯親之、稱大君、尊之、

下及我治事衆士、大小無不皆明聽誓、武王此ときは、西伯にて、大名頭なれども、謙退して、諸大名を朋友と云ひ玉ふて、友邦冢君とは仰せらるゝなり、越は及也、我が事ををさむる卿大夫共よ、あきらかにちかひを承はれと仰せらるゝなり、

惟天地萬物父母、惟人萬物之靈、

靈

【古註本】惟天地萬物父母、惟人萬物之靈、(生之謂父母、靈神也、天地所生、惟人為貴)

易の坤の象傳の至哉坤元、萬物資生と云、莊子の達生(篇名)の天地者、萬物之父母也、又孝經の天地之性、人為貴と云を、たねにしてこしらへたるなり、天地の化育にて、人は出來たるものじや、天地は大父母、父母は小父母じや、天地萬物の中にて人は靈妙不思議なるものじや、そこで孝經に天地の性人為貴と云は、人は天地を自由にする味なり、中庸に致中和、天地位焉、萬物育焉とあり、人は天地を動すものじや、繫辭に言行君子之所以動天地也、可不慎乎とあり、さるにより、政事がわるいと、天變地妖があらはるゝな



り、天子のみにあらず、匹夫も感動させることがあ

る、  
**宣聰明作元后、元后作民父母、**

【古註本】 宣聰明作元后、元后作民父母、人誠聰明、則爲大君、而爲衆民父母也。

元后は、大なるきみと云ふこと、易に大君と、天子を云ふ、君は諸侯の通稱、そこで元后とも大君とも云ふなり、日本も我がおほきみと歌によむ、君后共に諸侯を通稱すべし、其中に聰明聖知の者が、元后となる、然らざれば天下がをさまらぬ、又洪範にも、作民父母、以爲天下王とありて、民を撫育する徳が有りて、天子となりて、民を生育すると云ふことなり、

**今商王受、弗敬上天、降災下民、沈湎胥色、敢行暴虐、**

【古註本】 今商王受、弗敬上天、降災下民、沈湎胥色、敢行暴虐、沈湎嗜酒、亂女色、敢行酷暴、虐殺無辜也。

**惟宮室臺榭、陂池侈服、以殘害爾萬姓、**

【古註本】 惟宮室臺榭、陂池侈服、以殘害于爾萬姓、土高曰臺、有木曰榭、澤障曰陂、停水曰池、侈謂服飾過制、言賈民財力爲奢麗也。臺は、土をつみあげて、其上に家をこしらへる、榭は、うてな陂池は土手をつき堀をほり、これは庭泉水の類じや、侈服は、華美の衣服じや、それから己が死ぬる時、玉の衣を着て火の中へ飛こんだ、これは楚語の夫差一夕之宿、臺榭陂池必成と云ひ、大戴禮に、宮室高臺汗池土察、以爲民虐と云を取りて書た、呂氏春秋の過理の篇に、紂作爲琬宮、築爲傾宮とあり、すべて上のをこりは、民より取りてするより外は無い、爾雅に臺上構上曰榭とあり、それをとりて書いた、  
**焚炙忠良、剝剔孕婦、**

【古註本】 焚炙忠良、剝剔孕婦、忠良無罪、焚炙之、懷子之婦、剝剔視之、言暴虐也。焚は、やきこらす、炙は、あぶり殺す、股本記、紂重刑

せと、天より命せらるゝが、職分なるに、反て民をしいたげるから、天よりの仰付られを背く、それが弗敬上天之命也、その行ふ所は、いかんと云と、長夜の飲をなし、女色を胃亂なす、胃は、むさぼり、亂は、をかすなり、下民を生育せんとも何とも思はず、敢とおもひきつて、暴と、しいたげ、虐と、しいたげる、胃は、むさぼりをかす、むさぼりもとめるなり、暴は味なり、

**罪人以族、官人以世、**

【古註本】 罪人以族、官人以世、一人有罪、刑及父母兄弟妻子、言淫濫官人、不以賢才、而以父兄所以政亂也。罪人以族、族を以てするは、三族を夷すること、左傳にも父子兄弟、罪不相及とあり、孟子にも罪人不孥とあり、始皇に至ては、尙甚しく、五人組のものまでも、罪した、又官人以世と云ふとは、わるい政なり、親は才有ても、子は無い、それゆゑ、世にはされぬ、紂は親が氣に入ると、其子にも其役をさせる、淫は、みだりにしすぎるることなり、

**皇天震怒、命我文考、肅將天威、天動未集、**

【古註本】 皇天震怒、命我文考、肅將天威、天動未集、言天怒紂之惡、命文王、敬行天罰、功業未成而崩也。震怒は、にくいやつと、ふるひいかるなり、そこで、皇天より我文考に命じて、天罰を行はしむ、されども、恭謙じやから、手を下し玉はぬなり、それ故、天下ををさむる大勳は、ならざるなり、大勳は、大功なり、康誥に天乃大命文王、殪戎殷、誕受厥命と云を取りて、こしらへた、天の震怒は、いかなるか、知れざれども、紂の無道によりて、天變地妖があらはるゝが、天のいかるなり、西伯戡黎に不康食と云がきゝんなり、又民のいかるが天のいかるなり、紂はにくいやつじや、



亡ればよいと思ふ、天聰明自我民聰明なりと、阜陶謨にあり、人々我がたましひが天なり、父母は此形體をこしらへたるものなれども、人心は天のこしらひたるものなり、親が子の心を、こしらへることは出来ぬ、私しがましきことは、五人十人の上にては言はれぬ、天下の民のいやがるが、則天の怒るなりと、知るべきなり、

肆予小子發、以爾友邦冢君、觀政于商、

【古註本】肆予小子發、以爾友邦冢君、觀政于商、(父業未就之故、故我與諸侯、觀紂政之善惡、謂十一年自孟津還時) 發は、武王の御名なり、紂が志を改めて政事がよいかと旁觀する、これは箕子微子の賢人がある故、その諫めを、きつてよいかと思ふ、十一年以下の註は、わるい、

惟受罔有悛心、乃夷居弗事上帝、神祇遺厥先宗廟弗祀、

【古註本】惟受罔有悛心、乃夷居弗事上帝、神祇遺厥先宗廟弗祀、(悛改也、言紂縱惡無改、心平居無故廢天地百神宗廟之祀、慢之甚) 紂は、少しも惡を、あらたむる心が無い、夷居は、平居なり、遺は、すておきてまつらぬ、天地山川のまつり、先祖のまつりもせぬ、さらば事あるかとすれば、夷居と、平居でをりながら、祀をばせぬ、

犧牲粢盛既于凶盜、

【古註本】犧牲粢盛、既于凶盜、(凶人盡盜食之、而紂不罪) 微子に、今般民乃攘竊神祇之犧牲牲用、以容將食無災とあり、此事は、墨子の天志と非命にある、大誓曰、紂夷處不背事上帝鬼神、禍厥先神、不祀とあり、

乃曰、吾有民有命、罔懲其侮、

【古註本】乃曰、吾有民有命、罔懲其侮、(紂言吾所以有兆民、有天命、故羣臣畏罪不爭、無能止其慢心) 紂が云には、我は天命で天子になりたり、まつりもせずとよいと、鬼神を侮どることを、あらためこらすこ

となし、天佑下民、作之君、作之師、

【古註本】天佑下民、作之君、作之師、(言天佑助下民、爲立君以政之、爲立師以教之) 孟子に天降下民、作之君、作之師とあり、君たるものは、治めると、をしへると、二役ある、天下の諸侯皆しかり、これは君や師匠となりて、天にかはりて、せわをする、

惟其克相上帝、寵綏四方、有罪無罪、予曷敢其有越厥志、

【古註本】惟其克相上帝、寵綏四方、(當能助天、寵安天下、有罪無罪、予曷敢有越厥志、越遠也、言己志欲爲民除惡、是與否、不敢遠其志) 易天地之徳曰、生とあり、又復の卦に、復其見天地之心乎とあり、民ををさめんとて、こちらから傷るやうなものじやから、天に代りてせわをして、かうすればよいと教へて治るが、君たるの道じや、それがやはり、天をたすけるじや、寵綏は、易の泰の卦の財成天

地之道、輔相天地之宜、以左右民とあるが、これなりそれ故、罪あらば誅せん、罪なくばゆるさん、然るに紂は罪あるものをゆるし、罪なきものを殺す、これ無辜をころすなり、我が料簡を越てはすまぬ、孟子とは、ちがふなり、刑罰をたがへて、四方の民の志に違ふことなし、有罪は誅し、無罪はゆるす、今紂が罪ある故に、これを誅すと、かゝりてたるなり、此註は無理なり、罪あるも罪なきも、是非の差別なく、我が紂を討つとする、孔穎達が正義によく辨じたり、

同力度徳、同徳度義、

【古註本】同力度徳、同徳度義、(力鈞則有徳者勝、徳鈞則乘義者強、揆度優劣、勝負可見) 國の大小、人數の多少のある人があるときは、徳をはかり、義平義でないかと、はかる、互の同徳の人なれば、義戰の人が勝つなり、昭公二十四年の左傳に、劉子謂、長弘曰、甘氏又往矣、對曰、何害、同徳度義、泰誓曰、紂有億兆夷人、云々とありて、同徳度義は、長弘の辭なり、それを、むやみに皆泰誓の言とするにて、眞赤いなるいつはり、知れるなり、襄公三十一年、年鈞



擇賢、義鈞則卜とあり、昭公元年、德鈞以年、年同以尊、昭公二十六年に、年鈞以德、德均以下、とあり、皆同例なり、

受有臣億萬、惟億萬心、

【古註本】 受有臣億萬、惟億萬心（人執異心、不和諧）

勝負のことは、云ふまじきなり、各々別々にて、衆臣なり、やはらぎ調はぬなり、

予有臣三千、惟一心、

【古註本】 予有臣三千、惟一心（三千一心、言同欲）

一心にかたまるものは、勝つなり、中篇にも同語あるなり、受有億兆、夷人離心離德、予有亂臣十人、同徳同心とあり、

商罪貫盈、天命誅之、予弗順天、厥罪惟鈞、

【古註本】 商罪貫盈、天命誅之、予弗順天、厥罪惟鈞

于上帝、宜于冢土、以爾有衆、底天之罰、

【古註本】 予小子、夙夜祗懼、受命文考、類于上帝、宜于冢土、以爾有衆、底天之罰、祭社、用汝衆、致天罰於紂、

祗懼は、つゝしみおそると云ふこと、受命は、文王が亡ぼせと仰せること也、上帝は、天帝、冢土は、社の神のこと、王制に、天子將出征、類于上帝、宜乎社造乎禰、類は天を祭るの名、いくさは陰氣なることなり、そこで社の神を祭る、大雅縣の詩に、迺立冢土、戎醜攸行、傳冢大冢土、大社也とあり、注以事類告天は、あやまりなり、

天矜于民、民之所欲、天必從之、

【古註本】 天矜于民、民之所欲、天必從之（矜憐也、言天除惡樹善、與民同）

天從は、左傳に二、國語に二あり、あいつは亡れば、よいと云ふ所に、天も必從ふなり、

惟鈞、紂之爲惡、一以貫之、惡貫已滿、天畢其命、今不誅紂、則爲逆天、與紂同罪、

古人貫の字を解せず、註するものは、一以貫之、惡貫已滿など、云たり、貫もつみなり、左傳宣公六年、中行桓子曰、使疾其民、以盈其身、將以可殛也とあり、昭公二十六年、左師曰、縱之使盈其罪、とあり、韓非子の説林に、其貫將滿也、罪貫はつみつみと云ふことなり、三千と云ふことは、管子に昔者聖王之治人也、不貴其人、博學也、欲其人之和同以聽令也、泰誓曰、紂有億萬萬人、亦有億萬之心、武王有臣三千、而一心、故紂以億萬之心亡、武王以一心存、（法禁篇にあり）亂臣は、左傳に四五ヶ所、論語にもあり、民の惡む所が、天の命じて誅するなり、これを亡すべきものは、武王なり、それを亡さぬと、同罪になると云ふなり、墨子の尙同に、事は同じことなれども、字は違ふなり、太誓之言然曰、小人見姦巧、乃聞不言也、發罪鈞とあり、又荀子の議兵に、不進而進、不退而退、其罪惟鈞とあり、左傳に紂を亡すと豊年すとあり、

予小子、夙夜祗懼、受命文考、類

爾尙弼予一人、永清四海、時哉弗可失、

【古註本】 爾尙弼予一人、永清四海、穢惡除、則四海長清、時哉弗可失、言今我伐紂、正是天人合同之時、不可違失、

大雅の會朝清明の清をとる、四海を清めよとよむなり、わるいやつは害し、よいものは用ひらるゝ、それが清なり、國語の周語に、俗州鳩ことに、武王紂をうつ前夜に、雨がふりたることを云、これが天下をきよむとする、韋昭が注に雨者、天地人神和同之應也とあり、其文は武成の所にのするなり、

泰誓中第二

惟戊午、王次河朔、羣后以師畢會、

【古註本】 惟戊午、王次于河朔、次止也、戊午渡河而誓、既誓而止於河之北、羣后以師畢會、諸



侯盡會(次也)

此書を偽作したるもの、いつはり、湯誥と此篇にて、よく知れる、これは河の北にやどりて誓ふなり、前篇は、川をわたらんとしてちかふなり、其事は宋の林少穎が集註によく辨じた、墨子には去發と云篇があるなり、出陣の時ちかふなり、以師左傳軍以左右曰、以とあり、

王乃徇師而誓曰、嗚呼西土有衆、咸聽朕言、

【古註本】 王乃徇師而誓曰、嗚呼西土有衆、咸聽朕言、徇、循也、武王在西、故稱西土、

徇を説文には疾也とあり、循也と云、めぐるなり、はやくありきてめぐるなり、巡也とは、釋文じや、陳どりの中を、めぐりてありきて誓ふた、胤征には、道をめぐるとす、皆あやまりなり、桓公十三年の左傳に、莫敖使徇于師曰、諫者有刑、杜預曰、徇、宣令也、ふれてありくなり、ふれておいてちかふなり、西土と云ふは、みな西國ものなる故に云、

我聞吉人爲善、惟日不足、凶人

爲不善、亦惟日不足、

【古註本】 我聞吉人爲善、惟日不足、凶人爲不善、亦惟日不足、言吉人竭日以爲善、凶人亦竭日以行惡、

善を爲し行ふに、一日も、たりないと思ふて、善をなす、惡をなすものは、これに反す、

今商王受、力行無度、

【古註本】 今商王受、力行無度、(行無法度、竭日不足、故曰力行)、

力行は、つとめて行ふなり、無度は、非法なり、不法なり、

播棄稂老、呢比罪人、

【古註本】 播棄稂老、呢比罪人、(給背之考、稱稂老、布棄不禮敬、昵近罪人、謂天下逋逃之小人)、播棄稂老は、墨子の明鬼、國語の吳語より取りて書た、大戴禮の用兵に、疎遠國老、幼色是與とあり、幼色は、いろをとこ、かげまなり、昵はむつましく、比は、したしくする、注の給背は、老人は血氣おとろへ、給

穢德彰聞、

【古註本】 朋家作仇、脅權相滅、無辜籲天、穢德彰聞、(臣下朋黨自爲仇怨、脅上權命以相誅滅、籲呼也、民皆呼天、告冤無辜、紂之穢德彰聞、天地言罪惡深、)

家は、卿大夫なり、朋は黨なり、わるものが徒黨して、善人を亡すなり、これ相互に、あたをしあふなり、脅權は、上のけんをかりて、相亡すに至る、それよりして、罪無くして罪を被りたり、或は殺され、或は難義すると、天に訟ふ、上は天道へ感通し、四方へ其事がきこゆる、注の冤は、むじつのことなり、穢德彰聞は、惡名が、彰と、明かにきこえる、

惟天惠民、惟辟奉天、

【古註本】 惟天惠民、惟辟奉天、(言君天下者、當奉天以愛民、)

恵は、めぐみあはれむこと、襄公十四年師曠曰、天之愛民甚矣、又召誥に、嗚呼天亦哀于四方民とあり、惟辟奉天、君たるものは、天の思召をさへりて、あはれまねばならぬと云ことにて、奉天とは書たるなり、

魚のせのやうになる、今云さめはだ、こせつく、又からだにしみが出来る、鮎魚の如く皮に斑ができる、凍梨色は、しもなしとて、冬になりて出来て青黒くなる、稂は梨に通じさせる也、播は、播蕩震越と、左傳にありて、ちらはらと散ずるの義なり、本國を流浪して、他國へ往くことを云ふ、餘波と云波と同じく、禹貢に餘波入流沙とあるも、あまりのちらばりと云ことなり、左傳に波及晉國とあり、莊子に波臣と云ことあり、ちらばり流浪したる臣と云こと、播は、ちらばりする也、離散すれば、其まよおく、收集の反なり、棄る故に、逃去ものなり、

淫酗肆虐、臣下化之、

【古註本】 淫酗肆虐、臣下化之、(過酗縱虐、以酒成惡、臣下化之、言罪同、)

家來ども、下々ども、上のすることに化せられ、皆眞似をする、酗は、酒を飲つて凶惡をなす、肆は、ほしいまま、虐は、しいたげる、

朋家作仇、脅權相滅、無辜籲天、



有夏桀弗克若天流毒下國

【古註本】有夏桀弗克若天流毒下國桀不能順天流毒虐於下國萬民言凶害也

それを夏桀は、民をあはれむことが出来ぬ、毒虐を下民に下したるは、是従ふべき天に従はぬじや、

天乃佑命成湯降黜夏命

【古註本】天乃佑命成湯降黜夏命言天助湯命使下退桀命

天から、たすけ命せられて、成湯をして夏の天命をたゞし、しりぞけて、殷の天下となる。君疏に、成湯天惟純佑命、又微子之命に、成王既黜殷命とあり、夏命とは、夏の天下をたもつ命と云ことなり、

惟受罪浮于桀剝喪元良賊虐

【古註本】惟受罪浮于桀浮過剝喪元良賊虐虐諫輔剝傷害也賊殺也元善之長良善以諫輔紂紂反殺之

と、うやまひ、つゝしむことは、いらぬ、先祖の鬼神をまつるも、益が無い、暴無傷は、民を、しいたげてもよい、下は上に奉すべきものじやと云なり、無道なるものを亡すと云ふ手本は、遠く無い、夏の桀王の無道を、殷の先祖が亡した、今殷の亡るは、先祖の夏を亡した通りじや、事の道理の分かりたることぢや、西伯戡黎にも、嗚呼我生、不有命在天詩の蕩にも、殷鑒不遠、在夏后之世ともあるなり、

天其以予乂民朕夢協朕卜襲于休祥戎商必克

【古註本】天其以予乂民用我治民當除惡朕夢協朕卜襲于休祥戎商必克言我夢與卜俱合於美善以兵誅紂必克之占  
天今我に命じて民ををさめしむ、并觀預言には、夢の事をそしる理を知らざるなり、凡人妄想の夢とは、ちがふなり、卜もよい、夢も甚よい、かさねくの休命がある、それ故此度の軍には、必勝んと仰せらるゝなり、夢は周禮にも、占夢の官あり、詩にも吉夢維何、維熊維罴、維虺維蛇、大人占之、維熊維罴、男子之祥、

夏の桀ぐらゐでさへ亡される、それよりすぎたる故、亡ばさねばならぬ、これ夏の世はむかし、桀はそれより六百年も後のこと、昔と今とをみれば、自然と、をこりもすぎぬ、元良は善良なり、元は善なり、剝喪ははぎほろぼす、殷本紀にある、醜九侯、鄂侯の類なり、諫輔の家來を賊虐するは、比干なり、賊は、そこなひ、虐は、ころす也、殷本紀曰、比干曰、爲人臣者、不得以死爭、迺強諫紂、紂怒曰、吾聞聖人心有七竅、剖比干觀其心とあるこれなり、

謂己有天命謂敬不足行謂祭無益謂暴無傷言紂所以罪過於桀厥監惟不遠在彼夏王其視紂罪與桀同辜言必誅之

【古註本】謂己有天命謂敬不足行謂祭無益謂暴無傷言紂所以罪過於桀厥監惟不遠在彼夏王其視紂罪與桀同辜言必誅之  
上は四六、後世の四六文では無きなり、謂の三行より夏王までは、古の泰誓の語なり、此意は天子になるは、天命があるからなる、何ぞ恐しきことは無い、敬

維虺維蛇、女子之祥と、斯干(詩經篇名)にあり、無羊(同上)にも牧人乃夢、衆維魚矣、旒維旗矣、大人占之衆維魚矣、實維豐年、旒維旗矣、室家濙濙とあり、夢では合ぬ、占ではあふ、夢も占も同じことじや、泰誓はいくさを夢ものがたり、占は鬼神を尊ぶものじや、神以癡往、神以知來とあり、明の郝敬が話、日知錄にあり、國語の周語に、單襄公曰、吾聞之大誓故曰、朕夢協于朕卜、襲于休祥、戎商必克、以三襲也とあり、左傳の昭公七年にも、史朝曰、筮襲于夢、武王所用也とあり、此れ妄ならば、左傳國語皆妄なり、妄人の言ふ所、信すべからざるなり、

受有億兆夷人離心離德予有亂臣十人同心同德雖有周親不如仁人

【古註本】受有億兆夷人離心離德(平人凡人也雖多而執心用德不同)予有亂臣十人同心同德(我治理之臣雖少而心德同)雖有周親不如仁人(周至也言紂至親雖多不如周家之少



仁人

同心同德は、昭公二十四年の左傳にあり、棄同即異、是謂離德ともあり、亂臣十人は、襄公二十八年と、論語泰伯の篇にあり、周親の語は論語の堯曰、墨子の兼愛の中にもある、此を作りたるものは、(校者案此下恐有闕文)唐詩を集句して詩を作りて、なぐさみにせしは、王安石が始めたることなり、逸書の語を集めて泰誓をなす、それから斧鑿のあとがよく知れるなり、襄公二十八年と成公二年の左傳をつづめて書きたるなり、はなれぬは、心も徳もなり、夷は凡庸の人を云也、平人と云ふこと、杜預は夷狄人、東方の及びすをひきつれて出たと云、同心同徳は、心も徳行も一致の人じやと云こと、周親は、至てむつまじく密なるなり、おれが少ない國の仁人には、しかざるなり、孔安國の論語の注がよい、親類よりは賢者は大切じや、管叔蔡叔をも、したしけれども亡す、箕子微子も來れば、仁人じや故に用る、鄭玄が禮記は若いとき韓嬰が詩傳をうけて書いた、其後の註を書いたときは、毛萇が詩を學んでから書た故、始とはちがふと云ふことを云た、此書と論語は、同じく壁

中に出たるのを書たるにて、論語と、ちがふわけが無い、又まぢがふてはすまぬなり、又成王のときに、武成にあることを知らずに云たことになる、注の不如周家之少仁人の語と、論語の註と齟齬することを知らねばならぬなり、

天視自我民視、天聽自我民聽、百姓有過、在予一人、今朕必往、

【古註本】天視自我民視、天聽自我民聽(言天因民以視聽民所惡者天誅之)百姓有過、在予一人、己能無惡于民、民之有過、在我教不至、今朕必往、  
阜陶謨に天聰明自我民聰明明、天明畏自我民明畏とあり、天の見て、善い悪いと思召が、我民の善い悪いと云ふ、是が、やはり天のよいわるいと仰せらるるなり、五人十人は、とりなしにも、よいと云はんが、天下の民は皆よいと云ひ、皆わるいと云、そこが天なり、孟子聖人先得我心之所同然耳とあり、今わが誅戮する所は、やはり天の誅戮なざる、所なり、これにて聖人の思召が知れる、民にも秉彝の良心がある、それ

は誰がさせるぞと云と、やはり天がさせるなり、善い悪いと云が、一人の心ではない、天下の人が善い悪いと云が、天のさせる所じや、百姓有過、在予一人は、論語の萬邦有罪、罪在朕躬の所にて、天下の人民にあやまちあるは、我が教への行き届かぬ故じや、今朕必往は、殷の民の悪い事をするを、たゞさねばならぬ故、われゆかんと云ふ、書傳には、無理によむなり、それから斧鑿のあとが見ゆるなり、今朕必往は、湯誓の詞也、

我武惟揚、侵于之疆、取彼凶殘、我伐用張、于湯有光、

【古註本】我武惟揚、侵于之疆、揚舉也、言我舉武事、侵入紂郊疆伐之、取彼凶殘、我伐用張、于湯有光、築流毒天下、湯黜其命、紂行凶殘之徳、我以兵取之、伐惡之道張設、比於湯又有光明、孟子に太誓曰とありて、此文あり、惟揚とは、武徳武威の盛んに發揚することを云ふ、侵于之疆、于、殷のさかひなり、衛風に宿于とあり、樂記發揚蹈厲、太公之志也とあり、發揚は、いきほひのさかんなるを云

ふ、凶殘は、凶惡殘害を云なり、用張は、さかんには、はりあがるなり、張横してさかんなることじや、于湯有光を、注の如く比於湯、又有光明と云ときは、湯より己れが徳は、すさまじいと云ことになる、聖人は謙退遜讓なるものなり、説きあやまれるなり、早く云ときは、諸侯にして天子を伐は、主殺しなり、そこで道理を説玉ふなり、今我が紂を討は、湯王の夏桀を伐つに、たくらべ見るときは、其討べき理が、あきらかなり、さすれば君を殺すではなく、唯民を救はん爲じや、我心事は全く民を救ふにありて、君を弑するには、あらず、孟子の云へる、非富天下なり、爲匹夫匹婦復讎也と、あるところなり、

勗哉夫子、罔或無畏、寧執非敵、百姓懍懍、若崩厥角、

【古註本】勗哉夫子、罔或無畏、寧執非敵、勗勉也、夫子謂將士、無敢有無畏之心、寧執非敵之志、伐之、則克矣、百姓懍懍、若崩厥角(言民畏紂之虐、危懼不安、若崩摧其角、無所容頭)、無畏は、敵に臨みて、おそるることなかなれなり、罔或



は、其敵に臨て畏ることあることなしなり、論語の述而篇に臨事而懼なり、敵を輕んずるな、畏れねばならぬ、敵對は出來にくい、向ふは、つよいと思へ、若崩厥角は、角は額なり、ひたひにて、ひたひの兩方を、日月角と、觀相家にては云ふ、日角龍準ひたひの方のはるなり、其ひたひを、たほすと云ことなる、ひたひが、たほれるものではない、時宜する形容じや、孟子に武王之伐殷也、革車三百乘、虎賁三千人、王曰無畏、爾也、非敵百姓也、若崩厥角稽首とあり、かやうに、有てこそ、わかるなり、王の曰、汝等我を畏るることなかれ、此度紂を伐つは、汝等が虐政に苦しむを安寧にせんが爲なり、百姓に敵對をするにはあらず、惡人共を討とする爲に、する軍じやと、仰せきかされは、今まで武王を防がんと、氣をはり、勢を含みて居たりし殷の兵士どもが、それはありがたいことじやと、將基倒しの如くばたばたと崩るゝが如くすわりて、其角のひたひを、地につけて稽首したと、あることじや、稽首とは、首を地につけて、ひさしくをること、稽は稽留と熟して、ひさしく地につけていめて居ることなり、それを若崩厥角と、稽首の二字を去

る故、一向わからのことなる、これが偽書の偽書たる所以でよい、厥を漢書應劭が註に、頓也と云は、角をたほすなり、

嗚呼乃一德一心立定厥功惟克永世

【古註本】嗚呼乃一德一心立定厥功惟克永世、汝同心立功則能長世以安民、嗚呼と嘆じて、味方のものども、心を一致にして、功をなし、子孫永く繁昌せんと云ふとなり、

泰誓下第三

時厥明王乃大巡六師明誓衆士

【古註本】時厥明王乃大巡六師明誓衆士是其戊午明日師出以律三申令之重難之義衆士百夫長已上、

に罔顧于天顯民祇とあり、左傳に禮以從天、又忠信篤敬天之道也とあり、顯道は、いちじるくあきらかにて、しれやす、君臣、父子、夫婦兄弟朋友の道なり、

今商王受狎侮五常荒怠弗敬

【古註本】今商王受狎侮五常荒怠弗敬、狎、五常之教侮慢不行、大爲怠惰不敬天地神明、其明らかなる道なるを、今商王受は、狎侮と、なれあなどり、荒怠と、すさみをこたるは、君として君の道を知らぬなり、五常は、文公十八年左傳の名目はわるい、五無くて二より外はなきなる、五教五行(曾憲五典(舜典)五品とあり、其事は中庸孟子によくときたり、董仲舒が云へる、五常の仁義禮智信と云は、古へには無きなり、荒を、註に大とするは、わるい、すさむなり、上、天地の鬼神をうやまはざるなり、不敬天地神明の注は、よい、荒を、大とよむは、益稷呂刑にあれども、此にて大とよむは、わるい、荒廢怠惰なり、賈逵馬融鄭玄王肅の四大家の註ある所には、それを見て註する故、ましがひがない、偽書の所は、御師匠さまが無い故、此やうなるましがひを云ひ出すなり、

此下篇は、河北より軍を發する時にちかふ、明は明日にて誓たる日の明日なり、翌日なり、此篇などは、四六のかたちにて、邊幅齊整なり、律は法律のこと、注の師出以律、師の卦の初六の辭じや、三申令之は、孫子の三申五令にて、反覆して士卒に云ひきかせる、大事なるにより重するなり、衆士は百夫長以上なり、

王曰嗚呼我西土君子天有顯道厥類惟彰

【古註本】王曰嗚呼我西土君子天有顯道厥類惟彰、言天有明道其義類惟明、言王所宜法則、

此語は、墨子非命にある、於去發曰、惡乎君子、天有顯德、其行甚章、爲鑑不遠、在彼殷土とあり、五常五倫が顯德なり、天道を云ふに、陰陽日月が一つ、又人道を天道と云ふは、天叙有典、勅我五典、五惇哉とあり、人道を天道と云ふは、自然のものじやから云ふ、人のこしらへたるもので無い、父と云ひ、子と云ひ、夫婦と云ひ、君臣と云ふものが皆自然から出來たものじや、康誥に子弟弗念天顯、乃弗克恭、厥兄とあり、多士



自絶于天、結怨于民、

【古註本】自絶于天、結怨于民、不敬天自絶之、酷虐民結怨之也。

自らは我身なり、我身の行がわるいから、天にたつなり、天より、たつではない、天子では天地の神明をば敬せねばならぬ、國語に言敬及天とあり、天道を知れば、皆疎略にはならぬなり、天には敬すべきこと多なり、上、天命に背き、天道に見はなさる、高宗彤日に非、天、民中絶命、西伯戡黎に、嗚呼、乃罪多參在上、乃能責命于天、又天弃我、不有康食とあり、皆己から絶なり、己から怨を結ぶ也、意趣いこんをさしはさむが怨なり、おやを殺され、無實の罪を蒙るより、おこるなり、

斯朝涉之脛、剖賢人之心、

【古註本】斯朝涉之脛、剖賢人之心、冬月見朝涉水者、謂其脛耐寒、漸而視之、比干忠諫、謂其心異於人、剖而觀之、酷虐之甚。

屏棄典刑、囚奴正士、

【古註本】屏棄典刑、囚奴正士、屏棄常法而不顧、箕子正諫、而以爲囚奴。

郊社不修、宗廟不享、作奇技淫巧、以悅婦人、

【古註本】郊社不修、宗廟不享、作奇技淫巧、以悅婦人、言紂廢至尊之敬、營異褻惡事、作過制技巧、以恣耳目之欲。

而視其心不適也とあり、これらより取りて書たるなり、此ことは、後世の書には多く載せてあるなり、比干が事は、前篇に詳にのせたり、それにて見るべきなり、

作威殺戮、毒痛四海、

【古註本】作威殺戮、毒痛四海、痛、病也、言害所及遠。

崇信姦回、放黜師保、

【古註本】崇信姦回、放黜師保、回邪也、姦邪之人、反尊信之、可法以安者、反放退之。

上帝弗順、祝降時喪、

【古註本】上帝弗順、祝降時喪、祝斷也、天惡紂逆道、斷絕其命、故下是喪亡之誅。

爾其孜孜、奉予一人、恭行天罰、

【古註本】爾其孜孜、奉予一人、恭行天罰、孜孜、勤勉不怠。



古人有言曰撫我則后虐我則讎

【古註本】 古人有言曰撫我則后虐我則讎(武王述古言以明義言非惟今惡紂)

我、民より云ふことばじや、撫育されるは君よりするなり、しいたげられるは、あだかたきなり、臣臣君君を行はねば、天より罰せらるゝなり、しいたげる故、民より讎と云なり、尹和靖が孟子の臣視君如寇讐を宋高宗の難せらるゝを、此を以て答へらるゝなり、今に始めず、昔より、さうじやと云ことを、此を引たるなり、

獨夫受洪惟作威乃汝世讎

【古註本】 獨夫受洪惟作威乃汝世讎(言獨夫失君道也大作威殺無辜乃是汝累世之讎明不可不誅)

萬民に見はなされるが、獨夫なり、徳あれば、人は背かぬ、そむかるれば、福祿つきるなり、世讎は、民の方から言ふことじや、父を殺され、祖父をころさるゝ

と、世の讎なり、下として上に對しては、言はれぬ、心では親のかたきと思ふ、

樹德務滋除惡務本

【古註本】 樹德務滋除惡務本(立德務滋長去惡務除本言紂爲天下惡本)

左傳哀公元年に、伍員曰、臣聞之、樹德莫如滋、去疾莫如盡とあり、臣聞之とあれば、むかしよりある語なり、戰國策には、此語を引て、詩曰と云た、これは、引ましがひじや、されども意味さへたがはざれば、かまはぬと見ゆる、呂氏春秋慎大の篇に、詩を引て、周書曰と書た、さればこれも、書の語か知れぬ、又墨子の兼愛に、洪範の王道蕩々を、詩曰と引たれば、ましがひは、あるものと見ゆる也、徳は恩徳をしくなり、道徳のことでは無い、恩を人にさせるは、少しも餘計がよい、それで人が、なつき服すればなり、惡をのぞくには、根もとから除がよい、物は何によらず、除くべきを、除かざれば、後の害をなす、平清盛常盤の色香に迷ひ、義經兄弟をたすけ、池の禪尼の命乞により、頼朝をたすけたるより、子孫これが爲めに亡さ

る、されども命をたすくる、たすけざるによらず、平家の不徳によれども、其本は除くべきを、除かざるよりおこるなり、

肆予小子誕以爾衆士殄殲乃讎

【古註本】 肆予小子誕以爾衆士殄殲乃讎(言欲行除惡之義絶盡紂)

前語をうけて、紂を亡さぬうちは、天下のあたは、止めなりと云なり、殄殲は、たちつくすなり、

爾衆士其尚迪果毅以登乃辟

【古註本】 爾衆士其尚迪果毅以登乃辟(迪進也殺敵爲果致果爲毅登成也成汝君之功)

迪は、進也は、あやまりなり、ふみおこなへと、よむべきなり、註の殺敵爲果致果爲毅は、宣公二年の左傳の語なり、大戴禮の四代に、無廢甲冑之戒昭果毅以聽とあり、果は、おもひきりのよきなり、忍にて不忍の心のうらなり、果敢決斷のことなり、毅は、強忍

功多有厚賞不迪有顯戮

【古註本】 功多有厚賞不迪有顯戮(賞以勸之戮以威之)

迪すれば、賞あり、不迪は罰ありと云こと、顯戮は、あきらかなる刑戮をするなり、

嗚呼惟我文考若日月之昭臨

【古註本】 嗚呼惟我文考若日月之昭臨(光于四方顯于西土稱父以感衆也言其明德充塞四方明著岐周)

墨子の兼愛にひきたるは、少し文字のちがひあり、泰西曰文王若日若月乍照光于四方于西土とあり、



嗚呼と、嗟嘆して我文考は、文徳がありし父文王なり、文王をば穆考とも、不顯考とも稱せしなり、若日月之以下は、明明徳こと、舜典には(以下闕)顯西士は、西國のことは、もと本國なる故、外よりいちじるくあきらかになりしなり、昭公二十八年の左傳に、よく明德をとく、昔武王克商光有天下、其兄弟之國者十有五人、姬姓之國者四十人、皆舉親也、夫舉無他、唯善所在、親疎一也、詩曰唯此文王、帝度其心、莫其德音、其德克明、克明克類、克長克君、王此大國、克順克比、比于文王、其德靡悔、既受帝祉、絕于子孫、○心能制、義曰度、徳王應和曰莫、照臨四方曰明、勤施無私曰類、教誨不倦曰長、賞慶刑威曰君、慈和徧服曰順、擇善而從之曰比、經緯天地曰文、九徳不衍、作事無悔、故襲天祿、子孫賴之、主之舉也、近文徳矣、所及其遠哉とあり、充塞は、ひかりかやくこと、

惟我有周、誕受多方

【古註本】 惟我有周、誕受多方、言文王徳大、故受衆方之國、三分天下、而有其二、

が、なつきたるなり、注の三分天下は、論語をとる、九州の内六州を服し玉ふことは、鄭玄が詩譜にあり、宋の黄山谷が詩に、夢通岐下六州王と作た、

予克受、非予武、惟朕文考無罪、受克予、非朕文考有罪、惟予小子無良、

【古註本】 予克受、非予武、惟朕文考無罪、推功於父、言文王無罪於天下、故天佑之、人盡其用、受克予、非朕文考有罪、惟予小子無良、(若紂克我、非我父罪、我之無善之致)

此言は、古大誓の語にて、禮記の坊記に、一字もたがはずあるを、取て出したるなり、中庸に、夫孝者善繼、人之志、善述、人之事者也、又武王周公、達孝矣乎とあり、予紂にかつたならば、これは惟朕文考が、天に對して罪なき故にかつたり、紂が予にかつたならば、文王の天にのみあるでは無い、これは我が不調法じや、天にも悪まれ、人にも叛かれるからのことなり、

牧誓第四

武王戎車三百兩、虎賁三百人、與受戰于牧野、作牧誓

【古註本】 武王戎車三百兩、(兵車百夫長所載、車稱兩、一車步卒七十二人、凡二萬一千人、舉全數、)虎賁三百人、(勇士稱也、若虎賁、獸言其猛也、皆百夫長、與受戰于牧野、作牧誓)

此篇は、偽書とちがひ、一篇よく連続して、其事を見るがごとくにして、彼此を、ひろひあつめて作たものとはちがひ、彼は活潑なく、此れは活潑あり、兩と云は、車は兩輪あるに依て云ふ、下駄草履も二つあるゆゑ、一兩と云ふ、葛屨五兩と詩に作る、又いくさ車は、二兩つゝあるから兩と云ふ、一の車は弓を射るもの、戟をつかふもの、中に馬をつかふものと、三人のり、歩武者が七十二人つき、一の車は、小荷駄車にて兵糧と衣服甲冑

をのせる、これに徒の武者が二十五人つく、都合一車に百人のつもりなり、司馬法と云ふものが、昔は五百篇ありしと云が、今僅かに傳ふが、其つもりにては、三百兩では二萬一千六百八じや、大數を舉て二萬一千人と書きたるなり、虎賁は、組の名なり、周禮に旅賁氏あり、賁は、たほすにて、虎は毛もの、猛烈なるものなり、それを、たほすと云意にて名をつけた、薩州のへこぐみと云は、其國中のつよきやつを集つめたるなり、孟子には虎賁三千人とあり、周禮には虎士八百人とあり、三百兩の車にのるものは、一人つゝのる、それを數へたるなり、それ故三百人と云たるなり、

牧誓

【古註本】 牧誓(至牧地而誓衆) 收は、殷の城下近きまき場なり、牛馬を飼ふ所なり、

時甲子、昧爽、王朝至于商郊、牧野、乃誓



【古註本】 時甲子昧爽(是克紂之月、甲子之日、二月四日、昧爽、明早旦)王朝至于商郊、牧野、乃誓(紂近郊三十里地名、牧、癸亥夜陳、甲子朝、誓將與紂戰)

甲子昧爽は、今の十二月の四日なり、十里は今の一里ばかりにて、注の三十里は三里なり、癸亥夜陳は國語の語なり、前に擧たるは、唯旗本の人數ばかりをあぐ、其他をば云はざるなり、

王左杖黃鉞、右秉白旄、以麾曰、逃矣、西土之人、

【古註本】 王左杖黃鉞、右秉白旄、以麾曰、逃矣、西土之人(鉞以黃金飾斧、左手杖鉞、示無事於誅、右手把旄、示有事於教、逃、遠也、遠矣、西土之人、勞苦之)

鉞はまさかり、黃金を以てかざりたるにて、これは人を殺さぬを示す、旄は旄牛の白尾のざいにて、かけひきをする、逃は、とはいかなと云、士卒をなぐさめたるなり、遠方出陳大儀と云こと、

王曰、嗟我友邦冢君、御事司徒、司馬、司空、亞旅、師氏、

【古註本】 王曰、嗟我友邦冢君(同志爲友、言志同、滅紂、御事司徒、司馬、司空、治事三卿、司徒主民、司馬主兵、司空主土、指誓戰者)亞旅、師氏(亞次、旅衆也、衆大夫其位次卿、師氏、大夫官、以兵守門者)

友邦冢君諸大名に謙退して、朋輩の君と仰せらるるなり、旗本は六卿三卿を云、司徒、司馬、司空、大宰、宗伯、大司寇を六卿と云ふ、司徒は徒役を掌る、民百姓ををしへる役、司馬は軍役をする、司空は土地普請を掌る、營壘の陳屋をかける、いろ／＼のこことをする、すべて物をこしらへる、亞旅、師氏は、家老につぐもの、大夫どもなり、用人物頭の類なり、師氏は、學者にて徳ををしへるもの、軍のときは、以兵守門なり、文武を混するなり、今の大夫やくをするなり、宰相が大將をつとめる、これ入ては相、出ては將の所なり、小名の家老が、士大將をするに同じ、

千夫長、百夫長、

【古註本】 千夫長、百夫長(師帥、卒帥)千夫長は千人のかしらなり、古注鄭玄、周禮に據りて組あはせは五人づゝ合せて百人を旅と云ふ、旅五つが二千五百人、これを師と云、又それが五つが一萬二千五百人、これが軍となると云へり、周禮とはくみわけが違ふ也、

及庸蜀、羌髳、微盧、彭濮人、

【古註本】 及庸蜀、羌髳、微盧、彭濮人(八國、皆蠻夷戎狄、屬文王者、國名、羌在西蜀、髳、微在巴蜀、盧、彭、在西北、庸、濮、在江漢之南)るびすの人數を云なり、西のるびすなり、注の叟は蜀の別名、左氏傳に名を出す、

稱爾戈比爾干、立爾矛、予其誓、

【古註本】 稱爾戈比爾干、立爾矛、予其誓(稱舉也、戈戟、干、楯也)也、戈戟、干、楯也、

戈は、柄の六尺ある手やりなり、柄の短きあり、ひきあけるなり、干は楯にて、楯をつきなならべよと云ふ、昔は日本なども楯なりしが、永祿天正次以來、鐵炮あ

古人有言曰、牝雞無晨、牝雞之晨、惟家之索、

【古註本】 王曰、古人有言曰、牝雞無晨(言無晨鳴之道、牝雞之晨、惟家之索、索、盡也、喻婦人知外事、雌代雄鳴、則家盡、婦奪夫政、則國亡)牝はめんどり也、めんどりは夜明のときを、つくることとはない、それを、ときつくるは、わるい、索は索然と云、肅索と云、おちぶれ、さみしくなる貌なり、晨は、つくるなり、國家のことに、女の出しやばりて、口を

さくもので無いと云、女大將になると、家は亡ると云なり、これは武王より古の聖人の言なり、女の采配にて事をとると、家がをさまらぬものなり、索然と、おちぶれ、さみしくなると、それ也、女は閨門の内を守



るもの、それが外を掌るから云なり、  
今商王受、惟婦言是用、

【古註本】 今商王受、惟婦言是用、姐已感紂紂信用之、

しかるに、今姐已が殺せといへば殺し、いかせと云へばいかす、皆女のさしづに、したかふを、婦言是用と云なり、

昏棄厥肆祀弗答、

【古註本】 昏棄厥肆祀弗答、昏亂肆陳答當也、亂棄其所陳祭祀不復當享鬼神、

先祖のまつり、天地山川宗廟のまつりは、むだのもの入りと云て、まつらず、先祖の功德、天地山川の功德にむくゆる祭祀なるが故に、答と云なり、明智と人のすまじきことなる故に、昏棄と云なり、注の答當也の當を報に改むべし、

昏棄厥遺王父母弟、不迪、

【古註本】 昏棄厥遺王父母弟、不迪、王父祖之昆弟、母弟、同母弟、言棄其骨肉不接之以道、

王父は、じいのならびおほをち、じいのいとことし、母弟は同母の弟、別腹の弟もかねる、三族と云なり、同姓親類なり、これは格別にしたしむべきに、したしまぬ、不迪は、道を以てあしらはぬ也、詩の角弓は、親類を疎略にすることを作るなり、

乃惟四方之多罪逋逃、是崇是長、是信是使、是以爲大夫卿士、

【古註本】 乃惟四方之多罪逋逃、是崇是長、言紂棄其賢臣、而尊長逃亡罪人信用之、是信是使、是以爲大夫卿士、士事也、用爲卿大夫、典政事、

此の逋逃は、にげかくれる、欠落ものなり、紂はわるものが氣にいるゆゑ、同氣相求の類にて、信仰して、やくに立る、卿は御老中にて、天下の政事をさせる、注の士事也と云は、わるい、卿のやくを、つとむるさむらひと云こと、鄭の子産が父子國を殺すとき、執政の三士と云は、匹夫一妻一妾、つまあり、めかけ有るが士なり、匹夫も天子諸侯の外に、匹夫と云こと、左傳に魏の畢萬のことを匹夫と云ふ、卿士大夫までは

匹夫と云なり、

俾暴虐于百姓、以茲究于商邑、

【古註本】 俾暴虐于百姓、以茲究于商邑、使四方罪人暴虐茲究於都邑、

暴虐は、そこなひしいたげるなり、茲究は、あらゆるわらいことをするを云ふ、商邑は、みやこも、あなかもなり、注にある都邑は、左傳には、あなかのこと、

今予發、惟恭行天之罰、今日之事、不愆于六步七步、乃止齊焉、夫子勗哉、

【古註本】 今予發、惟恭行天之罰、今日之事、不愆于六步七步、乃止齊焉、今日戰事、就敵不過六步七步、乃止相齊、言當旅進一心、夫子勗哉、不愆于四伐五伐六伐七伐、乃止齊焉、夫子勗哉、將士勉勵之、伐謂擊刺、少則四五、多則六七、以爲例、勗哉、夫子、

天下の人が、悪くみ見はなすが、天にくみ見はなさるゝなり、それ故天の罰を、われが行ふと云こと、つ

とめよや夫子は、上へ付けるがよい、下へつけると、文理が亂れるなり、長追をするな、唯つき崩せ、六足七足にてよい、長追ひをするには及ばぬと云なり、これは長おひすると、陳法が亂れるなり、止齊、止てかたかれ、固くいたして動くなと云なり、夫子は、士ども出精して、つとめよと云也、

不愆于四伐六伐七伐、乃止齊焉、勗哉夫子、

尙桓桓如虎、如貔、如熊、于商郊、

【古註本】 尙桓桓、桓桓、武貌、如虎如貔、如熊如貔、于商郊、貔、執夷、虎屬也、四獸皆猛健、欲使士衆法之、奮擊於牧野、

桓は、爾雅に威なりと云、熊は、しくまと云、これは日本には無きなり、無きものも、和名あり、麋を、くしか、虎を、とらと云も、なきものに名あるなり、注の執夷は、黄白色のけものなりと云ふ、これは奮激して、



戰ふやうにせよとす、め玉ふなり、弗<sup>ハハカ</sup>逆<sup>カク</sup>克<sup>ク</sup>奔<sup>ハ</sup>以<sup>テ</sup>役<sup>スル</sup>西<sup>シ</sup>土<sup>ヲ</sup>曷<sup>カ</sup>哉<sup>ヤ</sup>夫子、

【古註本】弗逆克奔、以役西土、商衆能奔來降者、不迎擊之、如此、則所以役我西土之義、曷哉、天子爾所弗曷、其于爾躬有戮、臨敵所安、汝不勉、則於汝身有戮矣。

むかへずして、克くはしらは、以て西土に役せよと云ふ、かみかたは、西國風で、義理をももゆると云こと、此方へ向はずして、逃はしるものならば、それをば追はずして、西土に、役と、つかひ、もちゆるが、よいと云こと、鄭玄は、わしるを、むかへ、ころさずして、以て西土に役たらしめ、あとで生捕て、周の國の人数に使ふがよい、亡國の虜にて、つかふなり、又よくはしるを迎て、以て西土にえきされとよむは、逃矣西土之人とらみて、敵對をせず、にぐるものならば、にがせ、唯敵對するものばかり、つきやぶりて、西土のものに、あまり苦勞させるなど仰せらるゝなり、荀子、紂卒易嚮、東國のもの同士軍して亡びたるなり、爾所弗曷、其于爾躬有戮、

汝等ふつとめせば、其方に刑戮をあたへんとなり、前後、きつと一篇の文章と、なるものなり、

武成第五

武王伐殷、往伐歸獸、識其政事、作武成。

【古註本】武王伐殷、往伐歸獸、往誅紂克定、偃武修文、歸馬牛於華山、桃林之牧地、識其政事、記識殷家政教善事、以爲法、作武成、(武功成、文事修)。

此一篇は、錯簡多し、さるにより、其次第をあらたむるものは、宋劉原父、王安石、程伊川の三家なり、其ことは朱子文集の六十五に、くはしく載てあり、月日入りちがひて、あるによるなり、今の素讀本には、考定の武成あり、その次第がよきなり、此もそれに從てよむものなり、獸は檻にて、六畜の畜と同く、かひ置たる牛馬をはなつなり、獸は野獸なり、其事は唐の顏師古が、刊謬正俗に

惟一月壬辰、旁死魄。

【古註本】惟一月壬辰、旁死魄、(此本說始伐紂時)二月周之正月、旁近也、月二日近死魄、一月は、周の正月にて、今の十一月じや、壬辰は二日なり、魄と云は、月の白い所を云なり、死魄とは朔日を云なり、旁は死魄に近いから二日じや、月のあきらかなる所が出来ると、白い魄がきえるなり、朔日から段々白い形がきえて、あきらかなる方が出来る、

越翼日癸巳、王朝步自周、于征伐商。

【古註本】越翼日癸巳、王朝步自周、于征伐商、(翼明步行也、武王以正月三日、行自周、往征伐商、二十八日渡孟津)。

底商之罪、告于皇天后土、所過名山大川。

越は發語の辭、癸巳は、三日なり、武王周より行て、商を征伐したまふなり、

武成

【古註本】武成、(文王受命、有此武功、成於克商)。

くはしくあり、獸の犬を去りたるなり、識其政事は、殷のまつりごとのよい記事をしたると云となり、武成とは、殷を討ちとりて武徳を成就したと云と、注、文王受命、有此武功、は、詩の文王有聲の二章の句首なり、文王虞芮の詠をきしより、其徳に感じて四十餘國服したとある、それより崇侯虎などを伐、殷を伐玉ふが、武功成就の所じや、さて壁中の武成は、王莽が亂のとき、亡びたるなり、今少し残りたるは、漢書の律歷志に、班固が劉歆が三統曆に引たるを載たるなり、藝文志にも五十八篇、王莽の亂に亡して、五十七篇あつたと云が、武成の一篇なり、此篇も、それらを見て書た、されどもちがふなり、此篇は魏晉の間に偽作したるものにて、昔の武成ではない、孔安國が註したるが亡するは、情なきことなり、



【古註本】底商之罪、告于皇天后土、所過名山、大川、致商之罪、謂伐紂之時、后土社也、名山、華岳、大川、河。

底は、いたしきはむるなり、殷紂の罪をいたしきはめて、皇天のおほいなるを、后土の社の神、又すぐる處の山川の神靈に告て、仰せらるゝこと云ことなり、周より殷に至るの道筋に、華山と江河あり、そこで註者も名山華岳大川河と書しなり。

日、惟有道、曾孫周王發、將有大正于商。

【古註本】日、惟有道、曾孫周王發、將有大正于商、告天社山川之辭、大正以兵征之。

有道とは、后稷以來、公劉大王季の先王を云、曾孫とは、かさなる孫と云ことにて、とはい孫と云こと、唯今まわりて商を正さんとすると云なり、此時、王とは云べからず、あとにて書たるより、周王とは書たるなるべし、僖公十五年の左傳に、戴皇天、而履后土、と、皇天后土を云たることあり、泰誓に類于上帝、宜于家土と云と同じきなり、周禮の肆師の職に、天地

山川の神をまつることあり、周王發と云ことは、墨子の兼愛にあり、此は泰山をまつる時に云ふ、曾孫と云ことは、哀公二年の左傳、衛太子禱曰、曾孫蒯聩と云、又晉語に、衛莊公禱曰、曾孫蒯聩とあるなり、皆先祖をまつるに云ふなれども、墨子によれば、山川を、まつるにも云てよいと見ゆるなり。

今商王受無道、暴殄天物、害虐烝民。

【古註本】今商王受無道、無道德、暴殄天物、害虐烝民、暴絶天物、言逆天也、逆天害民、所以爲無道。

暴殄とは、しいたげ、たつと云ことなり、王制に、暴天物とあり、これは、をこりちらし、安りに物を費すことを云ふ、地上の百物は、天の生ずる所なり、天物と云て可なり、天子不畜園、諸侯不掩、率ともあり、鳥獸草木をきりたつことにて、安りにするは、天命にそむくなり、害虐は、そこなひしいたげることなり、これ無道なる所なり。

爲天下逋逃主、萃淵藪。

【古註本】爲天下逋逃主、萃淵藪、逋亡也、天下罪人逃亡者、而紂爲魁主、窟聚淵府藪澤、言大姦。

牧督に、惟四方之多罪、逋逃是崇、是長、是信、是使、とあり、天下かけおちの主人となり、大將となること云ことなり、逋逃は、竄となり、紂は主となる、萃は、率のあやまり、又萃率同音同義とするもよい、率は、ひきゆるにて大將となること云こと、淵は魚のあつまる所、藪は獸のあつまる處を云、これは、其身無道なるにより、無道人あつまる、其主人となり、其大將となり、其淵となり、其藪となること云ことなり、注の窟聚は、悪きなり。

予小子、既獲仁人、敢祗承上帝、以遏亂略。

【古註本】予小子、既獲仁人、敢祗承上帝、以遏亂略、仁人謂太公周召之徒、略路也、言誅紂敬承天意、以絶亂路。

予小子は、謙退の辭なり、仁人は、太公周召公亂臣十人の類なり、承上帝は、天帝のおぼしめしを、うけて

なり、遏、亂略は、亂れたる所を遏絶するなり、略は、さかひなり、路なりと云ふは、あやまりなり、國さかひのことを封略とも云ふ、左傳に、東至、虢略ともあり、亂れたる國を、止めてしまふと云ことなり。

華夏蠻貊、罔不率俾。

【古註本】華夏蠻貊、罔不率俾、恭天、成命、冕服、采章曰華、大國曰夏、及四夷皆相率、而使奉天、成命。

華夏は、はなやかと云こと、文華文明を云なり、又夷は質朴なり、すべて中國は花美なるなり、今唐物の墨箱筆箱を見るに、僅の料のものに、花奢なるを見るべきなり、夏は大なりなど、云ことは、あやまりなり、五色のいろのことを夏翟と云は、五色のきじと云こと、周禮に、夏采あり、染人の職、秋染、夏と云は、五色を染るを云なり、さるにより、華夏の上に、中の字をつけて中華とも、中夏とも云なり、武王の紂をうち玉ふとき、るびすまでも、ひきあ、つかはれざるることなしと云ことなり、註をするもの、錯簡の恭天、成命を上につけて、皆相率而使奉天、成命と云は、文官の至りな



り、君夷にも大戴禮の 小間にも、漢武帝問賢良策にも、罔不率俾とつかひて、套語なり、詩の魯頌には、莫不率從と云、俾とつかはれるは、從と云ふことにて皆同じことなり、

惟爾有神、尙克相予、以濟兆民、無作神羞、尙克相予、以濟兆民、無作神羞、

【古註本】 惟爾有神尙克相予、以濟兆民、無作神羞、神羞、神庶幾助我、渡民危害、無爲神羞辱、天地山川の神靈が、あるならばと云も、有を、つけ字と見てもよし、有神有邦などの例とするもよし、これは襄公十八年の左傳に、中行獻子（荀偃）禱河云、齊環怙恃其險、負其衆庶、棄好背盟、陵虐神主、會臣彪將率諸侯以討焉、其官臣偃、實先後之、荀捷有功、無作神羞、官臣偃無敢復濟、唯爾有神、裁之と云を、やきなをして書きたるなり、これは神の御耻辱にならぬやうに、なされよと云なり、孔穎達が正義に、此下に脱文ありと云たるは、此ときより此武成を、うたがひしと見えたり、吳才老が、しかと偽書として、吳徵が纂言にて、きつと、きまりたるなり、

既戊午、師逾孟津、癸亥陳于商郊、侯

【古註本】 既戊午、師逾孟津、癸亥陳于商郊、侯天休命、自河至朝歌、出四百里、五日至、赴敵宜速、待天休命、謂夜雨止、畢陳、

これは殷の郊の野まで入るなり、周語、伶州鳩曰、昔武王伐殷、歲在鶉火、王以二月癸亥、夜陳未畢而雨、以夷則之上宮畢之、王以黃鐘之下宮、布我于牧之野、故謂之厲、所以厲六師也、韋昭曰、雨者天地人神和同之應也とあるが、天の休命なり、

甲子昧爽、受率其旅、若林、會于牧野、

【古註本】 甲子昧爽、受率其旅、若林、會于牧野、（旅衆也、如林、言盛多、會逆距戰）

甲子は、十二月四日なり、周の二月四日なり、會は、あつまり陳とることなり、其旅若林とは、受の勢七十萬と云の多勢をさす、註に會逆距戰とするは、あやまり、詩經の會期清明じやの、孟子の應勝而會と云の

例じやと思ひたるは、あやまりなり、此は此にあつまるなり、會合の會とするがよい、大雅の殷商之旅、其會若林、矢于牧野と云ことなり、

罔有敵于我師、前徒倒戈、攻于後、以

【古註本】 罔有敵于我師、前徒倒戈、攻于後、以北、血流漂杵、紂衆服周、仁政、無有戰心、前徒倒戈、自攻于後、以北走、血流漂杵、甚之言、

紂の先手のもの、武王の軍に向て敵對するもの無く、反て後陳へ、うつてかゝりたるにより、紂が軍敗北したるなり、此事は荀子の儒教に、紂卒易郷とあり、周本紀もこれにより書きたるものと、みゆるなり、さて杵は、きねと云字にて、軍場にきねと云も、をかしたるものじや、孟子も賈誼新書王充論衡も皆同じ、唯戰國策には武安君與韓魏戰于伊闕、血流漂杵とあり、これは楯なり、杵もたて歯もたてなるべきなり、又孟子が武成の流杵を疑ひしは、仁人無敵於天下、其血の流杵に至らざることを云は、人を殺すことを嗜ざるより云なり、然れども武成の通りにては、此方が殺し

たるにはあらず、同士軍したるなれば、疑ふべきことには無いが、古の武成は、かくはなきや、されども荀子によれば、武王のなす所にあらざることを明なり、

一戎衣、天下大定、

【古註本】 一戎衣、天下大定、衣服也、一著戎服、而滅紂、言與衆同心、勳有成功、

衣服也の註は、わるい、衣は殷のことなり、鄭玄が中庸の註には、衣讀如殷聲之誤なりとあり、これは學者よみ、僞傳や朱子註は、素人よみなり、衣にいとひとの二音あり、寅も、いと、いと、の二音あり、老杜昭陵の詩、風塵三尺劍、社稷一戎衣と、劍衣と一韻なり、養寅二字、支韻に入る、天子の學問所にて、學問吟味るとき、唐の杜周士が閏月定四時、の詩に支の韻にて、斗柄正、當寅、又樂仲も同韻にて、灰琯再推寅とあり、いいんの二音あることを知るべし、此事は周亮工が書影によく辨じた、鄭玄の註と同じきは、呂氏春秋の高誘が註なり、親邾如夏、此之謂至公云、郭諠如衣、今兗州謂殷民曰衣とあり、慎大篇簡選篇には、親殷如周と作る、其外數多の微あり、一豈、澄通す



大誓には戎商、康誥には戎殷とあり、殷と云ひ商と云ひ衣と云も、皆一なり、一たび、いにいくさしてとよむべきなり、くはしきことは、梅本增多原を見るべきなり、

乃反商政由舊

【古註本】乃反商政由舊、反紂惡政用商先王善政、

反とは、殷紂の逆政を反覆して、舊政によるなり、孟子にも由湯至武丁、賢聖之君六七作とあれば、殷には昔しより、よい君が多くある故、ふるい政には、よいことがある、わるきは改め、政のよいことは、悉く用ひたるなり、

釋箕子囚、封比干墓、式商容、閔

【古註本】釋箕子囚、封比干墓、式商容、閔、皆武王反紂政、囚、奴徒隸、封、益其土、商容、賢人、紂所貶、式、其閔巷、以禮賢、

封は土をつみあげる、比干を埋めたる所に土をつみあげて、其忠をあらはし玉ひ、又商容は賢人なる故、其居る所を通り玉ふには、式し玉ふなり、凡車に

は立ちてのるなり、人にじぎするときは、前のよこ木に手をかけると、少しかがむなり、それが車上の禮じや、閔は木戸にて、其居る所の町をば、式し玉ふなり、荀子には、表、商容之閔とあり、表は表木をたてることなり、賢人のあるしるしの木也、又封を、比干之墓に作る、哭するも禮なり、唯樂記は異説にて、使之行、商容とありて、商の禮を用る事なり、鄭玄曰、商家樂官知禮容、所以禮署稱、容、臺とあり、容は禮のことなる、荀子大略(篇名)に君子聽律習容とあり、儒林傳には魯徐生善爲容、孫襄其天姿善爲容、不能通禮經とあり、漢のときは、禮を容と云たるなり、

散鹿臺之財、發鉅橋之粟、大賚

于四海、而萬姓悅服

【古註本】散鹿臺之財、發鉅橋之粟、紂所積之府倉皆散、發以賑貧民、大賚于四海、而萬姓脫服、(施舍已責、救乏、無所謂、周有大賚、天下皆悅、仁服德)

殷紂が奢侈浮逸の爲に、聚斂したる財粟を、貧民に與ふるなり、大賚は、たまものをあたふる故に、めぐみ

乃偃武修文、歸馬于華山之陽、放牛于桃林之野、示天下弗服

【古註本】乃偃武修文、(倒載于戈、包以虎皮、示不用、行禮射、設庠序、修文德)歸馬于華山之陽、放牛于桃林之野、(示天下弗服、山南曰陽、桃林、在華山東、皆非長養牛馬之地、欲使自生自死、示天下不復乘用)

偃武修文のことは、樂記にくはしくあり、武王克殷、濟河而西、馬散之華山之陽、而弗復乘、牛散之桃林之野、而弗復服、車甲、而藏之府庫、而弗復用、倒載于戈、包之以虎皮、將帥之士、使爲諸侯、名之曰建纛、然後天下知武王不復用兵也とあり、これから禮樂の文徳を以て、天下を治めると云ことなり、服は、つかふこと也、弗服は、つかはざることなり、註の行禮射とは、弓は禮射に用るのみ、外には用ひぬこと、自生自死は、死次第生次第に、はなしがひにする云ことなり、

を施すこととなる、注の施舍は、左傳にある字なり、施は恩恵を施すなり、舍は勞役をゆるすなり、已責は、百姓の未進をすくひて、はたらぬなり、賚字を、たまものことよむは、周頌の序の賚予也とあるよりきた、それを朱子が見あやまりて、論語に賚賜也と云たは、あやまりなり、古註の何晏が解が妙じや、周に大なるたからがある、金銀珠玉ではない、善人にこれ富て居ると云ことなり、大學に楚國無以爲寶、惟善以爲寶の意なり、朱子はあやまれり、

厥四月哉生明、王來自商、至于

豐

【古註本】厥四月哉生明、王來自商、至于豐、(其四月、哉始也、始生明、月三日、與死魄互言)

哉生明は、朔日なり、來は、商よりかへるなり、豐は文王の都なり、文王の墓のある所なり、哉生明は、朔日にて、これより月の白い所が死で、あかるい所が生ずるを云なり、事實にとると朔日では知れぬが、二日に、あかるみが、あることもあり、三日では三日月にて、きつとあらはれる、それが則生明なり、



既生魄、庶邦冢君暨百工受命于周。

【古註本】既生魄、庶邦冢君暨百工受命于周、(魄生明死、十五日之後諸侯與百官受政命於周、明一統)

既生魄は、四月十六日なり、月のあきらかなるに、白い所ができるを、既生魄とは云なり、受命于周は、御下知をうけに、諸大名があつまりたるを云なり、

丁未祀于周廟、邦甸侯衛駿奔走執豆籩。

【古註本】丁未祀于周廟、邦甸侯衛駿奔走執豆籩、(四月丁未祭告后稷以下、文考文王以上七世之祖、駿大也、邦國甸侯衛服諸侯皆大奔走於廟、執事)

丁未は、四月十九日也、周廟の御祭の手傳をするなり、今の御豫參なり、五服の名目の中の甸侯衛なり、駿はかけちりてありくにて、疾也、詩經清廟(篇名)の注に、駿長也とあるはわるい、大傳の疾也と云がよい、

王若曰、嗚呼、羣后、惟先王建邦啓土、公劉克篤前烈、至于大王肇基王迹、王季其勤王家。

【古註本】王若曰、嗚呼羣后、順其祖業、歎美之、以告諸侯、惟先王建邦啓土、謂后稷也、尊祖故稱先王、公劉克篤前烈、后稷曾孫公劉、劉名能厚先人之業、至于大王肇基王迹、王季其勤王家、(大王修德、以勸齊商人始王業之肇迹、王季續統其業、乃勸立王家)

若を、こゝにともよむがよい、嗚呼と嘆じ、群后と、諸侯をよびて、先公がたより、文王までのことを語るなり、先王は、后稷なり、后稷を先王と唱るの例は、詩の長發(篇の名)に、契(殷の先祖)を玄王とするの例なり、又國語に祭公謀父曰、昔我先世后稷と云を、史記には先王につくる、世は誤なり、后稷も契も兄弟にて、堯舜の時の人にて、王と稱すべきことなれども、後世より云ことなり、公劉は先祖の徳をあつくすることは、詩の公劉にても明にしれる、大王は國がへをし

越三日庚戌、柴望、大告武成。

【古註本】越三日庚戌、柴望、大告武成、(燔柴郊天、望祀山川、先祖後郊、自近始)

庚戌は、四月二十二日なり、柴は、天をまつるなり、天をまつるには、柴をしき、其上に牛のあぶらを、そぎて焼くと、煙が天に上るを以て、天を祭るとするなり、望は、山川を遙かに望てまつるなり、今江戸にて、富士山を此方より望てまつるが如くなり、其所に至りてなすには、あらず、望のまつりは、其國の分野の星を祭るに用るなり、先我先祖を先にし、山川をば後にしたるなり、告武成とは、これにて武功の成就を成したることを、つぐるなり、武は左傳に戈止に作る、これぎり軍をせぬこと也、東照神君の關原御一戰の後、諸侯の罪を、一一たゞし玉はず、亡すべきをば滅し、滅すまじきをば立て、滅すべきをば滅じ、大概になされたる所が妙なり、根をたち葉をからすと云やうにすると、天下は、をさまらぬなり、其後慶元の戦は、止むことを得ず用ひ玉ひて、其後用ひ玉はぬ所が、武徳の成就したる所なり、

て、岐周をひらかれたるより、肇基せりと云なり、孟子に詳にあり、王季は勤勞するなり、王家とは、國家のことと云ことなり、注の剪齊商人は詩經に惟太王居岐之陽、實始翦商とあるに基つき云へども、剪商は、詩經にてきりほるほすことなり、翦齊すると云は、あやまりなり、これは追書するにて大王が剪商するに非ず、論語に禹稷有天下と云と同例なり、禹は天下を有たれども、后稷は有つことはなきなり、揚升庵などは、其事に通せざるにより、翦は徹にて、さいはひせらるゝなど、云へども、何のやくに立ぬことなり、論語に三以天下讓と、泰伯を孔子ほめ玉へども、泰伯のつたる天下にては無きなり、大戴禮に之を有天下と書たる例も、やはり同じきなり、

【古註本】我文考文王、克成厥勳、誕膺天命、以撫方夏、大邦畏其力、小邦懷其德、唯九年、大統未集、予小子其承厥志。



撫方夏言我文德之父能成其王功大當天命以撫綏四方中夏大邦畏其力小邦懷其德言天下諸侯大者畏威小者懷德是文王威德之大惟九年大統未集言諸侯歸之九年而卒故大業未就予小子其承厥志言承文王本意大邦畏其力云々襄公三十二年の左傳に北宮文子曰周書數文王之德曰大國畏其力小國懷其德言畏而愛之也とあり畏力は國富兵強きを云なり懷德は恩德になつくなり人は唯德ばかりにて服するものでは無い富強き故それから畏れる威もなければならぬ九年と云は虞芮の訟を聞いて四十餘國文王に服したるによりそれを受命の年とするなりされども服事于殷するにより天下をたもつ大統未集なりと云なり承其志うけつくと云ことなり文王受命の年王と稱すると云こと漢儒いろくいにいへども大傳に牧之野武王之大事也既事而退柴於上帝祈於社設奠於牧室遂率天下諸侯執豆蓬遂奔走追王大王夏父王季歷文王昌不以卑臨尊也とあるによれば諸説悉く廢すべきなり

恭天成命肆予東征綏厥士

女惟其士女篚厥玄黃昭我周王天休震動用附我大邑周  
 【古註本】肆予東征綏厥士女此謂十一年會孟津還時惟其士女篚厥玄黃昭我周王言東國士女篚篚盛其絲帛奉迎道次明我周王爲之除害天休震動用附我大邑周天之美應靈動民心故用依附我  
 恭天成命とは天よりできあがり成就したる命を興へらるゝを恭とつゝしみてうける故に予が東征するは其男女を綏とやすんせん爲なり此謂十一年會孟津還時の注は、大なる誤りなり、剛るがよい、士と云ふは、男と云こととするがよい、玄は、くろいきぬ、黄は、きいろき絹を、篚の竹かごに入れて、文王に奉るは、我周王のとくをあきらかにすると云ふつもりに、註を言東國士女云々と書たるは、あやまりなり、昭を孟子には、紹に作る、紹とは紹介の紹と同く、とりつぎ役のことなり、やはり其字が目見えをすることなり、謁と云は、名札のことなり、それがやはり目見の名目となると同じことなり、是我周王に御目

見してと云ことなり天のさいはひが、ふるひ動きて、以我大邑周に附たるなりと云ことなり、これ萬民服すれば、天が與ふるなり、萬民をむけば、天が見はなすなり、反服は萬民にあると知るべきなり、朱子は此下に脱文ありと云はれたるなり、

列爵惟五分土惟三

【古註本】列爵惟五、即所職政事而法之、爵五等公侯伯子男、分土惟三、列地封國、公侯方百里、伯七十里、子男五十里、爲三品、五は、五等の諸侯にて、公侯伯子男なり、三は、百里(公侯)七十里(伯)五十里(子男)なり、王制孟子同じ、左傳の鄭の子産の語も同じきなり、周禮に、公五百里、侯四百里、伯三百里、子二百里、男百里と云ふは、めつばうかいなり、これは戰國の時出來たる書なるにより、其ころの大國の諸侯を見て、かく云ひたるなり、周公の作にはあらず、我天下ををさめば、かくせんと云ふために、書たる事なるによりて、かくの如き也、

建官惟賢位事惟能

【古註本】建官惟賢、立官以官賢才、位事惟能、(居位理事、必任能事)賢は、才にて、其事の才に長じたるを用ふ、能は、其はたらきに応ずるものを用るなり、

重民五教惟食喪祭

【古註本】重民五教、所重在民及五常之教、惟食喪祭、民以食爲命、喪禮篤親愛、祭祀崇孝養、皆聖王所重、これは、論語の所、重民、食喪祭とあるを、やきなをしたるなり、五教は、五常五倫の道にて、親義別序信なり、註の所重在民云々は、民と五教とを重んずると二つに見たるは、わろきなり、食は政事の第一にて、洪範の八政も、第一は食なり、萬民食に不足するときは、死を輕んずるにより、治めがたし、さるにより、舜典にも食哉惟時とあり、さるにより、論語に足食とも云たるなり、史記の酈食其が傳に、王者以民人爲天、而民人以食爲天とあるに、意を留むべきことなり、喪祭は、論語の慎終追遠のことにて、死をおくり、先祖のまつりを大切にすることは、家の大事、こ



れを忘れてはならぬこと、子孫たるもの、第一につとむべきことなり、

### 惇信明義、崇德報功、

【古註本】 惇信明義、使天下厚行信顯忠義、崇德報功、有德尊以爵、有功報以祿、

信をば、惇と、あつくすべきこと、上よりあざむくやうでは、ゆかぬ、又義理は、かたく無くてはならぬものなり、崇德は、有徳の人をたつとぶこと也、報功は、手柄あるものには、それへの恩賞を與へると云こと、

### 垂拱而天下治、

【古註本】 垂拱而天下治、言武王所修皆是、所任得人、故垂拱而天下治、

衣をたれ、手をこまぬきて、天下治る、論語の無爲而治者、其舜也、與の所なり、垂拱の字は、禮の玉藻にある、王充論衡に、垂拱無爲の字あり、曹參世家に、陛下垂拱とあり、漢書王褒傳に、雍容垂拱など、あるなり、

### 【古註本】武成

(校者云ふ、紀開には之を記さざれども、古註本の本文を示さざれば、錯簡を正せる所以を難きを以て参考の爲に之を掲ぐ) 武王伐殷、往伐歸獸、識其政事、作武成、武成、惟一月壬辰、旁死魄、越翼日癸巳、王朝步自周、子征伐商、厥四月、哉生明、王來自商、至于豐、乃假武修文、歸馬于華山之陽、放牛于桃林之野、示天下弗服、丁未、祀于周廟、邦甸侯衛、駿奔走、執豆籩、越三日庚戌、柴望、大告武成、既生魄、庶邦冢君暨百工、受命于周、王若曰、嗚呼、羣后、惟先王建邦啓土、公劉克篤前烈、至于大王、肇基王迹、王季其勤王家、我文考文王、克成厥勳、誕膺天命、以撫方夏、大邦畏其力、小邦懷其德、惟九年、大統未集、予小子其承厥志、底商之罪、告于皇天后土、所過名山大川、曰、惟有道曾孫、周王發、將有大正于商、今商王受、無道、暴殄天物、害虐烝民、爲天下逋、逃主、萃淵藪、予小子既獲仁人、敢祗承上帝、以遏亂略、華夏蠻貊、罔不率俾、恭天成命、肆予東征、綏厥士女、惟其士女、篚厥玄

黃、昭我周王、天休震動、用附我大邑周、惟爾有神、尙克相予、以濟兆民、無作神羞、既戊午、師逾孟津、癸亥、陳于商郊、俟天休命、甲子、昧爽、受率其旅、若林、會于牧野、罔有敵于我師、前徒倒戈、攻于後、以北、血流漂杵、一戎衣、天下大定、乃反商政、政由舊、釋箕子囚、封比干墓、式商容閭、散鹿臺之財、發鉅橋之粟、大賚于四海、而萬姓悅服、列爵惟五、分土惟三、建官惟賢、位事惟能、重民五教、惟食喪祭、惇信明義、崇德報功、垂拱而天下治、

### 洪範第六

左傳には洪範を三度引て、皆商書曰とあり、いかにと云と、箕子は殷人なるによりて、しかせり、今周書に入るものは、殷亡て武王箕子に訪ひ玉ふ故、周書に入れたるなり、時は武王、人は殷人なりと知るべきなり、

### 武王勝殷、殺受立武庚、

【古註本】 武王勝殷、殺受立武庚、不、放而殺、紂自焚也、武庚、紂子、以爲王者後、一名祿父、

注に紂自焚也、と云は、武王は手を下してころし玉はざれども、自ら火の中へ飛こみて死した云ことは、逸周書の克殷解、世俘解にある、それを太史公が史記にとりて書た、又紂が首を、はたにかけたることは、荀子の解蔽正論にあり、世俘には、紂取天智玉琰、縫身厚以自焚、克殷には、商辛(紂)入内登、廩臺之上、屏遮而自燔于火とあり、殷本紀には、紂走入、登鹿臺、衣其寶玉衣、赴火而死とあるこれなり、荀子の解蔽には、紂懸於赤旃、正論には、武王伐有商、誅紂、斷其首、縣之赤旃、とあるなり、さて紂をば殺したれども、其子をば立たるなり、注爲王者後、とは、夏殷の後をば、二王の後と云て、かくべつに格式をば、よくしたるなり、一名祿父と云は、あやまりなり、武庚は號なり、武と云は、いくさをするによりつけたるなり、高宗を武丁と云が如し、鬼方を伐と云こと、易にも出づ、それから武の號あるなり、庚



は生れ日を號にしたるなり、これは易の乾坤鑿度の説じや、宋人は即位の元年と云た人もあれども、若き時自分推て見たれども合ぬなり、祿父は名なり、春秋に齊侯祿父と云名あり、考父行父と云名もあれば、名なること明なり、一名の字刪るべし、

以箕子歸作洪範

【古註本】以箕子歸作洪範、歸、歸京箕子作之

武王の箕子が囚となりて居たるを、歸と、つれかへり、箕子に道を問て、此洪範を作りたるなり、洪は大なり、範はのりにて、天下ををさむる大なるのりと云ことなり、

洪範

【古註本】洪範、洪大、範法也、言天地之大法

惟十有三祀、王訪于箕子

【古註本】惟十有三祀、王訪于箕子、商曰祀、箕

子稱祀、不忘本、此年四月、歸宗周、先告武成、次問天道

武王十三年に殷を討たるなり、祀とは、まつりなり、殷は鬼神を尙ぶから、一度のまつりが畢はるを以て、一年を祀とす、注の商曰、祀、爾雅の釋天の文じや、年と云は、一年に五穀熟してをばると云ふことより、つけたるなり、祀と云は、殷人じやから、本を忘れず、殷の稱する所を書たと云と、此年四月殷より商にかへり、武功の成就を先祖のたまやへ告げて、それから箕子に御逢なされて、天下ををさむる道を問ひ玉ふなり、

王乃言曰、嗚呼箕子、惟天陰隲下民、相協厥居

【古註本】王乃言曰、嗚呼箕子、惟天陰隲下民、相協厥居、隲、定也、天不言、而默定下民、是助合其居、使有常生之資、乃、そこで云ふ味なり、嗚呼と嘆息して、箕子を呼び玉ひて、そこもとは天下を治る道を御存知じやと云ことじや、御晰下されよとて問ひ玉ふなり、陰は闇なり、隲は定るなり、さて天と云ものは、陰と、闇然

としてもものいはず、黙して居るものじや、論語に天何言の所なり、されども人知れず下民をさだむるものじや、これは闇然定人と云こと、定人は安泰にさだめると云こと、相はたすけると云こと、協は、かなはせるなり、相は補助の義、協は和合の意じや、天よりたすけて和合させる、居は、荀子に云、群居和同の義じや、人は一人にては事を辨せぬもの、大工がありて家を作りてくれる、鍛冶やが、すきくはをこしらへる、鑄もじやが、鍋釜をこしらへると、相互にたすけあふて事が成就するものじやと云こと、又註は是助合其居とありて、居業の居とする、各居其業と、その業に處て、すぎはひを安んじすると云ふ、安處の義なり、己れ己れが業をする、町人大工皆其業とする所をなす、當生之資の資は、すぎはひのたすけあらしむと云ことなり、

我不知其彝倫攸叙

【古註本】我不知其彝倫攸叙、言我不知天所以定民之常道理次叙問何由、わたくしは、相協する道すぢが、ござらうか、存知ま

せぬ、そこもと御存じやと申すとござる、御はなし下されと仰せらるゝ也、彝は、常なり、倫は、理にてすぢみちと云こと、常理を知らぬ故、をしへて下されいと云こと、攸叙は、それには、それの次第があるでござらうと云ことなり、

箕子乃言曰、我聞在昔、鯀陞洪水、汨陳其五行、帝乃震怒、不卑

【古註本】箕子乃言曰、我聞在昔、鯀陞洪水、汨陳其五行、陞、塞也、汨、亂也、治水失道、亂陳其五行、帝乃震怒、不卑、洪範九疇、彝倫攸叙、卑、與、教敗也、天動、怒、鯀、不與、大法、九疇、疇、類也、故常道所以敗

武王が問玉ふ故、そこで言て云と云ことなり、乃は宣公八年の公羊傳に、乃、緩辭とありて、そこで云ことなり、我聞とは、わたくしうけ玉はり傳へましたと云ことなり、傳へましたことがござる、在昔は、堯舜のときなり、陞は、ふさぐと云ことなり、禮記と魯語に



は、障につくる、ふさぐ、おさへ、とめると云ふこと、障も障も、土手普請をして、おさへ止めやうとする、なか／＼人力、洪水がをさまらぬ故、そこで殛と、流罪せられて、そこで死なれた、溝洫志には、三策を載す、上は川へきりながす、これは禹のする所也、中は海はたに、多く川をこしらへる、九河などの類、淀川の川下を幾筋にもわけて、水を通ずるが如し、下は土手を以てふせぐ、これが三策なり、汨陳五行は木火土金水なれども、水土が第一じや、洪水氾濫すれば、外の三物は、をさむることができぬ、そこじやから舜典にも、禹治水土とあり、水がをさまらぬと、五穀野菜も出来ぬ、山林もそだぬ理なり、其第一の水はけが、をさまらぬから、汨陳五行と云たるなり、帝は天帝なり、疇は田畑の字なり、洪範の大なるのり、九疇と九ヶ條を、天がおたへなされぬ、さるにより常の道理がわからぬ、それが教と、やぶるゝ所なり、震は、盛怒なり、震の字を、威のかはりに用ふ、注の動の字はわるし、剛るべし、殛は、流罪せられて死するなり、殛は困極の殛と同じ、こんきうさせるとなり、つみせられて死したりと云ふこと、ころすことにては、

なきなり、鯀は崇侯と云大名じや、鄭云、春秋傳曰、舜之誅也、殛鯀、其舉與禹とあり、  
鯀則殛死、禹乃嗣興、天乃錫禹、  
洪範九疇、彝倫攸叙

【古註本】 鯀則殛死、禹乃嗣興、放鯀至死不赦、嗣繼也、廢父興子、堯舜之道、天乃錫禹、洪範九疇、彝倫攸叙、天與禹、洛出書、神龜負文而出、列於背、有數、至于九、禹遂因而第之、以成九類、常道所以次叙、  
舜之誅也、殛鯀、其舉與禹と云、これなり、前に帝と云ひ、此に天と云ふは、天常と云ふことを、わりて書きたるなり、禹になりて常の道理がよくわかるやうになる、これは相傳の學問じや、さて舜のなされかたは、後世の及ばぬことじや、鯀が殛せらるゝ位の罪のおもいのに、禹をば、かまはず用ひ玉ふ、そののみならず父のしかねたる職を、其子にあと役をさせると云ふことは、すさまじきことじや、これが聖人の聖人たる所以にて、よく人を知り玉ふにおこる、凡慮の及ばざる所じや、此注にある洛出書のこととは、至于九までを

剛るがよい、河圖洛書と云ふものは、もと聖人易をこしらへるたねに、したもものにて、それを洛書を九疇と云は、大なるまちがひじや、伏羲のときのもので、禹のときのものにはあらず時代違ひの嘶じや、又今の河圖洛書の妄なることは、明の黃宗炎が圖書辨、清の毛奇齡が原升編によく辨す、呂東萊が師匠の林少穎が説がよきなり、其著述の集註にあり、それをたねにして、明の王禕が洛書解あり、よく辨じたるものなり、それをまたずに、一句に妄を辨するに足るなり、今ある河圖と云ひ洛書と云ふものは、皆圖じや、圖と書との差別は無い、若し古の書じやと云へば、圖がな、圖と云ふものは繪圖に似たもの、書と云ふときは、書に似たものじや、圖書とも、圖といはんか書といはんか、其差別がない、いづれ圖書は、漢より以來あるものにて、古へは無いものじや、多くは識緯の書にあることを云ひたてたるなり、さて其あやまりは、何處より此に註すと云と、天乃錫の錫と云ふ字から、おもひつきたるなり、錫と云字の義を知らぬなり、仲虺之語に、天乃錫王勇知とあり、又魯頌に天錫公純嘏とあり、天と云は、天然自然と云ふことにて、其天然

自然と、其人が勇となり智となるが、天より玉はるなり、勇も知も附けやきはやくに立ぬ、これも鯀が水ふせぎの下手なるも、禹の上手なるも、天よりなさるゝことにて、天下ををさむるののりが、胸中にわかるゝと、分からね所が、人間業てはなく、天のする所なり、わかる、はたまふなり、わからぬは、たまはぬなりと知るべきなり、其義を知らず、妄説をなしたるなり、注の九類の類とは、天道人道が明らかになつたと云となり、  
初一日、五行次二日、敬用五事、  
次三日、農用八政、次四日、協用五紀、次五日、建用皇極、次六日、又用三德、次七日、明用稽疑、次八日、念用庶徵、次九日、嚮用五福、威用六極、  
【古註本】 初一日、五行、九類、類一章、以五行爲始、次二日、敬用五事、五事在身、用之必敬乃善、次三日、農用八政、農厚也、厚用之政乃成、次四



曰協用五紀(協和也)和天時使得正用五紀次  
五曰建用皇極(皇大極中也)凡立事常用大中  
之道次六曰又用三德(治民必用剛柔正直之  
三德)次七曰明用稽疑(明用卜筮考疑之事)次  
八曰念用庶徵(次九曰嚮用五福威用六極言  
天所以嚮勸人用五福所以威沮人用六極此  
已上禹所第敘)

これでは綱とも經ともすべきなり、初一五行と、上  
を釋するをば、目とも傳ともすべきなり、さて五行と  
云ものは、大切なるものじや、人は五行でいきてをる  
ものじや、其義はいかんと云と、其形は地に有て、其  
氣は天に行はれるものじや、春は木にて、草木を生  
立、其氣は上にのびやかなり、夏は火にて、氣はあつ  
く成り、秋は金にて、其氣は涼しく、冬は水にて、其氣  
はさむくなること云なり、又左傳淮南子には、材に作  
る、財につくる、材財は、人のとりて、つかふものに  
て、やくにたつもの、材は用をなすもの、人の才も、人  
のやくに立つ故、たつとぶなり、さすれば才も材も財  
も同じきことにて、五行を五材と云もよきなり、水火  
木金土、皆人の用をなすものと云もよし、又五行は五

形なり、地に在て五の形をなすもの、河北の太行山を  
大形山と云、行は形なり、大行は太行、孟門の險として、  
大なるかたもの山と云ふ名もあるから、五行も五の  
形と云ふが、よきやうなり、五事は、人につきて、五の  
行ひのことをとく、視聽言動をつしみて、身ををさ  
めることをとく、農は、あつきなり、八政の第一は食  
じや、さるに農を、農業の農とするは、馬融が説なり、  
されども、まちがひなり、前に敬と云ひ、後に協と云  
ひ、建と云ひ、又ると云明と云ひ、念と云ひ嚮と云ひ  
威と云、此農ばかり、實字のわけが無ない、鄭玄が醜  
にてあついと云ふをとりて、此注を書たるなり、それ  
にて前後の文例にかなふなり、これは八つの官を建  
て、天下ををさむるなり、堯舜は九官、夏殷は八官、周  
は六卿にする、其代のたてかたが違ふ、されども分合  
するにて、大體はちがはぬことなり、五紀は、天文な  
り、紀は説文に、絲別也とあり、協を註には和合とよ  
むつもりなり、されどもかなふと云ことなり、人事を  
以て、天に、かなふやうにするなり、人事がわるけれ  
ば、天にかなはず、天變地妖があらはれるなり、皇極  
の皇は、君と云こと、極は至極道と云こと、何のこと

もなく王道と云こと、極中也の注はよいが、皇大也の  
注は、わるい、朱子も皇極辨と云を書て辨せられたれ  
ども、中にはつまらぬこともあるなり、三德これは己  
ををさめて、人ををさむることなれども、人ををさむ  
ることが主になるなり、稽疑は、卜筮なり、うたがひ  
を考るなり、左傳に不疑何トとあり、明白に卜筮し  
て、東でよいか、西へ行てよいかと、吉凶を定むるな  
り、庶徵は、人君の行狀政事がよければ、天に、よいし  
るしが、あらはれる、其故念と、思慮工夫して、仕方が  
わるい故に、變やあると、身ををかへりみ考ふるなり、  
五福六極は、賞罰なり、嚮は、善にむかふことを、す  
むるなり、人君のなされるは、天よりなされる賞罰と  
同じことじや、極は、困極の極にて、六つの、こんきう  
なんぎを以てするなり、聖人は、天にかはりて、する  
ものなり、威は、惡をば、おとしこらすなり、是惡をば  
いむのしかたなり、  
一五行、一曰水、二曰火、三曰木、  
四曰金、五曰土、

【古註本】一五行、一曰水、二曰火、三曰木、四曰  
金、五曰土、(皆其生數)  
此次第は、相生でも相克でもない、水火金木土なれ  
ば、相克の次第じやが、これは金木いりちがひにてな  
るなり、是は易にある生數成數の次第じや、天一生水  
の通りじや、さて此次第は、微より著に至るの次第じ  
や、水と云ものは、形あるに似て、おぼるげなるもの  
じや、有に似て無きに似たるものなり、火は己が形は  
なければども、物に附て形をなす、竹につけば竹、木に  
つけば木、各其物につきて、かたちをなす、これ水よ  
り形あるなり、木に至れば、なほ形ちあり、金はかた  
く木より形ある貌なり、土は又形の大なるものじや、  
これ微より大に至るの次第を以て書たるものじや、  
水曰潤下、火曰炎上、木曰曲直、  
金曰從革、土爰稼穡、潤下作鹹、  
炎上作苦、曲直作酸、從革作辛、  
稼穡作甘、  
【古註本】水曰潤下、火曰炎上、言其自然之常  
性、木曰曲直、金曰從革、木可以揉曲直、金可以



改更。土爰稼穡。種曰稼。斂曰穡。土可以種。可以斂。潤下作鹹。水鹵所生。炎上作苦。焦氣之味。曲直作酸。木實之性。從革作辛。金之氣味。稼穡作甘。甘味生於百穀。五行以下。箕子所陳。

爰は、曰と同、こゝになり、曰の字になをしてよい、これは性用を説くなり、註言、其自然之常性、と云は、わするし、性即用也、水は潤ふもの下るもの、さるにより山より下に道て、田にそゞげは物を潤す、これ性即用、用即用なるものなり、火は上るが性なり、さるにより釜中に水を入れて火を以て煮る、これ性即用なり、木にも、まがるあり、直なるあり、曲がれるものを棟梁とし、直なるものは柱とすべし、皆其性に從て用をなす、從とは、其性なり、其性火に從て、その性を改めて、いろ／＼に變化するなり、革は改なり、鎗刀器械の千般の形容に變革す、これ其性に從てあらたむるものにて、天より自然と變革する性を與るなり、又土は、そだつると云が性なり、さるにより五穀を種て、うるつけ、かりをさめする也、皆其天性に從ふて、各用をなすことをとくなり、鹹は、しほからい、今水の大なるものは海なり、海の水は、しほからさなり、

又物をやくと、苦い味あるものなり、又木の實は、すみを帶るものなり、金の味は、いかんが知りたし、されども辛とあれば、からきならん、古人金のさびはからいと云ふ、其字は椒と云ふ、からきなり、又五穀は、いづれ甘味が多きものなり、

二五事、一曰貌、二曰言、三曰視、四曰聽、五曰思、

【古註本】二五事、一曰貌、容儀、二曰言、詞章、三曰視、(觀正)四曰聽、(察是非)五曰思、(心慮所行)註に容儀、詞章、觀正、察是非、心慮所行と、のりをとくは、わるい、下に恭、從、明、聰、睿と、其事を説いてあれば、此に云には及ばぬことじや、唯かたちことば、みる、さく、おもふと云にて、貌は體なり、言は口、視は目、聽は耳、思は心と云べきなり、これが詩に所謂天生蒸民、有物有則と云ことなり、此かたちあれば、かくせねばならぬと云ふのりが、きつとある、其口耳目心も、共に然る也、

貌曰恭、言曰從、視曰明、聽曰聰、

思曰睿

【古註本】貌曰恭、(儼恪)言曰從、(是則可從)視曰明、(必清審)聽曰聰、(必微諦)思曰睿、(必通於微)

これ道をとくなり、貌曰恭、貌に恭と云が道なり、則なり、貌のゝりは、おごりたかぶらぬなり、註の儼恪は、恭の字義あたらぬなり、論語の九思の章にも、貌思恭とあり、いんぎん、ていねいに、おごり高ぶらぬが恭なり、恭は人をあなどらぬこと、人をあなどる顔色など、面にあらはるゝは、第一のいましめじや、これはたかぶらぬ、おごらぬなり、これ我行のことを教るなり、言曰從、從は、順なり、是則可從の註、ことにわるきなり、人の言は異順がよい、争は事の變にて、やむことを得ずして云ことなり、荀子の勸學にも、辭順而後可與、言道之理、色從而後可與、言道之致とありて、異順でなければならぬ、古人の事を辨するも、はいと先うけておきて、己が道理を云、太史公自序傳に、唯唯否否、不然とあり、又醫家難經にも曰然とうけて、己が言ふべきことを云を見るべきなり、視曰明明とは、明白に物を分つことにて、善惡邪正をまち

がへぬと、されども明の義は、遠に及ぶことを云ふ、太甲に視遠惟明とあり、國語には致遠以爲明とあり、論語の浸潤之諷、膚受之愬、不行焉、可謂明也已矣、浸潤之諷、膚受之愬、不行焉、可謂遠也已矣とあり、眼前のことにはなく、江戸に居て、長崎松前のことをも見抜き、十年後のことをも、さざしを見て知るが明なり、左傳に四方照臨曰明と云なり、注の清審清はにがらぬこと、審は輕率ならぬことにて、物を審諦することなり、聽曰聰、聰は善惡邪正を、さつたがへぬこと、太甲に聽德之曰聰、楚語に致德之曰聰とあり、耳にてよく物の道理をきゝわくるが、聰なり、すべて學問の道も、目より耳に聞ことは、わすれぬものなり、さるにより宋儒は耳より入て心に蘊すと云、荀子には君子之學也入乎耳、著於心とあり、小人之學也入乎耳、出於口、口耳之間、則四寸耳とありて、目より入るとはいはぬなり、睿は通知の稱にて、思慮工夫のよい人にて、物に通ずる人を云ふなりと知るべきなり、

恭作肅、從作父、明作哲、聰作謀、



### 睿作聖

【古註本】恭作肅(心敬從作)又(可以治)明作哲(照了)聰作謀(所謀必成當)睿作聖(於事無不通謂之聖)

肅は敬肅なり、かたちが恭なれば、心も敬肅する、敬は、おろそかにせず、物をあなどらぬこと、敬は不慢不怠なり、又は、人情に逆らはず、したがふ人でなければ、人ををさむることはできぬなり、従へば人情世事にも、自然と通ずる故、できるなり、哲王肅と漢書の五行志には、哲に作る、詩の大雅既明且哲とあり、哲はあきらかなり、易の大有に明辨哲の字あり、智のふかき也、聰作謀、これは、ことを、よくき、わくる人なる故、人と事をはかるが、上手で相談ができる、睿作聖、睿は聖より一等さがるなり、中庸にはこれを書きわけて、聰明睿智と云、聰明聖知と云を見るべし、通ぜざることなきが聖と云ふ、來年のことをことしから知るが、前識なり、鄭玄が周禮の注に、聖は前びるにさると、智恵の方へつきたるなり、此に云ふ聖と聖人の聖とは、ちがふなり、孟子の大而化之、之謂聖

とありて、其徳の至極に至て、人を變化するを聖と云と知るべきなり、此は物に通知するを聖と云ふと、知るべきなり、

- 三八政、一日食、二日貨、三日祀、
- 四日司空、五日司徒、六日司寇、
- 七日賓、八日師、

【古註本】三八政、一日食(勸農業)、二日貨(實用物)、三日祀(敬鬼神以成教)、四日司空(主空土以居民)、五日司徒(主徒衆、教以禮義)、六日司寇(主姦盜使無縱)、七日賓(禮賓客、無不敬)、八日師(簡師所任必良、士卒必練)

八政これは官名のこと、九官は舜典、夏殷は八政、周は六卿、漢も九卿となる、これは分合のわけなり、八坐の尚書と云ひ八省と云ふは、魏晉の制なり、御老中を八人たつるが如し、食は人間の第一なり、くはしくは前の食喪祭の所にあり、舜のときは、后稷のする所なり、漢の大司農にて耕作奉行のことなり、貨は金銀財寶を掌る、周禮の司貨賄なり、今の御勘定奉行な

主るなり、後世の刑部尚書兵部尚書なり、

- 四五紀、一日歲、二日月、三日日、
- 四日星辰、五日曆數、

【古註本】四五紀、一日歲(所以紀四時)、二日月(所以紀一月)、三日日(紀一日)、四日星辰(二十八宿迭見、以敘氣節)、十二辰(以紀日月所會)、五日曆數(曆數、節氣之度、以爲曆、敬授民時)

- 日王省惟歲、卿士惟月、師尹惟日、

【古註本】日王省惟歲(王所省職、兼所總羣吏、如歲兼四時)、卿士惟月(卿士各有所掌、如月之有別)、師尹惟日(衆正官之吏、分治其職、如日之有歲月)

東坡が書傳には、錯簡を知て改めた、古註などは分らぬから替にして、如歲兼四時、如月之有別の如の字をそへて、たとへにしたるは、あやまりなり、朱子は王さまの庶徴師尹の庶徴じやと云ふなり、それより元の吳徴金履祥黃道周洪範の錯簡ありと云ふて、や

り、漢書の食貨志には食と貨とを論じたるものなり、祀は禮官にて、周には大宗伯小宗伯のする所なり、禮のはじまりは、祭祀が始まりたるにより祀と云なり、漢の時は宗正なり、後の禮部尚書今の寺社奉行なり、司空は土地普請を掌り、諸職人を司る、今の作事奉行、御普請奉行、小普請奉行なり、空は空げきの地を司る、山林田畠は有用の地なり、不毛の地に都をたて、村をこしらへ、城下をたつると云ふ、一説に又空をこうとよみて、穴にて古の穴居のかたをおして、土地普請を掌る、司徒は教を主る、それから人夫徒役をつかさどる、五常の道を教ふるがもちまへなり、司寇はあたを司るにて、盜賊追劔などの刑罰をつかさどる、それ故、公事訴訟をつかさどる、今の町奉行公事方勘定奉行火消盜賊奉行の類なり、賓は他國の賓客あしらひへをつかさどる、今の高家御使番の類にて、周禮の大行人小行人なり、師は軍旅を掌る、周の司馬の職なり、司寇と士と同く、いくさは刑罰なり、晉語に夫戰者刑也とあり、魯語には其大者は於原野とあり、士は刑罰もいくさもするなり、漢の大司馬大將軍なり、今の番頭衆なり、士のかしらにて、先手足輕を



たらになをした、黃宗周がなをしたは、最わるきなり、紀は絲別なり、わかつことを紀と云なり、歳は大歳少歳あり、大歳は立春から立春まで、三百六十五日四分の一なり、少歳は元日から大晦日まで三百五十四日なり、周禮鄭玄が註に中數朔數と云、四時をくめるにしたるが歳なり、月は廿九日と三十日とあり、廿九日何分とある端をあつめて、三十を六、二十九を六つ、こしらへるなり、日には支干甲乙配當するが、十干第一なり、日にわりつける星は、二十八宿は、日月の五十三夜の宿をみるやうなるものなり、外の星は助郷をみるやうなるものなり、二十八宿を十二にわる故、二宿と三宿とがあるなり、十二辰は日月會するを辰と云なり、日月會する所が二十八處あるなり、五星は又別にて火星金星木星土星とて、皆かはりあるなり、歴はかぞへるなり、歴法をたて、かぞへる、歴も曆も一なり、曆がかそへることじやから、莊子の齊物論に、巧歴の字あり、月令に歴土田之數とあるなり、曆をこよみと云、これは日をかぞへるより云ふ、こよみは、かよみなり、よみかぞへることなり、今錢をかぞへるを、よむと云ふ、一よみこよみと云ふ

り、堯典敬授時とあり、それから王歳のたがひはないかと、ぎんみする、曰王省惟歳とありて、下は省と云字を、はぶきたるなり、省は省察にて、ぎんみするなり、歴數を主るものは別にあれども、吟味する天文者にまかせ、一年のことを、ぎんみするなり、卿士は月の大小のまぢがひは、ないかと、ぎんみする、朔望月の上弦下弦のまぢがひはないかと吟味する、卿士は御老中のやうなるものなり、師尹は諸奉行なり、師は上やく、尹はたすすと云ふ字にて、奉行なり、日の支干に、まぢがひは無いかと、ぎんみする、注はたとへじやから剛るがよい、如と云は、からさきり不通じや、集註年の庶徴を見る、月の庶徴をみると云ふは、まぢがひなり、

**歲月日時無易、百穀用成、又用明、俊民用章、家用平康**

【古註本】歲月日時無易(各順常)百穀用成、又用明、歲月日時無易、則百穀成、君臣無易、則政治明、俊民用章、家用平康(賢臣顯用、國家平寧)これまでは、めでたい一段を云ふなり、無易は、少し

もまぢがひなく、天と合するなり、年月日時にまぢがひがないと、陰陽の氣も調ひて、五穀成就させる、明は明白清大にして、濁亂昏濁がないから明なるなり、俊民は、才徳千萬人にすぐれたるものか、用て章と、あらはれる、潜り隠るゝものがない、家は天子の國、國家も平康じやと云ふことなり、

**日月歲時既易、百穀用不成、又用昏不明、俊民用微、家用不寧**

【古註本】日月歲時既易(是三者已易)君臣易職(百穀用不成、又用昏不明、俊民用微、家用不寧)君失其柄、權臣擅命、治闇賢隱(國家亂)天の氣節と、こよみと、まぢがふと、かはるなり、曆は王政の第一也、こよみが天と違ふて、あはぬなり、註を喻にするは、わるい、險君、臣易職、亦民所好の類なり、これも亦下如字をばふいたるものにて、たとへなり、周易の文言に天地變、草木蕃、天地閉、賢人隱とあり、曆がぢがふと、物の植つけもちがふなり、又まぢがふて、政事のわるいことが知れる、政事もわるい故、曆もまぢがふなり、天下の政道も、濁亂となる、不

明じや、微は、かくるゝなり、俊民がかくるゝは、無道の世じや、つまらぬと、賢者は皆引こみてしまふなり、微をかくるゝとよむことは、左傳哀公十六年に、其徒微之と、白公勝の亂のときにあり、爾雅にも微は隱微なりとあり、中庸の莫見乎隱、莫顯乎微の微を、微細と朱子の註されたは誤りなり、隱微ともにかくるゝなり、國家不安寧の註に、君失其柄、權臣擅命と云ふは、剛るべし、此は唯こよみのまぢがひ、あれば、かうじやと云ふことなり、

**庶民惟星、星有好風、星有好雨**

【古註本】庶民惟星、星有好風、星有好雨(星民象、故衆民惟若星、箕星好風、畢星好雨、亦民所好)庶民惟の下に、省の字を、はぶきたるなり、庶民は星を見て風雨を知る(天文數字あり)小雅の漸々之石に、有豕白蹄、烝涉波矣、月離于畢、俾滂沱矣とも云ふ、又爾雅七月に、七月流火九月授衣と云、流火は心星なり、星のやうすを見て用心する、大風がふけば、作物がふきたはれるかと用心する、又雨がふ



れば、洪水がでるか、土手普請をする、又草木やくさると、其手當をする、註に星民象故衆民惟若星亦民所好はたとへなり、剛るべし、月へ畢の星がはいると、雨がふる、旱魃年にても、ばらばらとふるなり、余下總の行徳の方へゆきてかへりに、天よく晴れたるが、星月に入りたり、これは雨の徴なりと云ひしが、友なるもの、此天氣相にて、いかでか雨の降んやと云しが、其夜半すぎに、甚ふりたり、誠にかはらぬものなり、

### 日月之行、則有冬有夏、

【古註本】 日月之行、則有冬有夏、日月之行、冬夏各有常度、君臣政治、小大各有常法、月之從星、則以風雨、月經於箕、則多風、離於畢、則多雨、政教失常、以從民欲、亦所以亂、冬は、日が南をめぐり、それから日が短い、夏は極北をめぐり、故に日が長い、冬夏至にて寒暑のたがひあり、五月が、あついの極なり、それが六月七月があついと云ものは、五月は春のさむいが、ひやく故、あつく無い、六月七月あついは、五月のあつさが、ひやく

故なり、たとへば日がくれて、夜の九つ時まで、さほどさむくないは、晝のあつさがひやくなり、夜明けのさむいは、夜中のさむいがひやくなり、これ持こしにする故のことなり、春秋には、長短のちがひが少ない、冬夏は日の長短のちがひがあるから、有冬有夏と云たるなり、さて禹貢は其例が正しいから、錯簡が知れる、又此は簡條書にするから、又よくわかる也、これは昔しわざと、ちがへて、人に知れぬやうにするものか、それをさとりたるには、眞言宗の大日經の住心品は知れるが、外の卷は、とんと知れぬ、經が入り違ひてあるから、どのやうな者にしても、先達にきかねば知れぬ、聞くやうを、をしゆる爲に、設てしたるものかも、知るべからざるなり、これは戰國の時、諸子種種の議論をなす者も、これを聞かねば、すめぬ爲にしたるものかとも、思はるゝ也、

### 五皇極、皇建其有極、

【古註本】 五皇極、皇建其有極、大中之道、大立其有中、謂行九疇之義、皇は、君なり、朱子が皇極辨あり、集註とはちがふ、師

匠じやから、蔡沈とは、違ふはずじや、皇を大とし極を中とし、大中至正の道と云ふ、柳宗元の文章の中には、聖人の正しいと云、さて朱子の皇極辨に、南宋の馮當可が皇を君とすることを、始て知たやうに云たは、考證の足らざるなり、漢書の五行志にも、皇君也とあり、荀悦が申鑑政體篇にも、天作道、皇作極、臣作輔、民作基とあり、極は、やねのむなぎなり、それから轉じて萬事中ずみの義になる、屋の棟は四方合湊する所なればなり、それから又四方のめじるしとなるなり、家のつゝきりの所なり、標準、むな木がゆがむと、外は皆ゆがむなり、それから至極の所とするなり、凡君たるものは、中ずみの至極を行て、四方のめじるしめあてとなる、親に孝をすれば、下が孝をする、己が弟をすれば、下も亦弟をするなり、己れ弟孝仁義の道を行て、人に守らせる、禮儀制度も同じことなり、有極の有は、つけ字なり、有邦の類ひなり、王者之道、王道と云こと、極と云も、道のことなり、皇は王と云ことなり、古は自らして人に見せる、聖人と云は、そこばかりなり、これ爲政以德の所なり、上質素儉朴をしてみせれば、下が質素儉朴

となる、己れは行はずして、觸るのみにては、ゆかぬなり、すべて下は君上のすることに、よるものなればなり、

### 欽時、五福用敷錫厥庶民、

【古註本】 欽時五福用敷錫厥庶民、欽是五福之道、以爲教、用布與衆、民使慕之、極の所に、五福ををさめて、おきて、下へしき玉ふなり、すべて上の行で、下の壽命も永くする、これが壽命を下へくれるなり、壽命と云ものは、わるいことをすると、壽命が短くなる、此所の味が深長なる所なり、わるい行ひは不冥理で、壽命が短く、福分もちやまるなり、そこで冥理にかなふやうにするが、延ると知るべきなり、それはいかんと云と、天子が與へるなり、天子の行が、わるいと、それにつれても、わるいことをもする、又上でおおれば、下にもおごり、酒に傷られ食にも傷らる、つゝしむときは、身心康寧になるなり、宋の神宗(校者案恐仁宗誤)の世の人を、名臣言行録などに見ると、皆長壽なり、これはいかんと考へてみると、上より宰相大臣其外まで給すること



が多いなり、かく多て賄賂にふけり、姦曲あれば、其罪輕からず、人の惡心を生ずるは、不足よりおこり、金銀に不足すると、自然と心も勞す、金銀にて勞するほど、身心の害になるものなし、神宗の時、上にては私曲をいましむる事嚴なりとも、内事たるにより、其壽もながきに至るなり、皆上のする所によると云ことを知るべきなり、註はわるきなり、下に教ることをすればなり、

惟時厥庶民于汝極錫汝保極

【古註本】 惟時厥庶民于汝極錫汝保極君上有五福之教衆民於君取中與君以安中之善言從化

汝禮義制度を守ると、下も汝が極に于てと、おもむくやうにする、錫は下から上へ與へてやるなり、下の皇極を守るが、天子へ皇極をくれてやるなり、孟子に人親其親長其長而天下平とある、これなり、皇極を守り、おやは大切にし、上は、うやまふべきものと云ことを知ると、喧嘩口論もせず、又博奕もせぬなり、世が亂れると、天子が、ころされるなり、さするとき

になると、君位を、保と、やすんじ守ることができぬ、又上から守て、下にくれてやれば、下が守りて又上にくれてやると云ことなり、これ天保の詩群黎百姓、遍爲爾德と云所なり、註は先よ、

凡厥庶民無有淫朋人無有比德惟皇作極

【古註本】 凡厥庶民無有淫朋人無有比德惟皇作極民有安中之善則無淫過朋黨之惡比周之德惟天下皆大爲中正

民は町人百姓人士以下なり、卑陶謨に都在知人安民、詩經に假樂君子、顯顯令德、宜民宜人とあり、人の徒黨は、わるきことなり、そこで徒黨をにくむなり、淫は、はづれた徒黨、泰は九二の邦朋、韓非子の朋黨比周、士の徒黨はわるい、よき人をつゝきおとす、王安石に比周して、司馬溫公が徒を逐ふの類なり、註の惟天下皆大爲中正はわるい、

凡厥庶民有猷有爲有守汝則念之

【古註本】 凡厥庶民有猷有爲有守汝則念之民哉有道有所爲有所執守汝則念錄叙之猷は、謀慮なり、これは事をなすの前なり、爲は施行なり、守るは、節義みさを、とり守るなり、操持なり、汝とくと思ひもとめて、考るがよい、注の有道は、まぢがひなり、これは、はかるなり、錄叙は、とり擧ることなり、

不協于極不罹于咎皇則受之

【古註本】 不協于極不罹于咎皇則受之凡民之行雖不合於中而不罹於咎惡皆可進用大法受之

不協于極民の行、至極にかなはずとも、又大なるが、あやまち、なくば、君たる者うけゆるして、おくがよい、これは實論じや、天下の人が、皆至極の行が、できるものでない、大善でなく、中くらゐらば、又大害をなさずは、よいかげんにして、おかねばならぬ、天下の人の明德を明にすると云ことは、紙上の空談にて、君上たるものは、民の表となるにより、きつと守らぬければ、人を正すことができず、皇則受之皇則

而康而色曰予攸好德汝則錫之福時人斯其惟皇之極

【古註本】 而康而色曰予攸好德汝則錫之福

汝當安汝顔色以謙下人、人曰我所好者德、汝則與之爵祿、時人斯其惟皇之極、不合於中之人、汝與之福、則是人此其惟大之中、言可勉進、古註は、武王にしてとく、而は汝にて、武王とするなり、汝汝が色を、やすくして、いかうたかぶらず、温順にせよと云こと、好徳の第一は、親に孝、兄をうやまふなり、それができるなら、賞するがよい、福は賞なり、是はこれいかにと云へば、君の極を守る人じや、集註は汝を民とするなり、己が心が温順柔和なれば、外の事は顔色ももの言ふ口上も、温順柔和じやと云こと、



無虐禬獨而畏高明

【古註本】無虐禬獨而畏高明。禬單無兄弟也。無子曰獨。單獨者不侵虐之。寵貴者不枉法畏之。

禬は、ひとりたつなり、小雅に獨行禬禬とあり、政をとる者も、禬獨のものは、どうともしよく、或は首刎たり、たゞいたりする、高明は、勢ほひ高く明かなるものは、罪を犯しても、知らぬかほをする、これが政事の病なり、詩の仲山甫に柔亦不茹剛亦不吐なり、不侮矜寡、不畏強禦の所なり、唐にて楊縮が政をとれば、郭子儀が如きものも、樂をへらすに至る、又君の寵愛を得て貴きものなどには、政事を正さぬ味あり、そこで正せと云ふことなり、

人之有能有為使羞其行而邦其昌

【古註本】人之有能有為使羞其行而邦其昌。功能有為之士使進其所行汝國其昌盛。

孟子公孫丑の下に、將大有為之君とある、大事をな

穀は善にて、善をせよとせむるなり、王安石になりて、祿をば大にけづりたるなり、北魏は拓跋氏にて、士は無祿にて、役とくにて暮らすやうにした、これは夷狄の風にて、わるきなり、

汝弗能使用好子而家時人斯其辜

【古註本】汝弗能使用好子而家時人斯其辜。不能使正直之人有好於國家則是人斯其辜。取罪而去。

古註一義なりこれは手前から、つみを、こしらへさせるやうな、ものじや、孟子に(以下闕く)

于其無好德汝雖錫之福其作汝用咎

【古註本】于其無好德汝雖錫之福其作汝用咎。於其無好德之人汝雖與之爵祿其爲汝用惡道以敗汝善。

無好德は、わるい人、好德のよい人に、をさめさせれば善し、わるい人にをさめさせると、害を被る、汝雖

すほどなる大知大才なるものならば、其行をたすけて、進ましむれば、其の才智才能が、さかんになるなり、

凡厥正人既富方穀

【古註本】凡厥正人既富方穀。凡其正直之人既富以爵祿富之、又富以善道接之。

古註正人は正直な人、爵祿を興て富しめ、こちらから、こちらから、あしらふによい道を以て、あしらふと云ふ、これはわるきなり、集註は人を正すにはとよみ、匡正するの義とするは、わるい、康誥に惟厥正人、越小臣諸節とあり、日本などにて、市正主水正内膳正などと云、正は上は役人なり、方穀は蔡沈は善をせめるとする、これがよい、これは爵祿を興へて、富せておいて、そしてなせに美道をせず、わるいことをするとせめる、それも貧窮にして置ては、せめられぬ、宋の世にても、太祖はよい人、太宗はわるい人にて、純良ではない、されども臣下へは祿をよくくれた、其親類又出入する醫者までもくれた、それ故に賄賂をとると、むやみに殺した、これ善をせむるなり、

錫之福汝とさして、そこもとが、これに家ををさめさせる、福を興ふると云へども、そこもとの爲にならぬことをして、汝が害を生ずるなりと教ふるなり、鄭玄が注には、徳の字がない、史記の微子世家にもない、上の曰子攸好徳とにらませて見ると、あるもよい、これは君の國家をよくしない人なり、

惟辟作福惟辟作威惟辟玉食臣無有作福作威玉食臣之作福作威玉食其害于而家凶于而國人用側頗僻民用僭忒

【古註本】惟辟作福惟辟作威惟辟玉食。言惟君得專威福爲美食臣無有作福作威玉食臣之作福作威玉食其害于而家凶于而國人用側頗僻民用僭忒。在位不敦平則下民僭差。福は、人に爵祿を興ること、威はわるいことをすれば、刑罰を興ふること、玉食は、珍膳美味を云ふ、玉の御茶漬と云ふことではない、諸國より貢獻する所の山海の珍味なり、それから人の臣たるもの自由にする



とはできず、若臣がそれを自由にすると、魯の昭公の季氏におけるやうになる、論語の自大夫出、五世希不失矣、陪臣執國命、三世希不失矣の所なり、家老たるものが、自由にすると、いかぬことじや、後漢の梁冀が跋扈、南宋の秦檜が如きなり、世説に君の所になき大青魚があることを載せたり、人用民用の人民は、士民ともになり、側は、そむけそばだつ、正しくないこと、頗はひいきへん頗なり、僻は、ゆがむこと邪なるなり、上にてわるいと、民もそれにならひて、僻と、たがへ忒と、たがふて、わるいことばかりするなり、

無偏無陂、遵王之義

【古註本】無偏無陂、遵王之義、偏不平、陂不正、言當循先王之正義以治民、偏は、かたよること、不中なり、陂の字、もとは頗の字なり、唐の玄宗が、陂になをしたるなり、これは音があはぬとするからなり、されども義にがの音が有る、詩の菁菁者莪の莪を、かにつかふ、沈約(南朝梁の人)が四聲より、音をたがふ、それよりあやまりたるなり、顧炎武が韻學五車、毛奇齡が古今定音古今通音に

辨じ、又經義考にも詳にあるなり、王の義と云ことは、皇極と云ことなり、註の不平を、不中、不正を、不平になすべきなり、

無有作好、遵王之道、無有作惡、遵王之路

【古註本】無有作好、遵王之道、無有作惡、遵王之路、言無有亂爲私好惡、動必循先王之道、路、作好は、ひいきすること、よい人を、ひいきするでなく、わるいものを、ひいきする、作惡は、みだりに己が心にまかせて、人をにくむなかれと云ふことなり、無偏無黨、王道蕩蕩、無黨無偏、王道平平、無反無側、王道正直、【古註本】無偏無黨、王道蕩蕩、言開闊、無黨無偏、王道平平、言辨治、無反無側、王道正直、言所行無反、道不正、則王道正直、偏は、かたひいき、黨は、徒黨なり、蕩は、水のひろきかたち、弘大なるなり、平は、べんとよむ、偏と叶韻するなり、平便辨同じことなり、堯典に平章百姓の平

も同じ、皆平辨通音なり、唐の高宗則天のとき、中書門下同平尙事と云の平を、へいと讀みたり、文盲なるなり、反は、道にそむけるなり、側は、正しくないこと、正直は、かたむかず、ゆがまず、眞直と云ふこと、

會其有極、歸其有極

【古註本】會其有極、歸其有極、言會其有中而行之、則天下皆歸其有中矣、これを會すれば、歸服するとよみて、はたらかせたるものがある、會を、かなふとよみて、至極の道理にかなふやうにする、いづれいづれ贊嘆の辭に云ふやうじや、

日、皇極之敷言、是彝是訓、于帝其訓

【古註本】日、皇極之敷言、是彝是訓、于帝其訓、日者、大其義、言以大中之道、布陳言教、不失是常、則人皆是順矣、天且其順、而況于人乎、敷は、しきつらぬるなり、彝は、常なり、訓は、をしへなり、これは天下の常理にて、大切のをしへじや、こ

凡厥庶民、極之敷言、是訓是行、以近天子之光

【古註本】凡厥庶民、極之敷言、是訓是行、以近天子之光、凡其衆民、中心之所陳、言凡順是行之、則可以近益、天子之光明、庶民も、敷言を守りさへすれば、天子のひかりに、ちがつくと云こと、これは君の徳のかがやきに、近づけよと、民にすゝむるなり、是淨土眞宗などの阿彌陀如来の光明に、もれぬやうにするなり、君の道に、そむかぬやうにするなり、註は、わるい、近益の二字、わるい、道をよく行へば、天子にも用らるゝ、俊民用章にて、徳によりて富貴をも、きはむるなり、

日、天子作民父母、以爲天下王



【古註本】曰天子作民父母以爲天下王言天子布德惠之教爲兆民之父母是爲天下所歸往不可不務

體記の緇衣長民者章志貞教尊仁以子愛百姓民致行己以說其上矣とあり大學には詩云樂只君子民之父母と云に民と好惡を同することをとく民を撫育する徳が有て天下の王となるこれ愛する心愛する徳のかなふなり撫育するにも或はしかり或はほめるなり孟子に従大體從小體のことあり小體は己が體を養ふこと大體は心を養ふこと仁義忠信を己に行て以て天下の民にさせるが己が大體の徳をやしなひ又下民をも養ふなりそれを己が體を養ふ爲に民から聚斂するときは大ていを養ふことできず民に背かれるなりこれは己があしきなり注に爲天下所歸往とありて王を往とするは己が徳に萬民が歸服するを云なり

六三徳、一曰正直、二曰剛克、三曰柔克、

【古註本】六三徳、一曰正直(能正人之曲直)二

曰剛克(剛能立事)三曰柔克(和柔能治三者皆徳)

國ををさめ、身をもをさめるが、三徳なり、正直は、つよすぎもせず、よわすぎもせず、剛柔得中が正直なり、正は邪ならず、直は曲らざるなり、一通りの正直の味とは、ちがふなり、中正也、物の中すみ、正なり、直方に行ふなり、剛克は、つよい所でかつなり、克を、鄭はよくとする、馬融はかつとする、どちらでもよい、柔克は、やはらかにしてかつ、柔和にして物をよくするなり、柔和にして物にかつことなりと、知るべきなり、

平康正直、彊弗友、剛克、爕、友、柔、

【古註本】平康正直(世平安用正直治之)彊弗友(剛克(友順也)世強禦不順以剛能治之)爕友(柔克(爕和也)世和順以柔能治之)

これは三徳のつかひ方を示すなり、平かにやすく、をさまるときは、中すみに正しきことを行てゆくなり、彊弗友は、風俗のかたよりたるを云なり、今關東もの

などは、人の氣がつよく、頭がちにて人にへり下るが、きらひなるは、剛なり、それを、手よはいことで治めやうとすると、治まるものではない、剛を以て勝やうにするなり、爕友は、京都風なり、柔和にて柔順なる風俗なり、それを關東ををさめるやうに、剛にしては、いかぬ、柔のやはらかに、其風に從て治てゆくなり、註の強禦は氣がつよく人の云ふことを防ぎていれぬなり、

沈潜剛克、高明柔克、

【古註本】沈潜剛克(沈潜謂地雖柔亦有剛)能出金石(高明柔克(高明謂天言天爲剛德)亦有柔克不干四時喻臣當執剛以正君君亦當執柔以納臣)

これは人の氣性のかたよりを云ふ、注はよく無い、天爲剛徳と云は、文公六年の左傳の語にて、此の處には入りほかのことじや、道理も義理も、なさぬなり、沈と、しづみ、潜と、ひそまる、これは、うちきなる氣性の人を云、これに柔に、ものやはらかなることを教へこむと、なをくうち氣になりて、やくに立ぬ、

これには、つよくしこまねばならぬを、剛克とは云ふなり、高は亢と同じ、明は爽と同じ、亢と、たがぶり、爽と、さはやかなる潤達の氣性なるものに、剛を以てしこむときは、火消屋敷のぐわゑんに、狐がつきたるやうになりて、やくに立ぬ、これをやんわりと、柔和にしこむなり、大戴禮の揚則抑、抑則揚と云ふものなり、夫子の教ゆるにも、人之氣性によりて、子路聞、斯行諸と問へば、夫子有父兄在と抑へ玉ふは、親兄にも相談するがよいと、兼人の性を抑へ玉ふ、公西華が問へば、聞斯行之と教へ玉ふは、退く故に進めたまふなり、

七稽疑、擇建立、卜筮、人、乃命、卜、

【古註本】七稽疑(擇建立卜筮人(龜曰卜著曰筮考正疑事當選擇知卜筮人而建立之)乃命)

ト筮(建立其人命以其職)トあり、曲禮にト桓公十一年に、ト以決疑不疑何トとあり、曲禮にト筮者所以使民決嫌疑定猶與者也、故曰疑而筮之即弗非也とあり、トと云ものは、鬼神の命を傳ふる



ものなり、トを見て吉凶のあらはるゝは、鬼神のつぐ  
るなり、それ故、大事を占ふときには、先祖にきく、其  
ときは廟門の前の土上に、ひざまづきて占ふなり、其  
トするに、上手と下手とがある、其心に疑念ふかきも  
のは、心昏濁して占ふてあたらず、清明にして、精一  
なるものは、決断よくあたる、故に擇とは云ふなり、  
建立は、トの役人を立るを云なり、大禹謨帝曰、禹官占  
惟先蔽志、昆命于元龜とあり、龜曰、ト著曰、筮は、曲  
禮の文なり、龜をやきて占ふうらかたの法は、傳はら  
ぬ、日本も昔しはありしなり、今對馬に傳はるものあ  
り、されども古の法にはあらざるなり、既に書物を印  
刊せしなれども、この法とは違ふなり、莊子にも七  
十二鑽と、かめをきることのす、龜の甲を三分くら  
ゐにきり、けいと云ふ木を以て、やくなり、多紀桂山  
先生の對馬屋敷より、とりよせて見たまひしが、それ  
を見てさとりたることあり、トは象形の字なり龜を  
指と三分にきる、其きりわけが字になりて、トと云字  
になるなり、物は見て發明すること有るなり、龜をや  
くことは、天子諸侯にかざるなり、卿大夫は用ること  
ならぬ、論語に臧氏の龜を居くことをそしり玉ふを

見るべきなり、禮に大夫不臧于龜とあり、  
日雨、日霽、日蒙、日驛、日克、日貞、  
日悔、

【古註本】日雨、日霽、龜兆形有似雨者有似雨  
止者、日蒙、(蒙陰闇)日驛、(氣落驛不連屬)日克  
(兆相交錯)五者ト兆之常法、日貞、日悔、(内卦曰  
貞外卦曰悔、)  
雨と云は、やきたる龜が、あめのふるやうに、うるほ  
ひが見ゆる也、霽は雨のはれたるやうに、みゆる、蒙  
はくらくて、霧でも、かゝつたやうに見ゆるなり、驛  
の字は、すめぬなり、孔安國の古文には、涕につくる、  
史記も同じ、徐廣曰、一作、漢涕と同じきなり、なみだ  
と云字なり、伏生が今文には圍に作る、音がふなり、  
司馬遷は孔安國に尙書をきくこと、漢書の藝文志に  
證あり、孔安國は又伏生にきくしなり、しかるに此の  
驛の字は、二十五篇を偽作したる者がこしらへたる  
なり、給釋は、つゞく貌なり、文章にも人馬給釋と書  
く、しかるを不連屬とあるから、孔穎達が正義を書く  
ときくるしくなりて落驛爲稀疎貌と云笑ふべきこ

とじや、斐駟が史記の集義には下につくると云、之は  
孔穎達より二百年さきの人なり、驛の字は、いかんし  
てこしらへたと云ふと、王肅の注によりて、こしらへ  
たり、圍驛消滅と云より、驛と云字にした、圍は蒙  
のうらなり、日月が出て、あかるいやうに見ゆると  
云ことなり、鄭玄が齊風載馳の詩、齊子豈悌の註に、  
弟、古文尙書以弟爲圍、圍明也とあり、すべて孔安國  
の註をこしらへたは、王肅の註にてこしらへた、王肅  
が弟子の手に出るものなりと、清人も云ふが、無理で  
は無い、克とは、あめとはれと半分、又くらくと、あか  
るいと半分交せに照るを云ふ、貞悔は、筮法を云な  
り、左傳僖公十五年によると、下三爻が貞、上の三爻  
が悔と云なり、晋語では貞屯悔豫とあり、豫は變卦な  
り、貞は、たゞしくかたきなり、悔は變なり、人過をく  
ゆるときは、變動して動くなり、酒はわるい、飲みま  
すまいと、自心に悔るが、あらたむるなり、左傳にて  
は、下卦を己にとる、上卦を人にとる、これは己は變  
せず、人と事とは變するものなり、そこで外卦を悔と  
云なり、晋語本卦は屯にて、豫は變卦じやから悔と  
云ふ、いづれも理ありてよきなり、

凡七、ト五、占用、二衍忒

【古註本】凡七、(下筮之數)ト五、(占用)二衍忒、  
ト用五、(占用)二と省字したるものと云は、一通りな  
り、今文には占の下に之あり、さにするトト五占之用  
と句をきり、雨濟圍霧克のこととする、二衍忒と讀  
む、貞悔のこととするなり、史記にも之字あり、衍を、  
しはかる推演の演と衍と通じ、占をすることは、人事  
の千差萬別なるにより、たがへまちがへがある故に、  
よくおしはかるなりと云ふ、物は疑があるから占ふ  
なり、たとへば朝夕食事することは常なり、ふいと夜  
中に食することあらば、よいか、わるいかと、疑ふな  
り、されども推演とは、敷演と同じく、おしへのると云  
ことにて、はかる味にてはない、黃道周が洪範明義  
は、錯簡をあらたむるとて、改めすぎて、らちもなき  
ものなり、されども忒を弋に作りて、一をるんとよ  
みて、大衍の一をあますこととする、大衍之數五  
十、其用四十有九とあるの一なりと云ふは、おもしろ  
きことなり、

立時人、作ト筮、三人占、則從二



人之吉

【古註本】立時人作卜筮三人占則從二人之言立是知卜筮人使爲卜筮之事夏殷周卜筮各異三法竝下從二人之言善鈞從衆卜筮各三人

立は、役人を立るなり、三人で占て、二人の吉に從ふとは妙なり、注に夏殷周卜筮各異三法並下とあるは、左傳の文句にて剛るがよい、三法は大卜の職の王兆瓦兆厚兆の三法にて有る歟無いか知れぬ、

汝則有大疑謀及乃心謀及卿士謀及庶人謀及卜筮

【古註本】汝則有大疑謀及乃心謀及卿士謀及庶人謀及卜筮將舉事而汝則有大疑先盡汝心以謀慮之次及卿士衆民然後卜筮以決之

たとへば武王の心にて、洛陽へ都をうつすがよいか、わるいかと、手前の心を決定して、それから卿士庶人に及ぶなり、官占惟先蔽志、昆命于元龜とありて、庶

人までよいと云ことになりて、それが決せぬ所を占ふなり、卜する度毎に、卿士庶人に及ぶものではない、周禮小司寇の職に、掌外朝之政以致萬民詢焉、一日詢國危、二日詢國遷、三日詢立君とありて、國がへ都がへること、國の大事又立君をはかる、其血筋のたへたとき、大宗へ小宗の別家より養子するとき、占て民の服したるよい人を立る也、

汝則從龜從筮從卿士從庶民從是之謂大同

【古註本】汝則從龜從筮從卿士從庶民從是之謂大同人心和順龜筮從之是謂大同於吉從ふとは吉のことなり、卜と筮とわくれども、此では、ひきくるめて占と云ふなり、これは人心一致なり、

身其康彊子孫其逢吉

【古註本】身其康彊子孫其逢吉動不違衆故後世遇吉

逆作内吉作外凶

【古註本】汝則從龜從筮逆卿士逆庶民逆作内吉作外凶二從三逆龜筮相違故可以祭祀冠婚不可以出師征伐

これは二從三逆をとくなり、龜尊筮卑とする、僖公四年の筮短龜長の文による、周禮の筮人に、先筮而後卜と、龜の尊とするは、禮記の禮器(篇名)の家不寶龜、天子諸侯より以下は龜を以て卜されぬ、わるきなり、龜長筮短は、晉献公の驪姫を、めとらんとする

ときの言にて、きつと龜がよいと云ふは、思ふ所ありて云なり、此は前に二つ云て、こゝに一つ云て、一つを省きたるなり、卿士從庶民從と前に云たるを、いれてみるがよい、作内吉は、うちはのことはよいと云、作外凶は、外事はわるいと云こと、注はよい、

龜筮其違于人用靜吉用作凶

【古註本】龜筮其違于人皆逆用靜吉用作凶(妄以守常則吉動則凶)鬼神が、わるいと龜筮も共にそれ人にながふ、汝も卿士も庶民もよいと云ても、龜筮たがへば、鬼神がわる

汝則從龜從筮從卿士逆庶民逆吉

【古註本】汝則從龜從筮從卿士逆庶民逆吉(三從二逆中吉亦可舉事)これは三從二逆なり、龜と筮と一人がまじる、卿士以下は、かまはぬなり、

卿士從龜從筮從汝則逆庶民逆吉庶民從龜從筮從汝則逆卿士逆吉

【古註本】卿士從龜從筮從汝則逆庶民逆吉(君臣不同決之卜筮亦中吉)庶民從龜從筮從汝則逆卿士逆吉(民與上異心亦卜筮以決之)これまで三從二凶をとくなり、

汝則從龜從筮逆卿士逆庶民



いと仰せらるゝことなり、此にては静と、都がへな  
どせぬにはよい、動にはわるいと云ことなり、

八庶徵、曰雨、曰暘、曰燠、曰寒、曰  
風、曰時、五者來備、各以其敍、庶  
艸蕃廡、一極備凶、一極無凶、

【古註本】八庶徵、曰雨、曰暘、曰燠、曰寒、曰風、曰  
時、(雨)以潤物、暘以乾物、燠以長物、寒以成物、風  
以動物、五者各以其時、所以爲衆驗、五者來備、  
各以其敍、庶艸蕃廡、(言)五者備至、各以次序、則  
衆艸蕃滋、廡豐也、一極備凶、一極無凶、(二者備  
極、過甚、則一者極無、不至、亦凶、謂不時失敍、)  
庶は、もろもろなり、微は、しるしなり、人君の行狀政  
事が、天にあらはれることを云ふなり、燠は、あたゝ  
かなるなり、時は、その行はるゝがほどよき也、五風十  
雨と云が如きなり、その五のものが、よいあんばいじ  
やと、庶草と、もろもろの草が、蕃と、しげく、廡と、繁  
豊するなり、これ中庸の天地位焉萬物育焉の所なり、  
一極備るとは、あついが、つゝくと、さむいが無とな

くなる、さむいがつゝくと、あついがなくなると云ふ  
ことなり、これを漢のときは、かた照りかた降りをも、  
隔弁と云ふなり、

曰休徵、曰肅時雨若、曰乂時暘  
若、曰哲時燠若、曰謀時寒若、曰  
聖時風若、

【古註本】曰休徵、(彼)美行之驗、曰肅時雨若、(君  
行敬、則)時雨順之、曰乂時暘若、(君行政治、則)時  
暘順之、曰哲時燠若、(君能照哲、則)時燠順之、曰  
謀時寒若、(君能謀、則)時寒順之、曰聖時風若、(君  
能通理、則)時風順之、  
これは、よいしるしのあらはれるを云ふ、肅は敬肅の  
つゝしみのよいこと、吳徵が纂言に、よくとく、つゝ  
しみはしつぱりとする形、雨にぬれると、うへにたゝ  
ぬ、たかぶらぬなり、かたちの、うやうやしきは、人は  
心が肅なるなり、乂は開潤にて、雲陰が無い、哲は哲  
のあやまりなり、明智なれば、あきらかに照らす、果  
斷の意に燠なるなり、謀と、事をはかるは、縝密の形

にて、凝結の形にて、むすぶ氷の味なり寒の貌なり、  
聖は通せざることなきの貌、さるにより聖人の智は、  
微細通せざることなきなり、さるにより風とす風は  
少しのすさまへも吹こむ故なり、

曰咎徵、曰狂、恒雨若、曰僭、恒暘  
若、曰豫、恒燠若、曰急、恒寒若、曰  
蒙、恒風若、

【古註本】曰咎徵、(彼)惡行之驗、曰狂、恒雨若、(君  
行狂妄、則)常雨順之、曰僭、恒暘若、(君行僭差、則)  
常暘順之、曰豫、恒燠若、(君行逸豫、則)常燠順之、  
曰急、恒寒若、(君行急、則)常寒順之、曰蒙、恒風若、  
(君行蒙闇、則)常風順之、

これは、咎のしるしなり、始は雨は風のいり違ひか  
と、おもひしが、能く考れば、まぢがひでは無い、狂  
は、きまぐれなり、雨は、くらきもの、それから聖のう  
らかと思ふ、これは狂と聖と、うらあはせに、つかひ  
たるによりて、左に思ふは、まぢかひなり、狂は、つゝ  
しむのうらなり、恒雨はいつまでも雨のふること、春

雨などは、しつとりと零れども、淫雨になると定まら  
ず、或は止み或は驟雨し、夕立の如くにふり、車軸を  
も流すべく、盆をを傾るが如きなり、僭は、たがひまぢ  
かふなり、乂とをさまるの裏なり、永く日でりするな  
り、豫はたのしむにて逸豫なり、明哲のうらなり、明  
哲なるものは、淫逸にながれぬ、身亡國亡と云ことを  
知ればなり、逸豫放逸は、たのしみすぎすなり、はげ  
みつとむることが、きらひなるなり、燠は、あたゝ  
かにゆるむ貌なり、寒は、さむくてしまるの反なり、  
急とは、まてしばしのなきこと、火急なるなり、寒は、  
五六月綿入を着るの類なり、火急なるものも、働らか  
れぬなり、蒙は聖のうらにて、物ごとわからぬなり、  
風と云ふもの、飄忽不定、又南北定まらず、朝ならい  
が吹て、暮には富士南が吹くの類なり、朝南暮北と云  
なり、心に定りが無い、又巽を爲風、爲進退、爲不果  
の類なり、物の理にくらき人は、心に主がない故、風  
のやうじや、

九五福、一曰壽、二曰富、三曰康  
寧、四曰攸好德、五曰考終命、



【古註本】九五福、一曰壽、(百二十年)、二曰富、(財豐備)、三曰康寧、(無疾病)、四曰攸好德、(所好者德)、五曰考終命、(各成其短長之命、以自終、不橫夭)

前の歛時五福の五福なり、福の第一は、命なり、壽命は、福の第一なり、短命にては、百萬石の所領ありとも、役にたつぬ、又注の百二十年はわるい、曲禮に百歳曰期、曲禮の三壽は、上、百、中、八十、下、六十と云、三壽と云ことは、魯頌にあり、富と云て貴を兼るなり、古は貴き人が富むなり、賤きものは、いつでも貧なり、今とは、ちがふなり、今は位は三公をきはめても不富あり、康寧は、命を無事に全うすることにて、人の知の第一なり、康寧は無病息災なるなり、たとへ富たりとも、病身にては、食ふべきものも、くらはれぬは、それだけ福分のうすきなり、攸好徳とは、道徳仁義を好なり、これが人間の第一なり、顔回が如きは三十一にて死たり、其身も貧なりと云へども、千百歳の今までも、人が亞聖と尊ぶは、好む所徳たるによるなり、考終命とは、これ又人の福分なり考をなす又はかんがへると云は、あやまりなり、考は壽考のこと、

六十にて死んが、八十にて死んが、それは天命じや、朝三と云男は、百六歳までいきたれども、嫁にころされたり、昔し蜈蚣房主と云は、七十三にて、火あぶりになりたり、百六と云ひ、七十三と云ひ、みな長壽なり、然れども非業の死を遂るは、終命にあらず、事無くして死するがこれ福の第一なりと云こと、

六極、一曰凶短折、二曰疾、三曰憂、四曰貧、五曰惡、六曰弱、

【古註本】六極、一曰凶短折、(動不遇吉、短未六十折未三十、言辛苦)、二曰疾、(常抱疾苦)、三曰憂、(多所憂)、四曰貧、(困於財)、五曰惡、(醜陋)、六曰弱、(羸劣)

極とは、困極にて極と同じく、天のせめをうけて、こまらせるなり、注に凶を吉凶の凶とするは、わるい、鄭玄の注がよい、未、凶、未、冠、日、短、未、婚、日、折と云が妙なり、七歳まで齒がはりがする、それまでの内に死するが凶なり、二十歳にて冠するが、二十未滿にて死するが短なり、三十にて娶る、其妻をめとらず三十歳以前に死するが折なり、疾、憂は康寧のうらなり、

疾ありては、一生氣をふさぐ、憂ありては、氣に苦らうたへず、共に天のせめをうけて、こまらせらるゝなり、貧は富のうら、貧賤困窮で、めいわくするなり、惡は善惡の善のうらなり、これ徳とあらはせになるなり、惡事をする人は、無難にてはなく、たとへ無難なりとも、子孫に其惡報あるなり、弱は、からだもよはく、氣性もよはいは、氣がとほしく、形羸弱なれば、事にたへず、心よはければ、立身出世もできぬなり、これは考終命のうらなり、

分器

武王既勝殷、邦諸侯、班宗彝、作分器、

【古註本】武王既勝殷、邦諸侯、班宗彝、(賦宗廟彝器酒罇、賜諸侯)作分器、(言諸侯尊卑、各有分也、亡)

彝は、さかだる、酒をもるうつはなり、常法のさかだると云、班とわかつに、尊卑親疎がある、昭公十二年、昔我先王熊繹、與呂伋王孫牟、燮父、禽父、並事、康王、四國有分、我獨無有、又十五年に文伯揖、籍談對曰、諸

侯之封也、皆受明器於王室、以鎮撫其社稷、故能薦彝器於王云とあり、定公四年には、分器を、くはしく舉てあり、それにつきて見るべきなり、

【古註本】洪範

(校者云ふ、古本の錯簡を示さんが爲に之を掲ぐ)

武王勝殷、殺受立武庚、以箕子歸、作洪範、洪範、惟十有三祀、王訪于箕子、王乃言曰、嗚呼、箕子、惟天陰隲下民、相協厥居、我不知其彝、倫攸斂、箕子乃言曰、我聞在昔、鯀陞洪水、汨陳其五行、帝乃震怒、不卑、洪範九疇、彝倫攸斂、舜倫攸斂、初、一曰五行、次二曰敬用、五事、次三曰農用、八政、次四曰協用、五紀、次五曰建用、皇極、次六曰又用、三德、次七曰明用、稽疑、次八曰念用、庶徵、次九曰嚮用、五福、威用、六極、一五行、一曰水、二曰火、三曰木、四曰金、五曰土、水曰潤下、火曰炎上、木曰曲直、金曰從革、土爰稼穡、潤下作鹹、炎上作苦、曲直作酸、







ものども、其徳化を慕て、其貢をたてまつる、

### 西旅底貢厥葵

【古註本】西旅底貢厥葵、西戎之長致貢其葵、犬高四尺曰葵、以大爲異、

馬融が書には、葵作葵、會家也、會家は、るびすのかしらなり、高四尺曰葵は、爾雅の釋獸の言なり、説文には犬の人心を知るものとす、公羊傳、晉靈公趙盾を殺さんとして、葵を呼てかけしむと云も、これなり、左傳宣公二年のことも同じ、杜預が注にも、葵、猛犬也と云ふ、今魯西亞の屬國中には、犬をして車を引しむる所あり、元の世には、狗站とて、犬をして物を、おはしめたること、元史にあるなり、

### 太保乃作旅葵用訓于王

【古註本】太保乃作旅葵用訓于王、陳貢葵之義、以訓諫之、

注はどこまでも、旅を陳としつらねるとよむ、これはあしきなり、孔穎達の正義には、西方の夷名とあり、注するもの、まぢかひじや、

### 曰嗚呼明王慎徳四夷咸賓

【古註本】曰嗚呼明王慎徳、四夷咸賓、言明王慎徳、以懷遠、故四夷皆賓服、

嗚呼と嗟嘆するは、僞書の學なり、言意は明王徳行をつしむから、來るものを賓と、さやくあしらひにする、

### 無有遠邇畢獻方物惟服食器用

【古註本】無有遠邇畢獻方物、惟服食器用、天下萬國無有遠近盡貢其方土所生之物、惟可供服食器用者、言不爲耳目華侈、

方物は、名産土産ものなり、僖公七年の左傳に、齊侯脩禮於諸侯、諸侯皆受方物とあり、方物は、衣服になるもの、食ひもの、諸道具になるもののみを、獻じさせるなり、禹貢にあるも、唯服食器用のみなり、やくにたつものばかりを獻じさせて、無益のものをば奉らせぬが、先聖の法なり、

### 王乃昭徳之致于異姓之邦無替厥服

【古註本】王乃昭徳之致于異姓之邦、無替厥服、徳之所致謂遠夷之貢、以分賜異姓諸侯、使無廢其職、

るびすさへ、したがふに、ましていはんや、中國の諸侯をや、従はねばならぬと、其服を、すてぬやうにするが、よいと、異姓の者に見せつけるなり、

### 分寶玉于伯叔之國時庸展親

【古註本】分寶玉于伯叔之國、時庸展親、以寶玉分同姓之國、是用誠信其親親之道、

國語に、仲尼在陳、有隼集於陳侯之庭、而死、楷矢貫之、石努其長尺有咫、陳惠公使人以隼如仲尼之館、問之、仲尼曰、隼之來遠矣、此肅慎氏之矢也、昔武王克商、通遼於九夷百蠻、使各以其方賄來貢、使無忘職業、於是肅慎氏貢楷矢石努、其長尺有咫、先王欲昭其令徳之致遠、以示後人、使永監焉、故銘其楷曰肅慎氏之貢矢、以分大姬、配虞胡公、而封諸陳、古者分同姓、以珍玉、展親也、分異姓、以遠方、職貢、使無忘服也、故分陳以肅慎氏之貢矢、君使有司求諸故府、其可得也、使求得之、金積如之、これは異姓に下

さるものなり、寶玉は、同姓に下さる、定公四年の左傳に詳なり、展親を、したしみを、あつくする、又したしみを、かさぬとよむ、展厚なり、古注したしみを、まことにすと、よみたり、

### 人不易物惟徳其物

【古註本】人不易物、惟徳其物、言物貴由人有徳、則物貴無徳、則物賤、所貴在於徳、

僖公五年の左傳に、宮之奇曰、臣聞之、鬼神非人實親、惟徳是依、故周書曰、皇天無親、惟徳是輔、又曰、黍稷非馨、明德是馨、又曰、民不易物、惟徳馨物、如是則非徳、民不和、神不享矣、神所馮、依將、在徳矣、若晉取虞、而明德以薦馨香、神其吐之乎とあり、祭をするに、鬼神は徳あれば、うける、徳なければ、うけぬ、其わけは、有徳無徳ともに、祭に用るものは、牛をつかふなり、其そなへる牛は、物なり、其物は、かはることなけれども、鬼神は惟徳あるもの、物をうけるなり、晉丞相の言に、物一なれども、人によりて、ことなりと、仰られたることあり、是なり、

### 徳盛不狎侮



【古註本】 德盛不狎侮、盛德必自敬、何狎易侮慢之有。

注の狎易の易は、輕易の易なりと、潘子善が云を、朱子を恐て不然と云たを、書傳には用たり、これは古註がよい、その意は、徳ある人なれば、なれあなどると云ことはない。

狎侮君子罔以盡人心

【古註本】 狎侮君子罔以盡人心、以虛受人則人盡其心矣。

君子を、なれあなどると、其忠臣實儀をつくすことなし、注の以、虚受人則人盡其心矣と云は、易の咸卦をとりて書いた、其意は我慢を去て、己を空虚にして、きくなり、經書に虚心を云こと、こればかりにて、外には無い。

狎侮小人罔以盡其力

【古註本】 狎侮小人罔以盡其力、以悅使民、民忘其勞、則力盡矣。

小人をなれあなどると、小人は力をつくさぬ、これは孟子に、故曰或勞心(大人)或勞力(小人)勞心者治

人、勞力者治於人、又免の卦に、説以先民、民忘其勞、説以犯難、民忘其死、説之大、民勸矣哉とあり、詩の東山の序に、君子之於人、序其情、而闕其勞、所以説也、説以使民、民忘其死ともあり。

不役耳目百度惟貞

【古註本】 不役耳目、百度惟貞、言不以聲色自役、則百度正。

役は、つかはれると云字、聲色耳目の欲を云なり、樂説先王之制、禮樂也、非以極口腹耳目之欲也、孟子に從、耳目之欲、以爲父母之戮、又云、耳目之官不思、而蔽於物、物交物引之而已矣とあり、君子は心を以て、耳目をつかふ、見てよいから見る、聞てわるいことをば、きかぬと云ふやうに、己が心を以て、耳目をつかひものにする、それが役せられぬことじや、小人は、さうで無い、見るもの、聞もの、爲に、執著して、心がつかはれる、百度惟貞は、百事のほどを、まぢがへぬなり、昭公元年の左傳に、玆心不爽、昏亂百度、杜預云、百度、百事之節也、凡百のことを、まぢがへぬなり。

玩人喪德、玩物喪志

【古註本】 玩人喪德、玩物喪志、(以人爲戲弄、則喪其德、以器物爲戲弄、則喪其志)

上を承て徳あるものは、君子小人を狎侮せず、よくとりあつかふ、それに反して、もてあそびにすると、己が徳を失ふ、又徳のあるものは、耳目に役せられず、百事をまぢがへぬなり、物に役せられると、己れがよい、志は失てしまふ、器物と云注は、わるい、此に主とする所は、葵の犬にあり、それを見ぬがよいと云爲に、書たるものなる故、器の字はわるい、漢の文帝は、千里の馬を獻せしを、しりぞけ玉ふ、我に千里の馬ありとも、臣に千里の馬なければ、用る所なしと、のたまふと同じ。

志以道寧、言以道接

【古註本】 志以道寧、言以道接、(在心爲志、發氣爲言、皆以道爲本、故君子勤道)

これは、荀子の子道をやきなをして、こしらへた、荀子に若夫志以禮安、言以類使、則儒道畢矣、志は道に志すこと、よい志を云ふなり、道を主とすれば、寧と、

やすい、志は傾き動かぬこと、志をかたく守ることなり、向より云ふとは、道を以てあしらふなり、朱子は道にかなふやうにうける、道にかなはざれば、うけぬと云ふ、呂東萊も同きなり、孟子浩然の章の知言、よく人の辭を知る、人に對して、言語や道を以て應對するなり、それから道を以て人に交るなり、人と交り接するに、安りのことをいはぬ。

不作無益、害有益、功乃成、不貴異物、賤用物、民乃足

【古註本】 不作無益、害有益、功乃成、不貴異物、賤用物、民乃足、(遊觀爲無益、奇巧爲異物、言明王之道、以德義爲益、器用爲資、所以化俗生民)これは、葵は異物にて、やくに立ぬものと云ことを、云んが爲に云なり、やくに立ぬことをすると、やくに立つことの、さしつかへに成る、益なき道具に、金銀を費すと、有益の器のさしつかへになる、甲冑鍋釜の類は貴はねばならぬ、葵の類は、無用にて、いやしめなければならぬ、有益用物にのみ作るときは、民は富み足るなり、益なきことに、金銀を費すと、用物に事



をかくなり、  
**犬馬非其土性不畜**

【古註本】犬馬非其土性不畜、非此土所生不畜、以不習其用也。

其土地になれた牛馬でなければ、養はぬ、僖公十五年の左傳に、晉惠公乘小駟、鄭入也、慶鄭曰古者大事必乘其產、生其水土而知其人心、安其教訓而服習其道、唯所納之、無不如志、今乘異產、以從戎事、及懼而變將、與人易とあり、土性になれたる牛馬でなければ、養はぬ、これ養て、功無きものは、養はぬことを云、

**珍禽奇獸不育于國**

【古註本】珍禽奇獸不育于國、皆非所用、有損害故。

孟子に驅虎豹犀象而遠之とあり、紂のやしなひたるものを放つなり、宋の徽宗良嶽と云を作りたれば、苑中、深山幽谷の心地し、それに珍禽奇獸をやしなふを見て、人々滅びんことの兆かと云へり、

**不矜細行終累大德**

【古註本】不矜細行終累大德、輕忽小物積累毀大、故君子慎其微。

漢の樊噲が、大行不顧細瑾と云ことは、變亂の世に居ては、拘はらぬ所にして、これも一義なり、かゝれば、項羽の爲に殺されるによりてなり、此はしからず、矜と、つゝし守らぬと、大徳のわづらひと成る、矜は行をつゝしむことにする、大徳禮にては、外にはこることになる、易の地風升、積小以爲高大、これはこれ式のこととは、よからう、この位のこととは、してもよいと云て、するはわるい、繁辭傳に、善不積、不足以成名、惡不積、不足以滅身、小人以小善爲無益而不爲也、以小惡爲無傷而弗去也、故惡積而不可撿、罪大而不可解とあり、細行をも、つゝしまねばならぬなり、

**爲山九仞功虧一簣**

【古註本】爲山九仞功虧一簣、八尺曰仞、喻向成也、未成一簣猶不爲山、故曰功虧一簣、是以聖人乾乾日昃慎終如始。

**不寶遠物則遠人格所寶惟賢則邇人安**

【古註本】不寶遠物則遠人格、不侵奪其利則來服矣、所寶惟賢則邇人安、賢賢任能則近人安、近人安則遠人安矣。

遠方のものを、たからものとせぬ、若し寶とすれば、遠人其運轉に、めいわくするから、遠人自然ときたらざるなり、前後漢、南方より荔枝をとる、楊貴妃の爲に唐玄宗嶺南よりとる、其事に罷役するなり、海東青と云鷹を、女真國より宋がとる、其とる役人、其國にいたり、權勢をふるひ民を虐するより、金がそむき、遂に亡ざるに至る、唯寶とすべきものは、賢人じやと云ふ、これは論語周有大賚、善人是富の所なり、賢人を寶とすれば、近い所をもさまる、

**嗚呼夙夜罔或不勤**

【古註本】嗚呼夙夜罔或不勤、言當早起夜寐、常勤於德。

これは論語啓如爲山、未成一簣、止吾止也、譬如平地雖履一簣、進吾往也、と云を、やきなをしたるなり、九仞は、今の七丈二尺なり、一簣の土をもてくれば、一かこの土手が出来る、其出来るものをせぬなり、

**允迪茲生民保厥居惟乃世王**

【古註本】允迪茲生民保厥居惟乃世王、言其能信蹈行此誠則生人安其居天子乃世世王、天下武王雖聖猶設此誠、況非聖人、可以無誠乎、其不免於過、則亦宜矣。

無逸に、爰知小人之依、能保惠于庶民、不敢侮鰥寡、老子に甘其食、美其服、安其居、樂其俗、隣國相望、雞狗之聲相聞、民至老死不相往來とあり、おのれくが、居をやすんじたもつ、又上たる人も、耳目の欲を恣にせぬから、聚斂もせざるなり、此の行を、ふみ行へばなり、

**巢伯來朝芮伯作旅巢命**

【古註本】巢伯來朝、殷之諸侯、伯爵也、南方遠國、武王克商、慕義來朝、芮伯作旅巢命、芮伯周



同姓、圻内之國、爲卿大夫陳威德、以命巢、亡、巢伯は、南巢なり、これは夏を南巢に放たるより、其國人は殷には服せざりしが、殷亡たる故、きたるなり、

### 金縢第八

武王有疾、周公作金縢、

【古註本】武王有疾、周公作金縢、爲請命之書、藏之於匱、絨之以金、不欲人開之、これは武王の疾に、周公命乞をなされたることを書たるなり、縢は、封しつける、小戎に竹閉金縢とあり、びやう釘にて、うちつけて、あかぬやうにする、紙釘を釘鏢とかくなり、占の書も釘つけにしてある、又占たる書も、釘づけにしており、これは卜筮を重んじて、外へかくすためなり、

### 金縢

【古註本】金縢、遂以所藏爲篇名、

乃告大王王季文王、璧以禮神、植置也、置於三王之坐、周公秉珪、以爲贊、告謂祝辭、

二公は、太公召公なり、武王の御病氣の平愈なさうか、わるいかと、占て見やうと、穆と、つゝしみてとうらなふ、人は物をつゝしめば、奥ゆかしく幽遠に見ゆるものなり、そこで穆と云ふ、宋の季氏穆者敬而有和、意、和の字があると云ふ異説なり、穆とは、二人でともにせんと云ふこととす、集註に、穆は、くらき味、鬼神は幽明なるもの、トは鬼神に向て問ふものなれば、穆と云ふなりと云ふ、幽に神明と云ふ味あるなれども、此はかるく敬してトするとしてよきなり、注に威を近と讀たるは、武王が死玉へば、大王王季文王に近づく、其御側へやりては、すまぬと見て、近づくべからずと讀んだ、されどもあやまりなり、うれひしむとよむなり、鄭立はうれひをさる、朱註これを用ふ、史記周本紀に鄭玄が注があるは、妻嗣がこしらへたるなり、これは武王が死玉ふと、天下が亂れる、さすれば我先王がたも、甚それをば御苦勞になさるゝことじや、それを御うれひなさるゝから、御うれひなさらぬやうに、するがよい、さて命乞の祭りの壇を三

既克商二年、王有疾弗豫、

【古註本】既克商二年、王有疾弗豫、伐紂明年、武王有疾、不悅豫、

弗豫は、たのしまずして、氣色のわるいこと、不快と云に同じ、不快は、三國志、華佗傳にあり、

二公曰、我其爲王穆卜、周公曰、未可以戚我先王、公乃自以爲功、爲三壇、同墀、爲壇於南方、北面、周公立焉、植璧秉珪、乃告大王王季文王、

【古註本】二公曰、我其爲王穆卜、周公曰、未可以戚我先王、穆敬、戚近也、召公太公言王疾當敬下吉凶、周公言未可以死近我先王、相順之辭、公乃自以爲功、周公乃自以請命、爲已事、爲三壇、同墀、因大王王季文王、請命於天、故爲三壇、壇築土、墀除地、大除地、於中爲三壇、爲壇於南方、北面、周公立焉、立壇上、對三王、植璧秉珪、

つこしらへて、土を積み上げた、墀は、はきにはのこと、壇もせんとよみて、はきにはにすることもある、史記には兩方とも混じ用たるなり、其三壇へ、大王王季文王の鬼神を勧請するなり、又別に南の方へ一つこしらへた、これは周公のいのり玉ふ所にて、周公の立玉ふ所なり、植は置なり、音「ち」となりて、おくなり、璧は今の錢の形にて、丸き玉に四角の穴がある、圭は三角でかどがありて、下は平なるものにして、や、璧は神さまの前におく、珪は天子へ御目見をするとき、諸侯が桓圭を以て出る、三壇を南向にし、周公は北面していのり玉ふなり、

史乃册祝曰、惟爾元孫某、遘厲虐疾、

【古註本】史乃册祝曰、惟爾元孫某、遘厲虐疾、(史爲册書祝辭也、元孫、武王、某名、臣諱君故曰某厲危、虐暴也、)

史は儒者にて書物を掌る官なり、今ならば奥御祜筆組頭御書物奉行と云ものなり、古日本にても、史をふひと云ふは、ふみよむひとと云ことなり、さすれば



三役を兼るなり、大職冠鎌足の子を不比等と云は、史の字にてつけたるなり、冊は竹すのこを編て、それに字を書く策のこと、今にても策命と云ことを云なり、これは重い文章のつききなり、皇后や太子を立てるや、諸侯を建るときに、天子より學士へたづねるが冊也、それをこたへるが策なり、元孫は大なる孫と云と、某を發と書くべきを、某と書くなり、文章などを、其先生死して後、子や弟子があつめる故に、師匠や父の名を諱て、某と書くなり、厲は、はげしい、虐は、卒業にてひどきやまひなり、後ち瘡と云とは違ふなり、左傳に毎日おこるは瘡、二日目にやむは瘡と書きわけてあり、虐と云は、増寒壯熱するから云ふなり、あやふくはげしき虐は、しいたげる味にて、ひどきことを云ふなり、

若爾三王是有丕子之責于天、以旦代某之身。

【古本註】若爾三王是有丕子之責于天、以旦代某之身、太子之責謂疾不可救於天、則當以旦代之、死生有命、不可請代、聖人殺臣子之心

と云ふは、直諫のやくじや、それからいはいぬければ、せめられる、責は任なり、言責と云ふは、言のせめの御役と云ことじや、今、上帝が御をばづかへが、入り玉ふならば、武王には天の太子の責を身にうけて居るから、今死ではならぬから、わたくしが代て御役をつとめ、御やくに立ませうと云こと、

予仁若考、能多材多藝、能事鬼神、乃元孫不若旦、多材多藝、不能事鬼神。

【古註本】予仁若考、能多材多藝、能事鬼神、我周公、仁能順父、又多材多藝、能事鬼神、言可以代武王之意、乃元孫不若旦、多材多藝、不能事鬼神、

これは抑揚の法にて書たるもので、此は抑へたるものなり、抑親主人に、かはらうと云ふ誠がなければ、ならぬと、世のをしへを立るなり、仁の字が、經書のはじまり、仲虺之誥にあれども偽書也、此は朱子流なり、心の徳愛之理でも、やくに立ぬなり、此は行と云

以垂世教。

丕子のこと、古註は何ともわからず、丕子は我せがれを、天の御つかひに差し出さねばならぬと云こと、責は債と同じ、かけのたまること、丕は負にてかけを負ふ、史記には負の字につくる、索隱にあり、鄭玄と史記と同じ、子のかけを天に負ふことあらばと云ふは、借錢のかけが天にあらば、私があがなひませう、宋晁以道漢の時分、夷より人質同前に、我子を都へさし出し奉公させるを待子の責と云ふ、それと一つことにして、若爾の三王がたが、むすことを、さし出さねばならぬと、天帝よりせめらるゝならば、周公が、私がかはりましやうと云なり、集注ほうこのせめわからず、古註も分らぬ、徐仲山傳是齋の日記が、一ばんよい、丕子を太子と云こと、召誥に嗚呼有王雖小元子哉天子と云ものは、天の太子、天下とる人は太子じや、丕と元と、大なると云こと、張橫渠西銘に大君我父母之宗子、天子の父は天、天の嫡子が天子なり、若爾三王よと云て、是有丕子之責の是は、武王をさす、武王は天子の御やくをうけてをるから、我を武王をさす、武王のかはりに、仰つけられて下されよとねがふ、言責

ことなる、論語以文會友、以友輔仁とあり、又、博學而篤志、切問而近思、仁在其中矣とあり、皆行のことになる、仁は衆善の總名と云から、行とするなり、我が行ひは父に従ふから、我行狀は文王の通りじや、多材多藝であるから、鬼神へ事へることができ、論語に吾少也賤、故多能鄙事、君子多哉、不多也、牢曰子云吾不試、故藝、多材多藝と云は、料理もする、障子のきりばりもする、按摩もすると云ことにて、天道さまへ御奉公いたしましたも、何にても御側づかへの間にあひます、又鬼神へつかへますことも出来、とて殺して御使ひなさるゝならば、どうぞ私を御つかひ成されてください、武王には、さやうなことはできません、天子は天地をまつる故、鬼神につかふまつることでもできる、

乃命于帝庭、敷佑四方、用能定爾子孫、于下地、四方之民、罔不祇畏、嗚呼、無墜天之降寶命、我先王亦永有依歸。



【古註本】乃命于帝庭敷佑四方、汝元孫受命於天庭爲天子、布其德教以佑助四方、言不可死、用能定爾子孫于下地、四方之民罔不祗畏、言武王用受命帝庭之故、能定先人子孫於天下、四方之民無不敬畏、嗚呼無墜天之降寶命、我先王亦永有依歸、歎惜武王言不救、則墜天之寶命、救之、則先王長有依歸。

此は揚る所じや、いかんと云と、周公が私のやうに武王は多材多藝でないから、天帝の御側で御奉公申しあげ、諸事萬端きように取りまはしは、出来ませぬが、其かはり上帝の朝廷にて命せられて、今敷と、あまねく四方をおさめて居ります、用てよく爾の三王の子孫を下地に安し定めて、四方の民ども、つゝしもおそれざるは無い、嗚呼と嘆じて、せつかく天より下されたる寶命を、墜と、かたむきおとすこともせず、きつとをさめることができません、それ故我先王がたの鬼神の永有依歸と、よりきすることもある、今武王が死なれますと、せつかく先王方が御骨折にて出来たる天下も亂れる、亂れると、宗廟の祭りのしてが無い、さすれば先王方の鬼神のよりつき所も無いと

申すものでござるから、死なれては、こまりますから、私をその代りに、御取りなされて下されと願ふなり、鄭の子産が伯有の幽厲のことを論じて、鬼有所歸乃不爲厲吾爲之歸也と、昭公七年に詳に辨せり、

今我即命于元龜、爾之許我、我其以璧與珪、歸俟爾命、爾不許我、我乃屏璧與珪、

【古註本】今我即命于元龜、就受三王之命於大龜、卜知吉凶、爾之許我、我其以璧與珪、歸俟爾命、許謂疾瘳待命當以事神、爾不許我、我乃屏璧與珪、不許謂不愈也、屏藏也、言不得事神、前に我は死でもよい、武王が死ぬると、天下が亂れる、さすると先王方の鬼神を祭るものも無いと云て、一通りねがひあげて、さて鬼神が承知なされて、うける、やら知れぬ、そこで龜をやいて、鬼神の命をきくなり、命は三王の命、蔡沈の注がよい、武王の命をまつ、武王はたすかる、われは死する、武王のやすき

をまつと云は、馬融の注なり、爾之許我、爾は三王なり、われにゆるすとならば、璧と珪とおいて命をまぢましやう、許さぬならば、我璧と珪とを、しりぞけ去りましやうと云なり、これ迄が史の辭なり、

乃卜三龜、一習吉、啓籥見書、乃并是吉、公曰、體王其罔害、予小子新命于三王、惟永終是圖、茲攸俟、能念予一人、公歸乃納冊于金縢之匱中、王翼日乃瘳、

【古註本】乃卜三龜、一習吉、習因也、以三王之龜卜、一相因而吉、啓籥見書、乃并是吉、三兆既同吉、開籥見占兆書、乃亦并是吉、公曰、體王其罔害、公視兆曰、如此兆體、王其無害、言必愈、予小子新命于三王、惟永終是圖、周公言、我小子新受三王之命、武王惟長終是謀、周之道、茲攸俟、能念予一人、言武王愈、此所以待能念我天子事、成周道、公歸乃納冊于金縢之匱中、王翼

日乃瘳、從墳歸、明翼差也、

三の龜ともに吉なり、注の習因也、はあやまりなり、習は重也になすがよい、三王之龜と云はあやまり、洪範に三人占則從二人之吉、三人とも吉と出た、三人を三王にわるべきでもなく、三代でもあるまい、三王の字おだやかならず、さてかぎを以て、啓と、開てトの書を見た所が、これも吉なり、これそれをあはせて吉なり、體王其無害、周禮占人の職、凡ト筮、君ト體大夫占、色史占、墨ト人占、拆とあり、玉藻ト人定龜史定、墨君定體とあり、鄭玄は體はうらかたのかたち、卦象ならん、周禮太卜其經兆之體、皆百有二十、其領皆千有二百、又詩の氓の篇に爾卜爾筮、體無咎言とあり、鄭玄は兆卦之繇とあり、卦象卦辭の二なり、王の身には何の恙もあるまい、新命于王、新たに王に命せられた永く周の天下はゆるぎ動くこともあるまい、終るは始終全すること、是圖は、周の天下のはかりごとなり、天より武王をあしらふ所以なり、茲攸俟は、これはわがまつ所なり、上の歸俟、爾命の俟は、まぢうけるおれは死でもよい、武王がゆるるをまつなり、此がまつて居た所じや、三王のゆるるされたは、占



の吉にてしれるなり、三人が予一人の武王を思ふて、周の天下を亡ぼすまいとゆるし愈るなり、命乞の書も、占のことも、既中にあるなり、それから、あとで占ふとてあけたる時、知れたるなり、

武王既喪、管叔及其羣弟、乃流言於國、曰、公將不利於孺子、周公乃告二公、曰、我之弗辟、我無以告我先王、周公居東二年、則罪人斯得、于後、公乃爲詩、以貽王、名之曰鷓鴣、王亦未敢誚公、

居東二年、則罪人斯得、周公既告二公、遂東征之、以二年之中、罪人此得、于後、公乃爲詩、以貽王、名之曰鷓鴣、王亦未敢誚公、成王信流言、而疑周公、故周公既誅三監、而作詩、解所以宜誅之意、以遺王、王猶未悟、故欲讓公而未敢、群弟は、蔡叔霍叔なり、孟子に管叔を兄とす、注に其弟とあるは、ましがひなり、ぬきて可なり、流言は浮言となく、根も葉も無いとを云ひふらすなり、孺子は、をさないう子、御幼少のふためをすと云なり、伊達騷動の毒害嘶しの如くなり、楚の靈王は、をいを殺す、周公は殺し玉はず、ころせば靈王の如くなり、三監は、武庚祿父を殷におくから、若しそむきはせまいかと、目付役にやつた、さて周公は都に在て、天下の政をとる、管叔は兄にてありながら、かるき見付やくをするから、心中不快を抱く、そこで祿父が知て、そののかして謀叛をおこさんと流言した、朱子がよく辨じたり、二公は、太公望召公奭なり、さて何かわるい評判がござる、わたくしが毒害でもするかなど、の疑ひもござるから、文王武王の先王へ對して申わけがなから先づ身退きましやうと、洛邑へ往く、弗辟を、

さけずんばとよむは、馬融鄭玄なり、此注は刑法とみるなり、それから東方を討て、罪人をえたりとする、陳少南吳才老も馬鄭に同じ、朱子も初年の説は、文集五十一董叔重に答る書にあり、これは、つみせずんばの説なり、晩年の説は、馬鄭に同じ、それは文集の續集蔡仲默に興る書にあり、吳徵が纂言には、蔡沈が書傳は師にそむく私の説じやと、これをうつ、これは本集ばかりみて、續集をば讀まざるなり、吳徵などは九經解をもするくらゐなれども、文集を皆不讀して疎漏の言をなす、始は古注がよいと云、古注に従ふものは孔穎達呂東萊なり、說大全に見ゆ、人の見識と云ものは、始はよと思ふても、後はかはるものなり、それを知らず朱子學者は、朱子の説には、ましがひはないと思ふは、疎忽なり、爾風の詩、東山の序は、注には東征三年の後とする、安城劉氏よく辨す、辟法也より罪人此得と云まで上下の注刪るべきなり、始は流言が、どこから出たか知れぬ、いよく言ひ觸すものが、誰じやと云罪人がこれ得たりじや、東征三年(文闕)元注叙周公居東二年辨新安文獻志にあり(文闕)さて詩經中作者の知れるは四篇、左傳にあり、たしか

なるは此にある、鷓鴣の詩なり、鷓鴣の詩は、三監を討てとらぬ先に作たに違ひ無い、予室翹翹、風雨所標搖とあり、武庚を鷓鴣にたとへ、既取我子とは、三叔の彼れに興するを云、其の上に我周の天下をとらんとするは、これ無毀我室の言にて明なり、此詩にて、成王がしかと承知もせず、又とがめる理もない、襄公二十九年の左傳に季札觀樂の所に爲之歌、曰美哉游乎樂而不淫其周公之東乎とあり、東征三年の前たること明なり、罪人斯得流言を言ひふらしたる罪人は、武庚や三監じや、得たりは、それを知ることを得たるなり、そこで詩を作た、

秋大熟、未穫、天大雷電、以風、禾盡偃、大木斯拔、邦人大恐、王與大夫盡弁、以啓金縢之書、乃得周公所自以爲功、代武王之說、二公及王、乃問諸史、與百執事、對曰信、



【古註本】秋大熟未穫天大雷電以風二年秋也蒙恒風若雷以威之故有風雷之異禾盡偃大木斯拔邦人大恐風災所及邦人皆大恐王與大夫盡弁以啓金縢之書皮弁質服以應天乃得周公所自以爲功代武王之說所藏請命冊書本三公及王乃問諸史與百執事三公倡王啓之故先見書史百執事皆從周公請命對曰信

此から周公の徳のあらはるゝ所じや、金縢すみて、大誥なり、大誥は罪人斯得とするの文じや、周公を疑ふ、其時いかんぞ兵を出さんや、聖人はしかせず、疑はれて而後に征するなり、洪範に曰蒙恒風若と、蒙は君のくらしきなり、これは大變じやと、天のいましめじやと、恐るゝなり、由此占て見やうと、金縢をひらく、皮弁は、質素なるかむりなり、執事は、ことをとるもの、三公及王、太甲に尹身及湯と云例なり、主人のことをあとにて云なり、

噫公命我勿敢言王執書以泣日其勿穆卜昔公勤勞王家惟

予冲人弗及知今天動威以彰周公之德惟朕小子其新迎我國家禮亦宜之

【古註本】噫公命我勿敢言史百執事言信有此事周公使我勿道今言之則負周公噫恨辭王執書以泣日其勿穆卜本欲敬卜吉凶今天意可知故止之昔公勤勞王家惟予冲人弗及知言己幼童不及知周公昔日忠勤今天動威以彰周公之德發雷風之威以明周公之聖德惟朕小子其新逆我國家禮亦宜之周公以成王未寤故留東未還改過自新遣使者迎之亦國家禮有德之宜

噫と、嘆じて、命は周公が、をんみつにせい、外へしらすなと仰せられたるを命と云ふ、噫は不平の嘆聲なり、其勿穆卜とは、占には及ばぬ、知れてあると仰せらるゝなり、勤勞は、つとめほねを折るなり、冲人は、いとけなきなり、いとけなくして、知るに及ばぬなり、弗及知たえて知らぬ知るに及ばぬ、今天動威風雷

をおこしたは、天の威罰なり、彰は、周公の善行を、天下にかゝやかすなり、徳をかゝやかすが、彰と、あらはすなり、新を、馬融は親に作る、成王がしたしく自身迎に出玉ふなり、自身迎に出て、禮法に於ても宜きなりと仰せらるゝなり、古注もわるく無けれども、馬融の方がよきなり、

王出郊天乃雨反風不則盡起二公命邦人凡大木所偃盡起而築之歲則大熟

【古註本】王出郊天乃雨反風不則盡起郊以玉幣謝天天即反風起禾明郊之是二公命邦人凡大木所偃盡起而築之歲則大熟木有偃拔起而立之築有其根桑果無虧百穀豐熟周公之德此已上大誥後因武王喪并見之王出郊王が郊まで迎に御出なされた、注に天をまつることとするは、あやまりなり、雨反風風はやみて雨になりたるなり、盡起は南風が、北風が吹てふきたをしたるものをおこすなり、林少穎は、大木におされ、

たるいねをおこす、それより吹たをしたる大木とするがよい、禾を汲古閣の本には本に作る、桑葉は大木に屬する、此已上下の注は剛るべきなり、

大誥第九

武王崩三監及淮夷叛周公相成王將黜殷作大誥

【古註本】武王崩三監及淮夷叛三監管蔡商淮夷徐奄之屬皆叛周周公相成王將黜殷作大誥和謂攝政黜絶也將以誅叛者之義大誥天下此是三監淮夷を討にゆくと書た、これを討ねば周は亡るから伐ねばならぬ、そこで吉凶を占て見た所が、吉兆じや、これによりて、文王より以來、武王を経て興業した天下の亡びんとするから、討ねばならぬことを云ふ、又武庚祿父は、父の周に伐れたれば、若しや親の敵じやなど、云て謀反しまいかと云ふ爲に、三監の目付をや



る、其目付やくが、祿父にそののかされて一味して、むほんをする。一體殷の民は、周をうらむる故に、紂の子の祿父を立て、大名にして置た、今度はそのれをも伐てしりぞく故に將黜殷とかきなるなり、

注に三監を管蔡商とするは、あやまりじや、霍叔を云べきなり、商の字剛るべし、鄭玄詩譜に、三監管叔蔡叔霍叔とす、此注は漢書の地理志による、されどもあやまりなり、

大誥

【古註本】 大誥陳大道以誥天下遂以

王若曰猷大誥爾多邦越爾御事弗弔天降割于我家不少延洪惟我幼冲人嗣無疆大歷服弗造哲迪民康矧曰其有能格知天命已予惟小子若涉淵水

予惟往求朕攸濟敷賁敷前人受命茲不忘大功予不敢閉天降威用寧王遺我大寶龜紹天命即命

【古註本】 王若曰猷大誥爾多邦越爾御事周公稱成王命順大道以告天下衆國及於御治事者盡及之弗弔天降割于我家不少言周不至故天下凶害於我家不少謂三監淮夷竝作難延洪惟我幼冲人凶害延大惟累我幼童人成王言其不可不誅之意嗣無疆大歷服弗造哲迪民康言子孫承繼祖考無窮大數服行其政而不能爲智道以安人故使叛先自責矧曰其有能格知天命安人且猶不能況其有能至知天命者乎已予惟小子若涉淵水予惟往求朕攸濟已發端歎辭也我惟小子承先人之業如涉淵水往求我所以濟渡言祇懼敷賁敷前人受命茲不忘大功前人文武也我求濟渡在布行大道在布陳文武受命在此不忘大功言

任重予不敢閉于天降威用天下威用誅惡也言我不敢閉絕天所下威用而不行將欲伐四國寧王遺我大寶龜紹天明即命安天下之主謂文王也遺我大寶龜疑則卜之以繼天明就其命而行之言卜不可違

大誥は、大につげるにて、注の陳大道は、剛るべし、此が周書文章の、むづかしき、はじめなり、漢の王莽が翟義をうつとき、此大誥に似せて書た、其例を推て見ると、古註のよみそこなひが知れる、六朝の北山移文(齊の孔德璋の作)などは、四六文で、詩のやうな語がある、(脱文數字)韓退之が、それをためて、古文を唱た、北周の宇文泰の時、蘇綽が文章の風をかへたいとて、文章はかう書くものじやと、大誥に似せて書て見せた、それは北周書にある、唐の玄宗の時元結(人の名)古文を唱た、續きて憲宗のとき、韓退之が唱へたるより、文章も一變した、歐陽永叔も舊唐書や五代史が、四六文に書たるを見て、新唐書を書き、五代史を書いた、大誥のやうに書くがよいと云ふは、文章を一變せん爲に云ふにて、此のやうに、むづかしくて、なるものではない、これは世を矯る攻撃劑にて、其體

は、口うつしを書たものにて、實は論語孟子などの風がよきと知るべきなり、王若の若は虚字にて、論語の辭にすると、康誥にもある、又かやうに仰せらるゝと云ふことになると、かゝの如く曰とよみてよい、猷はあふた、後漢書の賦に多くある、ユウとよむ、康王之誥に、惟周文武、誕美若光に書きてある、誥は告るなり、多邦は諸大名なり、越は及なり、御事は、事ををさむる諸役人なり、弗弔、天左傳の杜預の註よりまちがはぬ、天にあはれられずとよむ、降割于我家割は、わざはひなり、天にあはれられぬ故に、武王が崩御なされた、少、今少し御壽命が延れば、わざはひがな、不少、少しも延すことができず、早く御はて成された、此では、注の如く、謂三監淮夷並作難と云が如き謀叛のことなどはとがぬ、弔を至るとよむは、まちがひなり、洪惟は、虚字なり、泰誓に獨夫受、洪惟作威、多方洪惟圖天之命とあるにて知るべきなり、冲は空虚と云ふ字にて、智恵もない、小どもと云ふこと、嗣無疆大歷服と云は、我は子どもなれども、よんどころなく、家督をとつたと云ふこと、無疆と云ふは、かぎりも



ないと云こと、天下をとるは限りもない大なること  
 じや、歴服は、天の歴敷と、地の五服を司ると云こと、  
 明王を哲王と云なり、明知をなして民を安穩にみち  
 びきたいが、それも出来ぬ、造哲を、てつをいたして  
 とよむ、造をなしてとは穩かならず、康は安穩なり、  
 矧曰其有能格知天命まして、いはんや、これさへ  
 も、できぬくらゐじやに、なほ天命をしようと云こと  
 を、いたすことは、寄つてもつかれぬと云こと、已予  
 惟小子は、やみなんや、やむことあたはずと云こと、  
 若涉淵水予惟往求朕所濟、此の水を、わたるのたとへ  
 は、盤庚に、若乘舟、汝弗濟、泉厥載、爾忱不屬、惟  
 脊以沈、不其或稽、自怒曷瘳と云、君喪に今在予小  
 子且若游大川、予往暨汝喪其濟小子とあり、天下を  
 をさむることは、淵や川をわたるやうに、事をつし  
 まねばならぬ、わたる所を得ぬと、溺れてしまふ、身  
 を亡すなり、敷賞賚は文華を云ふ、武王克殷、偃武修  
 文を、牛馬をはなちて、天下を文華でをさめる、前人  
 は文王武王なり、文王武王の意をうけて、天下を安泰  
 にをさめる受命をしきたのじや、茲不忘大功は、茲に  
 常に文王武王の天下ををさめたる大功を、わすれぬ、

注の賞を大と讀はわるい、大道を文教になをすべし、  
 大功は前人の大功にて、後に云ふ寧武圖功と云功な  
 り、予不敢聞天降威と云は、武王も天より下せる威罰  
 を以て、殷紂を伐て取て、天下ををさめた、予亦武庚  
 祿父が反するを、其まゝに、さしおかずに、天に代て  
 伐なり、伐ねば閉るなり、伐は、天の降せる威を、閉ず  
 して用るなり、これ祿父が悪を誅するなり、卓陶謨に  
 云ふ所の討有罪なり、それが、やはり天に代りて刑  
 罰をするのじや、紂を亡して、後を立べからざるを立  
 たるは、武王の前世を重んずるのじや、それを思はず  
 叛逆するは、道を知らざるから、天の威を閉ずして用  
 るのじや、文王も崇侯虎を伐ち玉ひ、又武王が紂を伐  
 玉ふが大功じや、文王武王も、みなこれ天の降せる威  
 を用ひたるものじや、註はよい、威で何をきり、用を  
 ば下へつけて用るがよい、古註はよみそこなひたる  
 なり、用寧王云々寧王は、武王のこと、文王にするは  
 わるい、安天下之主、謂文王也、まぢがひなり、寧武  
 と云たり、寧考と云ふたり、又前寧人と云たり、皆武  
 王のとにて、文王にしたる所の注をば、直すがよい、  
 天下をやすんずる王と云こと、父武王の、われに、お

くられのこされたる龜を用て、大亂のおこるを、前に  
 知た、大寶龜は、元龜にて天子諸侯にて用べきもの、  
 卿大夫には用ふることならぬものなり、禮記に、家  
 (卿大夫)には龜をたくはへすと云てあり、紹は紹介  
 の紹にて、とりつきやくのことじや、人は天と鬼神と  
 のことは、はかり知られぬものじや、それを取つぎし  
 て知らせるものは、龜じや、さるにより、金縢にも、今  
 我即命于元龜とあり、龜をやきて、天命をうかいひ  
 いか致して、よろしうござりましやうと云なり、か  
 めにつきて聞くが、即鬼神にきくなり、  
 服行其政而不能爲智道以安人の注は服の字を下につ  
 けて見たるあやまりなり、

曰有大艱于西土、西土人亦不  
 靜、越茲蠡、股小腆、誕敢紀其叙、  
 天降威、知我國有疵、民不康、曰  
 予復、反鄙、我周邦、

【古註本】曰有大艱于西土、西土人亦不靜、越  
 茲蠡、曰語更端也、四國作大難於京師、西土人

亦不安、於此蠡動、股小腆、誕敢紀其敘、言殷後  
 小腆、腆之祿父、大敢紀其王業、欲復之、天降威、  
 知我國有疵、天下威謂三叔流言、故祿父知我  
 周國有疵、病、民不康、曰予復、反鄙、我周邦、祿父  
 言我殷當復、欺惑東國人、令不安、反鄙、易我周  
 家道、其罪無狀、  
 曰有大艱云云、曰と云は、卜者の云辭なり、さきだつ  
 て、いかいと、うかつた所が、西土に大艱難がおこ  
 る、それ故、西土の人も、靜謐ではない、こゝに於て蠡  
 とは、春さき、穴より、むよくと蟲の出る貌にて、む  
 よくと騒動して、靜謐ではない、大騒動がおこる、  
 左傳昭公二十四年、今王室蠡蠡焉と、王子朝の亂のこ  
 とを云、杜預が注に、動擾の貌と説く、西土は周のこ  
 と、牧誓に逃矣西土之人と、周の國人を云ふた、左傳  
 をかくものは、此をとりて文章を書た、注に曰語更  
 端也、誤也、剛るがよい、股小腆とは、武庚祿父をさ  
 す、小腆を小貌と、正義にするは、わるい、腆は、あつ  
 いと云ふ字じやから、少しばかりあつて、朱註はよみ  
 たり、馬融は至也と云も、わるい、不腆之禮と云ひ、不  
 腆之弊邑と、左傳にもあれば、腆のあつてに對して、



手うすい般の武庚祿父なりと云こと、王肅は主なりと讀て、つかさどる、般の小主人と云は、いやしめて、あの小僧めがと云位のこと、臆は主なり、誕敢紀其叙誕は、おほいなり、おほいに、紀叙と、ついでをつぐ、周頌に、ついでをつぐを云ふ、ついでには、天下とりのあとを續がんとするなり、般の天下をとりたるあとをつがんとするなり、左やうなる思ひたちをするは、いかんと云ふと、周の虛に乘するなり、天降威云々注に天下威謂三叔流言と云は、けづるべし、注の通りならば、知の字が、天の上になければならぬ、天威を下して、兄弟不和になると云ては、すまぬ、天降威して、紂が惡逆無道なるを以て亡びたは、自ら滅びたるなり、これは天罰を蒙て亡た國じや、それを、氣がつかずに、此度周の國に疵があつて、兄弟不和になり、周公は身退き主ひたるにより、周の國が安穩でない、民のさはぎたつを見て、今周を伐て、天下を予復と予れは取りかへさんとす、反鄙我周邦、これ我が周邦を、鄙の在郷にせんとするなり、國を亡せば、都がないから、ざいごになるなり、これは、慶元(慶長元和の略稱)に、豊臣秀頼の大阪の城に籠りたるが如し、

武庚の起るは、周の内亂に乗するなり、慶元の籠城は、關東の武威盛にして、ひまなきときに興るから、其滅亡の期を反て促せり、鄙はざいごのゐなかにすること、左傳宣公十四年華元曰過我而不假道、鄙我也、鄙我亡也、僖公三十年越國鄙、遠君知其難也とあり、註反鄙易我周家と、鄙易の字、解しあやまれり、欺惑東國人令不安の注もけづるべし、

今蠢今翼日、民獻有十夫予翼、以于攸寧武圖功、我有大事休、朕卜并吉

【古註本】今蠢、今翼日、民獻有十夫、予翼以于攸寧、武圖功、今天下蠢動、今之明日、四國人賢者有十夫來翼佐我周、用撫安武事、謀立其功、言人事先應、我有大事休、朕卜并吉(天事、戎事也、人謀既從、卜又并吉、所以爲美)今蠢云々武庚祿父が、おこるについて、今都が蠢と騷動するなり、しかるところが、其翼日賢人が十人來て味方せんとす、又占をして見た所が、勝と出てた、そ

こで并せて吉じや、民獻賢人を獻と云は、いかんと云と、賢人は下にあるもの、それをゑらんで、下より上にたてまつるが故に、獻と云ふ、獻上の獻と同じ、民獻と云ふは、衆民の中の賢者と云こと、論語の文獻も賢人なり、益稷に萬邦黎獻、其惟帝臣、惟帝惟舉とあり、賢者は下よりたてまつるから、獻と云なり、寧武圖功を註は讀みあやまれり、撫安武事、謀立其功と云たり誤れり、救はなづるにて、なでやすんずるなり、史記の高祖本紀には、人の名にさへ點をつけたると同じ誤りなり、寧武は武王のこと、其謀り玉ふ功は救、我有大事、大事は、いくさなり、成公十三年の左傳に、國之大事在祀與戎と云、今大事の矢さきに、賢人が十人來て、味方せんとす、これさへも休と吉なるに、又卜の吉を并せて、吉なりと語るなり、并吉を、人事天事并吉とも、三龜ともに并吉ともする也、民獻十夫と占と并て吉とするがよい、下の今卜并吉と、てらし見るべし、

肆予告我友邦君、越尹氏庶士、御事曰、予得吉卜、予惟以爾庶

邦、于伐殷、迪播臣、爾庶邦君、越庶士、御事、罔不反曰、艱大、民不靜、亦惟在王宮邦君室、越予小子考翼、不可征、王害不違卜、

【古註本】肆予告我友邦君、越尹氏庶士、御事、(以美故告我友國諸侯、及於正官尹氏、卿大夫衆士、御治事者、言謀及之)曰予得吉卜、予惟以爾庶邦、于伐殷、迪播臣、用汝衆國、往伐殷、迪亡之臣、謂祿父、爾庶邦君、越庶士、御事、罔不反曰、艱大、汝衆國上下、無不反、曰征伐四國、爲大難、彼其情、以戒之、民不靜、亦惟在王宮邦君室、言四國不安、亦在天子諸侯、教化之過、自責不能、綏近以及遠、越予小子考翼、不可征、王害不違卜、(於我小子、先卜敬成周道、若謂今四國不可征、則王室有害、故宜從卜)

肆は、かるが故なり、尹は、たすこと云字にて、尹氏は、上やく人のこと、越は及なり、予得吉卜は、うらかたが、吉兆を得たと云こと、以は、ひきつれてなり、



さればいとよむ、予は往てなり、播臣は、武庚祿父の臣なり、にげるちらばると云こと、流浪のこと、震越播湯と云、莊子に東海、波臣と云は、此の播と、同く、ちらばり流浪した臣と云こと、禹貢に餘波入流沙と云も、僖公二十三年の左傳に、其波及晉國者君之餘也とあり、流浪した臣下と云こと、にげかくる、流浪ものなり、もと亡してしまふべきを、仁政を以て、大名にするなり、今浪人ものを、討にまいると云ことを云なり、爾庶邦君、越以下は、王の方より、群臣は、かう云ふで、有らうと云とを云ふなり、庶邦の君でも、庶士御事でも、上の料簡にそむかぬものもない、曰、大難は、諸役人の曰也、難は大なりと云は、前の有大難于西土と云ふをうけた、民不静と云は、西土之人亦不静をうけた、管叔蔡叔霍叔が一味する故に、大難なり、されども、亦惟其さわざは民の方にあらざる、周公と三叔と不和よりおこりしことじや、それ故に在王宮邦君室と云ふ、さすれば、征伐するには及ばぬことじや、これは内から出来た火事じやと云也、これは向ふて言ひはせぬなれども、かう云ふ理窟があると云なり、よく、とくと考へ、つゝしみて

見玉へ、征伐はよくない、王なんぞ、占はよろしきと云ても、それには御たかへ成されるがよい、今度は占かたに御背きなされと云なり、注は剛るべし、王害は王何ぞなり、害易同字にて、なんぞなり  
肆予冲人永思艱曰嗚呼允蠢  
鰥寡哀哉予造天役遺大投艱  
于朕身越予冲人不印自恤  
義爾邦君越爾多士尹氏御事  
綏予曰無恚于恤不可不成乃  
寧考圖功

【古註本】肆予冲人永思艱曰嗚呼允蠢鰥寡哀哉故我童人成王長思此難而歎曰信蠢動天下使無妻無夫者受其害可哀哉予造天役遺大投艱于朕身我周家爲天下役事遺我甚大投此艱難於我身言不得已越予冲人不印自恤義爾邦君越爾多士尹氏御事言征四國

於我童人不惟自愛而已乃欲施義於汝衆國君臣上下至御治事者綏予曰無恚于恤不可不成乃寧考圖功汝衆國君臣當安勉我曰無勞於憂不可不成汝寧祖聖考文武所謀之功責其以善言之助

肆は故なり、予冲人は、成王みづから云、艱は、此度のなんぎ西土の大難なり、允蠢は、動擾なり、平民もなんぎなり、いはんや鰥寡孤獨のものは、なほさらなんぎする、はては死亡にも至るはかなしいかな、かなしきことじや、注はよい、予造天役以下は、大難の字をわりて書た、造は遭と同字、造はあふとよみてあり、立政君薨に其證あり、天のえきにあふ、天役の天は、大のあやまりならん、天邑に大邑がかいてある、われ大えきにあふ、軍役にあふにておだやかなり、天のかやうなことに、えきせらるゝことにあふ、注の爲、天下役事は、やくに立たぬ、天よりえきせらるゝ大難に逢ふ、おれが身に天より大事をおくられ、大難をなけうちたり、天の大難を朕身に、なげうちおくるにあへり、天役の役を投につくりて、下の投をぬきてよきなり、予造天投遺大艱于朕身と云ことなり、天

のえきにあへり、を、天下をすくふえきと注は見たるなり、越予冲人は、われ智恵もない子供に於て也、越は於なり、不印自恤とは、自身でうれふるのみにあらず、義は議のあやまりなりと、皆川淇園の考なり、是なり、各々議せんとすると云ふ也、乃欲施義以下の注は、あやまり也、義を施すと云と、義をなさぬなり、議論してはかるなり、綏予は、予を綏とやすんじて、無恚于恤と、うれひに、いたはらすにと、左やうに御苦勞なざるゝことは、ないと云と、圖功は、天下一統のこと、どうしても討亡ぼして、天下を泰平になさねばならぬと、きさまたちが、言てくれるはずじやと云こと也、寧考寧を文王、考を武王とする、文考寧考は、つたなきなり、不可不成より所謀之功まで剛るなり、  
已予惟小子不敢替上帝命天  
休于寧王興我小邦周寧王惟  
卜用克綏受茲命

【古註本】已予惟小子不敢替上帝命天休于寧王興我小邦周寧王惟卜用克綏受茲命天命言卜吉當必征之天休于寧王興我小邦



周寧王惟ト用克綏受茲命言天美文王興周者以文王惟ト之用故能安受此天命明ト宜用

不敢替上帝命は天命はすてられぬ、上帝の命にて、トが討てと出た、天休于寧王は、天が武王をよみし、周を興とをこされた、寧王惟ト用克綏は、泰誓に朕夢協朕ト、虺子休辭我商必克とあり、殷紂を討つとき占をしたるなり、其トは商に我せは必かたんと出たる故、其占を用て、綏じて殷征伐の天命をうけられた、これトにたがはれざるなり、注の天美文王を武王にあらたむべし、

今天其相民矧亦惟ト用嗚呼天明畏弼我不丕基

【古註本】 今天其相民、矧亦惟ト用、人獻十夫、是天助民、况亦用ト乎、吉可知矣、亦亦文王、嗚呼天明畏、弼我不丕基、歎天之明德可畏、輔成我大大之基業、言ト不可違也、  
今天其相民、今天より民をたすけられて、民獻十夫の賢人が十人來る、其上に亦々トを用るに吉と出た、注

るもの共と仰せらる、年若なもの知らぬ、昔し文王武王のほね折りして、天下ををさめたることを、大いによく遠く省りみおもへ、爾の舊人のとしより共、先考武王の、かくの如く勤め骨折たるを知るや、定て知て居るで有うと云こと、天闕恙云々闕はとづる、恙とづる、苦勞なり、太平なるとき、謀叛人が出來たは、天の我が成功の所を、とちふさきて、かんなん苦勞させること、凡そ事をまこすもの、初め苦勞するから、永久に其徳が後代にひくなり、始より無爲無難には、ゆかぬものじや、造作もなく取るものは、後もつゝかぬなり、漢の高祖は項羽と戦て、雌雄を争ひたれども、八年にして功を遂たまへり、さるにより、呂祿呂産の難あり、又吳楚七國の難あり、五代まで苦勞して、漸くをさまりたり、明の太祖は、十七歳より軍をして、漸く天下をとられたるより、二百七十六年の基をひらきたり、成功は泰平の功なり、予不敢云々我れ寧王の圖とはかることを、極はめ、卒へずんばあるべからずとは、武祿父の謀叛人を討てとらねば、天下は、をさまらぬから、何處までも、しおほせねばならぬなり、注に闕慎也と云ふはあやまりなり、

の文王は、武王にせざればならぬ、矧亦惟ト用凶を避て吉に赴くに、トを用ふ、民をたすくるがために、賢人を下されまして、いはんやトを用ひた所が、よいと出た、それ故、勝は必定のこと、明畏は、賞罰にて、明は明德をあらはす、周の有徳をば賞し、畏は討有罪にて、殷の無道をば罰して亡すなり、これ夫の命する所にして、我が不丕と大なる基を弼とたすくるなり、

王曰爾惟舊人爾丕克遠省爾知寧王若勤哉天闕恙我成功所予不敢不極卒寧王圖事

【古註本】 王曰、爾惟舊人、爾丕克遠省、爾知寧王若勤哉、特命久老之人、知文王故事者、大能遠省識古事、汝知文王若彼之勤勞哉、目所親見、法之又明、天闕恙我成功所、予不敢不極卒、寧王圖事、闕慎也、言天慎勞我周家成功所、在我不敢不極盡、文王所謀之事、謂致太平、  
天と予との字を以て書いた、爾惟舊人云々汝これふ

肆予大化誘我友邦君天棗忱辭其考我民予曷其不于前寧人圖功攸終天亦惟用勤愆我民若有疾予曷敢不于前寧人攸受休畢

【古註本】 肆予大化、誘我友邦君、我欲極盡文王所謀、故大化天下、道我友國諸侯、天棗忱辭、其考我民、言我周家有、大化、誠辭爲天所輔、其成我民矣、予曷其不于前寧人、圖功攸終、我何其不於前文王安、人之道、謀立其功、所終乎、天亦惟用、勤愆我民、若有疾、天亦勞慎我民、欲安之、如人有疾、欲已去之、予曷敢不于前寧人、攸受休畢、天欲安民、我何敢不於前文王所、受美命終畢之、  
肆予大化云々肆は、それじやから、諸大名を教化誘導することとなり、註の化、天下の二字、剛るべし、天棗忱云々棗はあらずとよみ、天まことならずと、語



類に云は、あやまりなり、爾雅に棊輔也忱誠也とあり  
天と云ふものは、言語のいつはりなきものを、たすく  
る、又いつはりのものをば、罰するなり、流言は、いつ  
ほりを、かまへたるより、おこる、必其ものは、必天罰  
を蒙るはずじや、此にて流言するものは、天にたすけ  
られぬと云ふことは知れる也、天を以て、民の善惡を考  
るなり、注の有、大化の三字は、剛るべし、成より考へ  
る方おたやかなり、終は、しとげねばならぬ、上に書  
く終を下にかくなり、注は、わるい、上のやうにかく  
と、不を二つ書ねばならぬ、終にあると、不一にてき  
こえる、彼を下に書くこと、左傳の宣公十二年昭公十  
五年襄公三十一年の所にあり、宣十二年撫弱耆味以  
務烈所可也、昭十五年中行穆子曰、城可獲而民知義  
所襄三十一年、子服惠伯曰、滕君哀已甚、兆死所矣と  
あり、勤愁は、勤勞すること、此度兵亂につとめ苦勞  
するは、人にやまひある味じやから、救ふてやらねば  
ならぬ、注の勞慎の慎の字あやまりなり、剛るべし、  
唯勞なり、休は天の休命にて、さいはひが休なり、益  
稷に天其申命用休とあり、武王の天下を有ちたる手  
がらを、しとげねばならぬと、六度云ふ、是前寧人の

父の、天の命を受たる所のさいはひを、畢と、しとげ  
るなり、

王曰、若昔朕其逝、朕言艱日思、  
若考作室、既底法、厥子乃弗肯  
堂、矧肯構、厥父菑、厥子乃弗肯  
播、矧肯穫、厥父翼、其肯曰、予有  
後弗棄、基肆予曷敢不越、卬救  
寧王大命、若兄考、乃有友、伐厥  
子、民養其勸、弗救、

【古註本】 王曰、若昔朕其逝、朕言艱日思、順古  
道、我其往東征矣、我所言國家之難備矣、日思  
念之、若考作室、既底法、厥子乃弗肯堂、矧肯構  
（以作室喻治政也、父已致法、子乃不肯、爲堂基  
況肯構立屋乎、不爲其易、則難者可知、厥父菑  
厥子乃弗肯播、矧肯穫、又以農喻其父已菑耕  
其田、其子乃不肯播種、況肯收穫乎、厥考翼、其

肯曰、予有後、弗棄基、其父敬事創業、而子不能  
繼成其功、其肯言我有後、不棄我基業乎、今不  
征是棄之、肆予曷敢不越、卬救寧王大命、作室  
農人猶惡棄基、故我何敢不於今日、撫循文王  
大、以征逆乎、若兄考、乃有友、伐命厥子、民養其  
勸、弗救、若兄弟父子之家、乃有朋友來、伐其子、  
民養其勸、心不救者、以子惡故、以此四國將誅  
而無救者、罪大故、

若昔を、きのふに従ふとよめば、前日の料簡に従ふ、  
前の了簡に従て、征伐せねばならぬ、昔をむかしとす  
ると、むかし武王のなされた通りに、殷を討んとす  
る、討は、これ武王の討れた例にまかすのじや、昔  
をきのふとよむは、孟子に昔者、疾今日愈の例なり、艱  
を思て日日考ふるなり、註の順古道は、武王の殷を討  
つの道にしたがふなり、此に四つ譬喩を云、盤庚もか  
やうなり、梓材にも三つの譬喩あり、若考作室云々  
は、おやたるもの、家をこしらへやうと法を底して、  
繪圖面をこしらへた、法は、こしらへかたの看板をこ  
しらへたるなり、堂は石するなり、しかるに其子たる  
もの、堂の礎地ふくも、こしらへずして、どうして家

が出来あがるものじや、親の拵らへやうとしたる建  
家をば、たてるが孝じや、そこで、おやのあとを、つぐ  
ことを、堂構と云なり、これは家をたてるたとへじ  
や、次は其父菑云云、百姓でたとへを云ふ、父たるもの  
が、田畑をこしらへやうと、菑と、草木をきり平らげ  
て、あらきばりして、田地をこしらへた、田一歳曰菑、  
播は、うゑつけをするこじや、しかる所に其子たる  
もの、其田へうゑつけもせずして、それで居ては、ど  
うまあ、かりをさめることが、あらう、子たるものは、  
父田地をひらいたならば、其田にうゑつけし草きり  
て、かりをさめを、せねばならぬ、其事のできぬは、不  
孝のこじや、次の譬喩は、厥考翼云々、天下國家を、  
をさめるものを云ふ、厥父たるもの、翼と家國天下を  
をさめることを、つゝしみたると云て、さて前に厥子  
乃弗肯堂と云ひ、又厥子乃弗肯播と二、度言たから、  
此には略して厥子たるものは、其家國天下ををさめ  
るに、翼とつゝしむが孝じや、若つゝしまぬときは、  
不孝じや、其肯の上に、厥父の二字を省略したるな  
り、其意は、厥父たるもの、それあへて、いはんや、お  
れは死でも、子よくあとを繼て、おれが、せつかく骨



折て、こしらへた基業を、棄す、よくをさめる、あ、うれしやと言はんや、はて役に立ずじやと、草葉の陰にて子を恨みて居るであらう、これ死たる父の神靈が、子がやくにたぬと歎息するであらう、長唄に父は空にて血の涙と云文句あり、あとを、よく繼がざるものは、血の涙の、かわくまも、あるまいと云、さるが故に、われなんぞ手を束て、謀叛人を見てをらんや、朕其逝ん、ゆいて伐ねばならぬ、それが今日じや天道じや、我に於て、居ながら見ては、をられぬ、父の基業を繼で、周の天下を有たねば、不孝の第一じや、肆子尙敢云云それから肆と、かるが故に、われ寧王の天命を、救となでやすんせざらんや、やすんせねばならぬ、わけは、かう云ふ道理じやと、真切に仰せらるゝなり、若兄考云云さて、あとの譬喩の意は、かうじや、汝の兄や父が、朋友がありて、其朋友が其子を討つに、民養民は家來養は嗣養の養でめしたき小もの類、其子の家來や、めしたき小ものが、其主人のうたる、を見ては居られまい、やをれ、にくいやつじや、きやつを、打ちのめせと、一同にすゝめあひて、彼の者共を、うたすは濟むまい、きつと討つであらう、此道理

を知らば、邦君御事も、一同に我をたすけて、武庚祿父を討たすはすむまい、うつが道理じや、これ天道じや、

王曰、嗚呼、肆哉、爾庶邦、君、越爾御事、爽邦、由哲、亦惟十人、迪知上帝命、越天、棗、忱爾時罔敢易法、矧今天降戾于周邦、惟大艱人、誕鄰胥、伐于厥室、爾亦不知天命不易、

【古註本】王曰、嗚呼、肆哉、爾庶邦、君、越爾御事、歎今伐四國必克之、故以告諸侯、及臣下御治事者、爽邦由哲、亦惟十人、迪知上帝命、言其故有明國事用智道、十人蹈知天命、謂人獻十夫佐周、越天棗、忱爾時罔敢易法、矧今天降戾于周邦、於天輔誠、汝天下是知無敢易天法、況今天下罪於周、使四國叛乎、惟大艱人、誕鄰胥、伐于厥室、爾亦不知天命不易、惟大爲難之人、

謂三叔也、大近相伐於其室家、謂叛逆也、若不早誅、汝天下、亦不知天命之不易也、嗚呼、肆哉、云云、汲古閣の書經には、告の字なし、日本の書經にあるは、これは隋のとき傳へたるなり、隋の經籍志にあるとちがはず、隸古字にして書く、これは十字二十字に一字ぐらゐあるなり、告の字がないと、ほしいまゝなるかな也、蔡沈傳には、つらぬるかなと、云てきかせることにする、益稷に、禹曰、兪哉、左傳哀の十七年に、公曰、諾哉と、哉を衍文にして剛るは、わるい、かるがゆるに、つぐるかなと云はねばならぬ、もとは有て、いつか脱せしなり、其證は故、以告の三字の註にて、知るべきなり、それを氣がつかず讀來るは、疎漏の至りなり、爽邦由哲は、古のことを云ふ、註の明國事用智道と云ひ、朱子は天命を明にすると云ふ、殷の濁亂を、武王が明清にする、詩經の大雅に、會朝清明とあり、是は明哲の君かたを用ひ、殷紂を討て、濁亂の世を爽とあきらかにし、明哲の君子を任用するなり、亦惟十人は、亂臣十人を云ふなり、その衆たちは、上帝の命をふみ行ひ知てをる、君爽に、亦惟純佑秉德、迪知天威とあり、註はまちがひなり、剛

るべし、古のものは、天命を知て、周邦をたすける、今ものは、周をたすけることをせぬと、邦君御事に、あてつけて仰せらるゝなり、易法の易は、かゆるとも、あなどるとも、どちらでもよい、棗、忱は、康誥にも君爽にも出る、康誥に天畏棗、忱、又君爽に厥基永孚于休、若天棗、忱とあり、天道善にさいはひするに於てと云ふことなり、これは武王の時を云なり、周は忱あり、殷はまことあらず、易法と、國法をあなどり疎略にする、疎略にしてはすまぬ、ましていはんや、今天より大變大亂の戾を下すときにおいてをや、注の汝天下の天下の二字允當ならず、邦君御事となほすがよい、大艱人は謀叛人のこと、誕、鄰と、大に遠いことではなく、近く家のうちで、喧嘩をするやうなものじやと云は、兄弟いくさをするから、此譬喩を云ふなり、これうちのはの火事なり、天命と云ふものは、たもちがたいものじや、油斷すると亡るなり、それじやから、討ぬと亡る、手前達は、天命のたもちがたいと云ことを知らぬ、注の若、早誅、以下の注、剛るべし、これは、手を束ねて討ぬがよいと云ふものに、討つは、天命をたもつ法じやと云ことをとくなり、



予永念曰天惟喪殷若稽夫予曷敢不終朕畝天亦惟休于前寧人予曷其極卜敢弗于從率寧人有指疆土矧今卜并吉肆朕誕以爾東征天命不僭卜陳惟若茲

【古註本】予永念曰天惟喪殷若稽夫予曷敢不終朕畝(稼穡之夫除艸養苗我長念天亡殷惡主亦猶是矣我何敢不順天終竟我疆畝乎言當滅殷)天亦惟休于前寧人予曷其極卜敢弗于從(天亦惟美于文王受命我何其極卜法敢不於從言必從也)率寧人有指疆土矧今卜并吉(循文王所有指意以安疆土則善矣況今卜并吉乎言不可不從)肆朕誕以爾東征天命不僭(卜陳惟若茲以下吉之故大以汝衆東征四國天命不僭差卜兆陳列惟若此吉必克之不可不勉)

予永念曰云云予永く考てみたるに、今度天殷を亡すと云ものは、稽夫の草きりのぞきて、五穀を養ふやうなるものじや、手を束て居れば、草がはへて、五穀はそだたぬ、それからとて、草をば、とりて、しまはねばならぬ、殷をば、討亡さねばならぬ、それ故に、其畝をへざらんやと云ふ、其畝と云は、田の草をとるに譬ふるより然り、田の草を半分とりて置てはすまぬ、取り盡くすが法じや、これが子たるもの、道じや、天亦惟休云云天も殷を亡すべき時節じやから、周の文武をして、よみして天下を興さする、予此度殷を討は、いかんと占をして見た所が、討つがよいと云ふ吉兆が出たから、前寧人の武王のなされた通り、天下の疆土をさし定めて、天下を統一せねばならぬ、若討ぬと、天下にかけ目がある、それではすまぬ故に、是非討て取りて、一統せねばならぬ、註の敢不於從以下を刪るべし、矧今卜云云ましていはんや、今三人卜して、三人とも吉とあらはせて、ともに吉と出る、それ故に誕とおほいに、爾と、汝の邦君御事を、以とひきつれて、東方へ征伐に往く、天命不僭云云天命の占かたに、よいと出たは、まらひないぞ、皆出精して、合

戦をせねばならぬぞと仰せらるゝとて、占の吉なることを、かくの如く陳して、詳に言聞するぞと、丁寧反覆につげたまふなり、

微子之命第十

成王既黜殷命殺武庚命微子啓代殷後作微子之命

【古註本】成王既黜殷命殺武庚(一名祿父)命微子啓代殷後啓知紂必亡而奔周命爲宋公爲湯後作微子之命(封命之書)殷命は、國家をたもつ天命のことなり、武庚は號なり、祿父は人のなつける名、庚は生れ日を用ると云、武は軍をしたる人じやから云、大聖人の後を絶へべき理はないから、微子をたつるなり、これは微子を、大名に仰せつけらるゝときの書つけじや、微と云ふは、國の名なり、周にては宋公と云なり、これは偽書にて、其いつはりを辨する證據も、何もいらぬことなり

り、前の大誥やなど、ちがひ、讀やすく解しやすきなり、此篇を真じやの、何のかのと云ふは、古書を見るの眼力足らざるなり、

微子之命

【古註本】微子之命(稱其本爵以名篇)王若曰猷殷王元子惟稽古崇德象賢統承先王修其禮物作賓于王家與國咸休永世無窮

【古註本】王若曰猷殷王元子(微子帝乙元子故順道本而稱之)惟稽古崇德象賢(惟考古典有尊德象賢之義言今法之)統承先王修其禮物(言二王之後各修其典禮正朔服色與時王竝通三統)作賓于王家與國咸休(永世無窮爲時王賓客與時皆美長世無竟)猷は、あゝなり、はかるとよむべき義なり、哀公九年の左傳に、微子般、帝乙之元子也とありて、紂の兄な



り註故順道の三字けづるべし、崇徳論語、主忠信徒をたつとぶとなり、左傳には、二義ともにあるなり、象賢は、古の賢人につとる、周にて先王の後を立るは、崇徳象賢なり、天子の子孫を、大名にして立ることを云ふなり、むかしから、さうじや、郊特牲(禮記の篇名)に徴あり、天子存二代之後猶尊賢也、尊賢不<sub>レ</sub>過二代とあり、修其禮物は、夏の王たるときは、黒きを用ひ、周はあかきを用るなり、統承は、つぎうくるなり、すべるの義はない、此が轉用の場じや、はたらかせて、つかひたるなり、先王の禮を用て、殷の通りにして、周の禮を用ひざるなり、注の三統は、宋は、十二月を正月とす、周は十一月を正月とす、夏は正月を正月とす、又忠質文の三をも云ふ、作賓于王家とは、天子にて客分のあしらひにするなり、有客の詩に、有客有客自其馬、又振鷺の詩に、我客戾止、亦有其客、客とすることは、僖公二十四年の左傳に、鄭伯將享宋公、問禮於皇武子、對曰、宋先代之後也、於周爲客、又昭公二十五年、宋樂大心曰、我於周爲客とあり、與國の國は、周の國なり、天下とともには、さいはひ

をうけるなり、千萬世さいはひを、うけて、きはまりなしと云なり、

嗚呼、乃祖成湯、克齊聖廣淵、皇天眷佑、誕受厥命、撫民以寬、除其邪虐、功加于時、德垂後裔、

【古註本】 嗚呼乃祖成湯、克齊聖廣淵、言汝祖成湯、能齊德聖達、廣大深遠、澤流後世、皇天眷佑、誕受厥命、大天眷顧湯、佑助之、大受其命、謂天命、撫民以寬、除其邪虐、撫民以寬政、放桀邪虐、湯之德、功加于時、德垂後裔、言湯立功加於當時、德澤垂及後世、裔末也、  
嗚呼乃祖云々、そのもとの先祖成湯はと譽るなり、これは、文公十八年の左傳を、とりて、こしらへたるなり、昔高陽氏、有才子八人、齊聖廣淵、明允篤誠、天下之民、謂之八愷とあり、齊は、つゝしむ、敬慎なり、又中壘を得て正しきこと、中の字と同意になる、それは、とほきなり、聖は、物に通ずること、廣は、ひろく大なること、淵は、とほくふかきなり、皇天眷佑

は、眷は、ひいきのこと、天よりひいきなさるゝ、佑は、たすける、天のひいき、たすけを、うけて、天下を御とりなされた、誕受厥命は、天下を有つての天命なり、誕は大なり、撫民以寬云々、さて夏桀のひどい邪のよこしまなる、虐と、しいたげたるを除きて、寬政を以て、民ををさめた、其功が其ときに加へて、六百年天下をたもたれた、裔は、衣のすそ、湯の子孫を、さして云ふ、裔夷と云は、中國のすそと云こと、徳が子孫にたれたと云こと、

爾惟踐修厥猷、舊有令聞、恪慎克孝、肅恭神人、予嘉乃德、曰篤不忘、上帝時歆、下民祗協、庸建爾于上公、尹茲東夏、

【古註本】 爾惟踐修厥猷、舊有令聞、汝微子、言能踐湯德、久有善譽、昭聞遠近、恪慎克孝、肅恭神人、予嘉乃德、曰篤不忘、言微子敬慎能孝、嚴恭神人、故我善汝德、謂厚不可忘、上帝時歆、下民祗協、庸建爾于上公、尹茲東夏、(孝恭之人祭

祀、則神歆享、施命、則人敬和、用是封立、汝於上公之位、正此東方華夏之國、宋在京師東、  
爾惟踐修云々、さて其方、湯王の道を、よくふみ、をさめて、もとよりなるほまれがある、其上に恪慎と、敬しつゝしみて、親や先祖へ對して孝あり、又肅恭と、よくつゝしみて、うやうやしくつかふと、神人の鬼神にもつかへ、人をもよく執りあつかふ、われ其、徳をよみして、篤とあつくして忘れぬと、僖公十二年の左傳、管仲をほめる辭を、やきなをして、こしらへた、王命、管仲曰、男氏余嘉、乃勳、應乃懿徳、謂督不忘、徑踐乃職、無逆朕命とあり、上の恪慎肅恭をうけて、上帝下民に應じて神はまつりをうけ、民がつゝしみるやまふて和合する、これにより爾を三公の公の大名にして、東夏の大名がしらす、尹はつかさなり、たすなり、昭公二十九年の左傳に、蔡墨曰五行之官、是謂五官、實列受氏姓、封爲上公、祀爲貴神、社稷五祀、是尊是奉、と上公の名あり、九命の諸侯を云ふ、東夏の字、襄公二十二年左傳に出、晉書には南夏西夏ありて北夏の字はなし、東方の中國と云ことなり、  
欽哉往敷乃訓、慎乃服命、率由



典常以蕃王室弘乃烈祖律乃有民永綏厥位毗予一人世世享德萬邦作式俾我有周無斃嗚呼往哉惟休無替朕命

【古註本】欽哉往敷乃訓慎服乃命率由典常以蕃王室敬哉敬其爲君之德往臨人布汝教訓慎汝祖服命敷循用舊典無失其常以蕃屏周室戒之弘乃烈祖律乃有民永綏厥位毗予一人天汝烈祖成湯之道以法度齊汝所有之人則長安其位以輔我一人言上下同榮慶世世享德萬邦作式言微子累世享德不忝厥祖雖同公侯而特爲萬國法式俾我有周無斃汝世世享德則使我有周好汝無厭嗚呼往哉惟休無替朕命歎其德遺往之國言當惟爲美政無廢我命欽哉往敷云つゝしみて往てそこもの教訓を、民にしき乃の命令號令をつゝしみてよく常法に率由としたがひしたがふて蕃屏となりてくれられよと

仰せらるゝなり註の慎汝祖服命敷と云はあやまりなり上公は九いろの服にて九命の大名なり侯伯は七命にて七色の服五命は子男にて五色の服をきる十二命は天子の服なりこれは命令號令のことじや康誥の明乃服命の註には當明汝所服行之命令使可則と註しながら此をばあやまりたるは前後の文勢をよく知らぬなりこれは襄公二十九年の左傳の子展曰堅事晉楚以蕃王室と云文句と定四年昔武王克商成王定之選建明德以蕃屏周とをとりてこしらへた注の慎汝祖服命敷の六字刪るべし弘乃烈祖云弘はおほいにするなり烈はひかりかやくなり湯王をひろめ大にするなり律はたゞしをさめること永がく己が位をやすんじて予一人のおれをたすけてくれよ世世享德は天子も永く此人と同くさかふることを云ふさて萬邦の諸大名も微子の賢德を式と手本にするなりさうしたならば殷の子孫じやから天下をとりかへさんなど謀反を起さうかと我が有周にいとひ惡まるゝことも無いであらう敷ふことなからしめよ御當家(徳川氏)にて云へば太閤秀

吉公の子孫を建るやうなもので若や謀反しやうかと心置きがあるがさやうなることもなくしたいことじや嗚呼往哉云あゝあゝ國へ往れよ惟休とよいことをせられよ我がやうに云ひつけることをすてゝはすまぬと仰せらるゝなり唐叔得禾異畝同穎獻諸天子王命唐叔歸周公于東作歸禾周公既得命禾旅天子之命作嘉禾

【古註本】唐叔得禾異畝同穎(唐叔成王母弟食邑内得異禾也畝畝穎穗也禾各生一壟而合爲一穗)獻諸天子(拔而貢之)王命唐叔歸周公于東(異畝同穎天下和同之象周公之德所致)周公東征未還故命唐叔以禾歸周公(唐叔後封晉)作歸禾(亡)周公既得命禾旅天子之命(已得唐叔之禾遂陳成王歸禾之命而推美成王善則稱君)作嘉禾(天下和同政之善者故周公作書以善禾名篇告天下亡)

唐叔は晋の先祖にて成王の弟なり禾は稻なり畝のうねがちがふて穂が上にて合ふ連理の稻なりこれは天下和同の兆じやこれを天子に獻じた所が周公が征伐に御出なされたるにより其在所におくる歸を史記に僂に作る歸と同じおくりてやれと命せられたるにより命禾と云周本紀旅を魯につくる音通にてつらねるなり嘉禾はよみしてつくるなり坊記(禮記の篇名)善則稱君と云所なり又嘉禾は吉瑞なるよいいねと云ことにてもよきなり

康誥第十一  
成王既伐管叔蔡叔以殷餘民封康叔作康誥酒誥梓材

【古註本】成王既伐管叔蔡叔(滅三監)以殷餘民封康叔(以三監之民國康叔爲衛侯)周公懲其數叛故使賢母弟(康叔)作康







用肇造我區夏越我一二邦以修我西土惟時怙冒聞于上帝帝休天乃大命文王登戎殷誕受厥命越厥邦厥民惟時叙乃寡兄勗肆汝小子封在茲東土

【古註本】王若曰孟侯朕其弟小子封周公稱成王命順康叔之德命爲孟侯孟長也五侯之長謂方伯使康叔爲之言王使我命其弟封封康叔名稱小子明當受教訓惟乃不顯考文王克明德慎罰惟汝大明父王文能顯用俊德慎去刑罰以爲教首不敢侮鰥寡庸庸祗祗威威顯民惠恤窮民不慢鰥夫寡婦用可用敬可敬刑可刑明此道以示民用肇造我區夏越我一二邦以修用此明德慎罰之道始爲政於我區域諸夏故於我一二邦皆以修治我西土惟時怙冒聞于上帝帝休我西土岐周惟是怙恃文王之道故其政教冒被四表上聞于天天美其治

天乃大命文王登戎殷誕受厥命天美文王乃大命之殺兵殷大受其王命謂三分天下有其二以授武王越厥邦厥民惟時叙於其國於其民惟是次叙皆文王教乃寡兄勗肆汝小子封在茲東上汝寡有之兄武王勉行文王之道故汝小子封得在此東土爲諸侯

王若曰は、王かくの如く仰せらるるなり、孟侯とは、東方の諸侯のかしらに、なざるゝから云ふ、孟は長なり、おさなり、呂氏春秋の正名に、孟侯の字あり、おさ大名と云ふなり、位を云へば大名、人を云へば、小子じやから、うけ玉はれ、年若じやから、教をうけねばならぬ、不顯考は、大に徳を天下に顯はされた、父武王(校者云ふ本文には顯考文王とあり)は、明德慎罰し玉ふから、其方も、さうせねばならぬ、安りに刑罰しては、すまぬぞ、注の顯用俊徳と云ことでもなく、又朱子が如く、明德は、心のさびをとき磨くと云ことにもあらず、唯善行の天下にかゝやくこと、徳と云は、仁義忠信の總名じやから、善行を、天下にかゝやくこと、なれば、すまぬ、仁義忠信をなすが、徳をたかくするなり、さあると其光輝發越して、天下に

かがやくなり、さるにより、前顯于西土とも云てある、心のさびをときみがくと云ふは、六祖壇經にある神秀(禪僧)の偈によることなり、儒者のことには無きなり、顯用俊徳、四字、剛らねばならぬ、いづれ刑罰をうすくするが、聖人の本意じや、孟子に省刑罰、薄稅歛とあり、鰥寡は、やもを、やもめなり、それらば、不便がりて、疎略にはなされぬ、孟子に文王發政施仁、必先斯四者と云ふは、鰥寡孤獨を侮らぬなり、庸は、才能の人を云ふ、祗は、賢徳の人を云ふ、これをば、いかにもうやまひ尊ふべきものじや、又罪あるものは、威と、をどさねばならぬ、さあると、其徳が民にあらはるゝなり、顯民の顯と、不顯の顯と、にらみて書たるものなり、明此道以示民、六字をば、剛るべきなり、此を庸庸祗祗が、明德にあたり、威威が、慎罰にあたるとする故に、顯用俊徳と、注は書きたるなり、唯明德慎罰を、説きたるものとするが、よきなり、用肇造我區夏越我一二邦以修と云はそれ故に、用てはじめて造とこしらへると云ことなり、區夏は(以下解釋闕く)さるにより、西方の諸大名の邦まで、政がをさまりたり、文王屬する所の邦は多けれども、謙

下して一二邦と云なり、我西土は、前の收誓にも、逃矣西土之人ともある、西土の人が、怙冒と、父とおもひて、怙と、よりのたのみ、天と思ひて、文王の徳に、冒と、おほはれて居るなり、蓼莪の詩(詩經)に、無父何恃、無母何恃、南山有臺(同上)の詩に、樂只君子、民之父母とあり、文王の徳が、父母の如くなる故に、よりのたのみ、おほひおほはれること、天の如くじやと云こと、それが感通して、上帝に、きこえ、それを、上帝が休と、甚よみしたまへり、注の文王之道の道の字を、徳の字になをす、故に其政教冒被四表の八字を剛るべし、休とよみするのしるしは、陰陽寒暑の氣の調和するを云ふ、よみせざれば、天變地妖あらはるゝなり、孟子の使之主祭而百神享之是天受之、使之主事而事治、百姓安之、是民受之也とあり、中庸に致中和、天地位焉萬物育焉とあり、陰陽の氣が、くるふと、五穀が成就せぬなり、天乃大命文王云と云ふは、文王の徳が、天に感通して、帝もこれをよみし玉ふ故、文王の徳を御ひいきなされ、一たび殷にいくさす、泰誓には、戎商必克とあり、誕と、おほいに、天下をたもつ命をうけられた、これは推本の辭とて、文



王のなされたことではなく、武王のなされたことを云ふなり、文王も崇侯虎などをば伐ち玉へども、紂をば、うち玉はず、周の國に、天命を、うけるやうにし玉ふは、文王なるによりて、かく云なり、大王殷商と云ふてさへあるから、文王は、それより近きこと故云ふはずなり、越厥邦厥民惟時叙とは、越は於なり、諸大名萬民に及までも、政と刑罰とが、叙と、ついでづるやうになるは、をさまれるるなり、乃寡兄弟と云は、謙退の辭じや、寡兄とは、武王のことを仰せらるゝか知れぬ、いやしい我が王家のことをよくつとめた、其方は何を云ても、年若なる小子の子供じやが、今汝を東方の大名にするから、文王や武王のことを思へ、寡は、いやしきなり、兄はあにどもと云ことなり、注の寡有二字剛るべし、武王周公を兼て云なり、東土と云は、前の我西土と云ふを、承て書たるなり、

王曰、嗚呼、封、汝、念哉、今、治、民、將、在、祗、遜、乃、文、考、紹、聞、衣、德、言、往、敷、求、于、殷、先、哲、王、用、保、乂、民、汝

ときは、天下をさまる、紹聞は、これまで大きく所を、よくついではよい、紹ては學問なり、衣は行ふなり、衣被なり、文王の仰せられたる所のよいことをも兼るなり、よい行を、ついで、それを行ふなり、民を治ること、は、これを行ふにあるなりと云、さて文王の御徳第一と云は、儉朴が第一じや、無逸に文王卑服、即康功、功とあり、これ御儉朴の所を云なり、古今ともに、おごれば亡る、奢る平家久しからずと云ふにても知るべし、桓公二年の左傳に、夫徳儉而有度、登降有數、文物以紀之、聲明以發之、以昭臨百官、百官於是乎戒懼而不敢易紀律とあり、往敷求云云往敷求は、あまねく求るにて、布求にはあらざるなり、今殷の國に行から、湯王太甲盤庚高宗等の先哲王のよい政事が、あるから、あまねく、それをさぐり求て、それを用て、民を保とやすんじ、又とをさめるがよい、孟子に由湯至於武丁、賢聖之君六七作と云から、よい政事が、多くのこりてあるを云なり、なほ、そればかりでなく、汝不遠惟商考成人宅心知訓と云ふは、殷にも、伊尹甘盤傳説の如き考成なる老成人がある、それらの行はれた、よき行を、惟と、おもひ考へて、心にたくは

不遠惟商考成人宅心知訓、別求聞由古先哲王、用康保民、弘覆于天若德裕、乃身不廢、在王命。

【古註本】王曰、嗚呼、封、汝、念哉、念我所以告汝之言、今治民、將在祗遜、乃文考、紹聞、衣、德、言、今治民、將在敬循、汝文德之父、繼其所聞、服行其德、言以為政教、往敷求于殷先哲王、用保乂民、汝不遠、惟商考成人宅心知訓、汝當大遠求、商家考老成人之道、當以居心、則知訓民、別求聞、由古先哲王、用康保民、又當別求、所聞、父兄用古先哲王之道、用其安者、以安民、弘于天若德、裕乃身不廢、在王命、天子天為順德、則不見廢、常在王命。

嗚呼、封、汝、念哉、と、嗟嘆して、其方よく我が申し聞することを思へや、今治民、將在云云外にはない、遜述同字にてしたがふなり、文王のなされたる所に從ふ

へ安んじおき、自らの訓にもするがよい、又民にもをしゆれがよい、宅心は、孟子の仁、人之安宅也と云と同じく、心に老成人の行はれた道を、安んじおき、己ををさめ、人ををさむるに、とり用るがよいと云こと、當以居心、則知訓民の註は、剛るがよい、別求聞由古先哲王と云は、別に又異聞を求めてと云こと、先哲王は、殷の先哲王とは、ことにして、古の字によれば、堯舜禹などの民ををさめられたる道を用て、民を康保するがよい、又當別以下の註は、剛るがよい、讀そなひたるなり、弘覆于天と、覆の字入るがよい、覆の字無くするときは、よめにくい、弘道など云ふ字は、あれども、天を弘めると云ことはない、荀子の不苟に、此句を引て覆の字あり、それで妙なり、妙によくわかる、弘覆于天とよみてよい、子は、ごとくなり、如と云字は、ゆくともよむ、君子于役（詩經にあり）の子と如と一義なり、于初の子も、おいてにはあらず、如くなり、老子には、慎終如始と書きたるにて、知るべきなり、此は、おほいにおほふこと天の如くすること、若德裕云云德は若とは、德に仁德なり、天の萬民をおほひあはれむやうにすることなり、もし德が乃



の身に、裕とゆたかにあまりあれば、廢棄せらるゝことなく、いつまでも、大名にせられて、王命の身にあらん、其行ひが徳に違へば、爵祿とりあげらるゝなり、大子天の注剛るべし、覆の脱字を知らざるものなり、封は康叔の名なり、

王曰、嗚呼小子封、惇、瘵、乃身、敬哉、天畏、棗、忱、民情、大可見、小人難、保、往、盡、乃心、無、康、好、逸、豫、乃其、父、民、我聞、曰、怨、不在、大、亦不在、小、惠、不、惠、懋、不、懋、已、汝、惟小子、乃服、惟弘、王、應、保、殷、民、亦惟、助、王、宅、天、命、作、新、民、

【古註本】王曰、嗚呼小子封、惇、瘵、乃身、敬哉、惇、瘵、病、治、民、務、除、惡、政、當、如、痛、病、在、汝、身、欲、去、之、敬、行、我、言、天、畏、棗、忱、民、情、大、可、見、小、人、難、保、

きうけて、をさむるから、治めやうが、わるいと、國を亡すに至るから、やまひを、うけたるも同前じやと思ひ、つゝしまねばならぬ、天畏棗忱とは、天の恐るべきことは、身の行ひがわるいと、天罰を蒙る、さるにより、天と云ものは、至てこはきものなれども、又忱のまどあるものをば、たすけて、御ひいきなさるゝなり、民情大可見とは、民と云ふものは、避害就利ものを知りやすいもの、さて小人と云ものは、難保とうけあひ、にくいものじや、いかんと云ふと、少しばかりのこと、不足して背くものじや、さるにより、汝殷に往きたるならば、汝の心をつくして治めよ、下をいたはり、ふびんがるが、第一じやぞ、我は大名に成し故、よいと康とやすんじて、茶の湯をしませう、鞠を蹴ましやうと、心のまゝに、しましやうと、逸豫を好むこと無く、心をつくして、民ををさめよ、太甲にも、逸豫以亡ともあり、父はをさむるなり、我聞曰怨不在大亦不在小とは、おれが、もと、うけ玉はりたることがあると、古語を引くなり、五子之歌に、一人三失、怨豈在明、不見是圖と云は、心つかぬ少し計りのうらみも、大そうになるから、氣つかねばならぬ

(天徳可畏、以其輔誠、人情大可見、以小人難安) 往盡乃心、無康好逸豫、乃其父民、往當盡汝心、爲政、無自安好逸豫、寬身、其乃治民、我聞曰、怨不在大、亦不在小、惠不惠、懋不懋、不在大、起於小、不在小小、至於大、言怨不可爲、故當使不順者順、不勉者勉、已、汝惟小子、乃服惟弘、王、應保殷民、已乎、汝惟小子、乃當服行德政、惟弘、大王道、上以應天、下以安我、所受殷之民衆、亦惟助王、宅天命、作新民、弘、王道、安殷民、亦所以惟助王者、居順天命、爲民日新之教、) 此は上の明徳を云ふなり、惇、瘵、は、いたみ、やまひなり、乃身に、いたみ、やまひありとして、つゝしめや、これまで、殷がわるい政をして、民をくるしめた、それは己身に病あるが如くにて、これは去りたいと思ふが如く、去るがよい、敬哉と、つゝしみて去れと仰せらるゝなり、呂東萊は、其方年若いから、我は東方の長大名になりて、富貴榮耀をなさんなど、思ふな、今までとは違ひ、自ら我は身に、いたみやまひを得たと思ひて、民を治むるに、つゝしむがよい、いかんと云ふと、他國とは違ひ、殷紂の餘風ある惡民を、ひ

と云こと、此は怨と云ものは、大いに計り、あるものでもなく、小とかがることでもない、唯うらみを、うけると云ものは、めぐむべくして、めぐまぬからおこる、骨折じやと、人をほむべきを、愛をせぬと、うらみる、又つとむべきを、つとめぬと、うらみらるゝ、骨を折て、つとむべきを、つとめぬと、世話してくれぬと、うらみる故、少しのこと、氣がつかねばならぬ、林少穎の説じやが、妙なり、故當使不順以下の註は、剛るがよい、服は、行にて、おこなふなり、弘、王、應、保、殷、民、弘、王、は、王道をおしひるめて、民の心に應じて保するがよい、民より、かくしたいと、おもふ心に、かなふなり、益稷に惟動不應後志とある、これなり、下に應ずるが、上以應天なり、孟子の得天下有道、得其民、斯得天下矣、得其民有道、得其心、斯得民矣、得其心有道、所欲與之、聚之、所惡勿施爾也とあり、民のいやがることはせざるが、應保するなり、助王は、天子をたすけてとも、王者王道をたすけて、周の天命を、宅と、やすんじ、さだめるがよい、一體殷の國は、周に於ては、敵じやから、兎角謀叛にても、したがが、それが、よくなつくは、天命のやすんずるなり、殷



も六百年つゞきて、よかりしかども、殷紂にて、さん  
く風の風俗になりし故、其大惡民を變化して、良民に  
なせと云ふ辭じや、それを、朱子は作新民、作をおこ  
すと、大學によむは、あやまりなり、これは、善にうつ  
しなせと云ふことなり、

王曰、嗚呼、封、敬明、乃、罰、人有、小  
罪、非、眚、乃、惟、終、自作、不、典、式、爾、  
有、厥、罪、小、乃、不、可、不、殺、乃、有、大  
罪、非、終、乃、惟、眚、災、適、爾、既、道、極  
厥、辜、時、不、可、殺、

【古註本】 王曰、嗚呼、封、敬明、乃、罰、歟、而、勅、之、凡  
行、刑、罰、汝、必、敬、明、之、欲、其、重、慎、人、有、小、罪、非、眚、  
乃、惟、終、自作、不、典、式、爾、(小罪非過失、乃惟終自  
行、之、自、爲、不、常、用、犯、汝、有、厥、罪、小、乃、不、可、不、殺、  
乃、有、大、罪、非、終、乃、惟、眚、災、適、爾、既、道、極、厥、辜、時、  
乃、不、可、殺、汝、盡、聽、訟、之、理、以、極、其、罪、是、人、所、犯、  
亦、不、可、殺、當、以、罰、有、論、之、)

慎罰のこゝをとり、敬明、乃、罰、刑罰と云ふものは、  
濁亂がありては、すまぬ、愼が第一じや、非、眚、乃、惟、終、  
舜典に皆災、肆赦、怙終、賊刑とあり、又大禹謨に宥過  
無、大、刑、故、無、小、とあり、たとへば、人の小指を切りた  
は小罪じやが、もと其人を殺す氣にてしたるは、惟終  
するなり、其罪は小なりと云へども、其心根がわる  
い、自作、不、典、云々、不、典、は、不、常、に、て、不、法、の、こ、と、じ、や、  
あやまちにてはなく、自ら不法をするの二つは、其罪  
は小なれども殺さねばならぬ、皆はわざはひにて、向  
より来るものなり、或は怪我の類、其怪我にもあら  
ず、本より殺さんとしたるは、始終とも不屈なるもの  
也、又自ら不法を知て、其法度を犯すは、式、爾、と、知、て  
用ゆるは、殺さねばならぬ、用爾、これは春秋誅心の  
法にて、人を殺さうとする悪心じやから、ころす、  
罪小なりとも、ゆるしおかば、又人を殺せばなり、又  
人を殺す、すつぱり刀にて切た、或は鐵砲にて打た、  
それは罪大なり、されども、これは人を殺す氣でな  
く、全くあやまちじや、適爾、は、たまたま、あやまつ  
て、わざはひするにて、偶然じや、手前から白狀して、  
一言の中わけも、御ざりませぬから、いかやうなる罪

科をも、仰付られませう、罪罰をうけませうと云は、  
公羊傳のけんしんの心と云にて、心をたつねてゆる  
すなり、罪人よりありのまゝに、白狀するが、既道極  
厥辜と、既に白狀して、手前より、其つみをきはむる  
者、それは、ころされぬなり、金作贖刑と云ふに、ひ  
としく、これらは過料をとりて、ゆるすなり、

王曰、嗚呼、封、有、叙、時、乃、大、明、服、  
惟、民、其、勅、懋、和、若、有、疾、惟、民、其、  
畢、棄、咎、若、保、赤、子、惟、民、其、康、又、  
非、汝、封、刑、人、殺、人、無、或、刑、人、殺、  
人、又、曰、非、汝、封、劓、刵、人、無、或、劓、  
刵、人、

【古註本】 王曰、嗚呼、封、有、叙、時、乃、大、明、服、歟、政  
教、有、次、叙、是、乃、治、理、大、明、則、民、服、惟、民、其、勅、懋、  
和、民、既、服、化、乃、其、自、勅、正、勉、爲、和、若、有、疾、惟、民、  
其、畢、棄、咎、(化惡爲善、如欲去疾治之、以理則惟  
民、其、盡、棄、惡、修、善、)若、保、赤、子、惟、民、其、康、又、(愛養

人、如安孩兒赤子、不失其欲、惟民其皆安治、非、  
汝、封、刑、人、殺、人、(言得刑殺罪人、無、或、刑、人、殺、人、  
(無、以、得、刑、殺、人、而、有、妄、刑、殺、非、辜、者、)非、汝、封、又、  
曰、劓、刵、人、(劓、截、鼻、刵、截、耳、刑、之、輕、者、亦、言、所、得、  
行、)無、或、劓、刵、人、(所以舉輕、以戒爲人輕行之、)  
有、叙、は、上、た、る、人、が、政、刑、に、つ、き、て、叙、と、つ、い、で、あ、れ  
ば、よ、く、を、ま、る、な、り、古、註、の、如、く、服、す、と、句、を、讀、み  
き、ら、と、あ、と、い、承、や、う、が、な、い、大、明、則、民、服、と、民、既、服、  
化、と、を、ば、劓、る、べ、し、こ、れ、は、刑、罰、を、明、か、に、す、る、こ、と、を  
と、く、な、り、服、は、舜、典、の、五、刑、有、服、の、服、な、り、服、と、は、た  
と、へ、ば、其、罪、の、數、は、三、千、箇、條、あ、る、な、れ、ど、も、刑、は、五、に  
す、る、劓、殺、し、似、せ、金、つ、か、ひ、も、討、首、盜、を、す、る、者、又  
人、に、き、す、つ、け、追、劓、を、す、る、屋、後、を、き、る、の、類、も、討、首  
に、す、る、其、名、目、は、異、な、れ、ど、も、討、首、に、す、べき、は、討、首  
に、す、る、が、服、す、る、に、て、罪、を、吟、味、し、て、其、罰、を、行、ふ、な  
り、其、罪、を、五、刑、に、つ、け、る、に、も、輕、い、と、重、い、と、が、あ、る、  
人、を、殺、す、を、は、り、つ、け、に、す、る、は、上、服、な、り、討、首、に、す  
る、は、下、服、也、時、に、よ、り、て、重、く、も、す、る、輕、く、も、す、る、な  
り、か、や、う、な、る、もの、じ、や、か、ら、五、服、を、ま、ち、が、へ、ぬ、や  
う、に、明、に、す、る、と、きは、民、も、互、に、相、た、し、あ、ひ、て、つ



とめて和順するなり、これが明乃罰の所なり、論語に刑罰不中、則民無所措手足とあり、亂れると云ものは、賄賂をとりて事を曲げるより、おこるなり、呂刑に五過之疵、惟官惟反、惟內惟貨、惟求、とあり、勅はたいすなり、懋和と云は、不孝の刑、不弟の刑、周禮に不孝不弟を刑するは、和せざるによる、和すれば、孝弟になるなり、僖公二十三年の左傳に、卜偃曰、周書有之、乃大明服、己則不明而殺人以逞、不亦難乎と、きりてよむ故、古註はあやまりたるなり、それは斷章取義にて、はたしめて書たるものにて、別事なり、若有疾とは、民百姓のわるいことあるをば、己が疾あるがごとくに、除きたいと、身にひきうけて、世話をやけば、惟民其畢棄咎と、其惡るいことをば、こたくくすてしまふ、註はよい、答はわるいこととなり、奢るからわるい、物にぶせいじやから、わるいと、そのやまひを、さるなり、若保赤子とは、孟子の赤子旬旬、將入井、非赤子之罪也とあるが、此の註によきなり、保は、やすんずるにて、守るなり、赤子を、もりたつるやうにする、よくいたはるなり、豈弟君子、民之父母、樂只君子、民之父母と云ふは、上の仁心を

云ふなり、民を、をさむると云ふものは、わるいことを、せぬやう、わるい方へ、ゆかぬやうにと、をさめる、皆仁愛にて云ふ、これは、子を、もりたつるにて云ふ、井戸へ、子どものはまりこむは、もりやくの者の不調法ぢや、民の罪に陥るは、をさむる役人の不調法ぢや、わるいことをするな、すると刑罰すると教ふるが、よきなり、さやうにすると、民がやすく治まる、若有疾を、孟子の文王視民如傷の語と近く、疾病を保護する人とすると、通ずるやうなれども、あとの棄咎の句にて、さしつかゆるなり、己が身を、疾を、なをさうとするが如く、世話をやく、仁以愛之、義以正之の所なり、赤子をあかごと云ふもあり、楊升庵は尺牘赤牘と通じ、赤は尺と同じく、尺子と云こと、五尺は十歳、六尺は十五さい、七尺は二十歳とするのわりかたにて云なり、どちらでも、よきなり、孺子を保護する如くすれば、民が其れ康と、やすく、又と、をさまる、非汝封刑人云云刑はあしをさる、はなをさる、殺は、大辟なり、非をあらすやと云よりは、あらざるなりと、よむがよい、刑殺するは、王法じや、王法は、天よりなさるゝなり、天討有罪と云ことなり、されば汝封の其

方が、人を刑し、人を殺すにはあらざるなり、天より罰し玉ふなり、天より罰し玉ふなりと云ことなり、無或刑人殺人の無或は、私に我が氣に入らぬ、又われに背く故、殺すと云ことではないぞ、私に人を殺すはわるい、殺すことあることなかれ、古註はわるい、又曰非汝封刑人、古註本の如く非汝封の下に、又曰の字ありて、わるい、上になければならぬ、これは、其方が、はなをさり、足をさるではない、やはり王法をするのじや、王法を行ふは、やはり天に代てするなりと云、非をあらすやとよむは、あさきなり、五刑に、刑の耳きるは無い、劓刑のうち、兼て入てをるなり、此刑をも、私の意に任せて、することなかれとて、無或と戒るなり、

王曰外事、汝陳時臬司、師茲殷罰、有倫、又曰、要囚、服念五六日、至于旬時、丕蔽要囚、王曰、汝陳時臬事、罰蔽殷彝、用其義刑、義

殺勿庸、以次汝封、乃汝盡遜、曰時叙、惟曰、未有遜事、已、汝惟小子、未其有若汝封之心、朕心朕德、惟乃知、凡民自得罪、寇攘姦宄、殺越人于貨、暨不畏死、罔弗懲

【古註本】王曰、外事汝陳時臬司、師茲殷罰有倫、言外士諸侯、奉王事汝當、布陳是法、司敬其衆、及此殷家刑罰有倫理者、兼用之、又曰、要囚服念五六日、至于旬時、丕蔽要囚、要囚、謂察其要辭以斷獄、既得其辭、服膺思念五六日、至于十日、至于三月、乃大斷之、言必反覆思念、重刑之至也、王曰、汝陳時臬事、罰蔽殷彝、陳是法事、其刑罰斷獄、用殷家常法、謂典刑故事、用其義刑、義殺勿庸、以次汝封、義宜也、用舊法典刑、宜於時世者、以刑殺勿用、以就汝封之心所安、乃汝盡遜、曰時敘、惟曰、未有遜事、乃使汝所行盡



順曰是有次叙惟當自謂未有順事君子將與  
自以爲不足已汝惟小子未其有若汝封之心  
朕心朕德惟乃知已乎他人未其有若汝封之  
心言汝心最善我心我德惟汝所知欲其則成  
王所以命已之款心凡民自得罪寇攘姦宄殺  
越人于貨凡民用得罪爲寇盜攘姦宄殺人  
顛越人於是取貨利啓不畏死罔弗懲啓強  
也自強爲惡而不畏死人無不惡之者言當消  
絕之

外事は、内事に對する辭なり、衛の國の人をさす、こ  
れは朝廷より衛に封せられてゆく、陳時泉司は、有司  
のことにて、執法の有司と云ふこと、門の戸泉のけつ  
にて、内外のさかひにたつもの、法をとるもの、陳は、  
のべしくなり、師茲殷罰有倫は、さて殷に行ても、殷  
紂の法は、とるにたらぬことぞ、それより以前六百年  
來のうちに、よいすち道の正しきものを、師とし用る  
がよい、今の清朝なども、我に法を立てず、明のとき  
のよい法をば、やはり其まゝに用ゆ、蕭何が秦法を變  
じたは、先づ人をなつけるためなり、さて天下段々治  
るにつきては、是れはよい、これはわるいと、増損す

るのみなり、大法は動くものではない、註の汝當布陳  
是法司牧其衆の註は、剛るがよい、役人の名目を知ら  
ぬから、あやまれるなり、法と云ふものは、總て古今  
一致なるものにて、周と云へども、殷の法を用るが多  
きと、知るべきなり、孟子に殷受夏周受殷所不辭也  
於今爲烈とあるにても、知るべきなり、又曰要囚服  
念五六日至旬時不蔽要囚とは、要囚謂察其要辭以  
斷獄既得其辭の註は、わるい、さすれば囚要といは  
ねばならぬ、要は、かなめと云ふこと、かなめのとりこ  
と云ふこと、要と約と同じ、しばらくたるとりこと云こ  
と降參したものをば、しばらくとりこにするから、多  
方に要囚殄戮多罪、又云惟時其戮要囚之と云所に  
て、さしつかへるなり、服念は、おもひおもふ、莊子の  
吾服之とあり、刑罰をば、よく定むるなり、念を入れ  
て、おもひさばくなり、どうぞ、生して、やりたいと、  
おもふ、これ考多方開活路と云ものなり、汝刑法の  
ことを、陳列して、殷の常法を定めるがよい、陳時泉  
事が、刑法のこと、殷彝は、殷の常法、蔽は、定めるな  
り、用義刑義殺は、事理にかなふ刑殺、私にころした  
い、足をきりたから、きると云ふことでは、すまぬ、

己が料簡のまゝにしては、すまぬ、勿庸以次云云次  
は、先へゆく、あとへゆくと、手前で差路すること、勿  
庸は、もちゆることなかれなり、乃汝盡遜乃は荀子宥  
坐と致仕の篇に、即に成りてあり、注より後に誤りし  
なるべし、汝盡遜は、其方のすること、物毎順にゆき  
て、いかに、次第よく治りても、いまだよくない、ま  
だゆかぬと思ふがよいと謙退するがよい、それが口  
にて言ふばかりで無く、心より、おもふがよい、註は  
甚よい、古人の注であるべきなり、曰未有遜事已は、  
事にしたがふことが、できぬと云て、やみなんや、し  
たがへと云ふなり、汝惟小子云云は、其方は年若じや  
が、其方ほど、心だてのよいものはない、心も德行も、  
外に知るものはない、朕心朕德、手前の心、手前の徳、  
そこもと自らよく知て行ふなり、注の通りなれば、成  
王自ら云ふになるなり、凡民自得云云、自ら罪をなす、  
寇はあた、攘はぬすむ、姦はあく、宥は、わるい、殺は、  
ころす、越は、たをす、追剝追ひ落して、こゝにたか  
らとる、暨は、心つよい貌、自己が罪惡をなすなり、こ  
れはゆるされぬ罪人じや、舜典に、蠻夷猾夏寇賊姦宄  
とあり、人をころすものは、殺すが法じや、漢の高祖秦

の法を三章に約したるも、人をころすものを、殺すの  
法は、除かれぬ、  
王曰封元惡大懲、矧惟不孝  
不友、子弗祗服厥父事、大傷厥  
考心、于父不能字、厥子、乃疾  
厥子、于弟弗念天顯、乃弗克恭  
厥兄、兄亦不念鞠子哀、大不友  
于弟、惟弔茲、不于我政人得罪、  
天惟與我民彝、大泯亂、曰乃其  
速由文王作罰、刑茲無赦、  
【古註本】王曰封元惡大懲矧惟不孝不友、大  
惡之人、猶爲人所大惡、况不善父母、不友兄弟、  
者乎、言人之罪惡、莫大於不孝不友、子弗祗服  
厥父事、大傷厥考心、爲人子、不能敬身、服行父  
道、而怠忽其業、大傷其父心、是不孝、于父不能  
字、厥子、乃疾厥子、於爲人父、不能字愛其子、乃



疾惡其子是不慈。子弟弗念天顯，乃弗克恭。厥兄於爲人弟，不念天之明道，乃不能恭事其兄。是不恭。兄亦不念鞠子哀，大不友于弟。爲人兄亦不念稚子之可哀，大不篤友于弟。是不友。惟弔茲，不于我政人得罪，惟人至此不孝不慈，不友不恭，不於我執政之人得罪乎。道教不至所致。天惟與我民彝，大泯亂。天與我民五常，使父義母慈，兄友弟恭，子孝而廢棄不行，是大滅亂天道。曰：乃其速由文王作罰，刑茲無赦。言當速用文王所作違教之罰，刑此亂五常者，無得赦。元惡は、大惡人じや、前の寇攘姦宄の類をさすなり、ましていはんや、親に不孝、兄に不弟をや、寇攘姦宄は、人倫の外のものじや、さやうのものは、人とはせぬ。孟子の飽食煖衣、逸居而無教、則近於禽獸とあり、又人之所以異於禽獸者幾希矣とあり、人倫中に於ては、不孝不弟をば、きつく悪んだものじや、孝經に、五刑之屬三千、而罪莫大於不孝とあり、周禮にも、不孝不弟の罪を重しとするから、不孝不弟のことを、詳にとくなり、祗服は、つつしみて、つかへまつり、事をおこなはざれば、ならぬ、論語にも、今之孝者、是謂能

養、至於犬馬皆能有養、不敬何以別乎とあり、祭義に身也者、父母之遺體也、行父母之遺體、敢不敬乎、居處不莊、非孝也とあり、父事は、親の業をつぐこと、中庸に夫孝者、善繼人之志、善述人之事者也、身をも敬し、親をも敬するなり、考の字は、死てより云ふ字なり、おやの生世ばかりでない、死んだるあとも、其業ををさむることを云、さて子たるもの、心得ちがひ有ては、すまぬ、字は、子をふびんがること、子をふびんがるには、教へ導びかねばならぬ、慈養は、からだばかりでない、心をやしなはねばならぬ、孟子に大小の養あるを見るべきなり、疾厥子は、疾はやましむにて、害するなり、子を、だいなしにすると云こと、子弟弗念天顯、天顯は、天の顯道なり、人道と云ふものは、天のあきらかなる道にて、兄たるもの、弟に物を教てもくれ、又抱きかゝへもする、思もある、それを恭せずして、蔑如するは、不埒なることなり、不念鞠子哀は、鴟鴞(詩經の篇)に、恩斯勤斯、鬻子之鬻斯、蓼莪(同上)に、哀哀父母、生我劬勞、又父兮生我母兮、鞠我、子をやしなふほど、父母の劬勞なことはない、されども、貧窮にせまれば、子の多きをくるしみ、聞

びくこともある、子が死すれば、かなしむ、親が其子を殺すと云ことも、子を育することの劬勞に、かなしむによる、かくの如く親の劬勞して、育てたることをも思はず、弟を大切にせぬ、父子兄弟不和なれば、政をとる人から罪を得ずしては、すまぬ、きつと得るなり、注の政をとる人の不調法じやと云ふは、わるい、天惟與我民彝云云、天よりは、五常五倫を興へ玉ふを、大に混亂すと、ほろぼしてしまふ、彝と云ふは、父子兄弟夫婦相愛すを云なり、皐陶謨に、天叙有典とあるなり、文公十八年の左傳に、五典をときたるを、此註は、とりたるなり、されども、中庸孟子に云ふかたが、宜しきなり、曰乃其速云云、もし不孝不弟のやつばらが出来たならば、文王のなされたる作罰によりて、刑に行ふて、ゆるさぬがよい、此文によりて見れば、文王は不孝不弟をば、甚にくみ玉ひ、別段に刑罰の定めを、つよくなされたと見ゆるなり、

敷造民大譽、弗念弗庸、瘝厥君、時乃引惡、惟朕慙、已汝乃其速、由茲義、率殺亦惟君、惟長不能、厥家人、越厥小臣、外正、惟威惟、虐、大放王命、乃非德、用又汝亦、罔不克敬、典乃由裕、民惟文、王之敬忌、乃裕、民曰、我惟有及、則予一人以懌。

【古註本】不率大憂、矧惟外庶子訓人、憂常也、凡民不循大常之教、猶刑之無赦、現在外堂衆子之官、主訓民者、而親犯乎、惟厥正人、越小臣諸節、惟其正官之人、於小臣諸有符節之吏、及外庶子、其有不循大常者、則亦在無赦之列、乃別播敷、造民大譽、弗念弗庸、瘝厥君、時乃引惡、惟朕慙、汝今往之國、當分別播布德教、以立民大善之譽、若不念我言、不用我法者、病其君道、



是汝長惡。惟亦惡汝。已汝乃其速。由茲義率殺。亦惟君惟長。汝乃其速。用此典刑。宜於時世者。循理以刑殺。則亦惟君長之正道。不能厥家人。越厥小臣。外正。惟威惟虐。大放。王命。乃非德。用父。爲人君長。而不能治其家人之道。則於其小臣。外正官之吏。並爲威虐。大放。棄王命。乃由非德。用治之故。汝亦罔不克敬。典乃由裕民。惟文王之敬忌。常事人之所輕。故戒以無不能敬。常汝用寬民之道。當惟念文王之所敬忌。而法之。乃裕民。曰。我惟有及。則予一人以懌。汝行寬民之政。曰。我惟有及於古。則我一人以此悅。懌汝德。

不率大憂云云。率是從ふなり。憂常也。はわるい。孔穎達は、音かい。かつと通しさせる。かい。かつ通ずるは、孟子に容易通じ用ふ、一言の轉なり。楷に通せしめて、大なるのりと讀ましむるは、誤りなり。書の益稷に、憂擊鳴球とあり、うつなり。これは民の教に従はざるものは、大にうたねばならぬ、ましていはんや、庶子訓人をや、庶子は周禮の文王世子に出て、庶人ををしふるやくじや、人を教ふるものは、親子兄弟不

和にてはすまぬ、註の大常を、五常になをすべし、文王世子に、庶子の正於公族者、教之以孝弟睦友子愛、朋父子之義、長幼之序とあり、正人とは、うはやく人、越は及なり、諸節は、符節のわりふを司るもの、注の於を及になをすべし、又註の及外庶子の四字剛るべし、節を、せつをやとよみて、それでも五常のをしへに從はぬものは、うつと云は、よくない、これは、もろくの節ある人も、乃別にしきほどこし、民に大譽をつくと、あとの文句へかけるがよい、乃別にとつみを云、別に上の教に背き、異義を立る也、何にか邪義異義浮言流言などの、わるいことをして、やんやと、ほめらるゝことをなす、違道求譽なり、これは一體上の思召は、よくない、我が料簡は、かうじやと云なり、道ではなく、人にほめられやうとする也、弗念弗庸云云は、君をもおもはず、法をも用ひず、其君をやましむ、註は康叔のやうにといたが、さうではな、時乃引惡これ即ち惡事を増長するやつじや、引は、長くするなり、惟朕怒これ我を、にくむであらう、これは其正人小臣に流言浮言不忠不法を、するやつを云ふなり、已汝乃其速云云已は、さう惡心が有て

は、許されぬ、やみなんや、うちすておかれぬ殺せと仰せらるゝなり、已は、やまれぬ、さしゆるすことばできぬ、其速に義刑義殺を以て殺せと、文王の作罰を用て、ゆるすことなかれと云ことにて、此の義によりて、作罰に従て、ころせと云なり、亦惟君惟長不能厥家人の則、亦以下の註は、剛るがよい、惟君と、一國の君となり、惟長と、おさやく人となるものは、其家内ををさめることが出來ぬ、舜典の柔遠能邇とある如く、遠を、よくとりをさむることはできぬ、小臣外正は、外に在て民のかしらするもの、刑罰を以て惟威と、をとし、惟虐しいたげ、手あらく威光をふるひて、下をしいたげるやつばら、放王命とは、書方命祀族、孟子には方命虐民とあり、大に王命に違ふなり、放方同じ字にて、おくと云ことにて、さしおくなり、たがひそむくことを云ふ、王安石の字説に、丸いものは、運轉して行、方者は、不動而居と、上から命をうけても、下へは布かぬ、上にては、よく治めよと、仰らるゝを、さしおきて用ひざるなり、それは、とんと徳化を用て下を治むるものでない、汝亦罔不克敬、典、典は常法、常法を、敬と、よくつゝしみ、うやまはねばな

らぬ、裕は、民をゆたかにすること、寛裕にしてをさめること、呂刑の寅忌敬忌も同、つゝしみ、おそれ、は、いかることなり、忌は、いみねたむことに用ふるが、一義なり、此れはかうしたならば、天命に違はん歟、かうしたならば、民に背かれんやと、おそれつゝしむことなり、常は、常法にて、重いこと、それを注に常事と、平常のことにするは、ちとわるきなり、曰我惟有及は、粗古人の民を治めたるやうに、及はれるならば、則ち予一人の天子が御悦なざるゝなり、古之人古之道にも、追ひつかれさうじや、まけまいと云ふ事、王曰、封、爽、惟、民、迪、吉、康、我、時、其、惟、殷、先、哲、王、德、用、康、又、民、作、求、矧、今、民、罔、迪、不、迪、不、迪、則、罔、政、在、厥、邦、

【古註本】王曰、封、爽、惟、民、迪、吉、康、(明)惟、治、民、之、道、而、善、安、之、我、時、其、惟、殷、先、哲、王、德、用、康、又、民、作、求、我、是、其、惟、殷、先、哲、王、之、德、用、安、治、民、爲、求、等、矧、今、民、罔、迪、不、迪、不、迪、則、罔、政、在、厥、邦、(治、民、



乃欲求等般先智王況今民無道不之言從教也

不以道訓之則無善政在其國也 封爽惟民云云封あきらかに民をおもふ爽は明なり 惟は思ふなり迪はみちびくなり大詰に弗造 哲迪民康と同例なり民を思ふてよくやすい所へみちびくやうにせよ注は剛るがよい般紂はわるいが其先代の徳義をおもひて用康又とやすんじをさめて作求とひとしからんことをもとむ述はたぐひなりひとしきなり般の先哲王にたぐひすることをもとむ求述仇皆同くたぐひなり詩の關係に好述とし兎置には好仇に作る民と云ふものはよく導けばゆかざることなし罔迪不適なり導くとよい道にゆくものなり論語に道之斯行級之斯來とあり道びかざれば政の其國にあることなきなり導くが政のあるなり

王曰封予惟不可不監告汝德之說于罰之行今惟民不靜未戾厥心迪屢未同爽惟天其

罰極我我其不怨惟厥罪無在大亦無在多矧曰其尙顯聞于天

【古註本】王曰封予惟不可不監告汝德之說于罰之行我惟不可不監視古義告汝施徳之說於罰之所行欲其勤徳慎刑不惟民不靜未戾厥心迪屢未同假令今天下民不安未定其心於周教道屢敷而未和同設事之言爽惟天其罰極我我其不怨明惟天其以民不安罰誅我我其不怨天汝不治我罰汝汝亦不可怨我惟厥罪無在大亦無在多矧曰其尙顯聞于天民之不安雖小邑少民猶有罰誅不在多大況曰不愼罰明聞於天者乎言罪大 曰封予云云王の曰封よ古のことにかんがみ見さればならぬ古の賢人は先生なり此てくるなり註の說於の於字を與の字になをしてとよむなり汝に徳之說と罰之行とをつぐる しかる所に今惟民の不靜は武庚祿父が難がおこるいまだ厥心が定まらぬ未戾は不定なり迪と

康乃心顧乃德遠乃猷裕乃身以民寧不汝瑕疹

【古註本】王曰嗚呼封敬哉無作怨勿用非謀非蕪言當修己以敬無爲可怨之事勿用非善非蕪言當修己以敬無爲可怨之事勿用非善敏德信則人任焉敏則有功用康乃心顧乃德遠乃猷用是誠道安汝心顧省汝德無令有非遠汝謀思爲長久裕乃以民寧不汝瑕疹行寬政乃以民安則我不汝罪過不絕亡汝 敬哉は萬事をつししみ政をつししみ人に怨をうくることをするな論語に在邦無怨在家無怨ともしみ放利而行多怨五子之歌に一人三失怨豈在明不見是圖人にうらみられては人を治むることは出来ぬ非謀とよいはかりごとでなく非蕪と當法でないことは行ふてはすまぬ注はよきなりいかにもよく蔽とこの忱を決断して定むるなり蔽は周禮にさだむとつかふ誠心實意をさだむるがよい事はよくつとむるがよいつとめざれば出来ぬ忱は己が信あれば上たる人已れにまかせると

ふみ行ふ所が屢未同と一やうにまいらぬ多方に爾乃迪爾不靜と安穩の時節でない周の民といまだならぬ條の詩に制屢と迪屢と同語例なり反覆して屢未同と一やうにならぬ汝を多方に導けども未和と同く靜にすることが出来ぬから天より御罰しなざるであらう爽と明かに天を思ふにそれ我を罰極せん此方の徳の至るから天を怨るわけはないなり汝不治以下の注けづるがよい般の民のおさまらぬは我がしかたがよくないと謙退して仰せらるゝなり惟厥罪無在大は自らのつみを仰せらるゝ言なりつみは必しも大にあるでもない小もつみじや又多々あるものでもない少しにても罪じや罪あれば天の誅罰を蒙る矧以下はおれば徳があるからに天に聞ゆると云ふことなかくよりてもつかれぬと謙退なさるゝなり註はやくにたぐぬ酒誥に庶群自酒腥聞在上とうらあはせのやうじや

王曰嗚呼封敬哉無作怨勿用非謀非蕪蔽時忱不則敏德用



上に立て人を信ずると、人がひきうけて、うちまかせ  
てつとむると、二義なり、不則敏徳、周禮師氏三徳の  
敏徳は、徳の字は軽く、敏が重い、徳は行と云字にな  
る、周禮によるせつなり、大禹謨に、政乃又、黎民敏徳  
とあり、丕と、おほいにのつとりて、徳を敏するなり、  
敏は、とくつとむるなり、康は、いかに、己が心を  
さはがしく、亂れては出来ぬ、おとしつけて、するが  
よい、これ以て乃心をやすんずるなり、願は我身に立  
もどりて、徳行をさめるなり、曾子曰、三省吾身、  
此は心と徳と別にする、徳を心ですまます善業善心な  
り、遠乃猷、猷は、はかりごとなり、はかりごとは、遠  
いがよい、思慮工夫があさくては、できぬ、遠大なる  
がよい、眼前をはかるは、わるい、裕乃以民寧若し徳  
汝が身に、裕と、ゆたかならば、乃の下に、身の字脱し  
たるなり、加へて見るがよい、寛はゆつたりとしたこ  
と、寛裕と用ふ、以民寧云は、一國の民が、安寧な  
らば、汝を、とほざけすてまい、詩經不我遐棄とあ  
り、瑕を遐と通じて、とほざけ、たすすと、よむ、瑕を、  
玉のきずとして、きずものじやと云て、すてはせぬ、

王曰、嗚呼、肆汝小子封、惟命不

亡汝は、剛るがよい、無我殄と云は、よければ大名に  
する、わるければ、あいつ役に立たぬとて、我にた  
れぬやうにするがよい、國民をうけて、さいはひをう  
けることを、享と云なり、明乃服命、行ふ所の命令が、  
大切じや、不時では、すまぬ、明白にあきらかにいた  
せ、高乃聽は、下劣卑劣を、きつては、すまぬ、されど  
も、亡國の君は、たはいいもないことを、きつて悦ぶ  
ものなり、先哲王の言を聞がよい、これ前の明德慎  
罰するが、聽を高くすることなり、敬典、常法のこ  
と、聽朕告云、汝は、われよく汝に申しさかせること  
を、よく用るならば、子孫長く殷民を以て、世世子孫  
國を保ち享るであらんと仰らるゝなり、

酒誥第十二

これもやはり康誥のうちにて、酒をいましめたる  
より、酒誥と云なり、韓非子の説林のうちには、こ  
れをば、やはり康誥曰とかきたり、詩の邶鄘衛を、  
左傳の觀樂に衛風とするの例じや、次の梓材も、康  
誥のうちじや、酒と云ふ者は天の美祿也と、古人も

于常、汝念哉、無我殄、享、明、乃  
服命、高乃聽、用康、又、民、王若曰、  
往哉、封、勿替敬典、聽朕告、汝、乃  
以殷民世享、

【古註本】王曰、嗚呼、肆汝小子封、惟命不于常、  
以民安則不絕亡汝、故當念天命之不於常、汝  
行善則得之、行惡則失之、汝念哉、無我殄、無絶、  
棄我言而不念、享明乃服命、章有國士、當明汝  
所服行之命令、使可則、高乃聽、用康又、民、高汝  
聽、聽先王道徳之言、以安治民、王若曰、往哉、封  
勿替敬典、汝往之國、勿廢所宜敬之常法、聽朕  
告、汝乃以殷民世享、順從我所告之言、即汝乃  
以殷民、世享國、福流後世、  
嗚呼、肆云、肆の字、衍文ならん、惟命不于常、天命靡常  
は、常はかはらぬこと、不于常とは、かはり勝手なる  
ものじや、よければ、うつり、わるければ、失てしま  
ふ、大學にこれをよく引、惡人を去て、善人へうつる  
が、天命じや、伊訓に是上帝不常、注の以民安則不絶

ほめたるものなれども、わるいことがあるから戒  
るなり、詩經の賓之初筵(篇名)に酒をのむことを  
戒てあり、さて人心と云ふものは、小天地にて、さ  
らばとて酒も飲ます色欲もないと云ふものは、天  
地に風雨なく、晴通しに晴るやうなものじや、さら  
ばよいとて、飲つゞけや、多房多淫は、風の吹つゞ  
け雨の降つゞけのやうなものじや、男女飲食の欲  
にも限りあるものじや、佛老の無欲になると、人種  
がつきてしまふ、此の天地の大廓寥落の間に、雲雨  
おこるで、草木もでき、男女の情欲あるより、萬物  
生々してやまぬ、さるにより、聖人は欲を寡くせよ  
節にするがよいとは仰せらるれども、無欲とは仰  
せられぬ、抑るはいかんと云ふと、人欲を絶にする  
と天理滅するに至るなり、慾は道なり、其道を節に  
するが、天理滅せぬなり、酒も飲みて精を養ふには  
よい、氣を和する程なればよい、されども、ほどよ  
い加減に飲れず、段段上りに上りて、殷紂の長夜の  
飲となる、長夜の飲となれば一身亂る、一身亂れる  
と、下たるもの上を見習ふて、こそつて飲にいた  
る、さに及ぶと天下亂るゝに至るなり、それでは、



たまらぬ故、戒めたるものなり、とかくちよいと飲  
と云ふことは出来ぬものにて、風雨の降つゞけ吹  
つゞけとなるものなり、五雜俎に聖人を十分とし  
て、酒を飲まぬものは、五分は行なりと云は妙な  
り、されども其もとは宋人の語を手前のやうに書  
たるなり、此酒誥は、殷紂が酒を飲みて、一身亂れ  
天下亂れたり、上を見習て飲たるより、殷のものど  
も上下ともに、酒を嗜しむ、そこで酒誥を作りて、  
殷國のわるい風俗を化するやうにと、飲むべきこ  
とと、飲で國家を滅すに至ることを詳に説なり、

酒誥

【古註本】酒誥康叔監殷民殷民化紂  
嗜酒故以戒酒誥

王若曰、明大命于妹邦、乃穆考  
文王肇國在西土、厥誥毖庶邦  
庶士、越少正御事、朝夕曰、祀茲  
酒、惟天降命、肇我民、惟元祀、天

降威我民用、大亂喪德、亦罔非  
酒惟行、越小大邦、用喪亦罔非  
酒惟辜

【古註本】王若曰、明大命于妹邦、周公以成王  
命誥康叔、順其事而言之、欲令明施大教命於  
妹國、妹地名紂所都、朝歌以北是、乃穆考文王、  
肇國在西土、西土岐周之政、厥誥毖庶邦庶士、越少  
正御事、朝夕曰、祀茲酒、文王其所告、慎衆國衆  
士、於少正官、御治事、吏朝夕勅之、惟祭祀、而用  
此酒、不常飲、惟天降命、肇我民、惟元祀、惟天下  
教命、始令我民知作酒者、惟爲祭祀、天降威我  
民用、大亂喪德、亦罔非酒惟行、天下威罰、使民  
亂德、亦無非以酒爲行者、言酒本爲祭祀、亦爲  
亂行、越小大邦、用喪亦罔非酒惟辜、於小大之  
國所用喪亡、亦無不以酒爲罪也、  
王若曰、馬融本には成王若曰とあり、成王はおくり名  
ではない、骨格成就したから、成王と云ふと云ふは、

愚の甚しきなり、大命とは、大切なる大なる號令を、  
殷の國に明にする、妹は衛の都近所の地名、衛風には  
沫に作、沫之東と云ふものこれなり、注の順其事而言  
之は、あやまり、若は虚字なり、實事にはない、穆考の  
穆を、昭穆の穆とするはあやまり、徳を稱するな  
り、丕顯考とも云、詩經に穆穆文王とも云ふ、穆  
は、つゞしむなり、人は物毎つゞしむ深ければ、おく  
ゆかしきものなり、穆を幽遠の貌とするも、それから  
なり、一體昭と云は、南向にてあきらかなること、穆  
と云ふは、北向にてうす暗きことなり、武王を昭考と  
云ふも、皆徳を稱することなり、穆は敬也とも云ふ、  
物は不つゞしみになると、おからさまになるものな  
り、それからつゞしみのふかく幽遠に見ゆると、徳を  
稱するなり、肇國は、文王國を肇られて、岐周におい  
ておこる、岐周は西のはてなり、牧誓に逖矣西土之人  
と云ふは、これなり、誥毖は、諸大名諸士まで、つげい  
ましめらるゝなり、朱子は戒慎也と説いた、よい先祖  
がたのまつりにも用ひよ、人の飲むは、鬼神に供へる  
あまりをのむなり、注の於少正官の於を、及になをす  
がよい、惟天降命は、天より命を降して酒をつくるや

文王誥教小子、有正有事、無  
彝酒、越庶國、飲惟祀、德將無  
醉、惟曰、化我民、迪小子、惟土物

うになつた、肇我民はじめて酒をつくることを覺えた  
る也、それはいかんと云ふと、本鬼神にするゝむる爲  
につくりしなり、儀狄酒を造る、魏文帝の短歌行に杜  
康のつくると云ひ、戰國策に儀狄がつくることを云  
ふ、思ふに酒はふるくありて、儀狄杜康は酒をつくる  
の上手なるものなるべし、孟子(文闕く)酒と云ふも  
のは、匂ひの高いものじやから、鬼神もうける道理な  
り、祭りにのむには正しくしてのむ、威は罰なり、酒  
の爲に徳業を亂り失ふものなり、放埒になり惰弱に  
なるなり、酒をすこせば躍り狂ひて家國天下をも失  
ふ、國の亡るはいかんと、其もとを尋ると、人君たる  
もの酒のみて不埒より亡る、不埒のものは酒にあら  
ざることなし、孟子に樂酒無厭之謂亡と有、越小大  
邦と云ふは、これまで酒をのみて、亡びたる大小名が  
多い、殷紂計りではない、皆酒からおこりしなり、



愛厥心 臧聰祖考之彝訓 越小大德 小子惟一

【古註本】文王誥教小子有正有事無彝酒小子民之子孫也正官治事謂下羣吏教之皆無常飲酒越庶國飲惟祀德將無醉於所治衆國飲酒惟當因祭祀以德自將無令至醉惟曰化我民迪小子惟土物愛厥心臧文王化我民教道子孫惟土地所生之物皆愛惜之則其心善聰聰祖考之彝訓越小大德小子惟一言子孫皆聰聰父祖之常教於小大之人皆念德則子孫惟專一焉

小子は、年若のもの、わかいものが飲むとわるいから云ふ、多くは滅法界なことをするものなり、注の民之子孫は、をかしまなり、酒を年若の者にのませるは、拔身を子供に飲ませるやうなものじや、有正は上やく人、有事は、下やく人なり、無彝酒とは、祭りか祝儀ことばかりにのみ也、平日は、のまぬがよいと云ふなり、彝酒を韓非の説林に常酒也とくを以て見れば、古語ははやすめぬことと見えるなり、德將無醉とは、

珍は、しいたげたつなり、東照神君は金を人に與へ玉ひて、其包たる奉書紙をば、しまいおけと仰せられしことあり、土井大炊頭五寸ばかりの絹糸の切れを、ひろひて、近習の者にしまひおけと預けられて、三年過て、先達て預け置たる絹糸を出せと有りしに、其人腰下より出したれば、よく持たりと加増せられしとあり、少しの者も、兪略にせざるなり、水戸の義公も、少しの紙の白きをもたくはへ、安りにし玉はざりしとなり、聰聰は、耳にきくとの、あきらかなるを云ふなり、一盃飲て躍るくらゐは、よからうと云ふは、わるい、旅藝に不矜細行、遂累大德とあり、さらばと云て堅く律義なものと云ふ者も、親に不孝なる者がある、小さい事じやからよいと云ふなと戒められ、よく先祖よりの常法を聞きおいて、きつと守て、大はもとより、小もつゝしみて、小じやからよと思ふな、大と一におもふがよいとをしへ玉ふなり、注の於小大之人以下剛るべし、

妹土嗣爾股肱 純其藝黍稷 奔走事厥考厥長 肇牽車牛遠服

賈用孝養 厥父母 厥父母慶自洗腆 致用酒

【古註本】妹土嗣爾股肱純其藝黍稷奔走事厥考厥長今往當使妹土之人繼汝股肱之教爲純一之行其當勤種黍稷奔走事其父兄肇牽車牛遠服賈用孝養厥父母農功既畢始牽車牛載其所求易所無遠行賈賣用其所得珍異孝養其父母厥父母慶自洗腆致用酒其父母善子之行子乃自潔厚致用酒養也

此はかう云ふときは、飲てよいと云ふことを教ふるなり、妹土は、衛の國と云ふこと、民へ仰せらるゝなり、嗣爾股肱は、手足のはたらきをさして云ふ、毎日出精すること、耕作のことに、骨折て、父や兄に事へよと教へ玉ふなり、注の繼汝股肱之教爲純一之行までは剛るべし、誤りなり、きこえぬなり、牛車は、荷車なり、人は馬の車にのるなり、牛車は荷をのみつむなり、さて耕作出精して、出来あがつた米をば、年貢に出し、其あまりをば賣るを云ふ、孝心を以て養ふを云ふなり、孝の字はやしなふと云字なり、祭統に孝養也



とあり、論語にも今之孝者は謂能養至於犬馬皆能有養不敬何以別乎とあり、父母がそれを悦ぶならば、人手にかけず、自身にて洗てあつく父母に與へ、其あまりを飲めと云ふことなり、洗を潔白とするは、おだやかならず、飲食にかゝるがよい、注の通りにすると、出ものになるなり、是までが民にをしゆるなり、

庶士有正、越庶伯君子、其爾典聽朕教、爾大克羞考惟君、爾乃飲食醉飽。

【古註本】庶士有正、越庶伯君子、其爾典聽朕教、衆伯君子、長官大夫、統衆士有正者、其汝常聽我教、勿違犯、爾大克羞考、惟君、爾乃飲食醉飽、汝大能進老成人之道、則爲君矣、如此汝乃飲食醉飽之道、先戒群吏、以聽教、次戒康叔、以君義。

これからは、役人に教ふるなり、家老用人庶伯とも教を聞て守れ、己が老人の親か君とかにすゝめば、其時

内省不疚、夫何憂何懼、中庸に君子内省不疚、無惡於志とあり、其他荀子孟子にも多きなり、これは大切なことじや、宋儒のするは禪定に似てをれども、すみにてよきほどの行、中とは過をおさへる辭なり、酒をのむともよきほどになせ、古道の字穩ならず、蔡沈の反觀内省の方がよい、羞は飲食をすゝめること、先祖の祭りのそなへものをするが、饋祀なり、其ときは安逸にせよ、逸は放逸の逸なり、勞逸の逸は、平日苦勞するから、燕樂する、それは勞の裏になるなり、今の安樂なり、祭のあとで酒燕をする也、祭りのときのみにて、平日はのまぬなり、注はあやまりてよく無い、本意を知てをればよきなり、これまで百姓、役人、王、と三段に戒めてかきたるなり、惟王正事之臣とあるは、さやうに心得るならば、其方も王の正事の臣であるぞと仰せらるゝなり、康叔も後には御役人になり玉ふ、正事は役人なり、三有事三事大夫、甘誓に六事之人とあり、注の汝能以進老成人爲醉飽、までは誤りなり、剛るがよい、左やうに心得てをれば、茲亦惟天も汝の元徳に御したがひなされ、民にも永く

は相手になりて、酔ても飽てもよいと云ふなり、よい程にと注し、教の辭にするはあやまり也、剛るべし、やくにたゝぬ、

不惟曰、爾克永觀省、作稽中德、爾尙克羞饋祀、爾乃自介用逸、茲乃允惟王正事之臣、茲亦惟天若元徳、永不忘在王家。

【古註本】不惟曰、爾克永觀省、作稽中德、我大惟教汝曰、汝能長觀省古道、爲考中正之德、則君道成矣、爾尙克羞饋祀、爾乃自介用逸、能考中德、則汝庶幾能進饋祀於祖考矣、能進饋祀、則汝乃能自大、用逸之道、茲乃允惟王正事之臣、汝能以進老成人爲醉飽、以考中德、爲用逸、則此乃信、任王者正事之大臣、茲亦惟天若元徳、永不忘在王家、言此非但正事之臣、亦惟天順其大徳、而佑之、長不見忘在王家、これは康叔にをしへらるゝなり、觀省は反觀内省なり、宋儒はよく云ふことなり、論語吾日三省吾身、又

忘られずして、いつまでも其位をたもつであらうと云ふことを、在王家とは云たるなり、茲亦惟以下は、前の作稽中徳と云ふを承て、くゝりたるものなり、

王曰、封我西土、裴祖邦君御事、小子尙克用文王教、不腆于酒、故我至于今、克受殷之命。

【古註本】王曰、封我西土、裴祖邦君御事、小子尙克用文王教、不腆于酒、我文王在西土、輔訓往日國君、及御治事者、下民子孫、皆庶幾能用上教、不厚於酒、言不常飲、故我至于今、克受殷之命、以不厚於酒、故我周家至于今、能受殷王之命。

西土の國文王武王をたすけて、國を興したる諸大名より、小子に至るまで、こひねがはくは、文王の教を用ひて、酒にあつたものは、一人もない、此腆の字、典の字と通じさせて、彝酒常酒せざるとするがよい、周のものは、よく酒を戒るから、殷の天命を此方へうけ



とりたるは、酒にあつからざるによるなり、典彝常も、つねなるにより、つねにせずとするもよい、

王曰、封我聞、惟曰、在昔殷先哲、王迪畏天、顯小民、經德秉哲、自成湯、咸至于帝乙、成王畏相、惟御事厥業、有恭不敢自暇自逸、矧曰、其敢崇飲、越在外服、侯甸男衛邦伯、越在內服、百僚庶尹、惟亞、惟服、宗工、越百姓里居、罔敢湫于酒、不惟不敢、亦不暇、惟助成王德、顯越尹人、祇辟、

【古註本】王曰、封我聞、惟曰、在昔殷先哲王、迪畏天、顯小民、聞之於古、殷先哲王、謂湯、蹈道畏天、明著小民、經德秉哲、自成湯、咸至于帝乙、成王畏相、能常德、持智、從湯、至帝乙、中間之王、猶

保成其王道、畏敬輔相之臣、不敢爲非、惟御事、厥業、有恭、不敢自暇自逸、惟殷御治事之臣、其輔佐畏相之君、有恭敬之德、不敢自寬、自逸、矧曰、其敢崇飲、崇聚也、自暇自逸、猶不敢、況敢聚會飲酒乎、明無也、越在外服、侯甸男衛邦伯、於在外國、侯服、甸服、男服、衛服、國伯、諸侯之長、言皆化湯畏相之德、越在內服、百僚庶尹、惟亞、惟服、宗工、於在內服、治事百官衆正、及次大夫、服事尊官、亦不自逸、越百姓里居、於百官族姓、及卿大夫致仕、居田里者、罔敢湫于酒、不惟不敢、亦不暇、自外服至里居、皆無敢沈湎於酒、非徒不敢、志在助君敬法、亦不暇飲酒、惟助成王、德顯越尹人、祇辟、所以不暇飲酒、惟助其君、成王道、明其德、於正人之道、必正身敬法、其身正、不令而行、  
ものもある、我遺聞をうけたまはりしことがある、哲は知なり、哲ある先哲王、孟子に自湯至武丁、賢聖之君六七作とあり、盤庚祖乙祖甲の類なり、迪畏は、ふんで天を恐る、小民におそるゝなり、天をおそれて其

徳の民にあらはるゝなり、論語の畏天、これなり、ふんで天顯の小民をおそる、天顯は、天のあきらかなる道、天の顯道をおそれ、民の反服をおそれるなり、大禹謨に可畏非民とあり、召誥に願畏于民衆とあり、經德は徳をかはらずおこなふこと、孟子に經德、平日の行事、庸徳も同じ、咸有一徳に夏王弗克庸徳とあり、哲は智慧のふかいこと、愚昧なることをせず思慮工夫してなざるゝなり、帝乙はよくない天子、史記には雷にうたるゝことを載てあり、左傳文公二年に宋祖帝乙鄭祖厲王猶上祖也とあり、これは惡王なれども、尊ばねばならぬことを云ふなり、多士に自成湯至于帝乙、罔不明徳とあり、これは紂に對して、惡王なれどもよくしたるものなり、紂は天下を亡し、帝乙は亡さぬからよい所あるなり、成王畏相王道成就した輔相の臣をうやまひおそれ玉ふなり、大雅成王之孚と云ふことあり、御はとる也、厥業有恭は、君をたすけうやまひて、君のことを大切にす、孟子の離婁に、故曰、責難於君、謂之恭、陳善閉邪、謂之敬とあり、これは、しにくきことをも、なされいよとすゝむるなり、不敢自暇自逸は、天子も宰相も明徳を天下

に顯はさんとするが、開暇のいとまがない、注の其輔佐の三字けつるべし、酒をのむいとまがない、注の崇聚は、わるい、たつとばんや也、これはよいことじやと、酒を飲むことを、うやまひ尊ばぬなり、越在外服は、越は於也、在外服は、畿内より外の諸侯を云なり、侯甸男衛邦伯五服を云ふなり、言皆化湯畏相之徳は剛るべし、此は酒をのまぬことを云ふなり、何もかゝりあひがない、在內は畿内の諸侯なり、百僚は百官、庶尹は、もろくのつかさ役人、惟亞は、家老の次のもの、服は、服事にて奔走服事して事を行ふ人、宗工は、重き役人と云ふこと、注の服事尊官亦不自逸は剛るべし、百姓は百官にする、里居は致仕して知行所に居るもの、老人になりて引こみたるもの、又町人百姓と云ふことなり、里は都のうちにも田舎にても云ふ、二十五軒あれば里じや、今の一町を見るやうなるものなり、敢は決して酒に湫するものはない、上も有徳でつとめ玉ふ故、すぎ開暇がない、下も亦つとめせはしくて、いとまがない、それから町人百姓も、つとめていとまがない、それ故、酒など飲てあそびては居らぬ、惟助成王は、内にては臣下たすけて君の王道を



成就すれば、王の徳顯はれる、外萬人を正には、上の法則をよく慎み守らする故、酒を飲でさわぐことはいない、注の必正身敬法其身正不令而行は、わるい、人を正すには、己を慎むなり、此は効を云ふことにて、行を云ふにはあらず、徳を顯はすは、君をたすけ効、祗辟は下をさめる効じや、

我聞亦惟曰、在今后嗣王酣身、厥命罔顯于民、祗保越怨不易、誕惟厥縱、淫泆于非彝、用燕喪威儀、民罔不盡傷心、惟荒腆于酒、不惟自息、乃逸、厥心疾、狼不克畏、死、辜在商邑、越殷國、滅無罹、弗惟德馨香、祀登聞于天、誕惟民怨、庶群自酒、腥聞在上、故天降喪于殷、罔愛于殷、惟逸。

天非虐惟民自速辜

【古註本】我聞亦惟曰、在今后嗣王酣身、嗣王紂也、酣樂其身、不愛政事、厥命罔顯于民、祗保越怨不易、言紂暴虐、施其政令於民、無顯明之德、所敬所安、皆在於怨、不可變易、誕惟厥縱、淫泆于非彝、用燕喪威儀、民罔不盡傷心、紂大惟然痛傷其心、惟荒腆于酒、不惟自息、乃逸、言紂大厚於酒、晝夜不念、自息、乃過差、厥心疾、狼不克畏、死、紂疾狼其心、不能畏死、言無忌憚、辜在商邑、越殷國滅無罹、紂聚罪人、在都邑而任之、於殷國滅亡、無憂懼、弗惟德馨香、祀登聞于天、誕惟民怨、紂不念、發聞其德、使祀見享、升聞於天、天行淫虐、惟爲民所怨、答庶群自酒、腥聞在上、故天降喪于殷、罔愛于殷、惟逸、紂衆羣臣、用酒沈荒、腥聞在上、故天下喪亡於殷、無愛於殷、惟以紂奢逸故、天非虐惟民自速辜、言凡爲天所亡、天非虐民、惟民所行惡、自召罪、此から、殷紂のわるいことを云ふなり、異なるやう

なる文章なれども、法はきつと書きたるものなり、これは甚だ讀にくきもの、莊子は句つらはよけれども、事はすめぬものなり、我うけたまはるに、かやうなことがある、我聞云々なり、嗣王は殷紂なり、酣身は、我身を酒びたしにすること、大日經の住心品は、よくこれに似たり、すめにく、よみがたきものなり、紂が其身を酒びたしにすること、それ故に號令政令の其徳の民にあらはるゝことはなく、わるいことばかりある、祗保のつゝしむ所やすんずる所、うらみらるゝことばかりして、改かはることがない、牧誓に乃惟四方之多罪、逋逃是崇、是長是信、是使、これ愛護することを、人にかけて云ふなり、又祗うやまふ人をも云ふなり、非彝は、常法にかなはぬ不法と云ふこと、不法を、ほしいまゝにする、用燕安鴆毒とは管仲の語なり、酒燕遊興をする故、威儀を亡す、詩經に敬爾威儀、天命不又、小とあり、賓之初筵に、威儀之喪、此とはつくせり、民罔不盡傷心は、民のいたみなげくなり、遂に天下を亡すであらうと、いたみなげくなり、盡は、盡の字のあやまりにてあるべきなり、腆、典通じさせて、つねにすると讀するがよい、長夜の

飲を云ふなり、酒をつねにしてやむることを思はず、酒びたしになりて居る、これをやめやうとも思はぬ、其心疾、狼、疾は善をにくむこと、狼は善にもとること、人が異見など云ふと、それには順はず、にくみもどる、さあるときは、始終は殺されるやうになるをおそれぬ、莊子漁父の聞諫愈甚、謂之狼、これが妙なり、罪は商邑にあるを、誰うれひおそるゝものものない、酒を飲てわるいことをする罪が、商邑にあると云ふこと、注はわるい、己が徳がよくて、徳の香しきが徹して、鬼神がうける、それをも思はず、馨香から引ばつて腥を云ふなり、わるいにはひが天へ聞えるなり、呂刑に上帝監民、罔有馨香、刑發聞惟腥とは、刑罰にて云ふなり、此は酒を云ふなり、君陳に黍稷非馨、明德惟馨とあり、徳のかんばしきは、祭りを云ふなり、左傳桓公六年に奉酒醴以告曰、嘉粟旨酒、謂其上下皆有嘉德、而無違心也、所謂馨香、無譌慝也とあり、國語の周語にはながく書てある、國之將興、其君濟明衷正、精潔惠和、其德足以昭、其馨香、其惠足以同、其民入神饗而民聽、國之將亡、其君貪昌辟邪、淫佚荒怠、蕩穢暴虐、其政腥臊、馨香不登、紂の惡



行が天に開えて、天も御愛しなされぬは、いかんと云ふと、逸なればなり、酒ばかり飲たわるいことばかりする故、自ら罪をまねく、人よりするではない、多方乃惟爾自速辜とあり、

王曰、封、予不惟若茲多誥、古人有言曰、人無於水監、當於民監、古賢聖有言、人無於水監、當於民監、視水見己形、視民行事、見吉凶、今惟殷墜厥命、我其可不、大監撫于時、今惟殷墜厥命、我其可不、大監撫于時、

【古註本】王曰、封、予不惟若茲多誥、我不惟若此多誥、汝我親行之、古人有言曰、人無於水監、當於民監、古賢聖有言、人無於水監、當於民監、視水見己形、視民行事、見吉凶、今惟殷墜厥命、我其可不、大監撫于時、今惟殷墜厥命、我其可不、大監撫于時、これは讀めぬ所なれども、王安石がよく讀んだ、我親行之の注はわるい、誤りなり、多方君夷に五度出るなり、多誥は長口上を云ふて、つげることと云ふには、あらず、むだ口上を云ふにはあらず、と云ふこと、む

だ口上に従はず、短く古人の語二句にて云んと云ふ也、水にては形貌の見ゆるものなり、己が吉凶善悪は民で知れる、殷も酒を飲まぬときは、六百年繁昌した、紂が酒を飲みし故に亡びたるなり、殷紂長夜の飲をなしたるより、今これ命をおとした、撫時、ときをなでざるべけんやとも、阜陶謨に撫于五辰庶績其凝、又撫順なり、辰は十二月の節、節にしたかふときに用ふ、殷の存亡に従はねばならぬ、監みれば、奢りの人は亡るから、これに従はねばならぬ、時は古人の言、監るのことをさすなり、古人の民に監るの言に従はざらんや、古人の言に従ふと云ふこと、

予惟曰、汝勅、茲殷獻臣、侯甸男衛、矧太史、友、内史、友、越、獻臣、百宗、工、矧惟爾、事服、采、矧惟若、疇、圻、父、薄、違、農、父、若、保、宏、父、定、辟、矧、汝、剛、制、于、酒、

【古註本】予惟曰、汝勅、茲殷獻臣、勅、固也、我惟

告汝曰、汝當固慎、殷之善臣、信用之、侯甸男衛、矧太史、友、内史、友、侯甸男衛之國、當慎接之、況太史、内史、掌國典法、所賓友乎、越、獻臣、百宗、工、矧惟爾、事服、采、於、善、臣、百、尊、官、不、可、不、慎、況汝、身、事、服、行、美、道、服、事、治、民、乎、矧、惟、若、疇、圻、父、薄、違、農、父、圻、父、司、馬、農、父、司、徒、身、事、且、宜、敬、慎、況、所、順、疇、咨、之、司、馬、乎、況、能、迫、廻、萬、民、之、司、徒、乎、言、任、大、若、保、宏、父、定、辟、矧、汝、剛、制、于、酒、宏、大、也、宏、父、司、空、當、順、安、之、司、馬、司、徒、司、空、列、國、諸、侯、三、卿、慎、擇、其、人、而、任、之、則、君、道、定、況、汝、剛、斷、於、酒、乎、

勅は、力を用る味がある故、かたきなり、茲は、つゝしみ戒る也、かたく酒を飲ませぬがよい、注の信用之の三字わるし、くれぐれも酒を飲ますことを、かたく戒しめて、飲ませぬがよい、獻臣ばかりでは無い、諸大名にまで飲ませぬがよい、政事にあづかるもの當戒、飲酒註の典法は、六典八法のことなり、賓友は、賓客朋友同前にあしらふべき役人どもじや、注の慎の下に不可不慎酒と云ふ字がある、况汝身事以下剛るべし、汝身は役人にて云ふなり、服采は、よき

ことを行ふ、徳を以て位に居る、三公坐論道、道徳を君へ教ふる、服采は才能を以て職事を行ふものなり、又服采は格式、服采は職分の尊き人、別して酒をつゝしまねばならぬ、疇は事と疇と對するなり、そこもとの同輩する大名三人の家老、圻父は司馬なり、詩經、圻父とかく、畿内の兵馬を司る、左傳昭公十三年に祭公謀父の祁招の詩あり、圻は五畿内の畿の字と同、國さかひと云ふ字なり、薄、違は、道に違ひたるものをせまり追ひ拂ふ役なり、農父は司徒なり、漢の大司農は、今の御勘定、司徒は御勝手役、教へを司るとる役人なり、司徒司農一なり、人の性に若てやすんじたがふ、注の身事以下剛るべし、宏父は司空にて土地と普請を主る、家居田地のわり方を主る、定辟は法則を定むる、國さかひ田地の經畫する注の當順安之は剛るべし、康叔は大名じやから、三卿を云ふなり、慎擇其人而任之は剛るべし、矧んや、ましていはんや、其方は、なほさら、つゝしまねばならぬと云ふなり、

厥或誥曰、羣飲、勿伏、盡執、拘以歸、于周、予其殺、又惟、殷之迪、諸



臣惟工乃洒于酒勿庸殺之姑  
惟教之有斯明享乃不用我教  
辭惟我一人弗恤弗蠲乃事時  
同于殺王曰封汝典聽朕恣勿  
辨乃司民洒于酒

【古註本】厥或誥曰羣飲汝勿佚其有誥汝曰民羣聚飲酒不用上命則汝收捕之勿令失也盡執拘以歸于周予其殺盡執拘羣飲酒者以歸於京師我其擇罪重者而殺之又惟殷之迪諸臣惟工乃洒于酒勿庸殺之又惟殷家蹈惡俗諸臣惟衆官化紂日久乃沈湎於酒勿用法殺之姑惟教之有斯明享以其漸染惡俗故必三申法令且惟教之則汝有此明訓以享國乃不用我教辭惟我一人弗恤弗蠲乃事時同于殺汝若忽怠不用我教辭惟我一人不憂汝乃不潔汝政事是汝同於見殺之罪王曰封汝典聽朕恣汝當常聽念我所慎而篤行之勿辨乃

司民洒于酒辨使也勿使汝主民之吏洒於酒言當正身以帥民

勿佚は、のがすな残さずしはれとなり、唐にては、常により合て酒を飲むことを禁するなり、いかんと云ふと、謀叛人をうたがふなり、歸于周は、京へさし出せ、われそれ殺さんと嚴重に仰せらるゝなり、我其擇罪重者而殺之の法はわるきなり、これは皆殺すと云ふは、餘りひとことから、注者がかく書きたるなり、又殷の者どもは、紂のわるい風に化して飲から、それは殺されぬ、姑惟教之とあるが如く、酒を飲むと、身を亡し國を喪ふに至るから、飲まぬがよいと教ゆるがよい、若しさやうに心を用ひたならば、これ明かに永く國を享ること有べきなり、康誥聽朕告汝乃以殷民世享と同意なり、朱註はわるい、乃不用我教辭とは、若しかく教る教を汝用ひずんば、惟我一人とは、成王の自から仰せらるゝこと、國民をうれひざるなり、汝亦汝が事の政事を、いさぎよくせず濁亂すると云ふものなり、さらば、これ手を下して殺さずとも、殺すに同じからんと仰せらるゝなり、恣は戒愼なり、酒は飲はわるいと自らも戒しめ、人にも飲さぬが

よい、勿辨以下を、王安石は其方せわやかす置ておくと、役人が酒を飲む、己に飲むときに言ひわけをしては、すまぬぞ、事のやぶれ出来て言ひわけする日には、役に立ぬぞと云ふ、東坡は、わかつ事なくんばとよむ、これは辨別してよい、役人を擇まざれば、民が酒びたしになるであらうから、役を擇ぶがよいと云ふ、又呂東萊は言わけをするに及ばぬ、殷の民はもとより酒を飲むと云ふことにすると云ふと、古注は辨を便と讀たるが、もとよりさやうの例なきなり、

梓材第十三

これも、やはり康誥の中にて、文中に梓材のたとへあるより、かく名つけたるなり、

梓材

【古註本】梓材告康叔以為政之道亦如梓人治材

王曰封以厥庶民暨厥臣達大

家以厥臣達王惟邦君汝若恒  
越日我有師師司徒司馬司空  
尹旅曰予罔厲殺人亦厥君先  
敬勞肆徂厥敬勞肆往姦宄殺  
人歷人有肆亦見厥君事戕敗  
人有

【古註本】王曰封以厥庶民暨厥臣達大家言當用其衆人之賢者與其小臣之良者以通達卿大夫及都家之政於國以厥臣達王惟邦君汝當信用其臣以通王教於民言通民事於國通王教於民惟乃國君之道汝若恒越日我有師師汝惟君道使順常於是日我有典常之師可師法司徒司馬司空尹旅曰予罔厲殺人言國之三卿正官衆大夫皆順典常而曰我無厲虐殺人之事如此則善矣亦厥君先敬勞肆徂厥敬勞亦其爲君之道當先敬勞民故汝往治民必敬勞來之肆往姦宄殺人歷人有以良當